

令和 3 年度
学生便覧

National Institute of Technology(KOSEN),

Suzuka College

国立高等専門学校機構
鈴鹿工業高等専門学校

校 歌

山口 哲子 作詞
大橋 博 作曲

楽しく流れるように ♩ 72

た か き の さ い ほう そ び え て や ま あ り そ び え て や ま あ り

6 *f* *dim.* *f*

そ の や ま の な を い た だ き て そ の や ま の な を ほ こ り と す

11 *cresc.* *f*

す ず か こう せん す ず か こう せん

一

高き野西方
聳えて山あり
その山の名をいただきて
その山の名を誇りとす

(鈴鹿高専)
(鈴鹿高専)

二

海ある東方
さし来る光に
さが来る光に
かがやくよ若人われら
かがやくよ学問の道

(鈴鹿高専)
(鈴鹿高専)

三

集まる若人
清くて正しく
吹く風まともに
ひるがえるわれらが国旗
ひるがえるわれらが校旗

(鈴鹿高専)
(鈴鹿高専)

四

集まる若人
秩序の中にて
自由をよるこび
鍛えらる海のほとりに
鍛えらる山の風に

(鈴鹿高専)
(鈴鹿高専)

鈴鹿工業高等専門学校基本理念

鈴鹿工業高等専門学校は、建学の精神を踏まえ、未来を展望し、次のとおり教育理念と養成すべき人材像を定める。

使命

本校は、技術者養成に関する地域の中核的教育機関として我が国の産業の発展を支え、グローバルに活躍する人づくりと、新しい価値の創造により広く地域と社会の発展に貢献する。

教育理念

- (1) 広い視野から価値判断ができ、技術者精神を備えた豊かな人間性を涵養する。
- (2) 科学技術に関する高い専門知識と技術に基づく深い洞察力と実践力を育成する。
- (3) 未知の問題に果敢に挑み、新たな価値を創造する力を育てる。
- (4) 心身を鍛え、己を確立し、自ら未来を切り拓く力を育てる。

養成すべき人材像

- (1) 生涯にわたり継続的に学修し、広い視野と豊かな人間性をもった人材
- (2) 高い専門知識と技術を有し、深い洞察力と実践力を備えた人材
- (3) 課題探求能力と問題解決能力を身につけた創造性豊かな人材
- (4) コミュニケーション能力に優れ、国際性を備えた人材

鈴鹿工業高等専門学校教育目標

○教育に関する目標

＜学科教育＞

教育方針

5年一貫の教養教育及び実践的工学教育により、創造性豊かな実践的技術者として将来活躍するための基礎的な知識と技術及び生涯にわたり学習する力を身に付けた人材を育てる。

教養教育の目標

豊かな人間性と社会性を涵養し、広い視野からの問題把握と価値判断ができる力を培う。また、自然科学及び情報処理の知識を習得させるとともに、英語によるコミュニケーション能力を育成する。

専門教育の共通目標

準学士課程の教育を実施し、高い専門知識と豊富な実験技術を養う。

機械工学科の目標

機械工学に関する理論と知識（材料と構造、運動と振動、エネルギーと流れ、情報と計測・制御、設計と生産、機械とシステム等）、実験技術を習得させるとともに、応用・展開力、創造性を養う。

電気電子工学科の目標

電気電子工学に関する理論と知識（電気磁気学、電気・電子回路、エネルギー・電気機器、物性・デバイス、計測制御、情報・通信）並びに全学年にわたって系統的に配置した実験・実習科目により実践的な技術を習得させ、創造性を養う。

電子情報工学科の目標

電子情報工学に関する理論と知識（電気磁気学、電子回路、電子工学、電子制御、ソフトウェア工学、計算機工学、情報通信ネットワーク等）及び実験技術並びにそれらの融合化技術に関する知識を習得させるとともに、創造性を養う。

生物応用化学科の目標

化学に関する理論と知識（無機化学系科目、有機化学系科目、分析化学系科目、生物化学系科目、物理化学系科目等）及び応用化学あるいは生物工学に関するコース別専門知識（工業化学系科目、化学工学系科目、設計・システム系科目、環境工学系科目、細胞工学系科目、遺伝子工学系科目、生体材料工学系科目等）並びに豊富な実験技術を習得させるとともに、創造性を養う。

材料工学科の目標

材料工学に関する理論と知識（材料の物理と化学、材料の構造・設計・物性・機能、製造プロセス等）及び豊富な実験技術を習得させるとともに、それらを応用して材料に関連する諸問題を解決できる創造性を養う。

＜専攻科教育＞

教育方針

（１）幅広い基礎技術と高度な専門知識を有し、広い視野から社会の変化に的確に対応で

- きる技術者を育成する。
- (2) 新しい価値を創造する力を備え、研究開発能力、課題探求能力を有し、社会に貢献できる意欲的な技術者を育成する。
 - (3) 社会に対する責任を自覚でき、優れた倫理観をもった技術者を育成する。
 - (4) 日本語及び英語によるコミュニケーション能力をもった技術者を育成する。

総合イノベーション工学専攻の教育目標

より高度で幅広い専門知識や創造力、判断力を身に付け、科学技術の分野でグローバルに活躍できる実践的技術者を育てる。また、研究開発能力、課題探求・問題解決能力、技術者倫理を含む総合的判断力、英語によるコミュニケーション能力の育成を図り、技術開発の場で新たな価値を創造する力を育てる。

(環境・資源)

地球温暖化や酸性雨に代表される環境問題、自然環境破壊抑制のための環境保全、バイオマス・鉱物・水・生物・海洋等各種天然資源の有効利用、環境調和型資源リサイクルによる循環型社会の構築等を行うために、機械・電気・電子、情報・通信、生物、化学、材料等の幅広い分野の中から複数の分野を融合・複合させた分野横断的教育プログラムで達成される能力を身につけた創造的実践的技術者を養成する。

(エネルギー・機能創成)

次世代の新エネルギー開発、その安定供給、輸送や利用における効率化や関連機能材料等に関わる技術開発を行うために、機械・電気・電子、情報・通信、生物、化学、材料等の幅広い分野の中から複数の分野を融合・複合させた分野横断的教育プログラムで達成される能力を身につけた創造的実践的技術者を養成する。

(ロボットテクノロジー)

自身の専門分野を軸としてロボットを構成する技術を高度化し、イノベーションの創出や革新的な応用技術を社会に還元するために、機械・電気・電子、情報・通信、生物、化学、材料等の幅広い分野の中から複数の分野を融合・複合させた分野横断的教育プログラムで達成される能力を身につけた創造的実践的技術者を養成する。

(先端融合テクノロジー連携教育プログラム)

本校専攻科と国立大学法人豊橋技術科学大学がそれぞれの強みをもつ教育資源を有効に活用しつつ、教育内容の高度化を図り、実践的・創造的能力を備えた指導的技術者を養成する。

<学習・教育到達目標>

教育理念、養成すべき人材像、教養教育の目標、専門教育の目標などを統合し、学生が身に付けるべき姿勢・知識・技術・能力を、学科（準学士課程）及び専攻科ごとの「学習・教育到達目標」として別に定める。

○学生への支援に関する目標

豊かな人間性、健全な心身及び確かな自己実現を図るため、学生の学習活動や課外活動等への参加を促進し、未来を自ら切り拓く力を引き出せるよう修学上及び生活上の支援を行うとともに、学生の進路指導支援体制の充実を図る。

また、各種奨学金制度など学生支援に係る情報の提供体制を充実させ、さらに、学生の就職活動を支援する体制を充実し、学生一人ひとりの適性と希望にあった指導を行う。

求める入学志願者像

ーアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）からー

○学科

- (1) 中学における学習内容をしっかりと理解している人
- (2) 数学や理科に興味を持ち、科学の発展に夢を持っている人
- (3) 何事にも積極的に挑戦する意欲があり、自ら進んで学習できる人
- (4) 他人を思いやり、協調していける人

○第4学年編入学

- (1) 科学技術に興味を持ち、その発展に夢を抱く人
- (2) 工学を学ぶ上で基礎となる知識を身につけている人
- (3) 何事にも積極的に挑戦する意欲があり、継続的に自己学習できる人
- (4) 論理的に物事を考えることができる人
- (5) コミュニケーション能力と協調性を身につけている人

○留学生

- (1) 科学技術に興味を持ち、その発展に夢を抱く人
- (2) 工学を学ぶ上で基礎となる知識を身につけている人
- (3) 何事にも積極的に挑戦する意欲があり、継続的に自己学習できる人
- (4) 論理的に物事を考えることができる人
- (5) 日本語と日本文化に興味と関心を抱く人

○専攻科

- (1) 科学技術の発展に寄与する意欲のある人
- (2) 自らの向上をめざして継続的に自己学習を行う意欲・適性のある人
- (3) 論理的に物事を考える適性を持つ人
- (4) 豊かな想像力を持ち、何事にも積極的に挑戦する意欲・適性のある人
- (5) 広い視野を持ち、将来、国際社会で活躍する意欲・適性のある人

まえがき

この学生便覧は、学生のみなさんが有意義な学生生活を送るための「手引書」となるものです。読みやすく、持ち運びにも便利な B5 版となっています。また、使いやすく、理解しやすいように工夫されています。

前半部分では、今年度の行事予定をはじめ、「学生生活」、「鈴鹿高専の教育」、「学生会」、「学寮」、「専攻科」の各項目について、わかりやすく解説しました。後半部分は、学生のみなさんにとって必要なルール集で、学則・諸規則を集めたものとなっています。前半部分で知りたい項目について概要をつかんだ後、後半部分の規則集で詳細な内容を確認して下さい。さらに、最後の部分には、鈴鹿高専の沿革（変遷）、教職員の校務分担、学校内の施設の配置図などの資料を置きました。

この学生便覧は、平成 16 年 4 月 1 日、鈴鹿工業高等専門学校が独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校となったのを契機に、平成 17 年度に大幅な改訂が行われて出来上がったものです。そして、多くの教職員と関係学生諸君の協力を得て、学生のみなさんに「理解しやすく、役立つものを」という考えで作成・改訂されてきました。何度も検討が重ねられて出来上がったものです。しかし、もし誤りや理解しにくい部分など、気づかれたことがありましたら、学生課教務係までお知らせください。今後のさらなる改訂に向けて、参考にさせていただきます。

この学生便覧は、みなさんの学生生活をサポートするものです。どうか、大切に取り扱い、有効活用をすることで、有意義で、楽しく、健康的な学生生活を送ってください。

目 次

校歌

鈴鹿工業高等専門学校基本理念

鈴鹿工業高等専門学校の教育目標

求める入学志願者像

まえがき

目次

令和3年度行事予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

学生生活

1	学科学生生活の指針・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2	通学および交通安全について・・・・・・・・	13
3	施設の紹介および利用の方法	
3.1	図書館・・・・・・・・・・・・・・・・	14
3.2	情報処理センター・・・・・・・・	16
3.3	クリエーションセンター・・・・・・・・	17
3.4	第1体育館および第2体育館・・・・・・・・	18
3.5	共同研究推進センター・・・・・・・・	19
3.6	青峰会館(売店および軽食堂)・・・・・・・・	19
4	学生支援室について・・・・・・・・	20
5	キャンパスハラスメントについて・・・・・・・・	21
6	いじめについて・・・・・・・・	23
7	証明書等の手続きについて・・・・・・・・	24
8	奨学制度・・・・・・・・	26
9	入学料・授業料の免除（高等教育の修学支援新制度） 【主に第4・第5学年及び専攻科学生】・・・・・・・・	27
10	高等学校等就学支援金制度【第1～第3学年対象】・・・・・・・・	28
11	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度・・・・・・・・	29
12	傷害共済会補償制度について・・・・・・・・	31
13	服装について・・・・・・・・	31
14	通学に関する留意点・・・・・・・・	32
15	ゴミ（一般廃棄物）の分別方法・・・・・・・・	33
16	災害時の対応について・・・・・・・・	34

鈴鹿高専の教育

1	鈴鹿高専の教育の特長	3 5
2	学習・教育到達目標	3 6
3	ディプロマポリシー	3 8
4	授業時間割（時間帯）	4 0
5	進級・卒業するためには	4 0
6	成績順位の決めかた	4 3
7	欠席、公欠および台風による休業について	4 4
8	学級室長、副室長、日直の役割	4 4
9	転科について	4 5
10	授業以外の創造的な活動について	4 5
11	インターンシップについて	4 7
12	資格試験等の単位認定	4 7
13	卒業研究について	4 7
14	鈴鹿高専への編入学制度について	4 8
15	学生の国際交流	4 8
16	卒業後の進路	4 9

学生会

1	学生会の仕組み	5 1
2	学生会の経費	5 2
3	クラブ活動	5 3
4	同好会活動	5 3
5	対外試合・合宿（合同練習）の手続き	5 4

学寮

1	学寮（青峰寮）について	5 7
2	入寮に関する原則	5 7
3	学寮での生活	5 8
4	寮生活のルール	5 9

専攻科

1	専攻科の教育方針	6 1
2	専攻科の教育	6 1

学則・諸規則

1 学則及び学生準則等

(1) 学則

- ・ 本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 5
- ・ 教育課程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 0
- ・ 教育課程系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 4
- ・ 学習・教育到達目標の達成度評価基準・・・・ 1 1 4

(2) 学生準則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 0

(3) 学生心得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 5

(4) 情報セキュリティ学生規程・・・・・・・・・・・・ 1 2 7

(5) 下宿取扱要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 1

(6) 学生の自転車使用に関する要項・・・・・・・・ 1 3 1

(7) 自動車等による通学許可基準・・・・・・・・ 1 3 2

2 教務関係

(1) 授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則・・ 1 3 4

(2) 学業成績評価基準・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 5

(3) 成績順位の付け方に関する取扱いについて・・・・・・・・ 1 3 7

(4) 他学科の授業科目の履修及び単位の修得に関する規則・・ 1 3 8

(5) 学則第29条に規定する「文部科学大臣が別に定める学修」

による単位認定等に関する規則・・・・・・・・ 1 3 9

(6) 課題研究の取扱いについて・・・・・・・・・・・・ 1 4 5

(7) 特別講義の取扱いについて・・・・・・・・・・・・ 1 4 6

(8) 創造工学演習の取扱いについて・・・・・・・・・・・・ 1 4 7

(9) インターンシップの履修に関する規則・・・・・・・・ 1 4 7

(10) インターンシップ実施要項・・・・・・・・・・・・ 1 4 8

(11) 海外語学実習実施要項・・・・・・・・・・・・ 1 4 9

(12) 卒業認定に関する規則・・・・・・・・・・・・ 1 5 0

(13) 追認試験に関する規則・・・・・・・・・・・・ 1 5 0

(14) 卒業研究報告要領・・・・・・・・・・・・ 1 5 1

(15) 公的理由等による欠席の取扱基準・・・・・・・・ 1 5 3

(16) 学生工場見学実施要領・・・・・・・・・・・・ 1 5 4

(17) 台風等の場合における休業の取扱いについて・・・・ 1 5 5

(18) 転科の許可に関する規則・・・・・・・・・・・・ 1 5 5

3 学生支援関係

(1) 学生支援室規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 7

(2) 鈴鹿工業高等専門学校いじめ防止等基本計画・・・・ 1 5 9

4 寮務関係	
(1)学寮運営規則	1 6 6
(2)学科寮生心得	1 6 7
5 図書館関係	
(1)図書館利用規則	1 7 0
6 施設・設備利用関係	
(1)青峰会館使用心得	1 7 2
(2)クリエーションセンター利用内規	1 7 3
(3)情報処理センター利用内規	1 7 5
(4)共同研究推進センター利用内規	1 7 6
7 学生会関係	
(1)学生会規約	1 7 9
(2)同好会規約	1 8 2
8 専攻科関係	
(1)専攻科学生準則	1 8 3
(2)専攻科学生心得	1 8 4
(3)専攻科の修了認定に関する規則	1 8 5
(4)専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則	1 8 6
(5)先端融合テクノロジー連携教育プログラムの実施に関する規則	1 8 8
(6)専攻科成績順位の付け方に関する取扱いについて	1 9 0
(7)専攻科学生に係る公的理由等による欠席の取扱いについて	1 9 0
9 グローバルエンジニアプログラム関係	
(1)グローバルエンジニアプログラム規則	1 9 1
(2)グローバルエンジニアプログラム取扱規則	1 9 1
鈴鹿高専の沿革と組織等	
1 沿革	1 9 5
2 校務分担	1 9 6
3 校内教員室等配置図（略図）	1 9 8

令和3年度 行事予定

(行事は変更されることがあります。最新の行事予定は本校HPで確認してください)

4月			5月		
曜	学 科	専攻科	日曜	学 科	専攻科
1 木	春季休業(4日まで)	春季休業(4日まで)	1 土		
2 金			2 日		
3 土	入寮(3学年～5学年)		3 月	憲法記念日	憲法記念日
4 日	入寮(1学年～2学年)	入寮	4 火	みどりの日	みどりの日
5 月	入学式 写真撮影<1年> オリエンテーション<全>	入学式 写真撮影<1年次> オリエンテーション<全>	5 水	こどもの日 開寮	こどもの日 開寮
6 火	身体測定<全> 写真撮影<1年以外>	身体測定<全> 写真撮影<2年次>	6 木		
7 水	新入生学力テスト<1年>、学力テスト<2年> 第1回TOEIC-IP試験	第1回TOEIC-IP試験	7 金		
8 木	前期授業開始 図書館事務補佐員辞令交付式	前期授業開始	8 土		
9 金			9 日		
10 土			10 月		
11 日			11 火		願書受付<推薦・社会人>(14日まで)
12 月			12 水	男子内科検診<3年、4年、5M、5E、5I>	
13 火			13 木		
14 水	男子内科検診<1年、2年、5C、5S>	男子内科検診<全>	14 金		
15 木	避難訓練(寮)		15 土		
16 金			16 日		
17 土			17 月		
18 日			18 火		
19 月			19 水	女子内科検診<全>	女子内科検診<全>
20 火			20 木		
21 水	歯科検診<3年>		21 金		
22 木	新入生校内研修<1年>		22 土		入学試験(推薦・社会人)
23 金	新入生校内研修<1年> 学外研修<2年>		23 日		
24 土			24 月		
25 日			25 火		
26 月			26 水	歯科検診<4年>	
27 火			27 木		
28 水	開校記念日 閉寮	開校記念日 閉寮	28 金		合格発表(推薦・社会人)
29 木	昭和の日	昭和の日	29 土		
30 金	一斉休業日	一斉休業日	30 日		
			31 月		

・5学年保護者懇談会(3月から随時)
・学習・教育到達目標の達成度評価アンケート<2～5年>

・前期二輪・四輪通学許可者安全運転講習会
・進学手続き説明会<5年>
・インターンシップ説明会<4年>

・学習・教育到達目標の達成度評価アンケート<2年次>

・進学手続き説明会<2年次>
・インターンシップ説明会<1年次>

・紀要原稿募集

・リーダーシップセミナー
・授業料免除申請説明会

令和3年度 行事予定

(行事は変更されることがあります。最新の行事予定は本校HPで確認してください)

6月				7月			
	曜	学 科	専攻科		曜	学 科	専攻科
1	火		願書受付<学力>(4日まで)	1	木		
2	水			2	金		
3	木	前期中間試験(9日まで)		3	土		
4	金			4	日		
5	土			5	月		
6	日			6	火	願書受付<編入学>(9日まで)	
7	月			7	水		
8	火			8	木		
9	水			9	金		
10	木			10	土		
11	金		入学確約書提出期限<推>	11	日		
12	土			12	月		
13	日			13	火		
14	月			14	水		
15	火			15	木		
16	水	歯科検診<1年> 第1回進学ガイダンス<4年>		16	金		
17	木			17	土		
18	金			18	日		
19	土		入学試験<学力>	19	月		
20	日			20	火		
21	月			21	水	防災訓練	
22	火			22	木	海の日	海の日
23	水	歯科検診<2年> 第2回TOEIC-IP試験	第2回TOEIC-IP試験	23	金	スポーツの日	スポーツの日
24	木			24	土		
25	金		合格発表<学力>	25	日		
26	土			26	月		
27	日			27	火		
28	月			28	水		
29	火			29	木		
30	水			30	金		
				31	土	授業予備日	授業予備日

・学内パテントコンテスト作品募集
・他高専との指導教生交流研修会
・QUテスト(1～5年)

・読書体験記等コンクール作品募集

令和3年度 行事予定

(行事は変更されることがあります。最新の行事予定は本校HPで確認してください)

8月				9月			
日	曜	学 科	専攻科	日	曜	学 科	専攻科
1	日			1	水		
2	月	前期末定期試験(6日まで)	前期末定期試験(6日まで)	2	木	合格発表<編入学>	
3	火			3	金		
4	水			4	土	オープンカレッジ	
5	木			5	日	オープンカレッジ	
6	金	前期閉寮ガイダンス	前期閉寮ガイダンス	6	月	一斉休業日	一斉休業日
7	土	閉寮 前期定期試験予備日	閉寮 前期定期試験予備日	7	火		
8	日	山の日	山の日	8	水		
9	月	振替休日	振替休日	9	木		
10	火	夏季休業(9月26日まで)	夏季休業(9月26日まで)	10	金		
11	水			11	土		
12	木			12	日		
13	金			13	月		
14	土			14	火		
15	日			15	水		
16	月	一斉休業日	一斉休業日	16	木		
17	火			17	金		
18	水			18	土		
19	木			19	日		
20	金		入学確約書提出期限<社会人>	20	月	敬老の日	敬老の日
21	土			21	火		
22	日			22	水		
23	月			23	木	秋分の日	秋分の日
24	火			24	金	入学確約書提出期限<編入学>	入学確約書提出期限<学力>
25	水			25	土	開寮(学年未定)	
26	木	入学試験<編入学>		26	日	開寮(学年未定)	開寮
27	金			27	月	後期授業開始	後期授業開始
28	土	校内ワックスがけ		28	火		
29	日	校内ワックスがけ		29	水		
30	月	一斉休業日 校内ワックスがけ	一斉休業日	30	木		
31	火						

・高専学会

・後期二輪・四輪通学許可者安全運転講習会
・オハイオ州立大学学生派遣
・学級担任・保護者懇談会
・後期始め学寮オリエンテーション

令和3年度 行事予定

(行事は変更されることがあります。最新の行事予定は本校HPで確認してください)

10月				11月			
	曜	学 科	専攻科		曜	学 科	専攻科
1	金			1	月	一斉休業日	一斉休業日
2	土			2	火	一斉休業日	一斉休業日
3	日	第2学年研修旅行(7日まで)		3	水	文化の日 授業実施日	文化の日 授業実施日
4	月			4	木		
5	火			5	金		
6	水			6	土		
7	木			7	日		
8	金			8	月		
9	土	ブックハンティング 全国高等専門学校プログラミングコンテスト		9	火		
10	日	全国高等専門学校プログラミングコンテスト		10	水	第3回TOEIC-IP試験	第3回TOEIC-IP試験
11	月			11	木		
12	火			12	金		
13	水	第3学年研修旅行(17日まで)		13	土		
14	木			14	日		
15	金			15	月		
16	土			16	火		
17	日			17	水		
18	月			18	木	授業予備日	授業予備日
19	火			19	金		
20	水	体育祭(中止の場合(予備日なし)臨時休業)	臨時休業	20	土		
21	木			21	日		
22	金			22	月	後期中間試験(11月26日まで)	
23	土			23	火	勤労感謝の日 授業実施日	勤労感謝の日 授業実施日
24	日	アイデア対決・全国高等専門学校 ロボコンテスト2021 (東海北陸地区大会)		24	水		
25	月			25	木		
26	火			26	金		
27	水	学外研修<1年>		27	土		
28	木			28	日	アイデア対決・全国高等専門学校 ロボコンテスト2021(全国大会)	
29	金	高専祭準備日(授業なし)	授業なし	29	月		
30	土	高専祭(31日まで)		30	火		
31	日	高専祭(31日まで)					

・留学生実地見学旅行

・学位授与申請

・キャリアガイダンス(11月～1月)
・後期校長と学寮役員との懇談会

令和3年度 行事予定

(行事は変更されることがあります。最新の行事予定は本校HPで確認してください)

12月				1月			
	曜	学 科	専攻科	日	曜	学 科	専攻科
1	水			1	土	元日	元日
2	木			2	日	一斉休業日	一斉休業日
3	金			3	月	一斉休業日	一斉休業日
4	土			4	火	仕事始めの式 願書受付＜推薦＞(6日まで)	
5	日			5	水		
6	月			6	木		
7	火			7	金		
8	水	第1回就職指導会＜4年＞	第1回就職指導会＜1年次＞	8	土		
9	木			9	日		
10	金			10	月	成人の日 閉寮	成人の日 閉寮
11	土			11	火	授業再開	授業再開
12	日			12	水	第4回TOEIC-IP試験	第4回TOEIC-IP試験
13	月			13	木		
14	火			14	金	第2回就職指導会＜4年＞	第2回就職指導会＜1年次＞
15	水	就職適性テスト＜4年＞	就職適性テスト＜1年次＞	15	土	入学試験＜推薦＞	
16	木			16	日		
17	金			17	月		
18	土			18	火		
19	日			19	水		
20	月			20	木	読書体験記等表彰式	
21	火			21	金	卒業研究論文提出期限	特別研究論文提出期限
22	水			22	土		
23	木			23	日		
24	金	閉寮	閉寮	24	月		
25	土			25	火		
26	日			26	水	合格発表＜推薦＞	
27	月	冬季休業(1月10日まで) 一斉休業日	冬季休業(1月10日まで) 一斉休業日	27	木		
28	火	一斉休業日	一斉休業日	28	金	卒業研究発表会＜4・5年＞	
29	水	一斉休業日	一斉休業日	29	土		
30	木	一斉休業日	一斉休業日	30	日		
31	金	一斉休業日	一斉休業日	31	月		

・授業料免除申請説明会
・留学生実地見学旅行

・卒業予定者に対する満足度等アンケート
・卒業予定者に対する学習・教育到達目標の
達成度評価アンケート

・特別研究Ⅱ発表会(1/24～2/4)
・修了予定者に対する満足度等アンケート
・修了予定者に対する学習・教育到達目
標の達成度評価アンケート

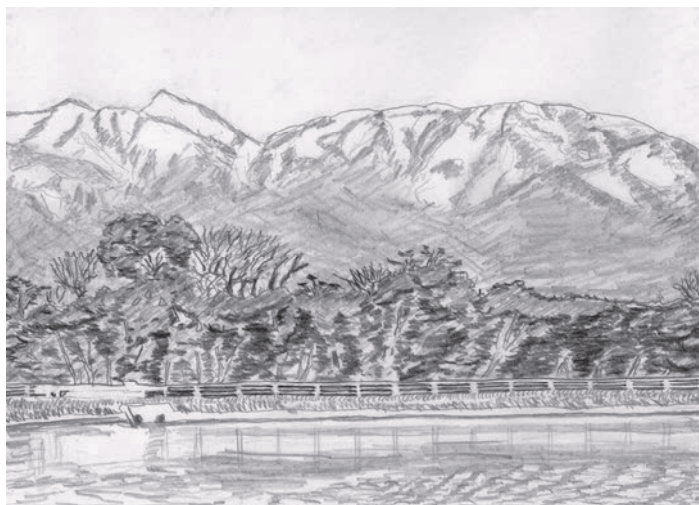
令和3年度 行事予定

(行事は変更されることがあります。最新の行事予定は本校HPで確認してください)

2月				3月			
曜	学 科	専攻科		日 曜	学 科	専攻科	
1 火	授業予備日	授業予備日		1 火			
2 水	学年末試験(8日まで)	学年末試験(8日まで)		2 水			
3 木	願書受付<学力>(9日まで)			3 木	学内企業説明会<4年>	学内企業説明会<1年次>	
4 金	入学手続期限<推薦>			4 金	合格発表<学力>		
5 土				5 土			
6 日				6 日			
7 月				7 月	卒業判定会議	修了判定会議	
8 火	学年末休業前ガイダンス 学年末休業前閉寮ガイダンス 閉寮	学年末休業前閉寮ガイダンス 閉寮		8 火			
9 水	学年末定期試験予備日	学年末定期試験予備日		9 水	追認試験(5年)		
10 木				10 木	修了認定会議		
11 金	建国記念日	建国記念日		11 金			
12 土				12 土	校内ワックスがけ		
13 日				13 日	校内ワックスがけ		
14 月	答案返却日<第5学年>	答案返却日		14 月			
15 火	答案返却日<第1～4学年> 学年末休業<第5学年>(3月31日まで)	学年末休業(3月31日まで)		15 火			
16 水	答案返却日<第1～4学年>			16 水	追認試験(1～4年)		
17 木	答案返却予備日<第1～4学年> 学年末休業<第1～4学年>(3月31日まで)			17 木	追認試験(1～4年)		
18 金				18 金	卒業式・表彰式	修了式	
19 土				19 土			
20 日	入学者選抜<学力>			20 日			
21 月	入学試験<学力>採点			21 月	春分の日	春分の日	
22 火				22 火			
23 水	天皇誕生日	天皇誕生日		23 水			
24 木				24 木	入学予定者オリエンテーション		
25 金				25 金			
26 土				26 土			
27 日				27 日			
28 月				28 月			
				29 火			
				30 水			
				31 木			

・新5学年保護者懇談会(4月まで)
・自己点検・評価報告会
・入学手続期限<学力>(三重県立高校合格者)

学 生 生 活



1. 学科学生生活の指針

学生の基本的な日常生活においては、授業をしっかり受けて基礎学力の向上に努めるべきでしょう。その上で、広い視野と豊かな人間性、創造性、問題解決能力、コミュニケーション能力など、学生の皆さんが将来社会へ出て活躍するためのさまざまな能力や品性を身につけてもらいたいと思います。また、学生会活動、クラブ活動、高専祭、クラス活動、研修旅行など、楽しくも充実した高専5年間の学生生活を送る中で、心豊かな社会人になれるように人間的にも成長してほしいと願っています。

なお、当たり前のことですが、1000余名の学生が自由の中にも快適で規律正しい生活を送るため、一人ひとりの学生が以下のことを十分留意して行動してください。

1. 礼儀や挨拶について

学内では先生や来訪者に対しては挨拶をするとともに、礼を失することのないようにしよう。また、学生間でもお互い挨拶を励行し、人格や個性を尊重し合うことに努めましょう。

2. 身だしなみについて

- (1) 身だしなみの基本は、清潔端正を旨とすることを念頭においてください。染髪、パーマ、ピアス等装身具の着用は鈴鹿高専学生としてふさわしくありません。国立高専の学生として、地域社会や企業等から信頼される態度、姿勢を貫くことを心がけてください。
- (2) 1・2年生は、通常、制服または授業毎に指定された服装を着用することになっています。よって、極端に短いスカート等の着用、およびシャツの裾だしなどをせず、学校指定の制服を正しく着用してください。
- (3) 3～5年生は、学校で指定した学校行事等の場合をのぞき、制服(スーツ)を着用しなくても結構です。ただし、私服着用の場合は学生としての品位を保つよう心がけ、装飾品も含めて身なりが極端に華美にならないよう注意してください。

3. クラブ活動について

- (1) 基本的な体力を養成するためだけでなく、社会生活で必要とされる協同・協調・コミュニケーション能力などを学び、集団としての目的達成に向かう円滑な人間関係を築く能力を身につけるためにも、積極的にクラブ活動に参加することを奨励します。
- (2) 在校生は決められた期日までに次年度のクラブ登録を済ませてください。同好会でも活動したい学生は、同時に登録してください。

4. 学生相談について

勉強や成績、将来の進路、友人関係、その他学生生活を送るうえでの悩み、不安、心配なことがあるときは、深刻にならないうちに学級担任や学生支援室の教職員に相談してください。先生に相談できない悩み事をかかえた学生は、定期的に来られる学外の専門カウンセラーに相談することもできます。保健室を訪ねてください。

5. 施設・設備の使用について

- (1) 校内の施設・設備等の公共物は大切に扱ってください。
- (2) ブラインド・教卓・窓ガラス・ロッカー等備品・設備を汚損、破損したときには、学生課に届け出てください。事情によっては全額又はその一部を弁済してもらうことがあります。
- (3) サッカー、キャッチボール等、通行人あるいは駐車中の車に危害がおよぶ可能性がある

場合は、許可を得た上で、野球場、グラウンドにて実施してください。

- (4) 女子更衣室など特定場所での利用心得ないし警告が守られない場合、使用禁止等の措置をとります。皆さんで気持ちよく利用するためにマナーを守りましょう。

6. 校内の環境美化について

- (1) クラス毎に当番を決めて日常清掃を行い、校内の美化に努めてください。

- (2) ゴミは鈴鹿市のゴミ分別に従って分別してください。

燃やせるゴミ（紙屑、ジュース等飲料水の紙パック、残飯、チョークの粉等）、プラスチックゴミ（ビニール、プラスチック、弁当のパック、発泡スチロール等）、ペットボトル（キャップはプラスチックゴミ）、空きビン（キャップをはずす）、空きカン、燃やせないゴミ（かさ、くつ、金属等）等に分別して実習センター裏のゴミ集積場にまとめて捨ててください。有害ゴミ、資源ゴミ（ダンボールや雑誌等）は、ゴミ集積場に専用の回収場所があります。

- (3) 体育館、武道場、陸上競技場、野球場、テニスコート等各クラブの練習場所及び各クラブの部室の清掃や管理は、その施設等を使用するクラブが責任を持って行ってください。

- (4) 校舎内及び体育館等の女子更衣室では、所持品を整理し、使用する学生が清掃を行ってください。

7. 貴重品・持ち物の管理について

- (1) 金銭・貴重品をはじめ私有物の管理は基本的に自己責任です。学校行事や実験・実習、体育等で教室を離れるときは、貴重品をロッカーに入れ施錠する等、紛失や盗難を防止してください。

- (2) 貴重品等を紛失したり盗難にあった時には、学生支援係に紛失（盗難）届を提出してください。

8. 自転車での通学について

- (1) 道路交通法を守り、交通事故には十分注意して通学してください。

- (2) 通学等に自転車を使用する時は、所定の「自転車使用許可願」を学生支援係に提出し、本校指定のステッカーを自転車後部の泥除けの見やすい所に貼付して下さい。また、学寮生においてはステッカーの上部に学寮指定のシールを貼付してください。

- (3) 校内では自転車は「指定自転車置き場」に置いてください。特に各校舎の入り口近辺は、緊急を要する場合に救急車や消防車等の停車スペースとなります。よって、指定場所以外に置くことは大変な迷惑行為になります。緊急のことを考えて、必ずルールを守ってください。また、路上駐車や近隣の商業施設の駐車場等への無断駐車は、近隣住民の方に大変な迷惑行為となるため、絶対に行わないでください。行った場合は、特別指導の対象となります。

- (4) ステッカーのない自転車および指定場所以外に駐輪された自転車は、学生会通学交通委員会が中心となって、迷惑行為の対象としてチェーンロックすることがあります。

- (5) 自転車の盗難被害を防ぐために二つ以上の鍵を付ける（ツーロック推進運動）など、各自で自転車の管理に十分注意してください。なお、盗難・紛失等にあったときには、学生支援係に紛失・盗難届を提出してください。

- (6) 自転車の無断借用、窃盗などは、社会では許されない反社会的行為です。人間としての基本的資質を欠くものであり、本校においても停学の特別指導を科します。

- (7) 自転車運転においては法律による禁止行為があります。特に、二人乗り、傘差し運転、路側帯における自転車の右側通行、自転車並進可の標識のない道路における並走、携帯電話等の使用や両耳をヘッドフォン等で塞ぐ行為などは自動車、歩行者等との接触事故を起こす可能性を高める危険な法律違反行為です。雨天時は必ず「雨合羽」等を使用する、自転車運転中に携帯電話等を使用しないなど交通ルール、マナーを守り安全運転に努めてください。
- (8) 盗難防止や交通事故防止のため、自転車点検を各自で行ってください。
- (9) 万一交通事故が発生した場合は、直ちに学級担任を経て学生支援係に届け出てください。

9. 二輪車および自動車での通学について

交通事故によって大切な命を失ってほしくありません。そのために以下のルールを守ってください。

- (1) 1・2年生については、原動機付自転車及び自動二輪車の免許取得を慎むこと。
- (2) 3年生以上の学生で二輪車（排気量125cc以下）による通学を希望する学生、4年生以上で自動車による通学を希望する学生は、年度ごとに通学許可申請をしてください。なお、通学許可申請書の提出は半期ごとに受け付けています。詳しい許可基準は学生便覧を参照してください。
- (3) 二輪車や自動車での通学が許可されていない学生が、無断で校内に乗り入れた場合、特別指導の対象となります。卒業研究やクラブ活動等の理由で、自動車による通学が必要な場合は、臨時通学許可願を申請してください。
- (4) 路上駐車や近隣の商業施設の駐車場等および寮門付近、校内への迷惑駐車は、絶対にしないこと。こちらも特別指導の対象となります。
- (5) 万一交通事故が発生した場合は、直ちに学級担任を経て学生支援係に届け出てください。

10. その他の特別指導について

- (1) 学生は授業をしっかりと受けること。なお、怠業は指導の対象となります。
- (2) 20歳未満の飲酒・喫煙（所持も含む）は停学を科します。20歳以上の学生でも校内・寮内での同行為には停学を科します。なお、校門、寮門周辺や職員宿舍付近の路上等および近隣商業施設付近等であっても同種の扱いとなります。また、電子煙草、ノンアルコール飲料についても特別指導の対象となります。
- (3) SNS等（Facebook、Instagram、Twitter、LINE、メール、掲示板等を含む）を利用し社会的に不適切な内容のメッセージや画像を安易に投稿・送信し、他人を誹謗中傷することや、本校の品位を貶める行為等は許されません。
また、他人の情報機器（コンピュータ・スマートフォン等の情報処理端末やサーバー等）に対して意図的に妨害する等、個人や社会に迷惑をかける行為は許されません。よって特別指導の対象となります。
- (4) 上記のように学則等に違反した場合は、その軽重によって本校で定める懲戒基準（次表参照）に照らし合わせて、厳重注意・訓告・停学等の特別指導を行います。

情報やSNS等に関する不適切な行為

大分類	中分類(行為を分類)	小分類(具体的な行為 (例))
迷惑行為 不法行為 いじめ行為	不適切な投稿(深夜徘徊・禁止区域への立ち入り・ギャンブル) 指導・補導対象になりそうな行為	・18歳未満の夜10時から朝5時までの保護者の監視・許可がない状態での行動 ・18歳未満立ち入り制限が設けられている場所への立ち入り(レイトショー・アダルトショップ・レジヤ施設(深夜帯や制限あり)) ・ギャンブル場への立ち入り ・ギャンブル場での遊戯行為 ・賭博罪にかかる行為(賭け額低) ・不特定多数を不快にさせてしまうような情報の掲示(卑猥な情報・グロテスクな情報・悪口(対象が特定できない)・対象がない迷惑行為(常軌を逸しているような行為)) ・不純異性交遊を誘引してしまうような情報の掲示
	不適切な投稿(嘘・悪口・誹謗中傷・迷惑行為・いじめ) 民事訴訟に関りそうな行為	・集団パニックや相手が金銭的・社会的損失を引き起こす可能性のある虚偽情報の掲示 ・真実であっても相手を貶めるような情報の掲示(悪口：相手が特定できる) ・身体的特徴や行動的特徴を嘲笑う情報の掲示 ・対象が存在している迷惑行為を含んだ情報の掲示(不法侵入・器物破損・ハラスメント・脅迫・常軌を逸しているような行為) ・いじめ行為と認定できる情報の掲示(誹謗中傷) ・肖像権や個人情報保護を無視した情報の掲示
	不適切な投稿(飲酒・喫煙・薬物・窃盗・暴力・いじめ・詐欺・脅迫・著作権侵害・不正指令電磁的記録・重火器武器刃物類) 刑事訴訟に関りそうな行為	・飲酒・喫煙・薬物など使用の有無に関わらず興味関心を引く、引かれているような情報の掲示 ・実施の有無に関わらず暴力行為が想起されるような情報の掲示 ・いじめ行為と認定できる情報の掲示(暴力・恐喝・脅迫) ・詐欺行為を実施する為の仕掛けとなる情報の掲示やそれらを誘引しうる情報の掲示 ・社会的弱者の立場を生成したり、そこから金銭等の要求をしたりする情報の掲示 ・著作権を侵害するような行為やそれに関する情報の掲示(違法ダウンロード・アップロード) ・マルウェアなどの不正指令電磁的記録に関わる情報の掲示 ・重火器や武器、刃物などの凶器に関する情報の掲示(実物や使用目的から大幅にずれている情報)

	不適切な利用(なりすまし・不正アクセス)	・他人になりすましてアカウントの開設や情報の掲示 ・各システムやサービスに設けられた規約を破る行為(アカウント停止で済まされない行為) ・アカウントが発行されていない、または他人のアカウント情報を使用して情報システムやサービスへアクセスする行為
--	----------------------	--

本校で定める 懲戒基準（学科）

番号	違 反 事 項	備 考
1	試験中の不正行為（中間試験、定期試験、追試験、再試験、追認試験）	
2	飲酒・喫煙（20歳以上の場合は学内対象）	電子煙草、ノンアルコール飲料を含む。（喫煙・飲酒を助長する行為のため） 校門、寮門周辺や職員宿舍付近の路上等及び近隣商業施設付近等であっても、学内と同様の扱いとする。
3	学内煙草・酒類所持	電子煙草、ノンアルコール飲料を含む。（喫煙・飲酒を助長する行為のため）
4	怠業	
5	法令等により禁止された年齢によるパチンコ、競輪、競馬、競艇等	
6	窃盗	
7	破廉恥行為	
8	集団暴力行為	
9	占有離脱物横領に関する行為	
10	器物損壊	
11	凶悪な犯罪行為（殺人、強盗、放火等）	
12	無許可通学および迷惑駐車	無許可通学は、一時的な校内乗入も含む。 無許可通学および迷惑駐車（校内も含む）の対象は、自動車、原動機付自転車及び自動二輪車の他、自転車も含む。
13	無免許運転	
14	無許可アルバイト	
15	人身加害事故	
16	いじめ	
17	情報やSNS等に関する不適切な行為	SNS等に関する行為とは、Facebook、Instagram、Twitter、LINE、メール、掲示板等のすべての行為を含む。
18	その他	

- ・上記一覧表の12、13、15以外で交通違反等（自転車を含む）を繰り返す学生に対しては、特別指導を行うことがある。

本校で定める 懲戒基準（専攻科）

番号	違反事項	備考
1	試験中の不正行為（中間試験、定期試験、追試験、再試験）	
2	飲酒（学内対象）、喫煙（学内対象）	電子煙草、ノンアルコール飲料を含む。（喫煙・飲酒を助長する行為のため） 校門、寮門周辺や職員宿舍付近の路上等及び近隣商業施設付近等であっても、学内と同様の扱いとする。
3	学内煙草・酒類所持	電子煙草、ノンアルコール飲料を含む。（喫煙・飲酒を助長する行為のため）
4	怠業	
5	窃盗	
6	破廉恥行為	
7	集団暴力行為	
8	占有離脱物横領に関する行為	
9	器物損壊	
10	凶悪な犯罪行為（殺人、強盗、放火等）	
11	無許可通学および迷惑駐車	無許可通学は、一時的な校内乗入も含む。 無許可通学および迷惑駐車（校内も含む）の対象は、自動車、原動機付自転車及び自動二輪車の他、自転車も含む。
12	無免許運転	
13	人身加害事故	
14	いじめ	
15	情報やSNS等に関する不適切な行為	SNS等に関する行為とは、Facebook、Instagram、Twitter、LINE、メール、掲示板等のすべての行為を含む。
16	その他	

- ・上記一覧表の11～13以外で交通違反等（自転車を含む）を繰り返す学生に対しては、処分を行うことがある。

11. 授業料免除・奨学金について

学業成績が優秀かつ品行方正で、経済的な理由で修学困難な学生に対しては、日本学生支援機構等の奨学金の貸与制度や、入学料・授業料の免除・徴収猶予の制度があります。それらのことはまず学級担任や学生支援係に相談してください。なお、申請書類を提出する場合は、必ず期限を守ってください。

12. その他

- (1) 学生に対する連絡は原則的に「掲示」及び「Moodle」で行うので、各クラスルーム、二号館ロビー、学生課前等の掲示板およびクラスルーム内画像掲示装置等には常に注意を払っててください。

- (2) JR等の運賃学生割引証やその他の証明書等の交付を受けたい時には、交付希望日の5日前までに学生課に申請してください。
- (3) 長期休業中以外のアルバイトは自粛し、学業に精励してください。家庭の事情等によりアルバイトをする場合、所定の許可願(1～3年生は保護者の同意書が必要)を学生支援係に提出してください。なお、1・2年生の長期休業中以外のアルバイトは許可しません。
- (4) みなさんは、学生課(教務係・学生支援係・入試係・保健室・図書館・寮務係など)の職員の方をはじめ、食堂・売店の方にさまざまな場面でお世話になります。礼儀正しく言葉遣いやマナーにも気を配り、「ありがとうございます」等の感謝の言葉を忘れないようにしましょう。

2. 通学および交通安全について

1. 自動車等による通学について

- (1) 自宅および下宿から通学する学生のうち、本校で定めた要件を満たす学生について、申請があれば原動機付自転車(排気量50cc以下)、自動二輪車(125cc以下)および自動車での通学を許可します。
- (2) 自宅から最寄りの駅まで自動車等を通学に利用することを希望する学生に対しては、(1)に準じて許可します。
- (3) 許可申請は前期又は後期の年2回です。前期は前年度の1月末日(春季休業前)、後期は7月末日(夏季休業前)までに学級担任を通じて学生支援係に申請して下さい。
- (4) 通学許可の有効期間は単年度(4月～翌年3月)です。翌年度には改めて申請し、許可を受けて下さい。
- (5) 通学許可を受けた学生は次の事項を守って下さい。なお、守らない場合は許可を取り消すことがあります。
 - (イ) 安全運転講習会の受講は必須です。また、学校内で実施するガイダンスに必ず出席して下さい。
 - (ロ) 原動機付自転車および自動二輪車(125cc以下)にあつては通学許可証を車両後部の泥よけに貼付して下さい。また、自動車にあつては通学許可証をルームミラー裏側に貼付して下さい。
 - (ハ) 通学用の自動車等は所定の場所に駐車し、登下校時以外には使用しないで下さい。休憩時間に校外に乗り出したり、休憩時間や放課後にグラウンド・体育館・学寮・図書館・校舎近辺等へ乗り付けることを禁止します。
 - (ニ) 学生同士の同乗は禁止します。
 - (ホ) 改造車で通学しないで下さい。改造車で通学していることが判明した場合、許可を取り消します。
- (6) 前述の(1)および(2)以外で、自動車での通学を必要とする学生は、臨時通学許可願を学生支援係へ提出し許可を受けて下さい。
 - (イ) 卒業研究を理由とする場合は、卒業研究指導教員と学生主事の認印を受け、3日以内を限度として申請して下さい。長期休暇を含む休業日も同様とします。

(ロ) クラブ活動や家庭の事情等を理由とする場合は、クラブ指導教員又は学級担任と学生主事の認印を受けて3日以内を限度として申請して下さい。長期休暇を含む休業日も同様とします。

(ハ) 申請は前日までに行うことを原則とします。

(ニ) 自動車は所定の臨時駐車場に駐車して下さい。グラウンド・体育館・学寮・図書館・校舎近辺等に駐車しないで下さい。

(ホ) 臨時通学自動車許可証を見やすい場所（ダッシュボード上等）に置き、所定の場所に駐車して下さい。

(ヘ) 改造車で通学しないで下さい。改造車で通学していることが判明した場合、今後は許可しません。

2. 無許可通学について

放課後及び休日等でも無許可で校内に自動車等を乗り入れることを禁じます。違反をした学生には停学処分等を含め、厳しい姿勢で臨みます。

3. その他

(1) 万一交通事故が発生した場合は、直ちに学級担任を経て学生支援係に届け出て下さい。

(2) 自動車等を学校周辺の路上に不法駐車したり、校内や学校周辺の路上を乗り回して他人の迷惑になったり、騒音を立てて近隣の住民の方から苦情を受けることのないように留意して下さい。

3. 施設の紹介および利用の方法

鈴鹿高専は、みなさんにとってよりよい教育環境となるように、図書館、情報処理センター、クリエーションセンター、イノベーション交流プラザ、第1・第2体育館、共同研究推進センター、青峰会館（売店および軽食堂）などの施設を設置しています。

3.1 図書館

概要

図書館には、授業に関連のある学習の本を中心に、教養図書や学術雑誌などの研究資料が分類別に約10万冊整備され、一部を除き自由に手にとって読むことができます。また、音楽CD、DVDなどの視聴覚資料もあり、視聴覚機器と共に利用できます。

図書館の本を探すには、情報検索用パソコンを利用して配架の場所を知ることができます。

また、本校図書館は、一般市民の方も利用されますので、みんなが気持ちよく利用できるように一人ひとりがマナーを守ってください。

学生時代に読んだ本は、豊かな人間性を育てるとともに、みなさんが社会へ出て高度な判断をする時などの基礎になり、将来きっと役に立つと思います。在学中に本をたくさん読んで豊かな知識と教養を身につけてください。

開館日と時間

平 日 9:00～20:30

土曜日 9:00～17:00

(春季／夏季／冬季／学年末／臨時休業の平日 9:00～17:00)

＊ 試験期間中は、日曜日も開館します。行事等で休館になる場合もあります。詳しくは、図書館カレンダーや掲示板で確認してください。

貸出と返却

図書や資料の貸出・返却は、バーコードシステムによって行われていますので、図書館を利用する時は、必ず学生証を持参してください。

- 1) 貸出：カウンターで、学生証と貸出を希望する図書を係員に渡してください。
貸出できる冊（点）数と期限は、5冊以内・14日以内です。
- 2) 返却：カウンターで返却する図書を係員に渡してください。
開館時間外に返却する場合はマルチメディア棟入口横（右奥）の返却箱を利用してください。
- 3) 継続：貸出期限を超えてさらに貸出を希望するときは、期限内に継続の手続きをしてください。さらに14日間まで貸出が延長されます。カウンターで、学生証と継続希望の図書を係員に渡してください。継続貸出は原則1回限りとします。
- 4) 督促：もし返却期限を過ぎたときには、学生個人宛に返却督促がなされますので、返却督促を受けたら、直ちに図書・資料を返却してください。
- 5) その他：借りた図書などを、他の人に転貸してはいけません。借りた図書などを紛失または著しく汚損したときには、係員に申し出てください。この場合は原則として同一の図書・資料を弁償しなければなりません。また、返却期限の過ぎた図書などがある場合は、新たな貸出は、制限されますので注意してください。

利用者としてのマナー

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 館内では静粛にしましょう。携帯電話は使用できません。2) 館内では飲食はできません。3) ブック・ディテクション・システム（BDS）が設置してありますので、個人所有の本やカバンを持ち込んでも構いません。4) 図書・資料・施設・設備などは大切に取り扱いましょう。書き込み・切抜き・汚損などはしないでください。5) 図書館内はOAフロアのため、濡れた傘等の持込はできません。 |
|--|

図書や資料の種類と配置

基本図書：本校図書館の中心となるような標準的な図書です。日本十進分類法（NDC）に従って、開架書架に並べてあります。自由に閲覧・貸出しできます。中2階には分類000総記～800語学の図書を配架し、地下階には分類900文学と文庫本を配架してあります。

また、学生が選んだブックハンティング図書や先生が選定した図書のコーナーもあります。

学術図書：貴重な図書や資料です。閉架書架に保管されていますので、閲覧を必要とする時

は係員に申し出てください。

参考図書：辞書類、年鑑、ハンドブック、地図などです。『禁帯出』のラベルが付けてあるものは、館内閲覧のみで、貸出しはできません。

雑誌：ブラウジングコーナーにあります。自由に閲覧できます。旧号は貸出しできます。

新聞：図書館閲覧室にあります。

視聴覚資料：CD、ビデオ、DVDがブラウジングコーナーにあり、機器と共に利用できます。利用したい時はカウンターに申し出てください。

ビデオ、DVDは貸出・持込みを禁止しています。

図書や資料の検索

基本図書・参考図書などは自分で直接、書架へ行って探すことができますが、このほかに書名などの一部から探したい図書を見つけることができます。情報検索コーナーのパソコンを利用して図書館ホームページの図書検索メニューから行ってください。また、これらのパソコンで、他館所蔵の図書等や電子ジャーナルを検索することもできます。

レファレンスサービス

こんな本が読みたいが見つからない、こんなことを調べたいがどんな資料を見たらよいか分からない、などの場合には係員に相談してください。

※ 図書や資料の予約、学習に必要な本・読みたい本などのリクエストも行っています。

3.2 情報処理センター

情報処理センターはマルチメディア棟2階にあります。高専の5年間のカリキュラムには、いくつかの情報処理関連教科が用意されており、それらの教科をこの情報処理センターで受講し、プログラミングをはじめとするコンピュータの様々な利用法を勉強します。

センターにはインターネットに接続された100台余りのコンピュータが設置されており、授業時間以外にも利用できますので、プログラミングの課題やレポートを書くのに、大いに利用してください。

どんな事ができるでしょう？

プログラミング、ワープロや表計算のソフトの利用、CADを利用した図面作成、インターネットを利用した情報検索、電子メール、WEBの閲覧など

開館時間

平日 8：45～20：00

土曜、日曜、祝日は休館

(春／夏／冬休みの平日は8：45～17：00)

利用上の注意

- 1) 新入生に関しては4月中に情報処理センター利用のための講習会が催されます。この講習会によってユーザーアカウント（コンピュータ利用権）とパスワードがもらえます。センターのコンピュータを使用するには、このアカウントとパスワードが必要です。このパスワードを忘れないように、また、他人に知られて悪用されることのないように管理をしっかりとってください。
- 2) センター内のコンピュータの設定を変更したり、不要なプログラムをインストールしてはいけません。
- 3) センター内のネットワーク設備や放送設備に無用に触れてはいけません。
- 4) コンピュータゲームに興じる、大声を出すなど、迷惑行為をしてはいけません。
- 5) インターネットを利用する場合は、ネットワーク利用のエチケット（ネチケット）を守らなければいけません。
- 6) センター演習室および廊下への飲食物の持ち込みを禁止しています。
- 7) センターの床には電気信号のケーブルが設置されています。濡れた傘等を持ち込まないでください。
- 8) 夜間開館時には、演習室に学生の補助員が待機していますから、不明な点があれば補助員に尋ねることもできます。なお補助員の指示があれば、その指示に従ってください。

3.3 クリエーションセンター

クリエイションセンターはマルチメディア棟の北側に位置しています。ここには機械工作関係を中心とした設備が配備されていて、機械工学科や材料工学科、電気電子工学科では実験実習で1年生の時から利用します。授業以外では、今後の鈴鹿高専の教育の柱となる創造教育に関するロボットコンテストやソーラーカーレース、省エネカーレースなど各種の創造活動に出場するマシン、高専祭に出品する展示作品などを製作しています。

クリエイションセンターを利用する場合、次の手順により、クリエイションセンター2階管理室で許可を受けて工作機械などを使用してください。

- 1) 管理室に置いてある「施設使用許可願」「機械使用許可願」を提出して、事前に許可を得てください。
- 2) 平日の18時以降や休日に使用する場合には、同時に「時間外施設使用願」を学生課教務係へ提出してください。この用紙は教務係に置いてあります。ただし、工作機械は基本的に利用できません。
- 3) 使用後は機械およびその周辺の整理整頓をおこない、指導教員または監督者に終了の報告をしてください。

利用上の注意

- 1) クリエーションセンター内は大型の工作機械が多く、ほかの利用施設と違い、ホコリや油を完全に取り除くことは不可能です。みなさんがクリエイションセンターを利用する場合には、作業服、作業靴、作業帽、保護メガネ等を準備してください。サンダル等での立入りは厳禁とします。
- 2) 工作機械を使用する場合は、必ずクリエイションセンターの教職員に服装の確認を受けてください。服の袖が長くて工作機械に巻き込まれるようなおそれのある危険な場合には、使用を禁止することがあります。
- 3) クリエーションセンター内に置かれている材料は、それぞれ保管している責任者がいます。たとえ自分の欲しい材料があっても無断で使用することは禁止します。どうしても必要な場合には、必ず、関係する教職員に相談してください。
- 4) クリエーションセンター内に備え付けの工具は、勝手にセンターの外へ持ち出さないようにしてください。
- 5) 工具や機械が破損した場合には、すぐに電源を切り、速やかに管理室に報告をしてください。
- 6) みんなで使う施設・設備ですので、基本的なマナーを守って利用してください。

3.4 第1体育館および第2体育館

本校の体育館には、第1体育館と第2体育館の二つがあり、授業、クラブ活動、行事等に利用されています。体育館の利用にあたっては次のことを守ってください。

利用上の注意

- 1) 体育館内は、常に清潔に保ち、整理整頓を心がけてください。
- 2) 床は、体育館の生命であり、床面に傷を付けないために必ず体育館シューズを使用してください。外履きとの併用はいかなる場合でも認めません。
- 3) 下駄箱は、体育館を使用の時のみ利用するものなので、退館する時は必ず履物を持ち帰ってください。持ち帰らなかった場合は、体育科又はクラブ顧問が一時保管し、申し出のない場合は処分します。
- 4) 使用時間以外において、体育館内に、体育科又はクラブ顧問が許可したもの以外の私物を置くことを禁じます。衛生上、手洗い場にコップなど置かないでください。
- 5) 体育館を使用した後は、必ずモップがけを行い、集ったゴミは分別して定期的に実習センター裏のゴミ集積場に持って行ってください。
- 6) 体育館内での飲食は、特別な場合以外は禁止です。
- 7) クラブ活動等で体育館を使用した場合、最後に帰る者が必ず守衛に報告をして、守衛に施錠してもらってください。(時間外に体育館を使用する場合は、「施設時間外使用願」が提出されていないと使用できません。)
- 8) 第1体育館内のシャワーを使用する時は、体育科又はクラブ顧問にシャワー室の開閉を願い出てください。使用後は、排水口の網に付いた毛髪等を使用者が取り除き、清潔を保ってください。

3.5 共同研究推進センター

共同研究推進センターは、地域企業等と鈴鹿高専の連携による共同研究を円滑に行うための中核となる施設です。地域に根ざした工業系の高等教育機関として、本校が所有する教育研究機能、知的資源、施設設備、これまで蓄積されてきた技術等をベースに、地域と密着した共同研究プロジェクトを機動的に推進し、地域の産業と社会に貢献することを使命としています。

3.6 青峰会館（売店および軽食堂）

第1体育館とイノベーション交流プラザの間に位置する青峰会館は、学生の課外活動並びに学生および教職員の福利厚生のための施設です。館内1階には通学生が多く利用する軽食堂と売店が、2階には多目的の部屋が設備されています。（セミナー室および暗室：これらの利用についての詳細は諸規則の「青峰会館使用心得」参照）

また、玄関入り口には、昭和56年、当時筑波大学教授であった伊藤均先生作の、イタリア産黒御影石を用いた、伊勢の海を象徴するレリーフが設置され、現在に至っています。

青峰会館売店・軽食堂の案内

営業時間は次のとおりです

売店 10:00 ～ 17:00

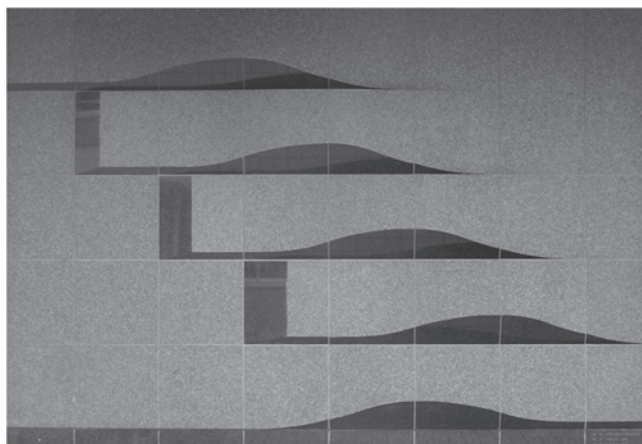
軽食堂 11:30 ～ 13:30

土・日・祝日を除いて営業しています。（学校の長期休業中は営業時間の変更もあります。）

売店は文房具、パン、飲み物など、学生生活に必要なものを揃えています。（教科書、教材は注文制です。）

軽食堂は、平成20年2月に改修され、暖かさの感じられる室内となりました。座席数は約150席です。食事メニューは、日替わりの定食、セットのほか、大盛りなどみなさんのニーズに合うよう考えています。

売店、軽食堂ともに、常にみなさんの好みや季節感を取り入れたメニューを揃えるようにしています。



青峰会館玄関のレリーフ

4. 学生支援室について

本校にはみなさんのキャンパスライフを支援するための「学生支援室」制度が設けられています。学生生活の上で生じる様々な相談ごとや悩みごとに耳を傾け、みなさんが自分の力で問題を解決できるように支援をする学生相談員（本校教職員）や学外カウンセラーが配置されています。相談内容については秘密厳守となっていますので、気軽に相談に訪れてください。

- ・ 学生相談員

教養教育科ならびに専門 5 学科から選出された教員（基本的には合計 7 名）、および保健室の看護師です。当該年度の担当者名は、掲示やパンフレット、またホームページなどでお知らせします。相談場所は各担当者の教員研究室、保健室ですので直接訪ねてみてください。また、これらの相談員に限らず本校の教職員全員が支援担当者であり、また相談員ともいえます。身近な人に遠慮なく声をかけてください。

- ・ 学外カウンセラー

臨床心理士ならびに心理カウンセラー等の専門資格を持つ三人の先生方に、定期的に来校していただいています。専門家であり、また学外の方ですので内容によっては相談しやすい面もあると思います。是非ご活用ください。来校日や時間は、上記の相談員と同様に掲示やパンフレット、ホームページなどでお知らせします。なお、相談場所はカウンセリングルーム（「学生相談室」保健室に併設）です。予約などの受付窓口は保健室ですので、気軽に申し出てください。

年 2 回発行される本校の広報誌「鈴風」に学生支援室のページがあります。私たち相談員から皆さんへのメッセージなど、いろいろな情報を発信していますので是非ご覧下さい。

学生支援室 HP（学内専用）

http://www-intra.srv.cc.suzuka-ct.ac.jp/jim/gakusei/Support_room/



5. キャンパスハラスメントについて

ハラスメント(harassment)とはどのようなことなのでしょう。英和辞典を引いてみると悩まず(悩まされる)こと、嫌がらせとか悩み(のたね)などと出ています。つまり、相手の意に反して不適切な発言や行動をすることによって、相手が不愉快な思いをしたりひどい場合は勉学や仕事を行うことに支障が生じたりすることです。みなさんが耳にしたことがあると思われるセクシュアルハラスメント(セクハラとよく省略されます)は性差別に起因するものや強い立場の者がそのことを利用して相手に性的な嫌がらせなどをするを指します。

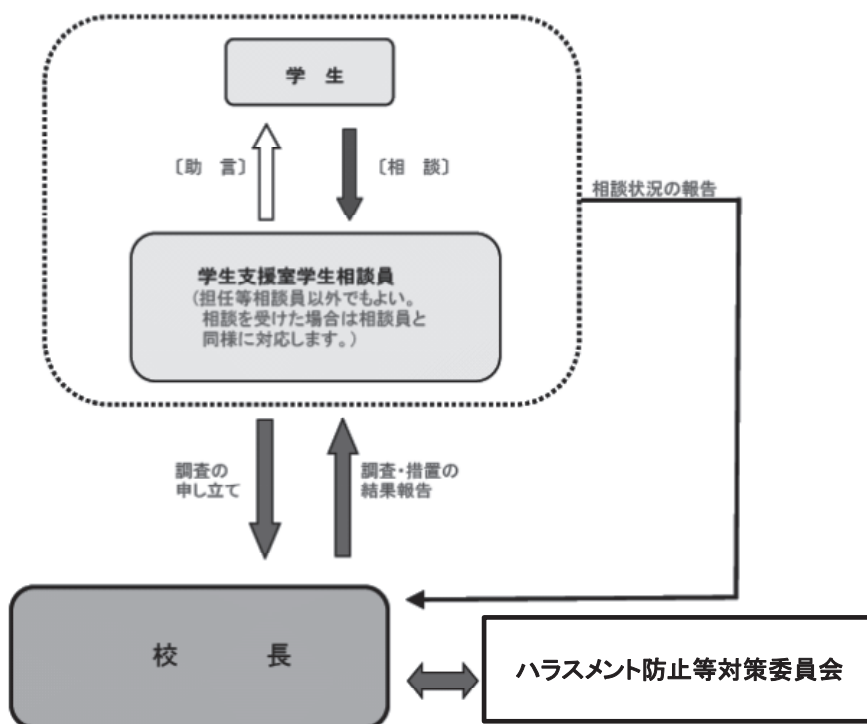
学校におけるハラスメントは、セクシュアルハラスメントだけを指すではありません。「強い立場の者」が「弱い立場の者」に対して、その立場の違いを利用して相手に不当に不利益を与えたり、発言や行動によって相手やその周囲の者に精神的な不快感を与えたりすること全体を指しています。ここでは学校において起きる可能性のあるハラスメントをキャンパスハラスメントと呼ぶことにします。

これまで、本校では機会を設けてハラスメント防止を呼びかけていますが、教員と学生との間の少しのコミュニケーションのずれがキャンパスハラスメントに発展してしまう可能性があります。また、学生同士の間にも、教職員の間にも同じようなことが起こる可能性もあります。考えられる事例を以下に挙げておきます。もしもこのようなことがあり、悩むようなことがあれば、すぐに学生相談員や学級担任に相談をして解決の道を探ってください。

- 指導に従わなかったという理由で教員から暴言を吐かれたり、先輩後輩の関係で嫌なことを強制されたり、故意に無視されたりするなど、自分の人格や身体が傷つけられる。
- 成績や家庭環境に関することなどの個人情報について、不適切な発言や行動をされる。
- 授業、研究活動、クラブ活動等において不必要に身体に触られる。
- 特定の学生には極端に優しいが、自分には厳しい態度をとる。
- 個人的能力や身体的機能などに関して著しく配慮を欠いた発言をされる。
- 返事に窮するような性的な質問や冗談を言われたりする。
- 誹謗・中傷を受ける。

これらの事例の中には真に相手のことを思った発言や行動もあると思われます。しかし、相手がそれらの真意を十分理解していないとき、あるいはそれらの発言や行動がストレスになってしまう場合は、キャンパスハラスメントへ発展してしまう可能性があります。つまり普段から互いの間に円滑なコミュニケーションがあり、信頼関係が築かれていればキャンパスハラスメントにはならなかったかも知れないのです。今後ともこのような問題が起こることのないように、学生と教職員、学生同士、教職員同士のコミュニケーションをうまくとるようお互いに努力しなければなりません。

キャンパスハラスメントを受けたと思ったら



※ 校長は必要に応じ調査委員会を設置する。

6. 「いじめ」について

「いじめ」とは、当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものを言います。

いじめの態様の例として、次のようなことが挙げられます。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいことなどの様子を撮影される、他者に送信される。
- ・パソコン・スマホ等で誹謗中傷や嫌なこと、無視をされる。

「いじめ」は、いじめられた側、いじめた側の人生を狂わせる行為です。日頃何気なく行う冷やかしか悪ふざけが、相手からしてみれば不快に感じることがあり、また、それが「いじめ」に発展することもあります。普段から他人に対する思いやりを意識し、互いを尊重しあいましょう。

また、「いじめ」を受けて辛いと感じたら、担任や学生支援室相談員に相談してください。（相談しにくいようでしたら、誰でも構いませんので相談してください。）また、「いじめ」を目撃した学生も、勇気をもって相談してください。プライバシーは守られ、不利益を被ることはありません。一人で悩まないで相談してください。

いじめ防止等基本計画

<https://www.suzuka-ct.ac.jp/uploads/2020/08/ijimebosikihon20200702.pdf>

7. 証明書等の手続きについて

学生課教務係、学生支援係では、みなさんの学修や学生生活に関する手続きや問い合わせに対応しています。（平日 8：30～17：00）

なお、一般的な手続きは、次のとおりです。

諸手続一覧

1) 証明書の交付に関すること

事 項	手続先	備 考
在学証明書	教務係	
成績証明書	教務係	
卒業（見込）証明書	教務係	
修了（見込）証明書	教務係	
単位修得（見込）証明書	教務係	

2) 身分等の異動に関すること

事 項	手続先	備 考
休学願	教務係	保証人の署名が必要
退学願	教務係	保証人の署名が必要
復学願	教務係	保証人の署名が必要
転科申請書	教務係	
保証人変更届	教務係	保証人署名の保証書を添付
住所（変更）届	教務係	
改姓届	教務係	引き続き、旧姓の使用を希望する人は申し出て下さい
学生証再発行願	教務係	

3) 授業、試験に関すること

事 項	手続先	備 考
公欠願（忌引を含む）	教務係	
技能審査等に係る学修による単位等認定申請書	教務係	技能審査等の合格通知書又はスコア等の写を添付
課題研究履修申請書	教務係	
創造工学演習履修申請書	教務係	

4) 課外活動に関すること

事 項	手続先	備 考
学生会部登録および変更登録	学生支援係	
集会許可願	学生支援係	学生会活動、クラス活動、指導教員が集める活動、学生会の集会
合宿（合同練習）実施許可願	学生支援係	
合宿経費補助申請	学生支援係	

5) 通学・学割に関すること

事 項	手続先	備 考
二輪・四輪通学許可申請書	学生支援係	保証人署名の保証人誓約書を添付
通学定期購入申込書・申請書	学生支援係	
学割(学生旅客運賃割引)申請書	学生支援係	
自転車使用許可願	学生支援係	

6) 授業料・各種奨学金に関すること

事 項	手続先	備 考
授業料免除願	学生支援係	
奨学金申請書	学生支援係	

7) その他

事 項	手続先	備 考
施設時間外使用願	教務係	
アルバイト許可願	学生支援係	
印刷物等発行（配付・販売）許可願	学生支援係	
掲示許可願	学生支援係	

8. 奨学制度

学業、人物ともに優秀で、経済的に困難な学生は、選考のうえ、奨学金の貸与を受けることができます。

奨学金には、日本学生支援機構のほかに、地方公共団体、民間育英団体の奨学金があります。申請手続きについては、掲示等により通知します（とりわけこれらの募集は4～5月に集中します）ので、注意してください。なお、詳しいことは学生課学生支援係に問い合わせてください。

日本学生支援機構奨学金制度の概要（令和元年度現在）

日本学生支援機構の奨学金の貸与を希望する学生は、校長の推薦書が必要となりますので、期限内に必要な書類を提出してください。

なお、災害や家庭内の経済環境の激変等の理由があつて、緊急を要する場合は、随時、審査選考した上で推薦します。

1) 奨学金の種類（貸与種別）

該 当 者	貸 与 種 別	
1～3年	第一種奨学金	無利子
	緊急採用（第一種奨学金）	
4・5年 専攻科	第一種奨学金	無利子
	緊急採用（第一種奨学金）	
	第二種奨学金	有利子
	応急採用（第二種奨学金）	
	入学時特別増額貸与奨学金 （編入または専攻科入学時に限る）	

2) 採用の種類（採用種別）

定 期	予約進学者の本採用
	1次採用：4月に募集（状況により2次採用もあります）
定 期 外	緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）：年間を通じ随時受付

3) 貸与月額

◎ 第一種奨学金

区 分	該当者	貸 与 月 額
自宅通学	1～3年生	10,000円、21,000円から選択
	4・5年生、専攻科生	20,000円、30,000円、45,000円から選択
自宅外通学	1～3年生	10,000円、22,500円から選択
	4・5年生、専攻科生	20,000円、30,000円、40,000円、51,000円から選択

◎ 第二種奨学金

該当者	貸 与 月 額
4・5年生、専攻科生	20,000円から120,000円まで10,000円単位の金額から選択

4) 奨学金の交付

奨学金は、原則として毎月1回その月の分が各自名義の銀行口座等に振り込まれます。ただし、4・5月分は5月に、3月に卒業する学生に対しては、2月に2・3月分がまとめて振り込まれます。

5) 奨学金交付の一時停止

奨学生が留年した場合、その留年該当期間における奨学金の交付は一時停止します。該当奨学生が次年度において進級した場合、再び奨学金の交付を受けることができます。

6) 奨学金の返還

奨学金の貸与が終了すると返還の義務が生じます。返還金は、後輩の奨学生の奨学金として直ちに活用されますので、自覚を持って返還しなければなりません。

その他の奨学金制度

- 1) 三重県等の奨学金制度があります。詳しくは、学生支援係に相談してください。
- 2) 本校には、特に第4学年の学生に対し学業等に優れた者に奨学金を授与する制度があります。これは、本校初代校長の木村和三郎先生が学生の学業奨励のために寄附された奨学資金「木村奨学金」です。第3学年学年末の成績に基づき、翌年度当初に各学科長等からの推薦により図書券をもって授与されます。

9. 入学科・授業料の免除（高等教育の修学支援新制度）

【主に第4・第5学年及び専攻科学生】

政府は、意欲ある子供たちの進学を支援するため、「授業料・入学金の減免」と、「返還を要しない給付型奨学金」の大幅拡充により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を無償化する方針を決定しました。世帯収入の基準を満たしていれば、成績だけで判断せず、「学ぶ意欲」があれば支援を受けることができます。また、給付型奨学金の対象となれば、大学・専門学校等の授業料・入学金も免除又は減額されます。なお、それぞれの区分における収入の上限額の目安は以下のとおりとなります。

詳細は、下段「高等教育の修学支援制度（学科第4学年～専攻科2年次学生対象）」参照願います。

文部科学省 参考URL：<http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

日本学生支援機構 参考URL：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

【（○）が給与所得者の世帯（年間の収入金額）】

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	第1区分	第2区分	第3区分
2人	本人、母（○）	207	298	373
3人	本人、母（○）、中学生	221	298	373
4人	本人、親A（○）、親B（無収入）、中学生	271	303	378

4 人	本人、親 A (○)、親 B (○)、中学生	親 A:221 親 B:115	親 A:242 親 B:155	親 A:320 親 B:155
5 人	本人、親 A (○)、親 B (パート)、大学生、中学生	親 A:321 親 B:100	親 A:395 親 B:100	親 A:461 親 B:100

【(○) が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)】

(単位: 万円)

世帯人数	想定する世帯構成	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分
2 人	本人、母 (○)	125	176	230
3 人	本人、母 (○)、中学生	137	178	234
4 人	本人、親 A (○)、親 B (無収入)、中学生	172	191	255
4 人	本人、親 A (○)、親 B (○)、中学生	親 A:137 親 B:115	親 A:138 親 B:155	親 A:185 親 B:155
5 人	本人、親 A (○)、親 B (パート)、大学生、中学生	親 A:207 親 B:100	親 A:256 親 B:100	親 A:309 親 B:100

なお、災害などにより授業料の納付が困難であると認められる場合は、学年に関係なく、第 1～第 3 学年の学生であっても、授業料免除の申請をすることができます。

詳しいことは、学生支援係に問い合わせてください。

10. 高等学校等就学支援金制度【第 1～第 3 学年対象】

高等学校等就学支援金制度とは、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

国立高等専門学校の学生で所得判定基準 (年収 910 万円程度) 未満の世帯が就学支援金支給の対象となり、月額 9,900 円 (年額 118,800 円) が学生の在籍期間に応じて支給されます。(休学期間中は支給されません)。支給期間は、原則として通算 36 カ月です。

なお、保護者 (学生の親権者) の所得に応じて、就学支援金の加算または、未支給となる場合があります。

受給資格認定の申請、収入状況の届出

第 1 学年時は、4 月に文部科学省作成就学支援金システム「e-Shien」から申請してください。その後、保護者等の「個人番号 (マイナンバー)」を所定の方法により学校窓口へ提出してください。それ以降については各人の手続きは不要です。

第 2～第 3 学年時は前年度に「e-Shien」に申請していれば原則手続きは不要ですが、今年度から就学支援金を申請する場合は「e-Shien」を申請いただき、保護者等の「個人番号 (マイナンバー)」を所定の方法により学校窓口へ提出してください。詳細については学生支援係に問い合わせてください。

就学支援金支給額

※授業料は、年間 234,600 円（月額換算 19,500 円（a））です。

【所得判定基準等】

＜所得判定基準＞ 市町村民税所の課税標準額×6%－市町 村民税の調整控除の額 (保護者等合算額)	就学支援金支給額（b）	授業料本人負担額 (a)－(b)
30 万 4,200 円以上	月額 0 円（支給なし）	月額 19,550 円
15 万 4,500 円以上～30 万 4,200 円未満	月額 9,900 円（一律支給のみ）	月額 9,650 円
0 円（非課税）～15 万 4,500 円未満	月額 19,550 円(加算額 9,650 円)	月額 0 円

※6%は市町村民税の標準税率（標準税率との関係で、調整控除の額について指定都市の場合は調整（3/4 を乗じる）が必要）。

※調整控除とは平成 19 年に国から地方へ税源が委譲したことに伴い生じる個人住民税と所得税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除。

※就学支援金は学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません。学校が学生本人に代わって国から就学支援金を受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額分については学生本人に負担していただくことになります。（上図参照）

※保護者全員（父母両方（収入が無くても必要））の所得判定基準で判定します。

※国外居住等で保護者全員の所得が判定できない場合、加算受給はできません。（一律支給のみ受給）

※手続き後に保護者等に変更等が生じた場合は、改めて届出書等の提出が必要となりますので学生支援係へ申し出てください。

11. 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

本校では在学する学生の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において学生が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。

1 給付の種類と内容 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第 3 条によります。]

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分）。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額

障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 4,000 万円～88 万円（通学中の災害は半額）
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円（通学中の災害は半額）
	突然死	死亡見舞金 3,000 万円（通学中の災害は半額）
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円（通学中の災害も同額）

（※ 見舞金は、平成 17 年度以降に給付事由が生じた場合の額です。）

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学中
- ⑤ 寄宿舍にあるとき 等

2 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付（例えば、地方公共団体の条例等によるひとり親家庭医療費助成制度）等を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
- ④ 高等専門学校の学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該学生が、いじめ、体罰、その他の当該学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑤ 高等専門学校の学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

*これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

3 共済掛金（年額）

保護者等負担額 1,550 円（独立行政法人国立高等専門学校機構負担額 380 円）

4 給付手続き

学校管理下において災害の発生した時は、速やかに学級担任（クラブ活動中はクラブ顧問）に連絡し災害報告書を記入し保健室に提出すること。

注）在学中に給付基準等が改定された場合は、改訂時から新基準等が適用されます。

12. 傷害共済会補償制度について

本校の学生は、本校学生を対象とした補償制度に全員加入することになっております。

鈴鹿工業高等専門学校傷害共済会補償制度のあらまし

項 目	説 明	備 考
補償制度の趣旨	本制度は、鈴鹿工業高等専門学校における学校安全の普及充実をはかるとともに学校管理下における学生の不慮の災害に対し、必要な給付を行い学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。	
責任の範囲	学校教育計画に基づく学校管理下にある諸活動中の偶然の事故により被った傷害について見舞金を支払う。 ただし、本制度は学校管理下に生じた事故を対象としているため、卒業後の事故は対象としない。	学校の管理下とは正規の授業中、教育計画に基づく課外活動の実施中、学校における休憩時間中、教育計画に基づく工場実習及び校外における行事実施中、通学途中（通常の経路に限る）、学寮在舎中、学寮と自宅（帰省先）間の移動途中のものをいい、傷害とは、原則として外傷を受けた場合をいう。
見舞金の範囲	(イ) 死亡見舞金 50万円 (ロ) 後遺障害見舞金 最高50万円 (ハ) 傷害見舞金 通院1日につき 500円 2週間以上入院治療を要する時1件につき 10,000円	・事故の被害から180日以内にその傷害がもとで死亡した場合 ・事故の日から180日以内にその傷害がもとで後遺障害が残った場合 ・医師の治療を受けた実日数（ただし180日を限度とする）

傷害共済会費

年額 一人 500円

給付手続

給付手続きは、学生支援係で取り扱います。学校管理下において災害の発生した時は、速やかに学級担任（クラブ活動中はクラブ顧問等）に連絡し、学生支援係に請求手続きを申し出てください。

13. 服装について

鈴鹿高専では、3年生以上は私服でも構いませんが、1・2年生は制服着用が義務付けられています。ここでは制服について説明します。

指定濃紺上着、スカート、スラックス、長袖白カッターシャツ、半袖白シャツ、ベスト（紺、白）、セーター（紺、白）、ネクタイ、の適宜組み合わせ

となっています。制服の着こなしを含めた身だしなみの基本は「見苦しくない」ことです。例えば、次に挙げるような事例は守ってください。

- 1) シャツ、上着等は指定されたものを着用すること。
- 2) シャツの裾はズボンの中に入れること。
- 3) シャツまたは上着の内側に着る下着や靴下等は、派手な色や柄のものは控えること。
- 4) 不必要に派手な頭髪や装身具は控えること。なお、3年生以下の染髪、パーマ等および装身具等は禁止です。
- 5) 校内では品位をそこなわないような靴を着用すること。

また、3年生以上についても、学校が指定する行事（式典など）の際には、正装で臨むこととなっています。「正装」とは、上記の鈴鹿高専指定の制服着用のことですが、4、5年生、および留学生にあっては、場にふさわしいスーツでも構いません。

1 4. 通学に関する留意点

ここでは学寮生以外の、自宅等から通学しているみなさんに向けての通学方法について説明します。

1) 自転車通学

最も多くの通学生が利用している登校手段です。自転車であれば、道幅の狭い西門および北門であっても通行可となっています。校内には教室棟の周囲を中心として、多くの駐輪場が用意されています。他の利用者にも配慮して整列駐輪してください。自転車の管理は自己責任ですから、必ず二つ以上の鍵を常時備えてください。通学に自転車を使用するに際しては、学生支援係への「自転車使用許可願」の提出と引き換えにステッカーを受領し、それを後タイヤの泥よけ部などの目立つ位置に貼り付けてください。

2) 電車通学

鈴鹿高専の最寄りの駅は、距離的には伊勢鉄道の玉垣駅（直線距離にして約 1.5 km）ですが、本数も少なく、駅からの公共交通機関はありません。最もよく利用される最寄り駅は近鉄白子駅（直線距離にして約 2 km）です。駅西口から三重交通バス（平田町駅行・鈴鹿サーキット行）に乗車して約 10 分、東旭が丘 3 丁目バス停で下車後、徒歩約 7 分で高専に到着します。あるいは白子駅～高専間は自転車通学するのも良いでしょう。白子駅に駐輪する場合は、くれぐれも自転車の盗難等には注意してください。

3) バイク通学

3年生以上については、学校より直線距離で 3～20 km の範囲内で、かつ所定の条件（「自動車等による通学許可基準」参照）を満たした場合に限り、バイク通学が許可されます。1、2年生については許可されません。

4) 自動車通学

18歳以上であれば普通免許を取得できますが、自動車通学については、一定の条件が満たされなければ許可されません。まず4年生以上であること、学校より直線距離で10～25kmの範囲内であること、さらに公共交通機関を利用して通学した場合60分以上かかることが条件となります。その他にも許可のために必要な条件がいくつかあります（「自動車等による通学許可基準」参照）ので、自動車通学を希望する場合は、担任に相談し、申請期間内に学生支援係で手続きしてください。許可された場合には必ず自動車のルームミラー裏側に駐車ステッカーを貼ってください。

自動車やバイクによる無許可通学は禁止されています。限られた駐車場スペース等との関係で、許可された人や外部から来訪される方々が大変迷惑しますので、ぜひとも守ってください。

15. ゴミ（一般廃棄物）の分別方法

現在、ゴミ（一般廃棄物）は、クリエーションセンター裏の一般廃棄物集積所に集めることとなっていますが、分別が守られていない場合があります。所定の場所へ所定の方法で集められていない場合は、業者が収集しないことがありますので、必ず以下の分別方法を守ってください。

◎ 可燃物

- ・生ゴミ、茶殻、紙くず、汚れたダンボール、使い捨てカイロ、保冷材など（例外：ビデオテープなどのテープ類は、可燃物に入れてください。）

◎ 不燃物（次の種別に分別して所定のくずかごに入れてください。）

- ・ビン
- ・カン
- ・ペットボトル
- ・プラスチックゴミ（発泡スチロール、ビニール、ペットボトルのキャップなど）
- ・燃やせないゴミ（割れガラス、定規など（学用品）、乾燥剤、アルミホイル、ゴム製品）
- * スプレー缶は、必ず穴をあけ、無色透明袋に入れて他のゴミと別にしてください。

◎ ダンボール（きれいな物を折りたたみ、ひも等で縛ってください。）

◎ リサイクル紙（次のように分別してください。）

- ・新聞、広告チラシ
- ・雑誌・・・週刊誌、シュレッダー紙ゴミ、本、パンフレット、カタログ、電話帳、メモ用紙、OA紙（再生紙使用の物）
- * 書類の中の金具類、ひも、ファイルの中の止めプラスチック、プラスチック製ファイルなどは必ずはずし、不燃物の燃やせないゴミとして分別してください。

◎ その他（次の種別に分別してください。）

- ・粗大ゴミ・・・かばん、くつ、傘など
- ・金属類・・・金具、スチール等（大きいものは、解体してください。）
- ・木屑・・・木、板など
- ・有害ゴミ・・・蛍光灯、乾電池、鏡など
- * タイヤ、ペンキなどは処理できません。

実習センター裏の一般廃棄物集積所は次のように区画されています。

① ・可燃物 ・ビン ・カン ・ペットボトル ・プラスチックゴミ ・燃やせないゴミ	② ダンボール	③ リサイクル紙	④ その他 ・粗大ゴミ ・金属類 ・木屑 ・有害ゴミ
---	------------	-------------	---

16. 災害時の対応について

台風・地震等の災害は現代の科学技術を持ってしても避けることはできません。しかし、その災害に備えることはできますし、1次災害に続いて起こる2次災害の発生を食い止めたり小さく押えたりすることも可能です。ここでは現時点でのことだけではなく、みなさんが一生を送るうちに遭遇するかも知れない災害、とくに地震に備えることを考えてみましょう。

普段から気をつけること

- ・家具の置き場所を見直す。
- ・家具を固定する。
- ・寝ているときに頭に物が落ちてこないようにする。
- ・消火器を常備する。
- ・廊下や階段に物を置かない。
- ・非常のとき持ち出す物を準備し、定期的に点検する。

地震にあったら

- 1) まず、自分自身の安全を確保する。
机やテーブルの下に潜り、頭を覆う。
- 2) すばやく火の始末をする。
台所やストーブの火を消す。電気製品のスイッチを切る。
- 3) 危険な場所から離れる。
津波を避けるため、高台などの安全な場所へ避難する。
ブロック塀や石垣、自動販売機などのそばには近寄らない。
- 4) 正しい情報をつかむ。
ラジオや地域の緊急放送などから正しい情報を得る。デマに惑わされないようにする。
- 5) 避難は徒歩で。
渋滞をまねいたり、緊急車両の妨げになるので車は使わず徒歩で避難する。
- 6) 地域の人々と冷静に協力して
力を合わせて救援をする。秩序を保って行動する。阪神淡路大震災のときも地域の連携が上手くできていたところは人的被害が少なかったと言われています。

地震の際の安否報告

震度5強以上の地震があった場合は、できるだけ早く担任まで安否を報告して下さい。
なお、すぐメール等により学校からの連絡がなされた場合は指示に従ってください。

鈴鹿高専の教育



1. 鈴鹿高専の教育の特長

科学技術創造立国を基本方針とする我が国において、高専には「新技術の創出」という役割を担う若くて優れたエンジニアの育成が求められています。鈴鹿高専では5年一貫の教育により「創造性豊かな実践的技術者」を養成すること、また専攻科（2年課程）では「幅広い専門知識・創造力・判断力を有しグローバルに活躍できる自立した技術者」を育成すること、を旨とした工学教育を行っています。

創設以来、“技術者はすべからく（当然として）紳士・淑女たれ”という考え方が本校の教育の基底にあります。専門教育の一層の高度化や創造力の育成が強く求められる現代であっても、知・徳・体バランスの取れた人間教育（全人教育）を重視することには変わりはありません。それが鈴鹿高専の建学の精神です。平成16年、独立行政法人化を契機に、新たに建学の精神を範とした教育理念を定めました。

教育理念

- 1) 広い視野から価値判断ができ、技術者精神を備えた豊かな人間性を涵養する。
- 2) 科学技術に関する高い専門知識と技術に基づく深い洞察力と実践力を育成する。
- 3) 未知の問題に果敢に挑み、新たな価値を創造する力を育てる。
- 4) 心身を鍛え、己を確立し、自ら未来を切り拓く力を育てる。

本校では、第4・5学年の授業を中心に「45時間学修単位制」を導入しています。学修単位制とは、授業時間と自学自習を合わせた45時間の学修をもって1単位とする制度です。学修単位制は国際的にみて標準的な制度であり、我が国の大学もすでにこの制度を採用しています。高専においても国際的に通用する実質的な単位計算法への移行を基本方針とし、国立高専機構がその推進を決定しました。

この学修単位制の導入により、皆さんの自主・自立性を育み、学習を持続する姿勢を育て、高専が国際基準と同等の単位制度のもと、質の高い教育を実施している高等教育機関であるとの認識を新たにしてもらいたいと思います。授業の予習・復習や課題、試験勉強以外にも、休日や長期休業期間を利用して知識の幅を広げ、学力の向上を図って下さい。

2. 学習・教育到達目標

本校の5学科には、それぞれの学習・教育到達目標があり、全ての教室に掲示しています。

機械工学科 学習・教育到達目標

本学科の卒業生は、産業界で活躍できる実践的機械技術者として、以下の姿勢・知識・技術・能力を身に付けている必要がある。

(A) 技術者としての姿勢

- ＜視野＞ 自己と世界の関係を理解し地球規模で物事を眺める。
- ＜技術者倫理＞ 生産により生じる環境と社会への影響を認識し責任を自覚する。
- ＜意欲＞ 習得した知識・技術・能力を超える問題に備えて、継続的・自律的に学習する。

(B) 基礎・専門の知識・技術とその応用力

- ＜基礎＞ 数学、自然科学および情報技術の知識を習得している。
- ＜専門＞ 機械主要分野の専門基礎知識、および機械分野の諸問題解決に必要な専門知識・技術を身に付けている。
- ＜展開＞ 習得した知識・技術をもとに創造性を発揮し、限られた時間内で仕事を計画的に進めまとめることができる。

(C) コミュニケーション能力

- ＜発表＞ 自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。
- ＜英語＞ 英語による基本的なコミュニケーションができる。

電気電子工学科 学習・教育到達目標

本学科の卒業生は、基礎理論と十分なる実験・実習技術を背景に、工業分野で活躍できる実践的技術者として以下の知識・技術・能力を身につけている必要がある。

(A) 技術者としての姿勢

- ＜視野＞ 地球人としての視野をもって自己と世界の関係を理解し、地球規模で物事を眺める。
- ＜技術者倫理＞ 技術が人類・社会・自然におよぼす影響や生産により生じる環境と社会の変化を認識し責任を自覚する。
- ＜意欲＞ 習得した知識・能力を超える問題に備えて、継続的・自律的に学習する。

(B) 基礎・専門の知識とその応用力

- ＜基礎＞ 数学、自然科学および情報技術の知識を習得している。
- ＜専門＞ 電気・電子・情報通信分野の基礎理論、基礎技術の知識を習得している。
- ＜展開＞ 習得した知識をもとに創造性を発揮し、限られた時間内で仕事を計画的に進めまとめることができる。

(C) コミュニケーション能力

- ＜発表＞ 自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。
- ＜英語＞ 英語による基本的なコミュニケーションができる。

電子情報工学科 学習・教育到達目標

電子情報工学科では、電気・電子および情報・通信の理論と技術に基づく教育を行う。

そのために、高専教育の特徴である早期5ヶ年一貫教育により、

電子情報工学に関する知識と、豊富な実験技術を習得した実践的技術者を育成する。

本学科の学生は、以下の姿勢のもとに知識・能力の修得を目指す。

(A) 技術者としての姿勢

＜視野＞ 自己と世界の間接関係を理解し地球規模で物事を眺める。

＜技術者倫理＞ 生産により生じる環境と社会への影響を認識し責任を自覚する。

＜意欲＞ 習得した知識・能力を超える問題に備えて、継続的・自立的に学習する。

(B) 基礎・専門の知識とその応用力

＜基礎＞ 数学、自然科学および情報技術の知識を習得している。

＜専門＞ 電子情報工学と関連分野の知識を習得している。

＜展開＞ 習得した知識をもとに創造性を発揮し、

電気・電子および情報・通信技術を融合し、新たな価値を生み出す能力を習得している。

(C) 意思伝達・討論能力

＜発表＞ 自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。

＜英語＞ 英語による技術文書の記述・読解ができる。

生物応用化学科 学習・教育到達目標

生物応用化学科では、5年一貫教育により、化学および生物化学に関する専門知識と、豊富な実験技術を身に付けた実践的技術者を育成する。生物応用化学科の卒業生は、以下の姿勢・知識・能力を身につける必要がある。

(A) 技術者としての姿勢

＜視野＞ 自己と世界の間接関係を理解し地球規模で物事を眺める。

＜技術者倫理＞ 生産により生じる環境と社会への影響を認識し責任を自覚する。

＜意欲＞ 習得した知識・能力を超える問題に備えて、継続的・自立的に学習する。

(B) 基礎・専門の知識とその応用力

＜基礎＞ 数学、自然科学および情報技術の知識を習得している。

＜専門＞ 化学および生物化学に関する専門知識・実験技術を習得している。

＜展開＞ 習得した知識をもとに創造性を発揮し、限られた時間内で仕事を計画的に進めまとめることができる。

(C) コミュニケーション能力

＜発表＞ 自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。

＜英語＞ 英語による基本的なコミュニケーションができる。

この目標は、学科1年次から5年次の学生を対象としたものである。

材料工学科 学習・教育到達目標

材料工学科では、5年一貫教育により材料工学に関する理論と豊富な実験技術を身に付けた実践的技術者を育成する。
本学科の卒業生は、以下の姿勢・知識・技術・能力を身に付けている必要がある。

(A) 技術者としての姿勢

- ＜視野＞ 自己と世界の関係を理解し地球規模で物事を眺めることができる。
- ＜技術者倫理＞ 生産により生じる環境と社会への影響を認識し責任を自覚できる。
- ＜意欲＞ 習得した知識・技術・能力を超える問題に備えて、継続的・自律的に学習できる。

(B) 基礎・専門の知識・技術とその応用力

- ＜基礎＞ 数学、自然科学および情報技術の知識を習得し、それを活用できる。
- ＜専門＞ 材料工学科と関連分野の専門基礎知識、専門知識・技術を習得している。
- ＜展開＞ 習得した知識・技術をもとに創造性を発揮し、協力しながら仕事を計画的に進めまとめることができる。

(C) コミュニケーション能力

- ＜発表＞ 自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。
- ＜英語＞ 英語による基本的なコミュニケーションができる。

3. ディプロマポリシー

機械工学科

鈴鹿高専の教育目標のもと、以下の知識および能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定します。

1. 人文社会の基礎知識と幅広い教養
2. 英語によるコミュニケーションの基礎能力
3. 機械工学の基礎としての、数学、自然科学および情報技術の知識
4. 機械工学の専門としての、材料系、熱・流体系、運動・制御系の知識
5. ものづくりのための、素材、設計・製図、加工・生産、計測の知識
6. 機械工学分野を主とした幅広い知識と技術を活用して論理的に思考し、課題を解決できる能力
7. 実験や実習を通じて、他者と協働しながら課題を解決し、その内容を文章や発表によって表現できる能力
8. 技術者としての倫理観

電気電子工学科

鈴鹿高専の教育目標のもと、以下の知識および能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定します。

1. 人文社会の基礎知識と幅広い教養
2. 英語によるコミュニケーションの基礎能力
3. 電気電子工学の基礎としての、数学、自然科学および情報技術の知識
4. 電気電子工学の専門としての、電気磁気学、回路系、エネルギー・機器系、物性・デバイス

系、計測・制御・情報系および設計・製図の知識

5. 電気電子工学分野を主とした幅広い知識と技術を活用して論理的に思考し、課題を解決できる能力
6. 実験や実習を通じて、他者と協働しながら課題を解決し、その内容を文章や発表によって表現できる能力
7. 様々な技術を社会に役立てるために必要な高い倫理観

電子情報工学科

鈴鹿高専の教育目標のもと、以下の知識および能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定します。

1. 人文社会の基礎知識と幅広い教養
2. 英語によるコミュニケーションの基礎能力
3. 電子情報工学の基礎としての、数学、自然科学および情報技術の知識
4. 電子情報工学の専門としての、電気電子系、情報通信系の知識
5. ものづくりのための、ハードウェア、ソフトウェア及び両者の融合技術の知識
6. 電子情報工学分野を主とした幅広い知識と技術を活用して論理的に思考し、課題を解決できる能力
7. 実験や実習を通じて、他者と協働しながら課題を解決し、その内容を文章や発表によって表現できる能力
8. 技術者としての倫理観

生物応用化学科

鈴鹿高専の教育目標のもと、以下の知識および能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定します。

1. 人文社会の基礎知識と幅広い教養
2. 英語によるコミュニケーションの基礎能力
3. 応用化学および生物工学の基礎としての、数学、自然科学および情報技術の知識
4. 化学に関する理論と知識（無機化学系、有機化学系、分析化学系、生物化学系、物理化学系）、ならびに実験技術
5. 応用化学・生物工学に関する共通・コース別専門知識（工業化学系、化学工学系、設計・システム系、環境工学系、細胞工学系、遺伝子工学系、生体材料工学系）、ならびに実験技術
6. 応用化学あるいは生物工学分野を主とした幅広い知識と技術を活用して論理的に思考し、課題を解決できる能力
7. 実験や実習を通じて、他者と協働しながら課題を解決し、その内容を文章や発表によって表現できる能力
8. 技術者としての倫理観

材料工学科

鈴鹿高専の教育目標のもと、以下の知識および能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定します。

1. 人文社会の基礎知識と幅広い教養
2. 英語によるコミュニケーションの基礎能力
3. 材料工学の基礎としての、数学、自然科学および情報技術の知識
4. 材料工学の専門としての、金属材料、無機材料、有機材料の知識
5. 材料の理解に必要な材料物性と物理化学の知識
6. 材料の理解に必要な分析・評価の知識
7. ものづくりのための、設計・製図、加工の知識
8. 実験や実習を通じて、材料の合成・評価の技術、および他者と協働しながら課題を解決し、その内容を文章や発表によって表現できる能力
9. 材料工学分野を主とした幅広い知識と技術を活用して論理的に思考し、課題を解決できる能力
10. 技術者としての倫理観と公正な態度

4. 授業時間割（時間帯）

平成18年度から学修単位制の導入とともに設置基準に規定された標準授業時間数を確保するため、100分授業を実施してきましたが、授業終了時刻が遅くなり学習支援や課外活動に不都合な面がありました。この不都合を改善するため、平成27年度から授業時間数を確保しつつ次のように90分授業に変更しました。

1時限 45分ごとに、授業開始後の入室は遅刻、20分経過後は欠席として取り扱います。
また、授業終了20分前までの退室は欠席、以降は早退として取り扱います。

1・2時限	8:50	～	10:20
3・4時限	10:30	～	12:00
5・6時限	12:50	～	14:20
7・8時限	14:30	～	16:00

また、次の行事は、本校の学習・教育到達目標達成のために必要な行事であり、正規の授業の一環として組み込まれています。よって、これらの行事を正当な理由（公欠に準ずる理由）なく欠席した場合は、当該日の授業科目を欠席したことと同じ扱いになりますので十分注意してください。

新入生校内研修（4月・第1学年）、学外研修（4月・第2学年）

学外研修（10月・第1学年）、研修旅行（10月・第2学年・第3学年）

合同業界説明会（12月・第4学年）、卒業研究発表会（1月・第4、5学年）

5. 進級・卒業するためには

授業科目の履修

本校は、二期制(前期4～9月、後期10～3月)で、シラバスに記された授業が行われます。5学科とも5年間で190単位程度の授業科目を開設しており、卒業するためにはその中から167単位以上（専門科目82単位以上）を修得し、各学科の学習・教育到達目標の達成度評価基準を満たしている必要があります。

第4・5学年は、選択必修科目や選択科目が多くなります。

なお、同じ科目名に「Ⅰ」、「Ⅱ」などの数字がついている科目は、前・後期で異なった科目名を履修することができます。一方、科目名に「Ⅰ」、「Ⅱ」などの数字がついていない全く同じ科目名については、前・後期同じ科目を履修することはできません。

(1) 申請手続

- ・ 4・5学年選択科目の履修については、必ず事前に履修申請をしなければなりません。
- ・ 選択科目は、各自がしっかりした履修計画をたて、途中で放棄することのないようにしてください。

(2) 申請の時期

- ・ 前期分及び通年科目（前期と後期の連続した開設科目）：前年度の2月上旬の指定日
- ・ 後期分：7月下旬の指定日

(3) 選択科目の変更

前年度履修した授業科目の修得、未修得が明確になり当初の履修計画に変更の必要が生じた場合はすぐに教務係へ申し出て下さい。ただし、事前に予備申請をして人数調整を行う同時開講科目については履修変更は認められません。

- ・ 前期科目及び通年科目：4月下旬
- ・ 後期科目：10月中旬

(4) 選択科目の辞退

履修申請した授業科目を辞退する場合は教務係へ申し出て下さい。専攻科においても同様です。なお、この手続きを怠ると0点となります。

- ・ 前期科目及び通年科目：4月下旬まで
- ・ 後期科目：10月中旬まで

中間試験、定期試験

中間試験、定期試験は、前期と後期にそれぞれ一定の期日を定めて全校一斉に行います。試験の期日・時間割等は2週間前に告示します。

(1) 試験時の留意事項

- ・ 試験時は制服を着用して下さい。ただし、第3学年以上は私服の着用も可とします。（授業に準ずる）
- ・ 筆記用具、貴重品及び指定された物以外は持ち込みを認めません。特に携帯電話・スマートフォン等の持ち込みは厳禁です。
- ・ 机の中には何も入れないこと。机の上に置いて良いものは筆記用具・消しゴム・指定されたもののみです。筆箱は置いてはいけません。
- ・ 不正行為の疑いを生じるような行為をしないこと。
- ・ 50分試験と90分試験、いずれも試験開始後20分経過後の試験室への入室は認めません。
- ・ 50分試験では試験終了まで、90分試験は60分経過するまでは退席できません。途中退席後は、指定された場所で静かに自習してください。また、トイレ等のために退席した場合、試験室に必ず戻ってください。なお、退席する場合は、周りの迷惑にならないよう心がけてください。
- ・ 試験中はむやみにトイレに行かないよう、試験開始前に必ず行っておくこと。

(2) 試験を欠席する場合

就職試験、大学編入学試験などの公的理由で欠席する場合は必ず事前に公欠願を提出して下さい。また、病気等で急に欠席する場合は、学級担任へ連絡をした上で、後日、診断書または証明書を提出して下さい。なお、無断欠席すると0点と評価します。

(3) 追試験

公欠または病気等の理由により試験を欠席した場合は、後日、担当教員が期日を定め追試験を実施し、評価します。

(4) 再試験

中間試験、定期試験の結果、60点に達しなかった学生に対して、再試験を行うことがあります。再試験を行う授業科目はシラバスに明記してありますので確認して下さい。

単位の修得と成績評価

各授業科目の単位を修得するには、[単位修得要件]を満足しなければなりません。単位修得要件とは、シラバスに記された[学業成績の評価方法および評価基準]によって評価された成績が60点以上であることです。また、欠席時数が授業時数の5分の1を超えると単位を修得することができません。

成績の評価は、次の基準によって行い、「優」、「良」及び「可」を合格、「不可」を不合格とし、「可」以上の評価を得た場合に単位を認定します。

優：100～80点、 良：79～65点、 可：64～60点

不可：59点以下

進級判定（第1～4学年）

毎年3月に、学年末の成績が集計され、進級判定会議が開催されます。その時、それぞれの学年で定められた修得単位数（「授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則」参照）を修得したと認められた学生は進級することができます。修得できなかった科目がある場合は、定められた修得単位数に達するために必要な科目が第1～3学年にあつては2科目以下又は4単位を超えないこと、第4学年にあつては4単位を超えなければ、追認試験を受験でき、それに合格すれば進級することができます。また、第1～3学年は特別活動の履修状況が良好であることが必要です。

卒業判定

第5学年の学年末には、卒業判定会議が開催されます。各学科において、必修科目の全単位、選択必修科目の所定の単位および選択科目の合計が167単位以上（専門科目を82単位以上含む。）であり、かつ、各学科の学習・教育到達目標の達成度評価基準を満たしていれば卒業することができます。修得できなかった科目がある場合は、定められた修得単位数に達するために必要な単位が4単位を超えなければ、追認試験を受験でき、それに合格すれば卒業することができます。ただし、この場合は卒業式に出席できないことがありますので留意してください。

6. 成績順位の決めかた

「成績順位はどのように決まるのか」みなさんにとって、とても気になる事柄です。順位は学年・クラスごとにつけられます。

学年末の成績順位

○第1～3学年

その学年で学んだ必修科目の平均点によります。

○第4学年

その学年で学んだ必修科目全部（選択必修科目を除く）の平均点によります。

○第5学年

学科ごとに4・5学年で履修した必修科目と選択必修科目および選択科目の合計点によります。この場合、1単位の科目の得点には0.5を乗じるものとし、また対象となる選択科目は、上記3種類の科目の合計が62単位になるまで高得点順に計上される選択科目です。

詳しくは、「成績順位の付け方に関する取扱いについて」を読んで確認してください。

学年末以外の成績順位

前期末および中間試験では、必修科目と履修申請した選択必修科目・選択科目の全科目の平均点で順位をつけます。

注) 前期中間の成績評価は4月から前期中間試験までの分、前期末の成績評価は4月から9月までの前期分を総合して行います。後期中間の成績評価は後期授業開始日から後期中間試験までの分、学年末の成績評価は4月から学年末試験までの分を総合して行います。

7. 欠席、公欠および台風による休業について

学校へは勉強に来ているのですから、全ての授業に出席するのが望ましいことは言うまでもありませんが、病気や怪我などでやむを得ず欠席をしなければならない場合もあると思います。やむを得ず欠席をする場合は、事前に担任または教務係へ届け出てください。

公的理由で学校を休まなくてはならないときは「公欠」という制度があり、欠席時数に含まれないようにします。その公的理由は「公的理由等による欠席の取扱基準」に定められていますので、そちらを参照してください。

台風が近づいていて、朝6時の時点で鈴鹿市に「**暴風警報**」又は「**特別警報**」が発表されている場合は、同日は臨時休業になり、後日、授業予備日等に振替授業を行います。また、朝6時の時点で、鈴鹿市には「暴風警報」又は「特別警報」が発表されていないが自分が居住する市町村に発表されている場合は自宅で待機して下さい。その後、「暴風警報」又は「特別警報」が解除された場合は、安全に留意した上で速やかに登校して下さい。なお、この場合の自宅待機については「公的理由等による欠席の取扱基準」により取扱います。

学校にいるときに「暴風警報」又は「特別警報」が発令された場合は、待機、下校、避難等の指示をしますのでそれに従ってください。

登校・下校の途中で「暴風警報」又は「特別警報」が発令された場合は、状況により、帰宅か登校か各自で判断してください。登校して学校で待避する場合は教務係にそのことを知らせてください。帰宅も登校もできないような状況ならば、できるだけ早くそのことを自宅か学校に知らせてください。

8. 学級室長、副室長、日直の役割

各クラスでは、毎年4月に室長と副室長を選出します。中学校と同じように室長はクラスのまとめ役であり、副室長は室長を助けてクラスをまとめるための役割を果たします。クラスのほかの学生も室長と副室長に任せきりにせず、協力してクラス単位での取り組みに参加しなければならないことは言うまでもありません。

室長の役割はそのクラスの学級担任の先生の指示内容により多少の違いはありますが、おおよそ次のようなことになります。

- ・ 学校からの連絡（主に教務係と学生支援係から来ます。）や学級担任の先生からの連絡をクラスの学生に伝えてください。
- ・ 教室の掲示板に貼ってある連絡等を管理してください。
- ・ 学級担任からの指示があれば、学級の座席表を作成してください。
- ・ 教室のゴミ箱の状況に注意し、ゴミの分別、ゴミ捨てがきちんと行われるようにしてください。
- ・ 日直が誰であるかを把握し、日直の業務が遂行されるよう指示してください。
- ・ 授業の始まりと終わりに「起立、礼」の号令をかけてください。
- ・ クラス単位での取り組みにおいて、クラスの学生全員の融和が図られ、取り組みが円滑に進むように配慮してください。

副室長は室長を補佐して、クラスをまとめるとともに、室長が不在の場合は、その代理を務めてください。

次に、クラスの学生は毎日交替で日直の仕事を行わなければなりません。日直の仕事は授業が円滑に進むようにするためにも、とても大切なものです。忘れずにしっかりと遂行してください。この仕事は学級担任の先生の指示により多少は異なりますが、おおよそ次のような事柄です。

- ・ クラスの出席簿を当日朝、教務係より受け取り、教室の教卓に置いておきます。また、連絡事項があれば教室へ掲示します。教室を移動するときは出席簿を持参して教科担当の先生に渡し、記入してもらいます。1日の授業終了後は教務係に戻します。
- ・ 学級日誌を学級担任の先生のところへ取りに行き、記入します。1日の授業終了後は学級担任の先生に戻します。
- ・ 体育など準備物等の必要な授業の際は、授業の前に担当の先生の指示を聞きに行き、クラスの学生に連絡します。
- ・ 各授業終了後、黒板をきれいにします。1日の授業終了後はこれに加えて、窓締め、照明の消灯などを行います。
- ・ 教室掃除の班に協力し、清掃状況を点検します。

9. 転科について

「転科」とは入学後、自分の適性や将来への希望等を真剣に考えた上で、現在所属する学科より他の学科の方があっていると思ったときに、学科を変える措置を取ってもらうことです。入学試験受験の際にも真剣に考えているはずですので、安易な思いつきでできるものではありませんが、本人の強い希望と一定の条件を満たした場合には、学校としてはそのための手続きを取りますので、申し出てください。

転科を希望できるのは学科の第1学年と第2学年に在学する学生で、転科の時期は次年度の進級時(4月)です。転科の申し出は毎年2月20日から2月末日までの期間に受け付けます。この間に転科申請書を学級担任経由で校長宛提出してください。用紙は教務係にあります。転科が許可されるのは次の要件を満足する場合です。

- 1) 学年末の成績が所属するクラスの上位3割の範囲内であること。
- 2) 転科希望の学科が実施する選考試験で所定の成績を上げること。

転科希望先の学科の事情などについて、事前に学級担任とよく相談して申請してください。

10. 授業以外の創造的な活動について

学生の学習意欲を高め、積極性と創造性を養うという観点から、とくに下記の創造的活動について学校が取り組むプロジェクトとして支援し、単位(創造工学演習1単位)として認定しています。

ロボコンプロジェクト

アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト（通称：高専ロボコン）は、毎年 10 月から 11 月にかけて、地区大会（鈴鹿は「東海・北陸」地区）および全国大会（国技館）が行われ、その模様はNHK テレビで放送されます。鈴鹿高専ではロボコンプロジェクト所属学生（科学学年問わず）に加えて第 4 学年の創造工学でロボコンを選択した学生が教職員の指導の下に取組んでいます。毎年 4 月下旬にその年の課題が発表され、出場する 2 チームのアイデアの検討・決定およびロボットの設計・製作を行います。基礎的なメカトロニクス技術に加えて高度なロボットテクノロジーを理論だけでなく、実践的に学び、試す能力を育成します。

プロコンプロジェクト

プロコンプロジェクトでは、全国高等専門学校プログラミングコンテスト（高専プロコン）のほか、パソコン甲子園、情報オリンピック、国際学生対抗バーチャルリアリティコンテスト（IVRC）などの国内外のコンテストに取り組んでいます。高専プロコンは課題部門・自由部門・競技部門の 3 部門で開催され、それぞれの部門においてソフトウェア作品の独創性を競います。各コンテストでは、ソフトウェアの作成だけではなく、ハードウェアや電子回路等も取り入れたシステムを提案、設計、実装し、デモンストレーションやプレゼンテーションを行います。実践的なシステムの企画力、構築力、実装力、プレゼン力をつけることを目的としています。

エコカープロジェクト

近年は環境・エネルギー問題に注目が集まり、エコカーへの期待がますます高まっています。エコカープロジェクトでは低燃費カー、ソーラーカー、電気自動車の製作や改良に取り組み、国内で開催されているレースなどを通して、学生が主体的にエコカーに関する知識と技術を得られるように活動を行っています。

最近参加しているレースは、鈴鹿サーキットで行われる Honda エコマイレージチャレンジ鈴鹿大会・ソーラーカーレース鈴鹿・Ene-1GP、ツインリンクもてぎで行われるエコマイレージ全国大会、日本ライン自動車学校で行われる Econo Power in GIFU などがあり、日程により大会を選んで参加しています。

デザコンプロジェクト

全国高専デザインコンペティションは、生活環境に関連した様々な課題に取り組み、各高専で養い培われた学力、デザイン力の成果を基として作品を作成し競い合うことにより、普段の学習だけでは得ることができない高いレベルでの刺激を与えあえる貴重な機会となっています。本校では、デザコンプロジェクトとして学科を問わず、デザインに興味のある学生を中心に活動しています。

現在、空間デザイン、環境デザイン、構造デザイン、3 次元デジタル設計造形コンテストの 4 部門があり、毎年 11 月上旬に開催される本選に向けて作品の製作を行っています。

上記に加え、個人又はグループによる創造的な活動についても一定の基準を満たせば『創造工学演習』として単位認定されます。積極的にチャレンジしてください。

1 1. インターンシップについて

本校では、実社会における職場体験により、技術者として必要な資質と実践的技術感覚を体得するため、主に夏季休業中に1～3週間（実働5日以上）インターンシップを実施しています。

詳細は「インターンシップのてびき」にまとめられています。担当教員等は実習機関との連絡を行い、学生の実習状況を調査し、その結果をインターンシップ調査書にまとめ校長に報告します。学生は、インターンシップ報告書を担当教員に提出し、夏休み明けにインターンシップ報告会にて発表します。

1 2. 資格試験等の単位認定

本校では、以下の技能審査等の合格者に対して単位認定をしています。詳しくは、「学則第29条に規定する文部科学大臣が別に定める学修による単位認定に関する規則」を参照してください。

実用数学技能検定、TOEIC、実用英語技能検定、IELTS※、TOEFL iBT※、実用フランス語技能検定試験、スペイン語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語技能検定、日本漢字能力検定、日本語能力試験（留学生に限る）、技術英語能力検定（工業英語能力検定）、危険物取扱者試験、CAD利用技術者試験、3次元CAD利用技術者試験、電気主任技術者試験、陸上無線技術士試験、電気通信主任技術者試験、電気工事士試験、工事担任者試験、ラジオ・音響技能検定、デジタル技術検定、情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験、CGエンジニア検定、画像処理エンジニア検定、毒物劇物取扱者試験、高圧ガス製造保安責任者試験、エネルギー管理士試験、放射線取扱主任者試験、公害防止管理者試験、溶射管理士試験、防錆管理士試験、技術士第一次試験、知的財産管理技能士検定、ボイラー技士試験、技能検定

※「IELTS」、「TOEFL iBT」については令和2年度入学生より対象となる技能審査です。

1 3. 卒業研究について

「卒業研究」は、5年生までに各学科で学習した専門知識や英語・数学・理科・国語などの一般科目の知識を総動員して取り組まなければならない科目です。卒業研究では各学科の先生の指導のもとで、新しい考えを取り入れた先進的な研究を行います。各研究室にはおよそ4～5名の学生が配属されます。みなさんにとっては初めての体験です。将来本格的に研究に取り組む上で基盤となるようなとても大切な経験であると言えます。専攻科、大学、大学院、企業等でさらに研究に取り組んで、田中耕一さんのようにノーベル賞を受賞するのも夢ではありません。

卒業研究の最後の段階では、研究した内容を論文にまとめて提出しなくてはなりません。他人が読んでも理解できる文章を書く必要があります。また、卒業研究のまとめとして研究発表会が行われます。学科ごとに4・5年生と学科の先生の前で、1年間研究してきたことを10分程度発表します。

14. 鈴鹿高専への編入学制度について

鈴鹿高専では、留学生受入れ制度と並んで門戸を広くするために、工業高校あるいは普通高校の卒業生が鈴鹿高専の4年生へ編入学する制度があります。この制度を活用して、本校のアドミッションポリシーに共感し、豊かな人間性と実践力、創造力を身につけたいと思う高校生が毎年数名受験しています。なお、入学時において認められる単位数については学級担任または教務係へ問い合わせ、確認して下さい。

15. 学生の国際交流

本校は昭和61年から外国人留学生の受入れを始めました。そして、平成2年に米国・オハイオ州立大学、平成3年にカナダ・ジョージアンカレッジ、平成18年に中国・常州信息職業技術学院、平成29年にドイツ・ハノーファー大学、平成30年にモンゴル工業技術大学とそれぞれ学術交流協定を結んでいます。本校の国際交流は、身近な存在としての留学生との交流と学術協定校との交流によって成り立っています。

外国人留学生の出身国はこれまでマレーシア、インドネシア、ベトナム、ブラジル、バングラデシュ、ケニア、フィジー、フィリピン、モンゴル、イラン、モロッコ、中国、韓国、タイ、ラオスなどがあり、近年では常時7、8名留学生が在学しています。本校では留学生の勉学や生活についてアドバイスをする日本人学生によるチューター制度を実施しており、慣れない日本での学習や日常生活に支障のないよう配慮しています。また毎年、留学生交流会を開催しており、ここでは、留学生による出身国の文化や歴史などの紹介や各国料理が提供され、近くで異文化体験をすることができます。こうした留学生との交流は日本人学生にとってもまた国際感覚の涵養、国際理解の深化、英語学習の動機づけなどに大いに影響を与えています。

次に、学術交流協定に基づく海外派遣プログラムですが、オハイオ州立大学との交流は当初は教員のための研究協力が主体となる相互訪問と研究協力が10年にわたって進められてきましたが、平成14年からは学生がオハイオ州立大学へ派遣されるようになりました。3、4、5年生を対象に毎年約15名程度の学生がオハイオ州立大学を訪問し、現地学生との交流、施設見学、そして専門科目の授業体験をするなどしています。

また、平成18年に文部科学省の「大学教育の国際化推進プログラム」の採択により、以降、毎年、カナダ・ジョージアンカレッジで専攻科生10名前後が約8週間の語学研修を行っています。参加した学生は、授業だけでなくホームステイを通じて生きた英語を体験し、帰国後の学習意欲の向上などの効果が認められ、国際学会での発表や国際インターンシップなどに積極的に参加しています。

平成29年からは、ドイツ・ハノーファー大学電気工学及びコンピューター科学部へ専攻科学生を中心に派遣を行っています。そこでは、施設見学や専門科目の講義などを体験しています。

その他にも高専機構による海外派遣プログラムや国際インターンシップなど国際交流を体験できるプログラムがたくさんあります。

16. 卒業後の進路

卒業後の進路には、大きく分けると進学と就職があります。進路指導に関しては、各学科長が担当しています。また、全学的な事務処理は学生課が担当します。図書館に入ってすぐ右に「進学就職コーナー」があります。ここには進学や就職に関する資料が保管してあります。自由に利用できますので、ぜひ活用してください。

進学：専攻科について

専攻科に進むことによって、より高度で各専門分野を横断した学業を修得することができます。さらに、慣れた教育・研究環境で、本科での研究を継続・発展させることができる環境が整っています。特別研究を含む専攻科の課程を修了すると、「学士（工学）」の学位を修得することができ、企業等への就職、あるいは大学院への進学などの道が開けています。また、専攻科においては、海外での語学研修やインターンシップなど、国際化を涵養するプログラムが多数用意されている、学生個人への細かい指導が可能です。

進学：大学編入について

国公立大学を中心として、学部3年生への編入学試験が実施されています。編入学試験には、推薦選抜と学力選抜の二つがあり、実施時期は5月頃から9月頃まで、各大学によって異なります。したがって、一人の学生が複数校を受験することが可能です。推薦基準は、大学によって異なりますが、大学側の指定が特にならない場合は、おおむねクラスの成績上位3分の1に入っていることがその目安となります。推薦選抜では、面接をおこなう大学が多いので、日頃の学習のほか自己表現能力やコミュニケーション能力などが大切になります。学力選抜では、数学、英語と専門基礎科目の試験がほとんどの大学で実施されます。また、東大や京大等のいわゆる難関大学では、物理、化学が行われます。年度によっては試験科目が変更されることがありますので、各大学のHPなどをよくチェックして、受験勉強に漏れのないようにしてください。

進学に関する情報は、下記の学内ネットワークに掲載されていますので、参考にしてください。（<http://www-intra.srv.cc.suzuka-ct.ac.jp/jim/gakusei/University/>）

就職について

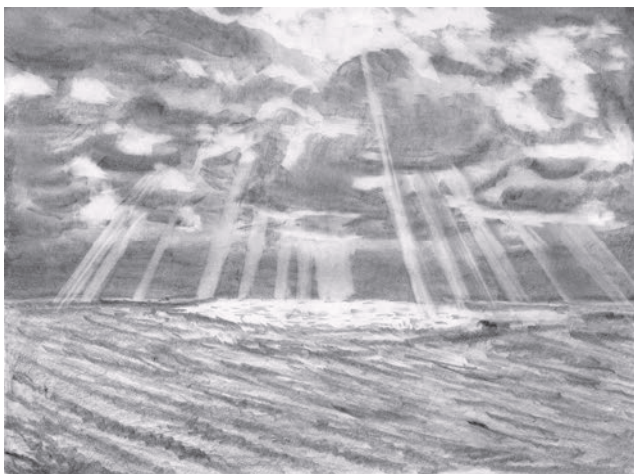
高専卒業生の多くは生産技術に関する分野で活躍することになります。また、自分の所属学科の分野を主とする企業だけでなく、様々な分野の企業から募集があります。広い視野を持って企業研究をしてください。見学をさせてもらったり、先輩に話を聞いたりして、できるだけいろいろな方向から見るのが大切でしょう。インターンシップに参加することは企業を知る上で非常に役立ちます。

※インターンシップは、キャリア教育の一環として位置付けられていますので、本来就職と直接結び付いているわけではないのですが、結果として縁がある場合も少なからずあるようです。

入社試験では、基礎学力や思考力を判断する筆記試験のほかに、人物を評価するための面接試験が重視されます。まさに高専5年間で身につけてきたことが問われる試験です。的確な受け答えができ、判断力や積極性があり、存在感が感じられるような人間になれるよう、5年間で自分を磨いてください。

就職状況などの情報は、下記の学内ネットワークに掲載されていますので、参考にしてください。（<http://www-intra.srv.cc.suzuka-ct.ac.jp/jim/gakusei/work/>）

学 生 会



1. 学生会の仕組み

学生会について

学生会とは、鈴鹿高専の全学生が会員となっており、その中から選ばれた役員で構成される組織により運営されています。主に高専祭、体育祭等の学生参加行事の企画・運営、学生会各種委員会の運営等を行います。

総会について

総会は学生会の最高議決機関です。全学生が構成員として参加します。

評議会について

役員および各クラス・クラブ各1名の評議員で構成され、学生会の運営に関する事項を審議します。

役員会について

学生会は、総会で決定した事項を確実に実施するため、「役員会（執行部）」をおいています。役員会は、会長、副会長、会計長、書記からなり、各種委員長やクラブ・同好会に指示を出す役割を担います。その他、意見箱や新聞などを用いて学生の意見を学校に繋ぐ橋渡しを行い、キャンパスライフの向上に努めます。役員は評議会において選出されます。

委員会について

委員会は会員である学生で構成する組織です。各種の委員会はそれぞれ特徴があり、主にキャンパスライフを支える活動をしています。

学 生 会 の 組 織

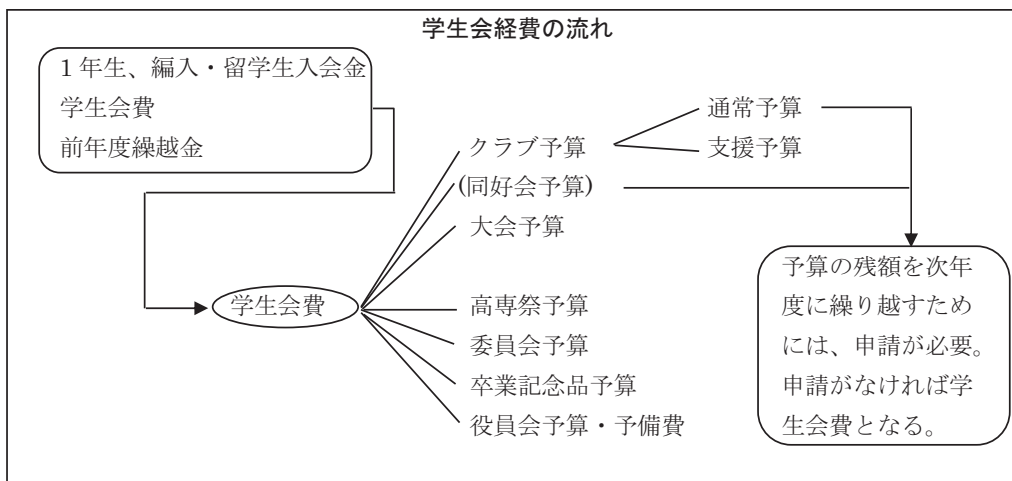
役 職	役 職 の 説 明
役員会（執行部） 会長 副会長 会計長 書記	学生会を代表し、総責任者としてその業務を行う。 会長を補佐し、先頭に立って実務を行う。 主に部活動の予算の執行を行う。 会議などで話された内容を議事録にする。
学生会役員 高専祭実行委員長 環境美化委員長 行事企画委員長 体育委員長	最大のイベントである高専祭の企画・運営を担う。 美化活動に関する中心的な役割を担う。 イベント（球技大会など）の企画・運営を担う。 体育祭の企画・運営を担う。
委員会 広報委員会 体育委員会 行事企画委員会 環境美化委員会 交通安全委員会 アルバム委員会 ボランティア委員会	校内新聞作成など広報活動を行う。 体育委員長を中心として、体育祭の企画・運営をする。 行事企画委員長を中心として、イベントの企画・運営をする。 環境美化委員長を中心として、美化活動の企画・運営をする。 通学の際の安全を学生に促す。 放置自転車の整理、ステッカー貼付の推進活動を行う。 5年間の写真を管理し、卒業アルバムを作成する。 校内外のボランティア活動に積極的に参加する。

2. 学生会の経費

- 【収入】 前年度繰越金 …前年度決算より繰り越した金額。
 1 年生入会金 …学生会入会金に 1 年生の人数を乗じた金額。
 編入・留学生入会金…学生会入会金に編入・留学生の人数を乗じた金額。
 学生会費 …全学生の学生会費の総額。
- 【支出】 クラブ予算（同好会を含む場合あり）
 …各クラブの部費に割り当てられる経費。これにクラブ繰越金を加えたものがクラブ予算の総額になる。
 クラブ繰越金 …各クラブが前年度決算より繰り越した金額。
 同好会繰越金 …各同好会が前年度決算より繰り越した金額。
 大会予算 …高専大会出場に要した費用の四分の一を負担するための経費。
 高専祭予算 …高専祭に必要とされる経費。委員会予算とは別。
 委員会予算 …各委員会予算の総額。各委員会が目的に応じて使用する。
 卒業記念品予算…卒業生に贈る記念品を購入するための経費。
 役員会予算 …執行部が活動するための経費。
 役員会予備費 …執行部の予備費。大会予算・役員会予算・委員会予算・卒業記念品予算が赤字の場合この予算から補填する。

クラブ予算について

通常予算…クラブ予算の一部。これは別に定められた各クラブの予算の比により配分される。
 支援予算 …通常予算だけでは活動が困難となるクラブを支援する枠。余った場合は各クラブの予算に割り当てられる。



3. クラブ活動

本校には、次のような文化系クラブと体育系クラブがあります。学生生活を豊かにする絶好の機会ですから、自分に合ったクラブで積極的に活動しましょう。

登録方法は、担任から配布される「クラブ登録用紙」に登録したいクラブ名を記入し、そのクラブの顧問の先生の許可を得た後、担任に提出します。1年生は4月末まで、2年生以上は前学年の2月中旬までが登録期限になっています。

年度途中でクラブを変更する場合は、学生支援係で自分のクラブ登録用紙を受け取り、やめるクラブの顧問の先生に了解してもらいます。そして、新しく入るクラブの顧問の先生の許可を得た後、担任に報告し、学生支援係にクラブ登録用紙を提出します。

<文化系クラブ>

- ・音楽部
- ・ESS
- ・写真部
- ・美術部
- ・文芸部
- ・囲碁将棋部
- ・茶道部
- ・アコースティックギター部

<体育系クラブ>

- ・陸上競技部
- ・バドミントン部
- ・硬式野球部
- ・ソフトテニス部
- ・テニス部
- ・バスケットボール部
- ・ワンダーフォーゲル部
- ・柔道部
- ・剣道部
- ・男子バレーボール部
- ・弓道部
- ・卓球部
- ・空手道部
- ・ハンドボール部
- ・サッカー部
- ・水泳部
- ・女子バレーボール部

4. 同好会活動

本校には、次のような同好会があります。同好会は同じ趣味を持った仲間が集まって活動する団体で、全学年自由登録です。

登録方法はクラブ登録と同じです。「クラブ登録用紙」右側の「第2登録」を使います。

同好会を立ち上げるには、顧問になってもらえる先生の了解をもらい、「学生団体結成願」に必要事項を記入し、学生主事に提出します。なお、活動内容がほとんど同じであるクラブや同好会が存在する等の場合には、結成が許可されないことがあります。

また、一定数の学生が3年以上続けて活動している場合には、クラブに昇格できることになっています。この場合、以下の書類が必要です。

- 1) 同好会会員名簿
- 2) 同好会顧問の推薦書
- 3) 実績報告書（活動状況および経費の概要を書いたもの）

ただし、登録者がいないなど活動実態がないと認められた場合には廃止されることがあります。

＜同好会一覧＞

- ・ピアノ
- ・カード
- ・ソーラン
- ・ソフトボール
- ・動画同好会
- ・総合工学同好会
- ・華道同好会
- ・ラグビー同好会
- ・化学同好会

5. 対外試合・合宿（合同練習）の手続き

体育系クラブが、高校や大学など学外のチームと試合（公式試合・練習試合を問わず）をする場合、または文化系クラブが発表会や演奏会などの学外行事に参加する場合には、「対外試合参加許可願」を提出しなければなりません。用紙は学生支援係にあります。手続きの方法は、必要事項をクラブ顧問から学生課へ提出となります。なお、宿泊を伴う対外試合や学外行事は、後述の合宿とみなします。

次に、合宿をする場合には、学内・学外を問わず、「合宿（合同練習）実施許可願」を提出しなければなりません。合宿は1年間に最大20泊まで、また1回の合宿は最大5泊までとなっています。長期休暇中に学内で合宿をする場合は、クラブ顧問を通して決められた期日までに「学内合宿希望調書」を学生支援係に提出します。ほかのクラブと希望が重なった場合など、クラブ顧問の間で日程を調整することがあるので、調整が終わってから許可願を提出してください。また、学内で合宿する場合には必要に応じて別途、「ふとん申込書」を学生支援係に、「食事申込書」を売店に提出してください。

合宿終了後は「合宿（合同練習）実施報告書」と「合宿（合同練習）経費補助申請書」を提出してください。経費補助申請書を提出すれば、後日教育後援会より補助金が各クラブ指定の銀行口座に振り込まれます。

学内合宿要項

学内における合宿に関しては、下記の要項による。

1. 資格団体

以下のいずれかに該当する団体についてのみ、学内合宿を許可する。尚、責任者は必ず鈴鹿高専に所属する教職員であるものとする。

- (1) 鈴鹿高専に所属するクラブ・プロジェクトまたは同好会
- (2) (1)以外の、学生主事によって許可された利用団体

2. 実施時期

- (1) 長期休業期間中等、学生主事が定める期間
- (2) 1年間合計で最大20泊までとし、1回の合宿は最大5泊までとする。

3. 申込

- (1) 責任者は、学生主事が指示する申込募集期間内に、指定の合宿日程一覧表に合宿予定を記入する。
- (2) 申込状況と施設の利用状況を総合的に勘案して、学生支援係が各団体の宿泊場所を調整したうえで、学生主事が合宿の実施可否を決定して、申込者に伝達する。この伝達をもって申込が完了し、それを受けて申込者は「合宿（合同練習）実施許可報告書」に必要事項を記入して学生支援係に提出する
- (3) 合宿実施日までに合宿内容の変更あるいは中止などがある場合には、直ちに学生支援係に届け出る。
- (4) 申込に不備がある場合には、合宿の実施を許可しない。

4. 宿泊場所について

- (1) 宿泊場所は、男子は①イノベーション交流プラザ（3階）多目的学習室、②青峰会館（2階）、のいずれかとする。女子は多目的学習室のみとする。
- (2) 上記3（1）における申込状況と施設の利用状況を総合的に勘案して、学生支援係が宿泊場所を調整し、学生主事が決定して、責任者に伝達する。
- (3) 学生が合宿する場合には不測の事態に備えて、団体を監督する少なくとも1名の教員が必ず学生の宿泊場所と同じ棟内に宿泊する。なお、複数の団体が同期間内に同じ棟内で宿泊する場合には、団体責任者間で緊急連絡体制を確認した上で、代表1名の宿泊でもよいものとする。
- (4) 多目的学習室の宿泊利用に関しては、以下の通りとする。
 - ①多目的学習室に宿泊する団体を監督する教員が多目的学習室またはティーチングルームに宿泊するものとする。
 - ②男女が同時に宿泊する場合には、通常であれば終日出入り自由となっている1階の地域交流推進室、2階のサイエンス教育支援室及び3階の多目的学習室2、3を施錠する必要があるため、団体を監督する教員は施錠（23：00）・解錠（7：00）を行うこと。

5. 手続き内容について

- (1) 合宿初日（休業日にはその前日）に、団体を監督する教員は合宿日誌および宿泊場所の鍵（お風呂場の鍵も）を学生支援係へ受け取りに来ること。
- (2) 合宿終了後は、鍵と合宿日誌を速やかに学生支援係（休日に終了した場合は守衛室）へ返

却すること。

- (3) 合宿期間中、管理上の問題が生じたときは、すぐに学生支援係（休日の場合は守衛室）へ連絡すること。

6. 各施設の使用について

- (1) 布団については、多目的学習室はロビー、青峰会館は部屋にある。
- (2) 宿泊場所のエアコンの使用については、使用時間を遵守すること（１７時から２３時とし、それ以外はスイッチを切ること）。
- (3) 風呂について、平日は寮務係（土日・休日については割当当番教員）が１６時にボイラーのスイッチを入れるので、風呂清掃当番の団体の湯張りをすること。風呂清掃当番に関しては、学生支援係で別に定める。
- (4) 洗濯をするクラブは洗濯場を利用できる。使用にあたっては十分注意し、きれいな状態を保持すること。
- (5) 貴重品等の管理には十分に注意すること。特に宿泊場所の施錠を徹底すること。
- (6) 合宿期間中を通じて、清掃、電気、水道、戸締まり等の確認を徹底すること。
- (7) 利用後は、施設内の清掃を行い、原状に復すること。
- (8) 施設・設備を汚損しないこと。
- (9) 利用者が、その責に帰すべき事由により、支援室の施設・設備を滅失又は損傷したときは、これを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。ただし、利用者がその職務を適正に遂行している間に生じたものについては、この限りではない。

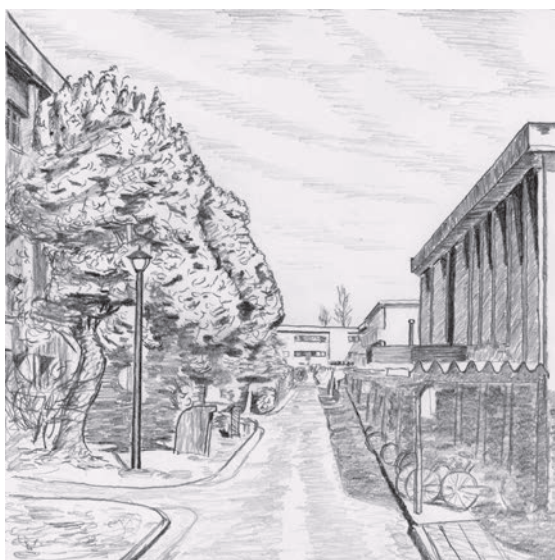
7. 合宿期間中の生活態度について

- (1) 合宿期間中は規則正しい生活を心掛け、就寝・消灯時間を厳守すること。特別な場合を除き、学寮と同様に、２２時３０分に点呼、２３時就寝とし、女子の場合は２１時３０分に門限を設定すること。
- (2) 深夜徘徊、他の団体に迷惑をかけるなど、合宿の目的から外れるような行動・行為を行わないよう、団体のミーティング等を通じて、徹底すること。もし学生の問題行動が明らかになった場合には合宿を中止させるとともに、該当クラブに対して以後原則３年間の合宿を禁ずるものとする。
- (3) 宿泊期間中でも宿泊室の整理整頓を心掛け、布団の敷きっ放しなどがないようにすること。
- (4) 教室のブラインドに洗濯物を干す等、施設の汚損の基となることはしないこと。
- (5) 合宿期間中の青峰会館食堂を利用する場合、教職員、一般学生との共同利用であるので、食事のマナーを守ること。

8. その他

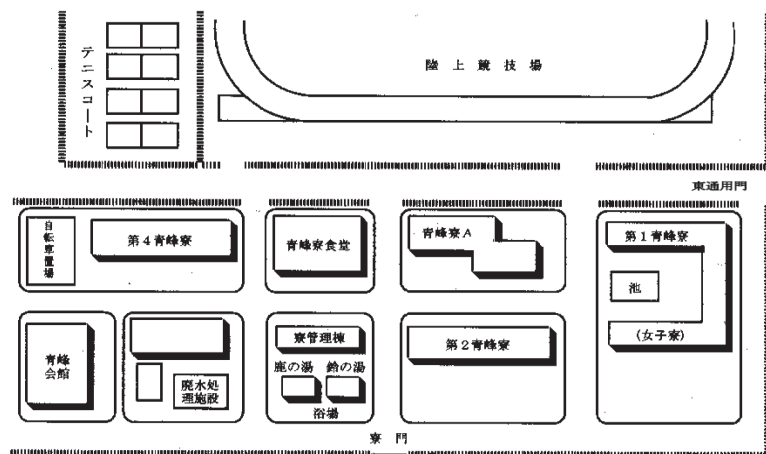
- (1) 各々の団体が譲り合い・お陰さまの精神をもって、期間中の活動および宿泊場所での行動に十分気を付けること
- (2) 合宿期間中の不測の事態に備えて、十分の配慮を怠らないこと

学 寮



1. 学寮（青峰寮）について

本校の学寮は青峰寮と呼ばれ、寮棟ごとに1寮、2寮、4寮、A寮の略称で呼ばれています。1寮は女子学生（留学生、専攻科生を含む。）が暮らしています。また2寮は男子の留学生と専攻科生が暮らしています。本科の男子学生は4寮とA寮で暮らしており、大きく分けて4寮が低学年寮、A寮が高学年寮となっています（学寮地区配置図参照）。寮管理棟には寮事務室があって職員が寮生活全般にわたる仕事を行っています。



学 寮 地 区 配 置 図

学寮は教育寮であり、「規律正しい生活訓練を通じて学生の人間形成を助長し、かつ学生の学習の便宜を与え、教育目標達成に資する教育施設」と位置付けられています。このような理由から、寮生の安全を確保し、かつ規律ある寮生活を維持するために、全教員が寮監として輪番で学寮での宿日直勤務を行っています。

2. 入寮に関する原則

学寮に入寮できるのは本校の学科または専攻科学生に限ります。とくに、学科1・2年生で自宅通学が不可能な学生は青峰寮に入寮することを原則とします。入寮の時期は原則として学年の始めであり、入寮希望者は年度ごとに入寮許可願を提出して許可を受ける必要があります（入寮の許可は当該年度限りです）。入寮の選考基準は以下のとおりです。

入寮選考の優先順位

- 1) 新入生（編入生を含む）
- 2) 特別な事情がある学生
- 3) 継続して入寮を希望する学生
- 4) 新規に入寮を希望する2年生

選考にあたって考慮する事項

- 1) 寮の規則を遵守して共同生活を行なうことができるかどうか
- 2) 自宅からの通学困難度、自宅における学習困難度、その他就学上入寮を必要とする特別な理由

また、低学年(原則として1年生)においては年度途中からの入寮も審議の上許可される場合があります。原則として学科3年生以上からの新規入寮はできません。また、寮則違反等で退寮を命ぜられた学生も再入寮は原則として認められません。

3. 学寮での生活

日課

以下に寮生活の日課を示します。

学寮の日課時限

時 刻	日 課	時 刻	日 課
7 時 30 分	起 床 朝点呼 (全寮生) 朝食 (7 時～8 時 50 分) 【休日は、朝点呼:8 時 朝食:7 時 50 分～8 時 50 分】	17 時 30 分	夕食 (17 時 30 分～19 時 25 分)
8 時 30 分	登 校	20 時 30 分	夜点呼 自習時間 (20 時 30 分～22 時 30 分)
12 時 00 分	午前の授業終了 昼食 (11 時 30 分～13 時) 【休日は、昼食:12 時～13 時】	23 時 00 分	消灯・就寝
12 時 50 分	午後の授業開始	門 限 20 時 30 分 入浴 (鈴の湯・鹿の湯は 20 時 25 分まで)	

寮生はこの日課時限に従って生活するように定められており、とくに朝・夕・夜の3回の点呼(4・5年生は朝・夜の2回)は寮生の所在と安全確認の目的で行っているもので大変重要なものです。

帰省(外泊)、外出等

週末などで帰省する場合は帰省(外泊)願を提出し許可を受けてから帰省します。その際に帰省願とペアになっている帰寮届を渡されますので、保護者署名の帰寮届を帰寮の際に寮監に提出します。また外出のときも同様に、外出願を提出した上で外出し、帰寮の際に帰寮届を提出します。外出には次のような決まりがあります。

寮生は下記の点呼等の時間以降は外出できません。

- ・ 1～3 年 20 時 30 分
- ・ 女子 4・5 年 21 時 30 分

・男子4・5年

22時30分

ただし、以下のような特別な事情がある場合には、事前に学級担任等の許可を得て当直寮監に外出願を提出すれば許可されます。

・夜間外出(クラブ活動、卒業研究、その他)

学寮の自主運営

各寮には寮長、副寮長ならびに指導寮生の役員がおり、寮生活全般にわたる指導助言および援助を行っています。これらの役員は定期的な会合(月例役員会)を開き、寮生全体の学寮における共同生活に関する事を協議し、自主的な課題解決のための努力をしています。また、総務、環境整備、レクリエーション、厚生、広報、選挙管理、会計監査の各種委員会があり、寮生自らが楽しく豊かな寮生活を目指して活動しています。

寮生が主体となって催される行事の例を以下に示します。

新入寮生歓迎夕食会	新入生の入寮日に行う歓迎会
青峰寮祭	寮生相互の親睦会
卒業生を送る会	年度末に行う卒業生の送別会

4. 寮生活のルール

寮生は「学寮における生活の記録」に基づき、学期末ごとに評価されます。この評価は学寮運営規則や寮生心得に照らして行われ、この評価に基づき警告、特別誓約書の提出などの指導処置や退寮等の処分を受けます。このことは全学年共通です。

違反事項の主なものは次のとおりです。

- ・ 重大な学則違反
- ・ 寮内における飲酒、喫煙
- ・ 異性が居住する領域への立入り
- ・ 深夜外出、無断外出、無断外泊
- ・ 不正在寮
- ・ 点呼欠席、整理整頓不良
- ・ 寮生以外の学生を寮監の事前許可無しに入室および宿泊させたりすること
- ・ 禁止品の持ち込み
- ・ 自動車、原動機付自転車及び自動二輪車の持ち込み
- ・ 公共物の破損・汚損
- ・ 虚偽の申告または報告
- ・ その他、規則・心得違反

持ち込み禁止品は、「学寮のしおり」によりますが、とくに発熱を伴う物品については火災予防上の観点より厳しく制限しています。

また、寮生以外の者(通学生など)は許可無しには寮内へ立ち入れませんので注意してください。

専攻科



1. 専攻科の教育方針

科学技術の高度化と国際化の進展により、技術者教育を担う高等専門学校には、新たな展開が求められています。技術の高度化・融合化を踏まえ、高度な専門技術・研究開発能力と共に多分野の幅広い基礎技術をあわせもち、さらに、優れた倫理観、グローバル観を身につけた技術者の輩出が強く望まれています。このため、グローバルエンジニアプログラムを設置し、グローバルに通用する高度な技術を持ち、リーダーシップを兼ね備えた人材を育成します。

そこで、本校専攻科では、次のような教育方針に基づき、科学技術の分野でグローバルに活躍できる実践的技術者の育成をめざしています。

- 1) 幅広い基礎技術と高度な専門知識を有し、広い視野から社会の変化に的確に対応できる技術者を育成する。
- 2) 新しい価値を創造する力を備え、研究開発能力、課題探求能力を有し、社会に貢献できる意欲的な技術者を育成する。
- 3) 社会に対する責任を自覚でき、優れた倫理観を持った技術者を育成する。
- 4) 日本語および英語によるコミュニケーション能力を持った技術者を育成する。

2. 専攻科の教育

(1) 教育制度について

技術者教育に携わる高等教育機関（大学・高専）が行う教育について、教育の質が満足すべきレベルにあり、その教育を受けた学生が、将来、技術者としてグローバルに活動するために必要な最低限度の知識や能力を身につけていることが求められています。

そこで鈴鹿高専専攻科では、上の要求に合致した教育ができるように対応しています。

平成 29 年度入学生から、専攻科の高度化を図るため、異分野の融合・複合化により境界領域的な新分野に対し、各専門分野で培った高い技術を発展させるとともに、次世代の新技术を創成できる広い視野と幅広い知識を有した創造的実践的技術者を育成するため、1 専攻（総合イノベーション工学専攻）3 コース（環境・資源コース、エネルギー・機能創成コース、ロボットテクノロジーコース）に改組しました。

また、令和 2 年度入学生から、本校専攻科と国立大学法人豊橋技術科学大学がそれぞれの強みをもつ教育資源を有効に活用しつつ、教育内容の高度化を図り、実践的・創造的能力を備えた指導的技術者の養成を目的として、連携して実施する先端融合テクノロジー連携教育プログラムを実施しています。

【総合イノベーション工学専攻】

〈環境・資源コース〉

地球温暖化や酸性雨に代表される環境問題、自然環境破壊抑制のための環境保全、バイオマ

ス・鉱物・水・生物・海洋等各種天然資源の有効利用、環境調和型資源リサイクルによる循環型社会の構築等を行うために、機械、電気・電子、情報・通信、生物、化学、材料等の幅広い分野の中から複数の分野を融合・複合させた分野横断的教育プログラムで達成される能力を身につけます。

〈エネルギー・機能創成コース〉

次世代の新エネルギー開発、その安定供給、輸送や利用における効率化や関連機能材料等に関わる技術開発を行うために、機械、電気・電子、情報・通信、生物、化学、材料等の幅広い分野の中から複数の分野を融合・複合させた分野横断的教育プログラムで達成される能力を身につけます。

〈ロボットテクノロジーコース〉

自身の専門分野を軸としてロボットを構成する技術を高度化し、イノベーションの創出や革新的な応用技術を社会に還元するために、機械、電気・電子、情報・通信、生物、化学、材料等の幅広い分野の中から複数の分野を融合・複合させた分野横断的教育プログラムで達成される能力を身につけます。

〈先端融合テクノロジー連携教育プログラムコース〉

先端融合テクノロジー連携教育プログラムコースにおいては、2年間の分野横断型教育プログラムを専攻科と豊橋技術科学大学において協働で開設し、在学中から技術の現場での実習と研究開発への参画を通じて、課題解決力と技術の社会実装力に長けた指導的技術者の育成を目的とします。

本プログラムの修了者は、本校専攻科の修了資格と大学の卒業資格の両方が得られ、大学の学位である「学士（工学）」が授与されます。

（２）学習・教育到達目標

学習・教育到達目標は、専攻科生が修了時に身に付けていなければならない知識・能力です。学習・教育到達目標を常に念頭に置いて、修了時までこれらをすべて達成できるよう、自主的な学習に努めてください。

（３）ディプロマポリシー

総合イノベーション工学専攻では、専攻科の教育方針および総合イノベーション工学専攻の教育目標のもと、所定の単位を修得し、以下の知識および能力を身につけた学生に対して修了を認定します。

1. <視野>自己と世界の関係を理解し地球規模で物事を眺めることができる。
2. <技術者倫理> 生産により生じる環境と社会への影響を認識し責任を自覚できる。
3. <意欲>習得した知識・能力を超える問題に備えて、継続的・自律的に学習できる。
4. <基礎>数学、自然科学および情報技術の知識を習得し、それを活用できる。
5. <専門>基礎工学に加え、主となる専門分野において環境・資源、エネルギー・機能創成、ロボットテクノロジーの各コースに関する専門工学の知識を習得し、それを活用できる。
6. <展開>習得した知識をもとに創造性を発揮し、他者と協働しながら仕事を計画的に進めまとめることができる。

7. <発表>自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。
8. <英語>英語による基本的なコミュニケーションができる。

(4) 単位の認定および互換について

他の教育機関から本校専攻科へ入学した学生については、単位の認定と互換を改めて行う必要があります。

単位の互換を行ったにもかかわらず、学習保証時間または単位数が不足する場合は、特別に開講する授業や平常授業の受講をするか、または能力認定の試験を受ける必要があります。

(5) インターンシップの履修について

技術者が経験する実務上の問題点と課題を体験することを目的として、企業や公共団体で一定の期間、実習を行うインターンシップを実施しています。インターンシップは勉学を行う動機付けとしても効果的ですので、積極的に履修してください。

- ・インターンシップの期間は、春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業期間中とし、実働10日以上とします。実習期間中は、授業に支障をきたしてはいけません。
- ・修得できる単位数は、各実習期間により、それぞれ2単位、4単位及び6単位とします。この場合における各実習期間は、「インターンシップ実施要項」に定めるとおりとします。
- ・インターンシップを履修する場合は、事前にインターンシップ学生調書等、必要書類を実習先に提出してください。
- ・インターンシップ終了後には、インターンシップ報告書を、担当教員に提出してください。
- ・その他詳細は、「インターンシップの履修に関する規則」、「インターンシップ実施要項」及び「インターンシップのてびき」を参照してください。

(6) その他

専攻科学生として知っておかなければならない教務関係の規則、取扱いについては以下の項目がありますので、諸規則を参照してください。

- 1) 専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則
- 2) 専攻科学生に係る公的理由等による欠席の取扱いについて
- 3) 専攻科成績順位の付け方に関する取扱いについて

學 則 ・ 諸 規 則

鈴鹿工業高等専門学校学則

目次

第1章 総則

第1節 目的（第1条）

第2節 教育上の目的及び自己評価等（第2条）

第3節 組織（第3条—第7条）

第4節 職員組織（第8条—第9条）

第5節 学年、学期、休業日及び授業終始の時刻（第10条—第13条）

第2章 学科

第1節 修業年限及び在学年限（第14条・第15条）

第2節 入学（第16条—第24条）

第3節 教育課程及び履修方法（第25条—第31条）

第4節 休学、転学、留学及び退学（第32条—第39条）

第5節 学生準則（第40条）

第6節 卒業及び準学士（第41条・第42条）

第7節 賞罰（第43条・第44条）

第8節 学寮（第45条）

第3章 専攻科

第1節 修業年限及び在学年限（第46条・第47条）

第2節 入学（第48条・第49条）

第3節 教育課程及び履修方法（第50条—第53条）

第4節 休学、留学及び退学（第54条—第56条） 第

5節 修了（第57条—第58条）

第4章 補則

第1節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第59条—第61条）

第2節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第62条—第69条）

第3節 公開講座等（第70条・第71条）

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

なお、専攻科においては、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工学の高度な専門的知識と実践的技術を教授研究し、もって広く産学の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

2 本校は、前項の目的を実現するための教育を行うことにより、社会の発展に寄与するものとする。

第2節 教育上の目的及び自己評価等

(教育上の目的及び自己評価等)

第2条 本校の教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、学校、各学科又は専攻科における教育上の目的を定めるとともに、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項に掲げる措置に加え、本校の教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 前2項に掲げる点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第3節 組織

(学科)

第3条 本校に学科を置く。

2 学科に置く学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員
機 械 工 学 科	1	40人
電気電子工学科	1	40人
電子情報工学科	1	40人
生物応用化学科	1	40人
材 料 工 学 科	1	40人

3 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上有益と認めるときには、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

(専攻科)

第4条 本校に、専攻科を置く。

2 専攻科に置く専攻及び入学定員は次のとおりとする。

専攻	入学定員
総合イノベーション工学専攻	24人

3 総合イノベーション工学専攻に、次の各号に掲げるコースを設ける。

- (1) 環境・資源
- (2) エネルギー・機能創成
- (3) ロボットテクノロジー
- (4) 先端融合テクノロジー連携教育プログラム（以下「連携教育プログラム」という。）

4 総合イノベーション工学専攻に在学する学生は、前項各号に掲げるコースのうちから主たるコースを一つ選択し、当該コースの教育課程を履修しなければならない。

5 連携教育プログラムに関し、必要な事項は別に定める。

（附属施設等）

第5条 本校に、図書館及び教育研究活動に必要な次の附属施設を置く。

- (1) クリエーションセンター
- (2) 情報処理センター
- (3) 共同研究推進センター
- (4) 教育研究支援センター
- (5) イノベーション交流プラザ

（事務部）

第6条 本校に、庶務、会計及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

（内部組織）

第7条 第3条から前条までに規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定める。

第4節 職員組織

（職員組織）

第8条 本校に校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

（副校長、教務主事、学生主事及び寮務主事）

第9条 本校に、副校長、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

- 2 副校長は、校長の職務を補佐し、校長の命を受け、校務一般に関することを掌理する。
- 3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
- 4 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
- 5 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

第5節 学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

（学年）

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を分けて、次の2学期とする。ただし、校長が必要と認める場合は、期日を変更することができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 開校記念日 4月28日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業
- (7) 学年末休業

2 前項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

3 第1項第4号から第7号に掲げる休業日の開始日及び終了日は、校長が別に定める。

4 第1項の規定にかかわらず、専攻科にあつては、校長が別に定めることができる。

(授業終始の時刻)

第13条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第2章 学科

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 修業年限は、5年とする。

(在学年限)

第15条 第1学年に入学した学生は、10年を超えて在学することはできない。

2 第21条から第23条までの規定により相当学年に入学を許可された学生の在学年限は、前項の規定にかかわらず校長が決定する。

第2節 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第17条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 義務教育学校を卒業した者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) その他相当年令に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
(入学の出願)

第18条 入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出なければならない。

(入学者の選抜)

第19条 校長は、前条の入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

- 2 校長は、前項の選抜方法によるほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、面接及び出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行うことができる。

(入学の手続き及び入学の許可)

第20条 前条の選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、第63条に規定する入学料を納付しなければならない。

- 2 校長は、前項の入学手続きを完了した者（入学料免除又は徴収猶予の申請をしている者を含む。）に入学を許可する。

(編入学)

第21条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年令に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合、前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することがある。

(転入学)

第22条 他の高等専門学校から転入学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、選考の上、入学を許可することがある。

(再入学)

第23条 本校を卒業又は退学した者で、入学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(転科)

第24条 転科を希望する者があるときは、校長は、学年の始めにおいて、選考の上、第3学年

までに限り、転科を許可することがある。

第3節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第25条 教育課程は、一般科目及び専門科目からなる授業科目並びに特別活動により編成するものとする。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業科目及び単位数)

第26条 授業科目及びその単位数は、一般科目にあつては別表第1、専門科目にあつては別表第2のとおりとする。

2 授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は標準50分とする。第6項において同じ。）の履修を1単位として計算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間（1時間は60分とする。以下本項において同じ。）の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間以上の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、別に定めるところによる時間の授業をもって1単位とする。

4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

5 前3項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

6 第1項に定める授業科目のほか、特別活動を第1学年から第3学年まで各学年30単位時間以上実施するものとする。

7 履修方法については、別に定める。

(授業の方法)

第27条 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第28条 校長は、教育上有益と認めるときは、本校の学生が他の高等専門学校において履修し

た授業科目について修得した単位を 30 単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学等における学修等)

第 29 条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

3 第 1 項の規定は、第 37 条に規定する留学の場合及び学生が外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は、30 単位を超えないものとする。

(成績評価基準の明示等)

第 29 条の 2 校長は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(学修の成果に係る評価及び卒業認定)

第 30 条 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 30 条の 2 校長は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(再履修)

第 31 条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る所定の授業科目及び特別活動を再履修するものとする。

第 4 節 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第 32 条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3 ヶ月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休学の期間)

第 33 条 休学期間については、次のとおりとする。

(1) 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は 2 年以内を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

(2) 休学期間は、通算して、3 年を超えることができない。

2 前項に規定する休学期間は、第 14 条に規定する修業年限及び第 15 条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第34条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて復学することができる。

(出席停止)

第35条 学生に伝染病その他疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(転学)

第36条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第37条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第14条に定める在学期間に含めることができる。

3 校長は、第29条第3項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

(退学)

第38条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

(除籍)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

(1) 第15条に定める在学年限を超えた者

(2) 第33条第1項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 第20条第2項に規定する入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理され、免除を不許可とされた者、半額免除の許可をされた者又は徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

(5) 長期間にわたり所在を確認できない者

2 授業料未納の者の卒業は認めない。

第5節 学生準則

(学生準則)

第40条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

第6節 卒業及び準学士

(卒業)

第41条 本校に5年(第21条から第23条までの規定により入学した者については、第15条第

2項により定められた年数)以上在学し、全学年の課程を修了した者には、校長は所定の卒業証書を授与する。

(準学士)

第42条 卒業した者は、準学士(工学)と称することができる。

第7節 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

(懲戒)

第44条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8節 学寮

(学寮)

第45条 本校に学寮を設ける。

2 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第3章 専攻科

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第46条 修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第47条 学生は、4年を超えて在学することはできない。

2 第23条の規定により相当年次に入学を許可された学生の在学年限は、前項の規定にかかわらず校長が決定する。

第2節 入学

(入学の時期)

第48条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第49条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 学校教育法第 132 条の規定による専修学校の専門課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (6) その他、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると本校専攻科において認められた者

第 3 節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第 5 0 条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編制するものとする。

- 2 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(授業科目及び単位数)

第 5 1 条 授業科目及びその単位数は別表第 3－1 及び第 3－2 のとおりとする。

- 2 授業科目の単位数は、講義は 15 時間、外国語及び輪講は 30 時間、実験及び特別研究は 45 時間の履修を 1 単位として計算するものとする。
- 3 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、別に定めるところによる時間の授業をもって 1 単位とする。
- 4 履修方法については、別に定める。
- 5 前 3 項にかかわらず、連携教育プログラムについては、別に定める。

(大学等における学修等)

第 5 2 条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学及び他の高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし単位の修得を認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は 30 単位を超えないものとする。
- 3 第 1 項の規定は、第 55 条に規定する留学の場合及び学生が外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は、30 単位を超えないものとする。

(成績評価基準の明示等)

第 5 2 条の 2 校長は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 連携教育プログラムを履修する場合の成績評価基準の明示等については、別に定める。

(学修の成果に係る評価及び修了認定)

第53条 学修の成果に係る評価及び修了認定に当たっては、所定の単位数を取得した者に対して行うものとし、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

2 連携教育プログラムを履修する場合の学修の成果に係る評価及び修了認定については、別に定める。

第4節 休学、留学及び退学

(休学の期間)

第54条 休学期間については、次のとおりとする。

(1) 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は1年以内を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

(2) 休学期間は、通算して、2年を超えることができない。

2 前項に規定する休学期間は、第46条に規定する修業年限及び第47条に規定する在学年限に算入しない。

(留学)

第55条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学に留学することを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第57条に定める在学期間に含めることができる。

3 校長は、第52条第3項の規定により単位の修得を認定された学生（第4条第3項第4号の学生は除く。）について、学年の途中においても、課程の修了を認めることができる。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

(除籍)

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

(1) 第47条に定める在学年限を超えた者

(2) 第54条第1項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 第20条第2項に規定する入学料免除及び徴収猶予の申請書を受理され、免除を不許可とされた者、半額免除の許可をされた者又は徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

(5) 長期間にわたり所在を確認できない者

2 授業料未納の者の修了は認めない。

第5節 修了

(修了)

第57条 本校に2年（第23条の規定により入学した者については、第47条第2項により定められた年数）以上在学し、課程を修了した者には、校長は所定の修了証書を授与する。

(準用)

第58条 第18条、第19条、第20条、第23条、第27条、第32条、第34条、第38条、

第 40 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条の規定は、専攻科に準用する。

第 4 章 補則

第 1 節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 5 9 条 本校において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、校長は、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生及び特別聴講学生)

第 6 0 条 本校所定の授業科目のうち 1 科目又は複数科目の履修を志願する者があるときは、校長は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 前項の規定により入学を許可され、授業科目を履修する者に対し、単位の修得を認定することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、他の高等専門学校又は大学の学生で、本校との単位互換協定に基づき、本校の授業科目の履修を志願する者があるときは、校長は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可する。

4 科目等履修生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 6 1 条 外国人留学生として本校に入学を志願する者がある場合には、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第 6 2 条 入学を志望する者は、願書提出と同時に国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 17 号）に基づき独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）が定める検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第 6 3 条 入学料は、高専機構が定める額とする。

2 連携教育プログラムを履修する場合は、別に定める。

(授業料)

第 6 4 条 学生は高専機構が定める授業料を前期及び後期の 2 期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては 4 月に、後期にあつては 10 月に納付するものとする。ただし、入学年度の前期に係る授業料は、入学を許可されたときに納付することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を納付するとき

に、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、連携教育プログラムを履修する場合は、別に定める。

(学年の途中において入学した者の授業料)

第65条 学年の途中において入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付するものとする。

2 学年の途中において復学、転入、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に納付するものとする。

(学年の途中において退学する者の授業料)

第66条 学年の途中において退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第67条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、高専機構に定める寄宿料を納付するものとする。

(検定料等の返還)

第68条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。ただし、第64条第2項ただし書の規定により授業料を納付した者が3月31日までに入学辞退を申し出た場合には、当該授業料相当額を返還する。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第69条 入学前1年以内において入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合、その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部、若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することがある。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

第3節 公開講座等

(公開講座)

第70条 本校の教育を広く社会に回報し、文化の向上に資するため、本校に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項については、別に定める。

(履修証明書を交付する特別の課程)

第71条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の定めるところにより、本校の学生以外の者を対象とした特別の課程を修了した者に対し、履修証明書を交付することができる。

2 特別の課程及び履修証明書に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則の規定にかかわらず、平成15年度以前に入学した者は、当該入学者の年度における鈴鹿工業高等専門学校学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年1月17日から施行し、平成16年12月16日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年5月9日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年6月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年2月6日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第4学年の法学Ⅰ及び法学Ⅱについては、平成18年度のみ開設するものとする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年2月6日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 5 月 7 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前の入学者については、改正後の学則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前専攻科入学生については、改正後の第 4 条及び別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 第1 (第26条関係)

学科名 一般科目 (機械工学科・電気電子工学科・電子情報工学科・材料工学科)

(平成29, 30年度入学)

区 分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当 年					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	国 語 I A	2	2					留学生以外
	国 語 I B	2	2					
	国 語 II	2		2				
	日 本 文 学	2			2			
	歴 史 I	2	2					
	歴 史 II	1		1				
	政 治 ・ 経 済	2		2				留学生のみ
	倫 理 ・ 社 会	1		1				
	地 理	2	2					
	日 本 語 教 育 I A	2			2			
	基 礎 数 学 A	4	4					
	基 礎 数 学 B	2	2					後期実施
	線 形 代 数 I	2		2				
	線 形 代 数 II	1			1			
	微 分 積 分 I	4		4				
	微 分 積 分 II	4			4			
	数 学 講 究	1			1			
	物 理 学	5	2	3				前期実施 後期実施
	化 学	4	2	2				
	地 球 生 命 科 学	2		2				
	英 語 I A	4	4					
選択科目	英 語 I B	2	2					前期実施 後期実施
	英 語 II A	2		2				
	英 語 II B	3		3				
	英 語 III	2			2			
	英 語 特 講 I	1			1			
	英 語 特 講 II	1			1			
	英 語 特 講 IV	2				2		前期実施 後期実施
	保 健 体 育	10	4	2	2	2		
	デ ザ イン 基 礎	1		1				
	技 術 者 倫 理 入 門	1				1		
	計	74	28	27	14	5		
	美 術 術 業 道	1	1					同時開講 後期実施
	書 画 書 道	1	1					
	言 語 表 現 学 I	1				1		同時開講 前期実施
	言 語 表 現 学 II	1				1		
	法 学 概 論 I	1				1		同時開講 前期実施
	法 学 概 論 II	1				1		
	技 術 学 概 論 I	1				1		同時開講 後期実施
	技 術 学 概 論 II	1				1		
	文 学 概 論 I	1					1	前期実施 左記10単位 の中から2 単位修得可
	文 学 概 論 II	1					1	
	心 理 学 概 論 I	1					1	
	心 理 学 概 論 II	1					1	
	経 済 学 概 論 I	1					1	
	経 済 学 概 論 II	1					1	
	社 会 学 概 論 I	1					1	後期実施 左記9単位 の中から2 単位修得可
	社 会 学 概 論 II	1					1	
	哲 学 概 論 I	1					1	
	哲 学 概 論 II	1					1	
	英 語 V A	1					1	
	英 語 V B	1					1	
	英 語 V C	1					1	後期実施 左記9単位 の中から2 単位修得可
	英 語 V D	1					1	
	英 語 V E	1					1	
	コ ミ ュ ニ ケーション英語 I	1					1	
	コ ミ ュ ニ ケーション英語 II	1					1	
	中 国 語 概 論 I	1					1	後期実施 左記9単位 の中から2 単位修得可
	中 国 語 概 論 II	1					1	
	文 学 概 論 I	1					1	
	文 学 概 論 II	1					1	
	心 理 学 概 論 I	1					1	
	心 理 学 概 論 II	1					1	
	経 済 学 概 論 I	1					1	前期実施 左記9単位 の中から2 単位修得可
	経 済 学 概 論 II	1					1	
	社 会 学 概 論 I	1					1	
	社 会 学 概 論 II	1					1	
	哲 学 概 論 I	1					1	
	哲 学 概 論 II	1					1	
	英 語 V F	1					1	前期実施 左記9単位 の中から2 単位修得可
	英 語 V G	1					1	
	コ ミ ュ ニ ケーション英語 I	1					1	
	コ ミュニケーション英語 II	1					1	
	中 国 語 概 論 I	1					1	
	中 国 語 概 論 II	1					1	
	数 学 特 講 I	1				1		前期実施 後期実施
	数 学 特 講 II	1				1		
	現 代 科 学 概 論 I	2				2		
	現 代 科 学 概 論 II	2				2		
	現 代 科 学 概 論 III	2				2		
	現 代 科 学 概 論 IV	2				2		
	日 本 語 教 育 I B	1			1			留学生のみ
	日 本 語 教 育 II B	1				1		
	海 外 語 学 実 習	5	1	1	1	1	1	留学生のみ
	計	19	2	1	1	10	5	
一 般 科 目 開 設 単 位 数		93	30	28	15	15	5	
一 般 科 目 総 開 設 単 位 数		126	32	28	18	28	20	

*は学則第26条第3項による授業科目 (学修単位)

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

区 分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	人文学	国語ⅠA	2	2				留学生以外
	国語ⅠB	2	2					
	国語Ⅱ	2		2				
	日本文学	2			2			
	歴史Ⅰ	2	2					
	歴史Ⅱ	1		1				留学生のみ
	政治・経済	2		2				
	倫理・社会	1		1				
	地理	2	2					
	日本語教育ⅠA	2			2			
	基礎数学ⅠA	4	4					後期実施
	基礎数学ⅠB	2	2					
	線形代数Ⅰ	2		2				
	線形代数Ⅱ	1			1			
	微分積分Ⅰ	4		4				
	微分積分Ⅱ	4			4			
	数学講究	1			1			
	物理学	5	2	3				
	化学	4	2	2				
	地球生命科学	2		2				
外国語	英語ⅠA	4	4					前期実施
	英語ⅠB	2	2					
	英語ⅡA	2		2				
	英語ⅡB	3		3				
	英語Ⅲ	2			2			
	英語特講Ⅰ	1			1			後期実施
	英語特講Ⅱ	1			1			
	英語特講Ⅲ	2				2		
	健康体育	10	4	2	2	2		
	技術者倫理入門	1				1		
計		73	28	26	14	5		
選択科目	美術	1	1					同時開講 後期実施
	音楽	1	1					
	書道	1	1					
	デザイン基礎	1		1				前期実施
	言語表現Ⅰ	1				1		
	言語表現Ⅱ	1				1		
	法社会学Ⅰ	1				1		
	法社会学Ⅱ	1				1		
	物理学Ⅰ	1				1		同時開講 後期実施
	物理学Ⅱ	1				1		
	言語表現Ⅲ	1				1		
	言語表現Ⅳ	1				1		
	法社会学Ⅲ	1				1		
	法社会学Ⅳ	1				1		前期実施 左記10単位の中から2単位修得可
	文学概論Ⅰ	1					1	
	心理学Ⅰ	1					1	
	経済学Ⅰ	1					1	
	社会学Ⅰ	1					1	
	哲学Ⅰ	1					1	
	英語ⅤA	1					1	
	英語ⅤB	1					1	
	英語ⅤC	1					1	
	実用英語Ⅰ	1					1	
	中国語Ⅰ	1					1	後期実施 左記9単位の中から2単位修得可
	文学概論Ⅱ	1					1	
	心理学Ⅱ	1					1	
	経済学Ⅱ	1					1	
	社会学Ⅱ	1					1	
	哲学Ⅱ	1					1	
	英語ⅤD	1					1	
	英語ⅤE	1					1	
	コミュニケーション英語Ⅱ	1					1	
	中国語Ⅱ	1					1	
	コミュニケーション英語Ⅰ	1				1		前期実施
	数学特講Ⅰ	1				1		
	数学特講Ⅱ	1				1		
	現代科学Ⅰ	2				2		
	現代科学Ⅱ	2				2		
	現代科学Ⅲ	2				2		専門科目「電気電子要素」と3科目同時開講 後期実施
	現代科学Ⅳ	2				2		
	日本語教育ⅠB	1			1			
	日本語教育Ⅱ	1				1		
	海外語学実習	5	1	1	1	1	1	
計		20	2	2	1	10	5	
一般科目開設単位数		93	30	28	15	15	5	
一般科目総開設単位数		126	32	28	18	28	20	

*は学則第26条第3項による授業科目（学修単位）

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

区 分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	人文社会	国 語 I A	2	2				留学生以外
	国 語 I B	1	1					
	国 語 II	2		2				
	日 本 文 学	2			2			
	歴 史 I	2	2					
	歴 史 II	1		1				
	現 代 社 会 I	1	1					
	現 代 社 会 II	2		2				留学生のみ
	現 代 社 会 III	1		1				
	日 本 語 教 育 I A	2			2			
	基 礎 数 学 I A	4	4					
	基 礎 数 学 B	2	2					
	線 形 代 数 I	2		2				
	線 形 代 数 II *	2			2			
	微 分 積 分 I	4		4				
	微 分 積 分 II	4			4			
	確 率 統 計 *	2				2		
	物 理 I	2	2					
	物 理 II	2		2				
	物 理 III	1			1			
	物 理 IV *	4				4		
	化 学	4	2	2				
	地 球 生 命 科 学	2		2				
	英 語 I A	4	4					
	英 語 I B	2	2					
	英 語 II A	2		2				
	英 語 II B	2		2				
	英 語 III *	2			2			
	英 語 特 講 *	2			2			
	実 践 英 語 I	2				2		
	保 健 体 育	8	2	2	2	2		
	技 術 倫 理 入 門	1				1		
	小 計	74	24	24	15	11		
選択科目	美 術	1	1					同時開講 後期実施
	音 楽	1	1					
	書 道	1	1					
	デ ザ イン 基 礎	1		1				
	言 語 表 現 学 *	2				2		同時開講 前期実施
	歴 史 学 概 論 *	2				2		
	数 学 特 講 I *	2				2		同時開講 後期実施
	法 技 術 経 営 *	2				2		
	数 学 特 講 II *	2				2		
	経 済 学 *	2					2	
	社 会 学 *	2					2	同時開講 前期実施
	実 践 英 語 II A *	2					2	
	実 践 英 語 II B *	2					2	同時開講 後期実施
	中 国 語 I *	2					2	
	文 学 概 論 *	2					2	同時開講 後期実施
	心 理 学 *	2					2	
	哲 学 *	2					2	同時開講 後期実施
	実 践 英 語 II C *	2					2	
	コ ミ ュ ニ ケ シ ョ ン 英 語 II *	2					2	
	中 国 語 II *	2					2	
	コ ミ ュ ニ ケ シ ョ ン 英 語 I *	2				2		専門科目「機械要素」と3科目同時開講 前期実施
	現 代 科 学 I *	2				2		
	物 理 学 特 講 *	2				2		専門科目「電気電子要素」と4科目同時開講 後期実施
	現 代 科 学 II *	2				2		
	現 代 科 学 III *	2				2		
	現 化 学 特 講 *	2				2		
	日 本 語 教 育 I B	1			1			留学生のみ
	日 本 語 教 育 II	1				1		
	海 外 語 学 実 習	5	1	1	1	1	1	留学生のみ
	小 計	21	2	2	1	11	5	
一 般 科 目 開 設 単 位 数		95	26	26	16	22	5	
一 般 科 目 総 開 設 単 位 数		133	28	26	19	37	23	

*は学則第26条第3項による授業科目（学修単位）

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

区 分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当 年					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	人文学	国語ⅠA	2	2				留学生以外
	国語ⅠB	2	2					
	国語Ⅱ	2		2				
	日本文学	2			2			
	歴史Ⅰ	2	2					
	歴史Ⅱ	1		1				留学生のみ
	政治・経済	2		2				
	倫理・社会	1		1				
	地理	2	2					
	日本語教育ⅠA	2			2			
	基礎数学A	4	4					後期実施
	基礎数学B	2	2					
	線形代数Ⅰ	2		2				
	線形代数Ⅱ	1			1			
	微分積分Ⅰ	4		4				
	微分積分Ⅱ	4			4			
	数学講究	1			1			
	物理学	5	2	3				
	化学	4	3	1				
	地球生命科学	2		2				
外国語	英語ⅠA	4	4					前期実施
	英語ⅠB	2	2					
	英語ⅡA	2		2				
	英語ⅡB	3		3				
	英語Ⅲ	2			2			
	英語特講Ⅰ	1			1			後期実施
	英語特講Ⅱ	1			1			
	英語特講Ⅲ	2				2		
	健康体育	10	4	2	2	2		
	デザイン基礎	1		1				
選択科目	技術者倫理入門	1				1		同時開講
	計	74	29	26	14	5		
	美術	1	1					同時開講
	音楽	1	1					
	言語表現Ⅰ	1				1		同時開講
	言語表現Ⅱ	1				1		
	歴史学Ⅰ	1				1		
	法社会学Ⅰ	1				1		
	技術経営特講Ⅰ	1				1		
	物理学Ⅰ	1				1		同時開講
	言語表現Ⅱ	1				1		
	歴史学Ⅱ	1				1		
	法社会学Ⅱ	1				1		
	技術経営特講Ⅱ	1				1		
	化学Ⅰ	1				1		前期実施
	文学概論Ⅰ	1					1	
	心理学Ⅰ	1					1	
	経済学Ⅰ	1					1	
	社会学Ⅰ	1					1	
	哲学Ⅰ	1					1	
	英語ⅤA	1					1	
	英語ⅤB	1					1	
	英語ⅤC	1					1	
	実用英語Ⅰ	1					1	
	文学概論Ⅱ	1					1	後期実施
	心理学Ⅱ	1					1	
	経済学Ⅱ	1					1	
	社会学Ⅱ	1					1	
	哲学Ⅱ	1					1	
	英語ⅤD	1					1	
	英語ⅤE	1					1	
	コミュニケーション英語Ⅱ	1					1	
	中国語Ⅱ	1					1	
	コミュニケーション英語Ⅰ	1				1		
一般科目	数学特講Ⅰ	1				1		前期実施
	数学特講Ⅱ	1				1		後期実施
	現代科学Ⅰ	2				2		専門科目「機械要素」と3科目同時開講 前期実施
	現代科学Ⅱ	2				2		
	現代科学Ⅲ	2				2		専門科目「電気電子要素」と3科目同時開講 後期実施
	現代科学Ⅳ	2				2		
	日本語教育ⅠB	1			1			留学生のみ
	日本語教育Ⅱ	1				1		留学生のみ
	海外語学実習	5	1	1	1	1	1	
	計	19	2	1	1	10	5	
一般科目開設単位数		93	31	27	15	15	5	
一般科目総開設単位数		126	33	27	18	28	20	

*は学則第26条第3項による授業科目（学修単位）

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

区 分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当 年					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	人文社会	国語 I A	2	2				留学生以外
	国語 I B	2	2					
	国語 II	2		2				
	日本文学	2			2			
	歴史 I	2	2					
	歴史 II	1		1				留学生のみ
	政治・経済	2		2				
	倫理・社会	1		1				
	地理	2	2					
	日本語教育 I A	2			2			
	基礎数学 A	4	4					後期実施
	基礎数学 B	2	2					
	線形代数 I	2		2				
	線形代数 II	1			1			
	微分積分 I	4		4				
	微分積分 II	4			4			
	数学講究	1			1			
	物理学	5	2	3				
	化学	4	3	1				
	地球生命科学	2		2				
選択科目	外国語	英語 I A	4	4				前期実施
	英語 I B	2	2					
	英語 II A	2		2				
	英語 II B	3		3				
	英語 III	2			2			後期実施
	英語特講 I	1			1			
	英語特講 II	1			1			
	英語特講 III	2				2		
	健康体育	10	4	2	2	2		
	技術者倫理入門	1				1		
	計	73	29	25	14	5		
	美術	1	1					同時開講 後期実施
	音楽	1	1					
	書道	1	1					
	デザイン基礎	1		1				同時開講 前期実施
	言語表現学 I	1				1		
	言語概論 I	1				1		
	法社会学 I	1				1		
	技術経営特講 I	1				1		
	言語表現学 II	1				1		同時開講 後期実施
	言語概論 II	1				1		
	法社会学 II	1				1		
	技術経営特講 II	1				1		
	技術経営特講 III	1				1		
	文理学概論 I	1					1	前期実施 左記10単位の中から2単位修得可
	心理学概論 I	1					1	
	経済学 I	1					1	
	社会学 I	1					1	
	哲学 I	1					1	
	英語 V A	1					1	
	英語 V B	1					1	
	英語 V C	1					1	
	実用英語 I	1					1	
	中国語 I	1					1	
	文理学概論 II	1					1	後期実施 左記9単位の中から2単位修得可
	心理学概論 II	1					1	
	経済学 II	1					1	
	社会学 II	1					1	
	哲学 II	1					1	
	英語 V D	1					1	
	英語 V E	1					1	
	コミュニケーション英語 II	1					1	
	中国語 II	1					1	
	コミュニケーション英語 I	1				1		
	数学特講 I	1				1		前期実施
	数学特講 II	1				1		後期実施
	現代科学 I	2	*			2		専門科目「機械要素」と3科目同時開講 前期実施
	現代科学 II	2	*			2		専門科目「電気電子要素」と3科目同時開講 前期実施
	現代科学 III	2	*			2		専門科目「電気電子要素」と3科目同時開講 後期実施
	現代科学 IV	2	*			2		専門科目「電気電子要素」と3科目同時開講 後期実施
	日本語教育 I B	1			1			留学生のみ
	日本語教育 II	1				1		留学生のみ
	海外語学実習	5	1	1	1	1	1	
	小計	20	2	2	1	10	5	
一般科目開設単位数		93	31	27	15	15	5	
一般科目総開設単位数		126	33	27	18	28	20	

*は学則第26条第3項による授業科目（学修単位）

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

区 分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	国 語 I A	2	2					留学生以外
	国 語 I B	1	1					
	国 語 II	2		2				
	日 本 文 学	2			2			
	歴 史 I	2	2					
	歴 史 II	1		1				
	現 代 社 会 I	1	1					
	現 代 社 会 II	2		2				留学生のみ
	現 代 社 会 III	1		1				
	日 本 語 教 育 I A	2			2			
	基 礎 数 学 I A	4	4					
	基 礎 数 学 B	2	2					
	線 形 代 数 I	2		2				
	線 形 代 数 II *	2			2			
	微 分 積 分 I	4		4				
	微 分 積 分 II	4			4			
	確 率 統 計 *	2				2		
	物 理 I	2	2					
	物 理 II	2		2				
	物 理 III	1			1			
	物 理 IV *	4				4		
	化 学	4	3	1				
	地 球 生 命 科 学	2		2				
	英 語 I A	4	4					
	英 語 I B	2	2					
	英 語 II A	2		2				
	英 語 II B	2		2				
	英 語 III *	2			2			
	英 語 特 講 *	2			2			
	実 践 英 語 I	2				2		
	保 健 体 育	8	2	2	2	2		
	技 術 倫 理 入 門	1				1		
	小 計	74	25	23	15	11		
選択科目	美 術	1	1					同時 後期実施
	音 楽	1	1					同時 後期実施
	書 道	1	1					同時 後期実施
	デ ザ イン 基 礎	1		1				
	言 語 表 現 学 *	2				2		同時 前期実施
	歴 史 学 概 論 *	2				2		同時 前期実施
	数 学 特 講 I *	2				2		同時 後期実施
	法 技 術 経 営 *	2				2		同時 後期実施
	数 学 特 講 II *	2				2		同時 後期実施
	経 済 学 *	2					2	同時 前期実施
	社 会 学 *	2					2	同時 前期実施
	実 践 英 語 II A *	2					2	同時 前期実施
	実 践 英 語 II B *	2					2	同時 前期実施
	中 国 語 I *	2					2	同時 後期実施
	文 学 概 論 *	2					2	同時 後期実施
	心 理 学 *	2					2	同時 後期実施
	哲 学 *	2					2	同時 後期実施
	実 践 英 語 II C *	2					2	同時 後期実施
	コ ミ ュ ニ ケ シ ョ ン 英 語 II *	2					2	同時 後期実施
	中 国 語 II *	2					2	同時 後期実施
	コ ミ ュ ニ ケ シ ョ ン 英 語 I *	2				2		
	現 代 科 学 I *	2				2		専門科目「機械要素」と3科目同時開講 前期実施
	物 理 学 特 講 *	2				2		
	現 代 科 学 II *	2				2		専門科目「電気電子要素」と4科目同時開講 後期実施
	現 代 科 学 III *	2				2		
	現 代 科 学 特 講 *	2				2		
	日 本 語 教 育 I B	1			1			留学生のみ
	日 本 語 教 育 II	1				1		留学生のみ
	海 外 語 学 実 習	5	1	1	1	1	1	
	小 計	21	2	2	1	11	5	
一 般 科 目 開 設 単 位 数		95	27	25	16	22	5	
一 般 科 目 総 開 設 単 位 数		133	29	25	19	37	23	

*は学則第26条第3項による授業科目（学修単位）

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

別表 第2 (第26条関係)

学科名 専門科目 (機械工学科)

(平成29年, 30年, 31年度入学)

区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	応 用 数 学 I	1			1			
	応 用 数 学 II	2				2		
	確 率 ・ 統 計 *	2					2	
	応 用 物 理 I	2			2			
	応 用 物 理 II	2				2		
	工 学 基 礎 実 験	1	1					
	機 械 工 作 法	2		2				
	機 械 工 作 実 習	4	2	2				
	総 合 実 習	4			4			
	創 造 工 学	2				2		
	工 学 演 習	2			2			
	工 学 デ ザ イ ン	1				1		
	情 報 処 理 I	2	2					
	情 報 処 理 II	1		1				
	計 算 機 援 用 工 学	1					1	
	メ カ ト ロ ニ ク ス	2			2			
	材 料 力 学 I	2			2			
	材 料 力 学 II	2				2		
	熱・流体工学基礎	1			1			
	熱 力 学	2				2		
	水 力 学	2				2		
	機 械 運 動 学	2			2			
	機 械 設 計 法	2				2		
	機 械 力 学	2				2		
	材 料 *	2				2		
	機 械 設 計 製 図	12	1	2	3	4	2	
	工 学 実 験	4				2	2	
	卒 業 研 究 I	1				1		
	卒 業 研 究 II	10					10	
選択必修科目	小 計	75	6	7	19	26	17	
	熱 工 学	2					2	2 単位以上 修得
	流 体 工 学	2					2	
	生 産 シ ス テ ム	1					1	(後期) 1 単位以上 修得
	計 測 工 学	1					1	
	弾 ・ 塑 性 学	1					1	
	制 御 工 学	1					1	(前期) 1 単位以上 修得
	電 子 回 路	1					1	
	ロ ボ ッ ト 工 学	1					1	
	小 計	10					10	
選択科目	情 報 処 理 応 用	1			1			
	電 気 工 学 概 論	1			1			
	ロ ボ ッ ト デ ザ イ ン 論	1			1			
	電 気 電 子 要 素 *	2				2		(後期)教養科目「現代科学Ⅲ」「現代科学Ⅳ」と3科目同時開講
	環 境 工 学 序 論 *	2					2	
	機 能 材 料 *	2					2	(前期)同時開講
	基礎組込みシステム *	2					2	
	環 境 工 学 総 論 *	2					2	(後期)専門科目「基礎メカトロニクス」と3科目同時開講
	電 気 エ ネ ル ギ ー 総 論 *	2					2	
	情報セキュリティ概論	1				1		eラーニング
	特 別 講 義	1~4				1~4		集中講義又はeラーニング
	創 造 工 学 演 習	5	1	1	1	1	1	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ	3		1		1	1	
	小 計	19~22	1	1	4	4	6	
	小 計		1			2~5		
専 門 科 目 開 設 単 位 数			104~107	7	8	23	30	33
一 般 科 目 開 設 単 位 数			93		1		2~5	
開 設 単 位 数 合 計			197~200	30	28	15	15	5
				37	36	38	45	38
				1			2~5	

修 得 単 位 数	167以上	134単位以上		
		167単位以上 (専門科目82単位以上)		

課 題 研 究	別に定める
---------	-------

*の4, 5年は学則第26条第3項による授業科目 (学修単位)

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

学科名 専門科目 (機械工学科)

(令和2年度以降入学)

区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	応 用 数 学	2				2		
	工 学 基 礎 実 験	1	1					
	機 械 工 作 法	1		1				
	機 械 設 計 基 礎	1		1				
	機 械 工 作 実 習	4	4					
	機 械 工 学 実 習	2		2				
	総 合 実 習	4			4			
	創 造 工 学	2				2		
	情 報 処 理 I	1	1					
	情 報 処 理 II	1		1				
	情報セキュリティ概論	1			1			
	数 値 解 析 *	2					2	
	メカトロニクス演習	4			4			
	材 料 力 学 I	2			2			
	材 料 力 学 II *	2				2		
	熱・流体工学基礎	2			2			
	熱 力 学	2				2		
	水 力 学	2				2		
	機 械 運 動 学 I	1		1				
	機 械 運 動 学 II *	2			2			
	機 械 設 計 法 *	2				2		
	機 械 力 学	2				2		
	材 料 学 *	2				2		
	弾 ・ 塑 性 学 *	2					2	
	生 産 シ ス テ ム *	2					2	
	電 気 ・ 電 子 回 路	2			2			
	アクチュエータ工学 *	2				2		
	制 御 工 学 *	2				2		
	機 械 製 図 I	2	2					
	機 械 製 図 II	1		1				
	機 械 設 計 製 図 I	2			2			
	機 械 設 計 製 図 II	2				2		
	機 械 設 計 製 図 III	2					2	
	機 械 工 学 実 験	4					4	
	卒 業 研 究 I	2				2		
	卒 業 研 究 II	10					10	
	小 計	80	8	7	19	24	22	
選択必修科目	熱 工 学 *	2					2	2 単位以上修得
	ロ ボ ッ ト 工 学 *	2					2	
	流 体 工 学 *	2					2	2 単位以上修得
	計 測 工 学 *	2					2	
	小 計	8					8	
選択科目	ロ ボ ッ ト デ ザ イ ン	1			1			
	電 気 電 子 要 素 *	2				2		(後期) 教養科目「現代科学Ⅱ」「現代科学Ⅲ」「化学特講」と4科目同時開講
	環 境 工 学 序 論 *	2					2	
	機 能 材 料 *	2					2	(前期) 同時開講
	基礎組込みシステム *	2					2	
	環 境 工 学 総 論 *	2					2	(後期) 専門科目「基礎メカトロニクス」と3科目同時開講
	電 気 エ ネ ル ギ ー 総 論 *	2					2	
	特 別 講 義	1～4				1～4		集中講義又はeラーニング
	創 造 工 学 演 習	5	1	1	1	1	1	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ	3		1		1	1	
	小 計	16～19	1	1	2	4	6	
			1			1～4		
専 門 科 目 開 設 単 位 数			9	8	21	28	36	
一 般 科 目 開 設 単 位 数			26	26	16	22	5	
開 設 単 位 数 合 計			35	34	37	50	41	
			1			1～4		

修 得 単 位 数	167以上	134単位以上	
		167単位以上 (専門科目82単位以上)	

課 題 研 究	別に定める
---------	-------

*の3年，4年，5年は学則第26条第3項による授業科目（学修単位）

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

学科名 専門科目 (電気電子工学科)

(平成29, 30年度入学)

区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	応 用 数 学 I	2				2		
	応 用 数 学 II	2					2	
	応 用 物 理 I	2			2			
	応 用 物 理 II	2				2		
	電気電子工学序論	1	1					
	電気電子製図	2		2				
	情報処理 I	2	2					
	情報処理 II	1		1				
	電気磁気学	4			2	2		
	電気回路	6		2	2	2		
	電気電子計測	2			2			
	電子回路	3			2	1		
	電子回路設計	1			1			
	デジタル回路	2				1	1	
	電子物性基礎	2				2		
	電気電子材料	2				1	1	
	半導体工学	1					1	
	計算機システム	1					1	
	電子制御基礎	1			1			
	制御システム	2					2	
	電気機器	3			1	2		
	電力システム工学	2					2	
	情報通信工学	1					1	
	パワーエレクトロニクス	1					1	
	電気電子工学演習	1		1				
	ものづくり実習	2	2					
	創造工学	2				2		
	工学基礎実験	1	1					
	電気電子工学実験	15		3	4	4	4	
	卒業研究 I	1				1		
	卒業研究 II	10					10	
	小 計	80	6	9	17	22	26	
選択科目	プログラミング言語	1			1			
	電気電子工学演習	1			1			
	電気法規*	2				2		
	発変電工学*	2				2		
	高電圧工学*	2					2	
	電気電子応用*	2					2	
	ロボットデザイン論	1			1			
	機 械 要 素*	2				2		(前期)教養科目「現代科学I」「現代科学II」と3科目同時開講
	環境工学序論*	2					2	
	機能材料*	2					2	(前期)同時開講
	基礎組込みシステム*	2					2	
	環境工学総論*	2					2	
	電気エネルギー総論*	2					2	(後期)同時開講
	基礎メカトロニクス*	2					2	
	創造工学演習	5	1	1	1	1	1	
	情報セキュリティ概論	1				1		eラーニング*
	インターンシップ	3		1		1	1	
	特 別 講 義	1～4				1～4		集中講義又はeラーニング*
	小 計	27～30	1	1	4	8	10	
専 門 科 目 開 設 単 位 数			7	10	21	30	36	
一 般 科 目 開 設 単 位 数			30	28	15	15	5	
開 設 単 位 数 合 計			37	38	36	45	41	
			1		2～5			

修 得 単 位 数	167以上	134単位以上 167単位以上 (専門82単位以上)	
-----------	-------	-------------------------------	--

課 題 研 究	別に定める
---------	-------

*の4, 5年は学則第26条第3項による授業科目 (学修単位)

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

学科名 専門科目 (電気電子工学科)

(平成31年度入学)

区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	応 用 数 学 I	2				2		
	応 用 数 学 II	2					2	
	応 用 物 理 I	2			2			
	応 用 物 理 II	2				2		
	電気電子工学序論	1	1					
	電気電子製図	2		1	1			
	情報処理 I	2	2					
	情報処理 II	1		1				
	電気磁気学	4			2	2		
	電気回路	6		2	2	2		
	電気電子計測	2			2			
	電子回路	3			2	1		
	電子回路設計	1			1			
	プログラミング言語	1			1			
	ディジタル回路	2				1	1	
	電子物性基礎	2				2		
	電気電子材料	2				1	1	
	半導体工学	1					1	
	計算機システム	1					1	
	電子制御基礎	1			1			
	制御システム	2					2	
	電気機器	3			1	2		
	発電電工学	1				1		
	電力システム工学	2					2	
	情報通信工学	1					1	
	パワーエレクトロニクス	1					1	
	ものづくり実習	2	2					
	創造工学	2				2		
	工学基礎実験	1	1					
	電気電子工学実験	14		4	4	2	4	
	卒業研究Ⅰ	1				1		
	卒業研究Ⅱ	10					10	
	小計	80	6	8	19	21	26	
選択科目	電気電子工学演習	1			1		(前期)教養科目「現代科学Ⅰ」「現代科学Ⅱ」と3科目同時開講 (前期)同時開講 (後期)同時開講 eラーニング 集中講義又はeラーニング	
	電気法規	*2				2		
	電気電子応用	*2				2		
	ロボットデザイン論	1			1			
	機 械 要 素	*2				2		
	環境工学序論	*2				2		
	機能材料	*2				2		
	基礎組込みシステム	*2				2		
	環境工学総論	*2				2		
	電気エネルギー総論	*2				2		
	基礎メカトロニクス	*2				2		
	創造工学演習	5	1	1	1	1		
	情報セキュリティ概論	1				1		
	インターンシップ	3		1		1		1
	特 別 講 義	1～4				1～4		
	小計	22～25	1	1	3	6		8
専門科目開設単位数		102～105	7	9	22	27	34	
一般科目開設単位数		93	30	28	15	15	5	
開設単位数合計		195～198	37	37	37	42	39	
			1			2～5		
修 得 単 位 数		167以上	134単位以上 167単位以上（専門82単位以上）					
課 題 研 究		別に定める						

*の4, 5年は学則第26条第3項による授業科目 (学修単位)

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

学科名 専門科目 (電気電子工学科)

(令和2年度以降入学)

区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	応 用 数 学 I	2				2		
	応 用 数 学 II *	2					2	
	電 気 電 子 製 図	2		1	1			
	情 報 処 理 I	1	1					
	情 報 処 理 II	1		1				
	情報セキュリティ概論	1			1			
	電 気 磁 気 学 I	2			2			
	電 気 磁 気 学 II	2				2		
	電 気 回 路 I	2		2				
	電 気 回 路 II	2			2			
	電 気 回 路 III	2				2		
	電 気 電 子 計 測	2			2			
	電 子 回 路 I	2			2			
	電 子 回 路 II *	2				2		
	デジタル回路I *	2				2		
	デジタル回路II *	2					2	
	電子物性基礎	2				2		
	電気電子材料 *	2				2		
	半 導 体 工 学 *	2					2	
	計 算 機 シ ス テ ム *	2					2	
	電子制御基礎	1			1			
	制 御 シ ス テ ム *	2					2	
	電 気 機 器	3			1	2		
	発 変 電 工 学 *	2				2		
	電力システム工学 *	2					2	
	情報通信工学 *	2					2	
	パワーエレクトロニクス *	2					2	
	ものづくり実習	2	2					
	創 造 工 学	2				2		
	工 学 基 礎 実 験	1	1					
	電気電子工学実験	14		4	4	2	4	
	卒 業 研 究 I	1				1		
	卒 業 研 究 II	10					10	
	小 計	81	4	8	16	23	30	
選択科目	電気電子工学演習	1			1			
	電 気 法 規 *	2				2		
	電 気 電 子 応 用 *	2					2	
	ロボットデザイン論	1			1			
	機 械 要 素 *	2				2		(前期)教養科目「現代科学I」〔物理学特講〕と3科目同時開講
	環 境 工 学 序 論 *	2					2	
	機 能 材 料 *	2					2	(前期)同時開講
	基礎組込みシステム *	2					2	
	環 境 工 学 総 論 *	2					2	
	電気エネルギー総論 *	2					2	(後期)同時開講
	基礎メカトロニクス *	2					2	
	創 造 工 学 演 習	5	1	1	1	1	1	
	インターンシップ	3		1		1	1	
	特 別 講 義	1～4				1～4		集中講義又はeラーニング
	小 計	21～24	1	1	3	6	8	
専 門 科 目 開 設 単 位 数			5	9	19	29	38	
一 般 科 目 開 設 単 位 数			26	26	16	22	5	
開 設 単 位 数 合 計			31	35	35	51	43	
			1		1～4			

修 得 単 位 数	167以上	134単位以上 167単位以上 (専門82単位以上)	
-----------	-------	-------------------------------	--

課 題 研 究	別に定める
---------	-------

*の4、5年は学則第26条第3項による授業科目 (学修単位)

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	情 報 処 理 I	1	1					
	プログラミング基礎	1	1					
	マイクロコンピュータ基礎	1		1				
	電 気 電 子 基 礎	2		2				
	プ ロ グ ラ ム 設 計	2		2				
	応 用 物 理 I	2			2			
	応 用 物 理 II	2				2		
	デ ィ ジ タ ル 回 路	2			2			
	オペレーティングシステム	2			2			
	データ構造とアルゴリズム	2			2			
	電 子 機 器 学	1			1			
	電 子 工 学	2			2			
	電 気 磁 気 学	4			2	2		
	電 気 回 路 論	4			2	2		
	電 子 回 路	3			1	2		
	応 用 数 学 I	2				2		
	ソフトウェア工学	2				2		
	計算機アーキテクチャ	2				2		
	情報通信ネットワーク	2				2		
	基礎制御工学	2				2		
	情報理論	2				2		
	電子材料工学*	2					2	
	計 算 機 工 学	2					2	
	電 子 計 測	2					2	
	光 電 子 工 学	2					2	
	工学基礎実験	1	1					
	電子情報工学実験	13	2	3	4	2	2	
	創 造 工 学	2				2		
	卒 業 研 究 I	1				1		
	卒 業 研 究 II	10					10	
	小 計	78	5	8	20	25	20	
選択科目	数 値 解 析 *	2				2		
	情 報 数 学	2					2	
	集 積 回 路 工 学 *	2					2	
	応 用 数 学 II	2					2	
	画 像 処 理 工 学 *	2					2	
	人 工 知 能 *	2					2	
	電 子 制 御 工 学 *	2					2	
	創 造 工 学 演 習	5	1	1	1	1	1	
	インターンシップ	3		1		1	1	
	ロボットデザイン論	1			1			
	機 械 要 素 *	2				2		(前期)教養科目「現代科学I」「現代科学II」と3科目同時開講
	環 境 工 学 序 論 *	2					2	(前期)専門科目「基礎組込みシステム」と3科目同時開講
	機 能 材 料 *	2					2	
	環 境 工 学 総 論 *	2					2	
	電気エネルギー総論*	2					2	(後期)同時開講
	基礎メカトロニクス*	2					2	
	情報セキュリティ概論	1				1		eラーニング*
	特 別 講 義	1~4				1~4		集中講義又はeラーニング*
	小 計	31~34	1	1	2	6	18	
				1		2~5		
専 門 科 目 開 設 単 位 数		109~112	6	9	22	31	38	
一 般 科 目 開 設 単 位 数		93	30	28	15	15	5	
開 設 単 位 数 合 計		202~205	36	37	37	46	43	
			1			2~5		

修 得 単 位 数	167以上	134単位以上	
		167単位以上 (専門科目82単位以上)	

課 題 研 究	別に定める
---------	-------

*の4, 5年は学則第26条第3項による授業科目 (学修単位)

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	情 報 処 理 I	1	1					
	プログラミング I	1	1					
	マイクロコンピュータ基礎	1		1				
	電 気 電 子 基 礎	2		2				
	プログラミング II	1		1				
	プログラム設計	1		1				
	ディジタル回路	2			2			
	オペレーティングシステム	2			2			
	データ構造とアルゴリズム	2			2			
	電 子 工 学 I	2			2			
	電 気 磁 気 学 I	2			2			
	電 気 回 路 論 I	2			2			
	電 子 回 路 I	1			1			
	電 気 磁 気 学 II	2				2		
	電 気 回 路 論 II	2				2		
	電 子 回 路 II	1				1		
	応 用 数 学 I	2				2		
	ソフトウェア工学	2				2		
	IoT システム工学 *	2				2		
	情報通信ネットワーク	2			2			
	情 報 理 論	2				2		
	制 御 工 学 *	2				2		
	情報セキュリティ基礎	1				1		
	情 報 数 学 *	2					2	
	計 測 工 学 *	2					2	
	工学基礎実験	1	1					
	電子情報工学実験	11	2	4	4	1		
	創 造 工 学	2				2		
	卒 業 研 究 I	1				1		
	卒 業 研 究 II	10					10	
	小 計	67	5	9	19	20	14	
選択必修	デ ー タ 工 学 *	2					2	
	電 子 材 料 工 学 *	2					2	
	小 計	4					4	2 単位以上修得
選択科目	計 算 機 工 学 *	2				2		
	集 積 回 路 工 学 *	2				2		
	マルチメディア工学 *	2				2		
	人 工 知 能 *	2				2		
	電 子 工 学 II *	2					2	
	情報セキュリティ応用 *	2					2	
	応 用 数 学 II *	2					2	
	機 械 学 習 *	2					2	
	創 造 工 学 演 習	5	1	1	1	1	1	
	インターンシップ	3		1		1	1	
	ロボットデザイン論	1			1			
	機 械 要 素 *	2				2		(前期) 教養科目「現代科学1」「物理学特講」と3科目同時開講
	環 境 工 学 序 論 *	2					2	(前期) 専門科目「基礎組込みシステム」と3科目同時開講
	機 能 材 料 *	2					2	
	環 境 工 学 総 論 *	2					2	
	電気エネルギー総論 *	2					2	(後期) 同時開講
	基礎メカトロニクス *	2					2	
	特 別 講 義	1~4				1~4		集中講義又はeラーニング
	小 計	32~35	1	1	2	4	14	
専 門 科 目 開 設 単 位 数			6	10	21	24	32	
一 般 科 目 開 設 単 位 数			95	26	16	22	5	
開 設 単 位 数 合 計			198~201	32	36	37	46	37
				1			9~12	

修 得 単 位 数	167以上	134単位以上	
		167単位以上 (専門科目82単位以上)	

課 題 研 究	別ニ定める
---------	-------

※の4, 5 年は学則第26条第3 項による授業科目 (学修単位)
学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

学科名 専門科目（生物応用化学科）

（平成29、30年度入学）

区分		授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考	
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年		
必修科目	科 目	応 用 数 学 I	2				2			
		応 用 物 理 I	2			2				
		応 用 物 理 II	2				2			
		情 報 処 理 I	2	2						
		情 報 処 理 II	1		1					
		情 報 処 理 応 用 *	2				2			
		生 物 応 用 化 学 序 論	1	1						
		無 機 化 学 I	2			2				
		有 機 化 学	4		2	2				
		物 理 化 学 I	2			2				
		物 理 化 学 II	2				2			
		分 析 化 学	2		2					
		機 器 分 析 化 学	2			2				
		基 礎 細 胞 生 物 学	2			2				
		生 物 化 学	2			2				
		化 学 工 学 I	2			1	1			
		反 応 工 学	1				1			
		創 造 工 学	2				2			
		有 機 工 業 化 学 *	2					2		
		高 分 子 化 学	2				2			
		微 生 物 学	2				2			
		環 境 分 析 化 学	1				1			
		化 学 工 学 III *	2					2		
		界 面 化 学	1					1		
		工 学 基 礎 実 験	1	1						
		生 物 応 用 化 学 実 験	13	2	4	4	3			
		卒 業 研 究 I	1				1			
		卒 業 研 究 II	10					10		
		小 計	70	6	9	19	21	15		
応用化学	必修科目	精 密 合 成 化 学 *	2				2			
		無 機 化 学 II	1			1				
		化 学 工 学 II	2				2			
		電 気 化 学	1				1			
		無 機 工 業 化 学 *	2				2			
		機 能 材 料 工 学	1				1			
		応 用 化 学 コー ス 実 験	3				3			
		小 計	12				3	9		
		生物化学	必修科目	分 子 生 物 学 *	2				2	
				細 胞 工 学	1			1		
生 物 化 学 工 学	2						2			
遺 伝 子 工 学	1						1			
タンパク質化学 *	2						2			
生 体 材 料 工 学	1						1			
生 物 化 学 コー ス 実 験	3						3			
小 計	12						3	9		
コース共通選択科目				応 用 数 学 II	1					1
				工 業 英 語	1			1		
		生 物 情 報 工 学	1					1		
		生 物 応 用 化 学 演 習	2				2			
		ロ ボ ッ ト デ ザ イ ン	1			1				
		機 械 要 素 *	2				2	(前期) 教養科目「現代科学Ⅰ」「現代科学Ⅱ」と3科目同時開講		
		電 気 電 子 要 素 *	2				2	(後期) 教養科目「現代科学Ⅲ」「現代科学Ⅳ」と3科目同時開講		
		環 境 工 学 序 論 *	2					2		
		機 能 材 料 *	2					2		
		基 礎 組 込 み シ ス テ ム *	2					2		
		環 境 工 学 総 論 *	2					2		
		電 気 エ ネ ル ギ ー 総 論 *	2					2		
		基 礎 メ カ ト ロ ニ ッ ク ス *	2					2		
		創 造 工 学 演 習	5	1	1	1	1	1		
		情 報 セ キ ュ リ テ ィ 概 論	1					1		
		イ ン タ ー ン シ ッ プ	3		1		1	1		
		特 別 講 義	1～4					1～4		
		小 計	24～27	1	1	3	8	8		
		専 門 科 目 開 設 単 位 数	106～109	7	10	22	32	32		
一 般 科 目 開 設 単 位 数	93	31	27	15	15	5				
開 設 単 位 数 合 計	199～202	38	37	37	47	37				
			1			2～5				
修 得 単 位 数			167以上	134単位以上 167単位以上（専門科目82単位以上）						
課 題 研 究			別に定める							

*の4、5年は学則第26条第3項による授業科目（学修単位）

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

学科名 専門科目 (生物応用化学科)

(平成31年度入学)

区分			授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考
					1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	応 用 数 学 I		2				2			
	応 用 物 理 I		2			2				
	応 用 物 理 II		2				2			
	情 報 処 理 I		2	2						
	情 報 処 理 II		1		1					
	情 報 処 理 応 用	*	2				2			
	生 物 応 用 化 学 序 論		1	1						
	無 機 化 学 I		2			2				
	有 機 化 学		4		2	2				
	物 理 化 学 I		3			2	1			
	物 理 化 学 II		2				2			
	分 析 化 学		2		2					
	機 器 分 析 化 学	*	2			2				
	基 礎 細 胞 生 物 学		2			2				
	生 物 化 学		2			2				
	化 学 工 学 I		2			1	1			
	反 応 工 学	*	2				2			
	高 分 子 化 学 I	*	2				2			
	環 境 分 析 化 学	*	2				2			
	分 子 生 物 学	*	2				2			
	微 生 物 学		2				2			
	細 胞 工 学		1					1		
	創 造 工 学		2				2			
	工 業 化 学	*	2					2		
	化 学 工 学 II		2					2		
	界 面 化 学		1					1		
	生 体・機 能 材 料 工 学	*	2					2		
	工 学 基 礎 実 験		1	1						
	生 物 応 用 化 学 実 験		13	2	4	4	3			
	卒 業 研 究 I		1				1			
	卒 業 研 究 II		10					10		
	小 計		76	6	9	18	26	18		
コース 応用化学	必修科目	高 分 子 化 学 II	*	2			2			
		無 機 化 学	*	2				2		
		応 用 化 学 コース 実 験		3				3		
		小 計		7			2	5		
コース 生物化学	必修科目	タ ン パ ク 質 化 学	*	2				2		
		遺 伝 子 工 学	*	2			2			
		生 物 化 学 コース 実 験		3				3		
		小 計		7			2	5		
コース 共通選択科目		応 用 数 学 II		1				1		
		ロ ボ ッ ト デ ザ イ ン 論		1		1				
		機 械 要 素	*	2				2		(前期)教養科目「現代科学Ⅰ」「現代科学Ⅱ」と3科目同時開講
		電 気 電 子 要 素	*	2				2		(後期)教養科目「現代科学Ⅲ」「現代科学Ⅳ」と3科目同時開講
		環 境 工 学 序 論	*	2					2	
		機 能 材 料	*	2					2	(前期)同時開講
		基 礎 組 込 み シ ス テ ム	*	2					2	
		環 境 工 学 総 論	*	2					2	
		電 気 エ ネ ル ギ ー 総 論	*	2					2	(後期)同時開講
		基 礎 メ カ ト ロ ニ ク ス	*	2					2	
		創 造 工 学 演 習		5	1	1	1	1	1	
		情 報 セ キ ュ リ テ ィ 概 論		1					1	eラーニング*
		イ ン タ ー ナ シ ョ ン シ ッ プ		3		1		1	1	
		特 別 講 義		1~4				1~4		集中講義又はeラーニング*
		小 計		20~23		1			2~5	
専 門 科 目 開 設 単 位 数			102~105	7	10	20	34	30		
一 般 科 目 開 設 単 位 数			93	31	27	15	15	5		
開 設 単 位 数 合 計			195~198	38	37	35	49	35		

修 得 単 位 数	167以上	134単位以上	
		167単位以上 (専門科目82単位以上)	

課 題 研 究	別に定める
---------	-------

*の3, 4, 5年は学則第26条第3項による授業科目 (学修単位)

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

学科名 専門科目（生物応用化学科）

（令和2年度以降入学）

区分			授 業 科 目		単位数	学 年 別 配 当					備 考		
						1 年	2 年	3 年	4 年	5 年			
必修科目			情 報 処 理 Ⅰ		1	1							
			情 報 処 理 Ⅱ		1		1						
			情報セキュリティ概論		1			1					
			情 報 処 理 応 用	*	2				2				
			生 物 応 用 化 学 序 論		1	1							
			無 機 化 学 Ⅰ		2			2					
			有 機 化 学 Ⅰ		4		2	2					
			物 理 化 学 Ⅰ		3			2	1				
			物 理 化 学 Ⅱ		2				2				
			分 析 化 学		2		2						
			機 器 分 析 化 学	*	2			2					
			基礎細胞生物学		2			2					
			生 物 化 学		2			2					
			化 学 工 学 Ⅰ		2			1	1				
			反 応 工 学	*	2				2				
			高 分 子 化 学 Ⅰ	*	2				2				
			環 境 分 析 化 学	*	2				2				
			分 子 生 物 学	*	2				2				
			微 生 物 学		2				2				
			細 胞 工 学	*	2						2		
			創 造 工 学		2				2				
			工 業 化 学	*	2						2		
			化 学 工 学 Ⅱ		2						2		
			界 面 化 学	*	2						2		
			生体・機能材料工学	*	2						2		
			工 学 基 礎 実 験		1	1							
			生 物 応 用 化 学 実 験		13	1	4	4	4				
			卒 業 研 究 Ⅰ		1				1				
			卒 業 研 究 Ⅱ		10						10		
小 計		74	4	9	18	23	20						
応用化学 Ⅰ	必修科目	高 分 子 化 学 Ⅱ	*	2				2					
		無 機 化 学 Ⅱ	*	2					2				
生物化学 Ⅰ	必修科目	応用化学コース演習		2					2				
		応用化学コース実験		2					2				
		小 計		8				2	6				
		タンパク質化学	*	2					2				
		遺 伝 子 工 学	*	2				2					
		生物化学コース演習		2					2				
		生物化学コース実験		2					2				
		小 計		8				2	6				
コース共通選択科目		ロ ボ ッ ト デ ザ イ ン 論		1		1							
		機 械 要 素	*	2				2					
		電 気 電 子 要 素	*	2				2					
		環 境 工 学 序 論	*	2					2				
		機 能 材 料	*	2					2				
		基礎組込みシステム	*	2					2				
		環 境 工 学 総 論	*	2					2				
		電気エネルギー総論	*	2					2				
		基礎メカトロニクス	*	2					2				
		創 造 工 学 演 習		5	1	1	1	1	1				
イ ン タ ー ン シ ッ プ		3		1		1	1						
特 別 講 義		1～4				1～4							
小 計		18～21		1	1	2	6	6					
専 門 科 目 開 設 単 位 数		100～103	5	10	20	31	32						
一 般 科 目 開 設 単 位 数		95	27	25	16	22	5						
開 設 単 位 数 合 計		195～198	32	35	36	53	37						
			1					1～4					
修 得 単 位 数			167以上	134単位以上 167単位以上（専門科目82単位以上）									
課 題 研 究			別に定める										

*の3，4，5年は学則第26条第3項による授業科目（学修単位）

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

学科名 専門科目（材料工学科）

（平成29、30年度入学）

区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	応 用 数 学 I	2				2		
	応 用 物 理 I	2			2			
	応 用 物 理 II	2				2		
	情 報 処 理 I	2	2					
	情 報 処 理 II	1		1				
	情 報 処 理 III	1			1			
	設 計 製 図 I	1	1					
	設 計 製 図 II	1		1				
	設 計 製 図 III	1			1			
	設 計 製 図 IV	1				1		
	機 械 工 学 序 論	1		1				
	材 料 工 学 序 論	1	1					
	基 礎 材 料 学	2		2				
	材 料 組 織 学	2			2			
	結 晶 解 析 学	1				1		
	分 析 化 学	1			1			
	物 理 化 学	1			1			
	基 礎 熱 力 学	2				2		
	応 用 熱 力 学	2				2		
	統 計 熱 力 学	2					2	
	量 子 力 学	2					2	
	金 属 材 料	1			1			
	軽 金 属 材 料	1				1		
	鉄 鋼 材 料	2				2		
	無 機 化 学	1			1			
	無 機 材 料	2				2		
	有 機 化 学	2			2			
	高 分 子 化 学	1				1		
	有 機 材 料	2				2		
	複 合 材 料	2					2	
	材 料 評 価 学	1			1			
	材 料 強 度 学	1			1			
	材 料 力 学	1				1		
	も の つ く り 実 習	2		2				
	創 造 工 学	2				2		
	工 学 基 礎 実 験	1	1					
	材 料 工 学 実 験	11	1	2	4	4		
	卒 業 研 究 I	1				1		
	卒 業 研 究 II	10					10	
小 計	75	6	9	18	26	16		
選択科目	応 用 数 学 II	1					1	
	情 報 処 理 応 用	1					1	
	設 計 製 図 V	1					1	
	無 機 合 成 化 学	1					1	
	電 気 化 学	1					1	
	反 応 速 度 論	1					1	
	触 媒 材 料 科 学	1					1	
	材 料 機 器 分 析	1					1	
	接 合 工 学	1					1	
	塑 性 加 工 学	1					1	
	鋳 造 工 学	1					1	
	材 料 環 境 科 学	1					1	
	ロ ボ ッ ト デ ザ イ ン 論	1			1			
	機 械 要 素	2				2		〔前期〕教養科目「現代科学Ⅰ」「現代科学Ⅱ」と3科目同時開講
	電 気 電 子 要 素	2				2		〔後期〕教養科目「現代科学Ⅲ」「現代科学Ⅳ」と3科目同時開講
	環 境 工 学 序 論	2					2	
	機 能 材 料	2					2	〔前期〕同時開講
	基 礎 組 込 み シ ス テ ム	2					2	
	環 境 工 学 総 論	2					2	
	電 気 エ ネ ル ギ ー 総 論	2					2	〔後期〕同時開講
	基 礎 メ カ ト ロ ニ ッ ク ス	2					2	
	情 報 セ キ ュ リ テ ィ 概 論	1					1	eラーニング
	特 別 講 義	1～4					1～4	集中講義またはeラーニング
	創 造 工 学 演 習	5	1	1	1	1	1	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ	3		1			1	
	小 計	31～34	1	1	2	6	18	
専 門 科 目 開 設 単 位 数		106～109	7	10	20	32	34	
一 般 科 目 開 設 単 位 数		93	30	28	15	15	5	
開 設 総 単 位 数 合 計		199～202	37	38	35	47	39	
			1		2～5			
修 得 単 位 数		167以上	134単位以上 167単位以上（専門科目82単位以上）					
課 題 研 究		別に定める						

*の4、5年は学則第26条第3項による授業科目（学修単位）

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	応 用 数 学 I	2			2	2		
	応 用 物 理 I	2						
	応 用 物 理 II	2				2		
	情 報 処 理 I	2	2					
	情 報 処 理 II	1		1				
	情 報 処 理 III	1			1			
	設 計 製 図 I	1	1					
	設 計 製 図 II	1		1				
	設 計 製 図 III	* 2			2			
	設 計 製 図 IV	* 2				2		
	材 料 工 学 序 論	1	1					
	基 礎 材 料 学	1		1				
	機 械 工 作 法	1		1				
	材 料 力 学	* 2				2		
	基 礎 熱 力 学	* 2				2		
	応 用 熱 力 学	* 2				2		
	統 計 熱 力 学	* 2					2	
	材 料 機 器 分 析 学	* 2					2	
	材 料 環 境 科 学	* 2					2	
分野別必修科目	も の つ く り 実 習	2		2				
	創 造 工 学	2				2		
	工 学 基 礎 実 験	1	1					
	材 料 工 学 実 験	11	1	2	4	4		
	卒 業 研 究 I	1				1		
	卒 業 研 究 II	10					10	
	小 計	58	6	8	9	19	16	
	金 属 材 料	* 2			2			金属材料分野
	材 料 組 織 学	* 2			2			
	材 料 評 価 学	* 2			2			
分野別選択科目	無 機 材 料	* 2			2			無機材料分野
	無 機 化 学	* 2			2			
	物 理 化 学	* 2			2			
	有 機 材 料	* 2			2			有機材料分野
	分 析 化 学	* 2			2			
	有 機 化 学	* 2			2			
	小 計	18			18			
	鉄 鋼 材 料	1				1		金属材料分野
	非 鉄 金 属 材 料	1				1		
	結 晶 解 析 学	1				1		
分野別選択科目	合 金 設 計	1					1	
	素 形 材 工 学	1					1	
	材 料 保 証 学	1					1	
	無 機 機 能 材 料	1				1		無機材料分野
	電 気 化 学	1				1		
	反 応 速 度 論	1				1		
	量 子 力 学	1					1	
	電 子 材 料	1					1	
	触 媒 材 料 学	1					1	
	高 分 子 物 性	1				1		有機材料分野
選 択 科 目	高 分 子 科 学	1				1		
	有 機 反 応 化 学	1				1		
	有 機 機 能 材 料	1					1	
	先 端 高 分 子 材 料	1					1	
	有 機 工 業 化 学	1					1	
	小 計	18				9	9	
	応 用 数 学 II	1					1	
	情 報 処 理 応 用	1					1	
	設 計 製 図 V	1					1	
	ロ ボ ッ ト デ ザ イ ン 論	1			1			
選 択 科 目	機 械 要 素	* 2				2		(前期) 教養科目「現代科学Ⅰ」「現代科学Ⅱ」と3科目同時開講
	電 気 電 子 要 素	* 2				2		(後期) 教養科目「現代科学Ⅲ」「現代科学Ⅳ」と3科目同時開講
	環 境 工 学 序 論	* 2					2	(前期) 同時開講
	機 能 材 料	* 2					2	
	基 礎 組 込 み シ ス テ ム	* 2					2	
	環 境 工 学 総 論	* 2					2	(後期) 同時開講
	電 気 エ ネ ル ギ ー 総 論	* 2					2	
	基 礎 メ カ ト ロ ニ ッ ク ス	* 2					2	
	情 報 セ キ ュ リ テ ィ 概 論	1					1	e ラーニング*
	特 別 講 義	1～4					1～4	集中講義またはeラーニング*
専 門 科 目 開 設 単 位 数	創 造 工 学 演 習	5	1	1	1	1	1	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ	3		1		1	1	
	小 計	22～25	1	1	2	6	9	
	小 計					2～5		
専 門 科 目 開 設 単 位 数			7	9	29	34	34	
一 般 科 目 開 設 単 位 数			30	28	15	15	5	
開 設 総 単 位 数 合 計			37	37	44	49	39	
				1		2～5		

修 得 単 位 数	167以上	134単位以上 167単位以上 (専門科目82単位以上)	
-----------	-------	---------------------------------	--

課 題 研 究	別に定める
---------	-------

*の3, 4, 5年は学則第26条第3項による授業科目 (学修単位)
学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	情報処理Ⅰ	1	1					
	情報処理Ⅱ	1		1				
	情報セキュリティ概論	1			1			
	情報処理応用*	2					2	
	材料工学序論	1	1					
	基礎材料学	1		1				
	機械工作法	1		1				
	設計製図Ⅰ	1	1					
	設計製図Ⅱ	1		1				
	設計製図Ⅲ	2			2			
	設計製図Ⅳ	2				2		
	設計製図Ⅴ	2					2	
	複合先端マテリアル*	2				2		
	材料力学*	2				2		
	材料解析学*	2				2		
	熱力学*	2				2		
	統計熱力学*	2					2	
	材料機器分析*	2					2	
	材料環境科学*	2					2	
	金属材料*	2			2			
	材料組織学*	2			2			
	材料評価学*	2			2			
	無機材料*	2			2			
	無機化学*	2			2			
	物理化学*	2			2			
	有機材料*	2			2			
	分析化学*	2			2			
	有機化学*	2			2			
	ものづくり実習	2		2				
	創造工学	2			2			
	工学基礎実験	1	1					
	材料工学実験	9	1	2		4	2	
	卒業研究Ⅰ	4					4	
	卒業研究Ⅱ	10						10
	小計	76	5	8	25	18	20	
分野別選択科目	鉄鋼材料	1				1		金属材料分野
	非鉄金属材料	1				1		
	素形材工学	1					1	
	材料保証	1					1	
	無機機能材料	1				1		無機材料分野
	電気化学	1				1		
	反応速度論	1					1	
	量子力学	1					1	
	高分子科学	1				1		有機材料分野
	有機反応化学	1				1		
	高分子物性	1					1	
	先端高分子材料	1					1	
小計	12				6	6		
選択科目	ロボットデザイン論	1			1			
	機械要素*	2				2		(前期) 教養科目「現代科学Ⅰ」「物理学特講」と3科目同時開講
	電気電子要素*	2				2		(後期) 教養科目「現代科学Ⅱ」「現代科学Ⅲ」「化学特講」と4科目同時開講
	環境工学序論*	2					2	(前期) 同時開講
	機能材料*	2					2	
	基礎組み込みシステム*	2					2	
	環境工学総論*	2					2	
	電気エネルギー総論*	2					2	(後期) 同時開講
	基礎メカトロニクス*	2					2	
	特別講義	1～4				1～4		
	創造工学演習	5	1	1	1	1	1	
	インターンシップ	3		1			1	1
小計	18～21	1	1	2	6	6		
専門科目開設単位数		6	9	27	30	32		
			1			1～4		
	一般科目開設単位数	95	26	26	16	22	5	
	開設総単位数合計	201～204	32	35	43	52	37	
			1					1～4

*の3, 4, 5年は学則第26条第3項による授業科目(学修単位)

学修単位の卒業要件への算入は60単位を上限とする

(各学科共通)

特 別 活 動	単位時間	学 年 別 配 当			
		1学年	2学年	3学年	
		90	30	30	30

専攻科 教養・コース共通科目

(令和2年度以降入学)

区分		授 業 科 目	単位数	年 次 別 配 当		備 考
				1年次	2年次	
教 養 科 目	必修	技 術 英 語 I	1	1		
		技 術 英 語 II	1		1	
		技 術 者 倫 理	2	2		
		国 際 関 係 論	2		2	
		小 計	6	3	3	
	選択	経 営 学	2		2	2 単位以上修得
		言 語 表 現 学 特 論	2		2	
		グローバル・リーダー論	2	2		
		英 語 表 現 論	2	2		
		海 外 語 学 実 習 I	1	1		
		海 外 語 学 実 習 II	2	2		
		海 外 語 学 実 習 III	3	3		
		小 計	14	4	4	
				6		
コ ー ス 共 通 科 目	必修	代 数 学 特 論	2	2		
		数 理 解 析 学	2	2		
		環 境 保 全 工 学	2	2		
		信 頼 性 工 学	2	2		
		応 用 情 報 工 学	2	2		
		セ ン サ 工 学	2		2	
		物 性 工 学	2		2	
		小 計	14	10	4	
	選択	物 理 学 特 論	2	2		
		生 命 工 学	2		2	
		インターンシップⅠ	2	2		
		インターンシップⅡ	4	4		
		インターンシップⅢ	6	6		
		国際インターンシップⅠ	2	2		
		国際インターンシップⅡ	4	4		
		実 践 工 業 数 学 Ⅰ	1	1		
		実 践 工 業 数 学 Ⅱ	1	1		
		小 計	24	2	2	
				20		

専門科目

(令和2年度以降入学)

区分		授 業 科 目	単位数	年次別配当		備 考	
				1年次	2年次		
必修	必 修	総合イノベーション工学輪講	2		2		
		総合イノベーション工学実験	2	2			
		特 別 研 究 I	8	8			
		特 別 研 究 II	8		8		
		小 計	20	10	10		
コース必修	コ ー ス 必 修	海 洋 環 境 学	2		2	環境・資源コース	同時 開講科目
		次世代エネルギー工学	2		2	エネルギー・ 機能創成コース	
		実践メカトロニクス	2		2	ロボットテクノ ロジーコース	
		小 計	6		6		
専門 展 開 選 目	選 目	非破壊検査工学	2	2		2単位以上修得	8単位以上 修得
		有機化学特論	2	2			
		材 料 物 理 学	2	2			
		電 気 理 論 特 論	2		2		
		流 体 力 学 特 論	2	2		環境・資源コース 4単位以上 修得	
		移 動 現 象 論	2	2			
		エ ネ ル ギ ー 移 送 論	2	2			
		分 子 生 命 科 学	2	2			
		有 機 材 料 工 学	2		2		
		生 体 機 能 工 学	2		2		
		環 境 科 学 特 論	2		2		
		環 境 調 和 材 料	2		2		
		制 御 機 器 工 学	2	2		エネルギー・ 機能創成コース 4単位以上 修得	
		エ ネ ル ギ ー 移 送 論	2	2			
	分 子 生 命 科 学	2	2				
	移 動 現 象 論	2	2				
	材 料 強 度 工 学	2		2			
	生 体 機 能 工 学	2		2			
	環 境 科 学 特 論	2		2			
	環 境 調 和 材 料	2		2			
	IoT シ ス テ ム 特 論	2		2			
	電 子 材 料 特 論	2		2			
	制 御 機 器 工 学	2	2		ロボット テクノロジーコース 4単位以上 修得		
	流 体 力 学 特 論	2	2				
	材 料 強 度 工 学	2		2			
	有 機 材 料 工 学	2		2			
	IoT シ ス テ ム 特 論	2		2			
	電 子 材 料 特 論	2		2			
小 計	32	16	16				

教養科目（必修）開設単位数	6	3	3		
教養科目（選択）開設単位数	14	4	4		
		6			
コース共通科目（必修）開設単位数	14	10	4		
コース共通科目（選択）開設単位数	24	2	2		
		20			
専門展開科目（必修）開設単位数	20	10	10		
専門展開科目（コース必修）開設単位数	6		6		
専門展開科目（選択）開設単位数	32	16	16		
開設単位数合計	116	45	45		
		26			
修得単位数	62単位以上	教養科目	必修	6単位	
			選択	2単位以上	
		コース共通科目	必修	14単位	
			必修	20単位	
		専門展開科目	コース必修	2単位	
			選択	8単位以上	

別表第3－2（第51条関係）

専攻科（連携教育プログラムコース） 教養科目

（令和2年度以降入学）

区分	授 業 科 目	単位数	年 次 別 配 当		備 考
			1年次	2年次	
教 養 科 目	選 択	技 術 英 語 I	1	1	
		技 術 英 語 II	1	1	
		技 術 者 倫 理	2	2	
		国 際 関 係 論	2	2	
		経 営 学	2	2	
		言 語 表 現 学 特 論	2	2	
		英 語 表 現 論	2	2	
		海 外 語 学 実 習 I	1	1	
		海 外 語 学 実 習 II	2	2	
		海 外 語 学 実 習 III	3	3	
		グローバル・リーダー論	2	2	
		小 計	20	20	

※豊橋技術科学大学の学則等を参照し、卒業要件を確認すること

専門科目

(令和2年度以降入学)

区分		授 業 科 目	単位数	年 次 別 配 当		備 考
				1年次	2年次	
実践力強化科目	必修	卒 業 研 究 I A	4	4		
		卒 業 研 究 I B	4	4		豊橋技術科学大学開講科目
		卒 業 研 究 II A	4		4	
		卒 業 研 究 II B	4		4	豊橋技術科学大学開講科目
		先端融合テクノロジーセミナーⅠ	2	2		
		先端融合テクノロジーセミナーⅡ	2		2	豊橋技術科学大学開講科目
		実 務 訓 練 A	2	2		豊橋技術科学大学開講科目
		小 計	22	12	10	
	選択	実 務 訓 練 B	2	2		豊橋技術科学大学開講科目
		小 計	2	2		
専門科目	選択	代 数 学 特 論	2	2		2 単位以上修得
		数 理 解 析 学	2	2		
		環 境 保 全 工 学	2	2		
		信 頼 性 工 学	2	2		
		応 用 情 報 工 学	2	2		
		セ ン サ 工 学	2	2		
		物 性 工 学	2	2		
		物 理 学 特 論	2	2		
		生 命 工 学	2	2		
		実践工業数学Ⅰ	1	1		
		実践工業数学Ⅱ	1	1		
		小 計	20	20		
専門展開科目	選択	非破壊検査工学	2	2		2 単位以上修得
		電 子 材 料 特 論	2	2		
		有 機 化 学 特 論	2	2		
		材 料 物 理 学	2	2		
		海 洋 環 境 学	2	2		
		次世代エネルギー工学	2	2		
		実践メカトロニクス	2	2		
		流 体 力 学 特 論	2	2		
		移 動 現 象 論	2	2		
		有 機 材 料 工 学	2	2		
		エ ネ ル ギ ー 移 送 論	2	2		
		生 体 機 能 工 学	2	2		
		分 子 生 命 科 学	2	2		
		環 境 科 学 特 論	2		2	
		環 境 調 和 材 料	2		2	
		制 御 機 器 工 学	2	2		
		材 料 強 度 工 学	2	2		
		IoT シ ス テ ム 特 論	2		2	
		電 気 理 論 特 論	2	2		
小 計	38	32	6			
教 養 科 目 開 設 単 位 数			20	20		
実践力強化科目（必修）開設単位数			22	12	10	
実践力強化科目（選択）開設単位数			2	2		
専 門 科 目 （ 選 択 ）			20	20		
専門展開科目（選択）開設単位数			38	32	6	
開 設 単 位 数 合 計			102	86	16	
修得単位数			62単位以上	教養科目	選択	2 単位以上
				実践力強化科目	必修	22単位
				専門科目	選択	2 単位以上
				専門展開科目	選択	2 単位以上

※豊橋技術科学大学の学則等を参照し、卒業要件を確認すること

※豊橋技術科学大学含む他大学等の開講科目群からの専攻科修了要件への算入は30単位を上限とする

教育課程系統図

機械工学科1年～総合イノベーション工学専攻(学科R3年度, 専攻科R3年度カリキュラム)

学習・教育到達目標		学 科					専 攻 科	
		1年	2年	3年	4年	5年	専1年	専2年
(A)	<視 野>	国語ⅠA(2) 国語ⅠB(1)	国語Ⅱ(2)	日本文学(2)	言語表現学(2)*	文学概論(2)*		言語表現学特論(2)†
		歴史Ⅰ(2)	歴史Ⅱ(1)		歴史学概論(2)*			
		現代社会Ⅰ(1)	現代社会Ⅱ(2) 現代社会Ⅲ(1)		技術者倫理入門(1) 法 学 (2)* 技 術 経 営 (2)*	経済学(2)* 社会学(2)* 哲学(2)* 心理学(2)*		国際関係論(2) 経営学(2)†
		保健体育(2)	保健体育(2)	保健体育(2)	保健体育(2)			
(B)	<技術者倫理>		現代社会Ⅲ(1)		技術者倫理入門(1)	哲学(2)*	技術者倫理(2)	グローバルリーダー論(2)*
	<意 欲>				創造工学(2) 卒業研究Ⅰ(2) 特別講義(1～4)*	卒業研究Ⅱ(10) 特別講義(1～4)*	特別研究Ⅰ(8)	特別研究Ⅱ(8)
		基礎数学A(4) 基礎数学B(2)	微分積分Ⅰ(4) 線形代数Ⅰ(2)	微分積分Ⅱ(4) 線形代数Ⅱ(2)	確率統計(2) 数学特講Ⅰ(2)* 数学特講Ⅱ(2)* 応用数学(2)	代数学特論(2) 数理解析学(2) 実践工業数学Ⅰ* 実践工業数学Ⅱ*		実践工業数学Ⅰ(1)* 実践工業数学Ⅱ(1)*
		物理Ⅰ(2)	物理Ⅱ(2)	物理Ⅲ(1)	物理Ⅳ(4) 物理学特講(2)* 現代科学Ⅰ(2)* 現代科学Ⅱ(2)* 現代科学Ⅲ(2)*	物理学特論(2)*		
(C)		化 学 (2)	化 学 (2)		化学特講(2)*			
			地球生命科学(2)					生命工学(2)*
		情報処理Ⅰ(1)	情報処理Ⅱ(1)	情報セキュリティ概論(1)		数値解析(2)		

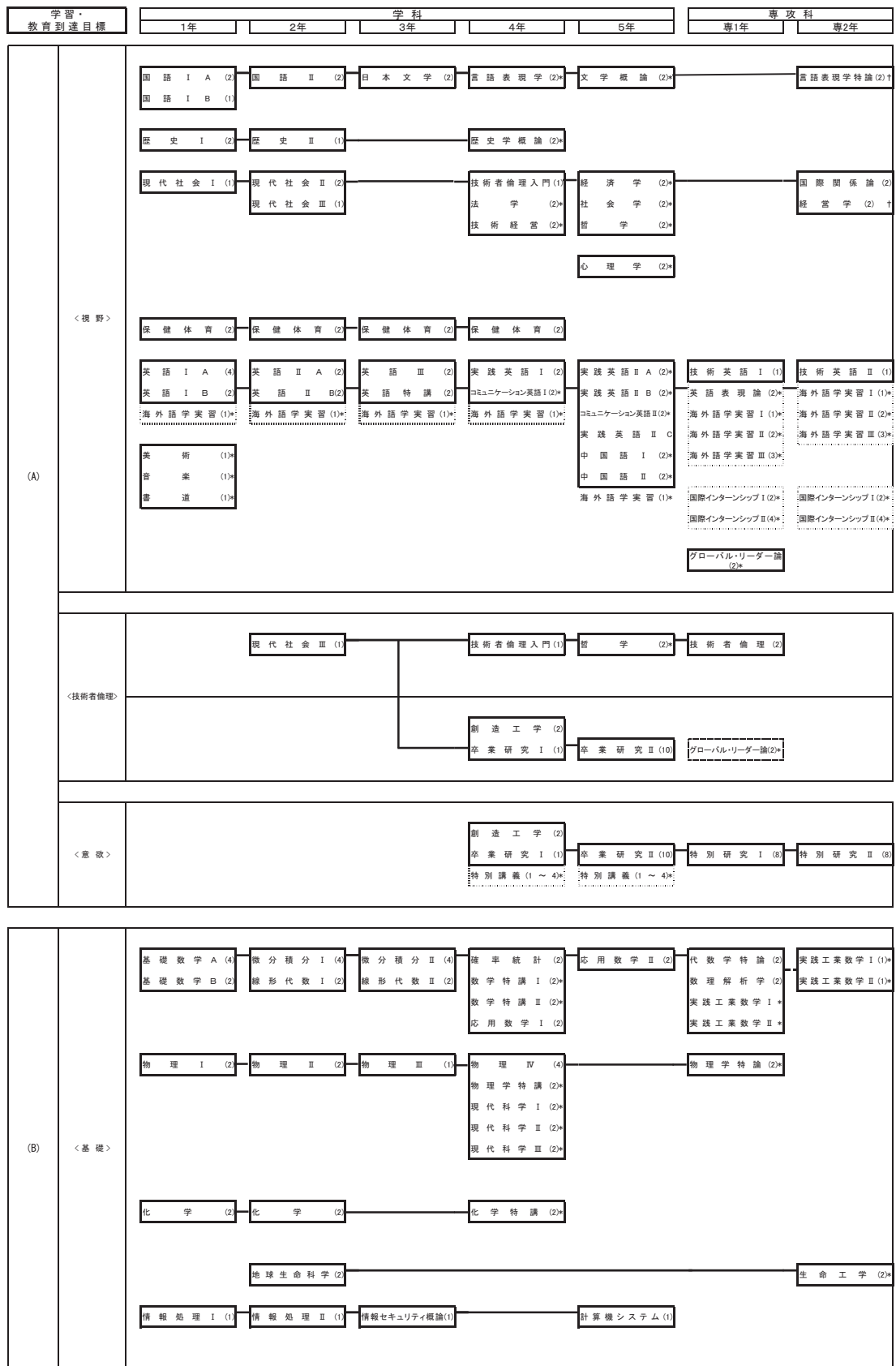
□:目標達成の証明科目 □:他の目標の証明科目 †:選択必修科目 * :選択科目 無印:必修科目

(次ページへ続く)

教育課程系統図									
機械工学科1年～総合イノベーション工学専攻(学科R3年度、専攻科R3年度カリキュラム) (つづき)									
学習・教育到達目標		学 科					専 攻 科		
		1年	2年	3年	4年	5年	専1年	専2年	
(B)	< 専 門 >	(材料と構造) 材料力学Ⅰ(2) 材料力学Ⅱ(2) 弾・塑性学(2) 非破壊検査工学(2)*† 材料物理学(2)*† 物性工学(2) 電子材料特論(2)*† 有機材料工学(2)KR†E* 材料強度工学(2)K*ER† (エネルギーと流れ) 熱・流体工学基礎(2) 熱力学(2) 水力学(2) 熱工学(2)*† 流体工学(2)*† エネルギー-移送論(2)KE†R* 流体力学特論(2)KR†E* 移動現象論(2)KR†E* (運動と振動) 工学基礎実験(1) 機械運動学Ⅰ(1) 機械運動学Ⅱ(2) 機械力学(2) (情報・論理系科目) 応用情報工学(2) (計画・制御) ロボットデザイン論(1)* アクチュエータ工学(2) 制御工学(2) 電気電子要素(2)* 計測工学(2)*† 基礎組み込みシステム(2)* 制御機器工学(2)K*ER† センサ工学(2) (環境・資源系科目) 環境工学序論(2)* 環境工学総論(2)* 環境保全工学(2) 分子生命科学(2)KE†R* 有機化学特論(2)*† 主体機能工学(2)K*ER† 海洋環境学(2)* 環境科学特論(2)KE†R* (知能機械・機械システム) メカトロニクス演習(4) 電気・電子回路(2) ロボット工学(2)*† 電気エネルギー総論(2)* 電気理論特論(2)* 実験メカトロニクス(2)R (設計と生産) 機械工作法(1) 機械設計基礎(1) 機械設計法(2) 生産システム(2) (設計製図) 機械製図Ⅰ(2) 機械製図Ⅱ(1) 機械設計製図Ⅰ(2) 機械設計製図Ⅱ(2) 機械設計製図Ⅲ(2) 信頼性工学(2) (実験・実習・創造工学・卒業研究・特別研究) 機械工作実習(4) 創造工学演習Ⅰ(1)* インターンシップ* デザイン基礎(1)* 創造工学演習Ⅱ(1)* インターンシップ* 総合実習(4) 創造工学演習Ⅲ(1)* インターンシップ(1)* 卒業研究Ⅰ(2) 創造工学演習Ⅳ(1)* インターンシップ(1)* 卒業研究Ⅱ(10) 機械工学実験(4) 創造工学演習Ⅴ(1)* インターンシップ(1)* 特別研究Ⅰ(8) 総合イノベーション工学実験Ⅱ* インターンシップⅠ* インターンシップⅡ* インターンシップⅢ* 国際インターンシップⅠ* 国際インターンシップⅡ* 特別研究Ⅱ(8) 総合イノベーション工学特論Ⅱ* インターンシップⅠ(2)* インターンシップⅡ(4)* インターンシップⅢ(6)* 国際インターンシップⅠ(2)* 国際インターンシップⅡ(4)*							
	< 展 開 >	総合実習(4) 創造工学(2) 卒業研究Ⅰ(2) 卒業研究Ⅱ(10) 機械工学実験(4) インターンシップ(1)* 特別研究Ⅰ(8) 総合イノベーション工学実験Ⅱ* インターンシップⅠ* インターンシップⅡ* インターンシップⅢ* 国際インターンシップⅠ* 国際インターンシップⅡ* 特別研究Ⅱ(8) 総合イノベーション工学特論Ⅱ* インターンシップⅠ(2)* インターンシップⅡ(4)* インターンシップⅢ(6)* 国際インターンシップⅠ(2)* 国際インターンシップⅡ(4)*							
(C)	< 免 表 >	国語ⅠA(2) 国語Ⅱ(2) 日本文学(2) 言語表現学(2)* 言語表現学特論(2)* デザイン基礎(1)* 総合実習(4) 創造工学(2) 卒業研究Ⅰ(2) 卒業研究Ⅱ(10) 特別研究Ⅰ(8) 特別研究Ⅱ(8)							
	< 英 語 >	英語ⅠA(4) 英語ⅡA(2) 英語Ⅲ(2) 実践英語Ⅰ(2) 実践英語ⅡA(2)* 技術英語Ⅰ(1) 特別研究Ⅱ(8) 英語ⅠB(2) 英語ⅡB(2) 英語特論(2) コミュニケーション英語Ⅰ(2)* 実践英語ⅡB(2)* 英語表現論(2)* 技術英語Ⅱ(8) 海外語学実習Ⅰ(1)* 海外語学実習Ⅰ(1)* 海外語学実習Ⅰ(1)* 海外語学実習Ⅰ(1)* コミュニケーション英語Ⅱ(2)* 海外語学実習Ⅰ* 海外語学実習Ⅰ(1)* 海外語学実習Ⅰ(1)* 実践英語ⅡC 中国語Ⅰ(2)* 海外語学実習Ⅱ* 海外語学実習Ⅱ(2)* 海外語学実習Ⅲ(3)* 中国語Ⅱ(2)* 国際インターンシップⅠ* 国際インターンシップⅠ(2)* 国際インターンシップⅡ(4)* 海外語学実習Ⅰ* 国際インターンシップⅡ* 国際インターンシップⅡ(4)* 国際インターンシップⅢ(6)*							

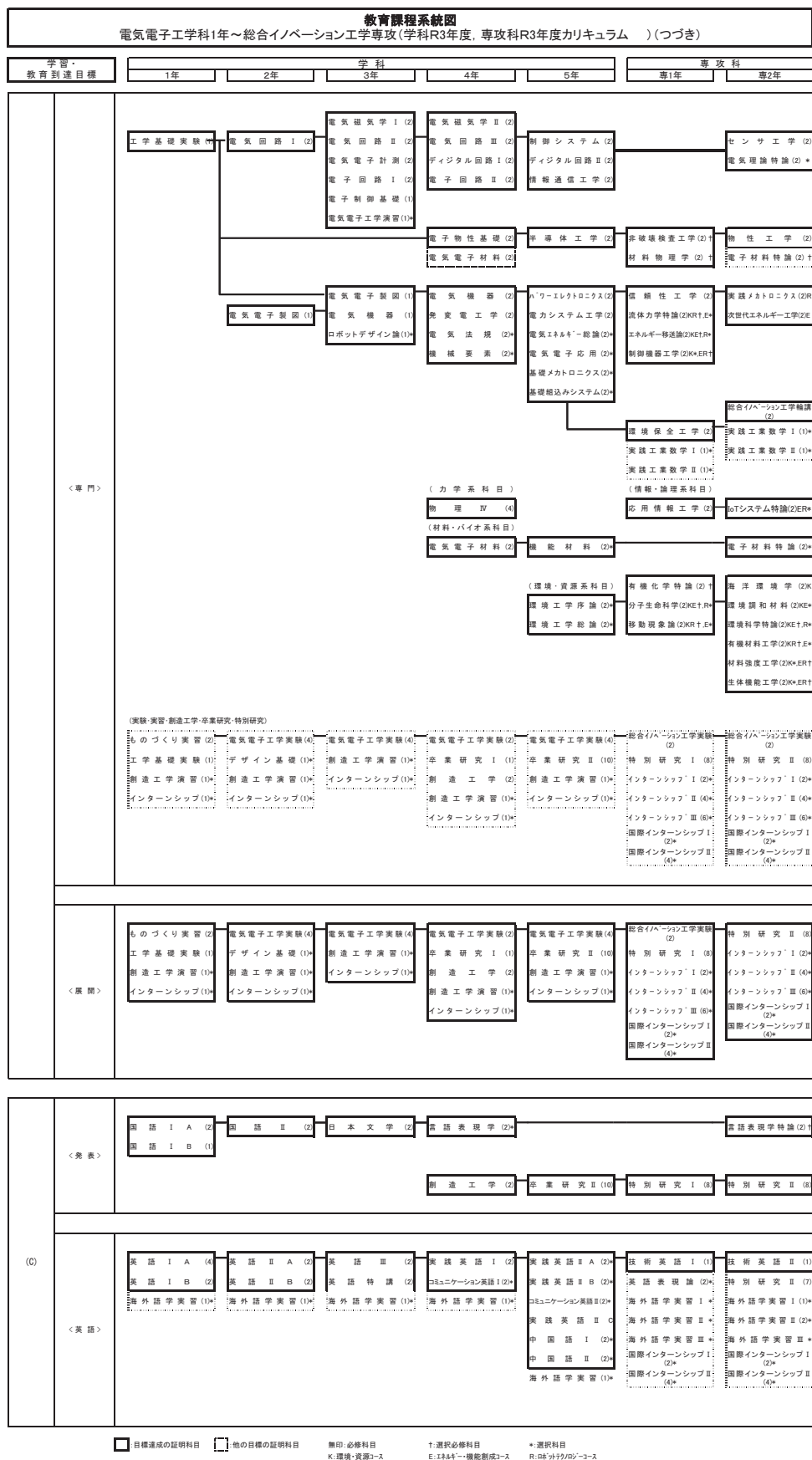
☐ 目標達成の証明科目
 ☐ 他目標の証明科目
 † 選択必修科目
 * 選択科目
 無印 必修科目
 K 環境・資源コース
 E エネルギー-機能創成コース
 R 地球・エネルギー・環境コース

教育課程系統図
電気電子工学科1年～総合イノベーション工学専攻(学科R3年度, 専攻科R3年度カリキュラム)

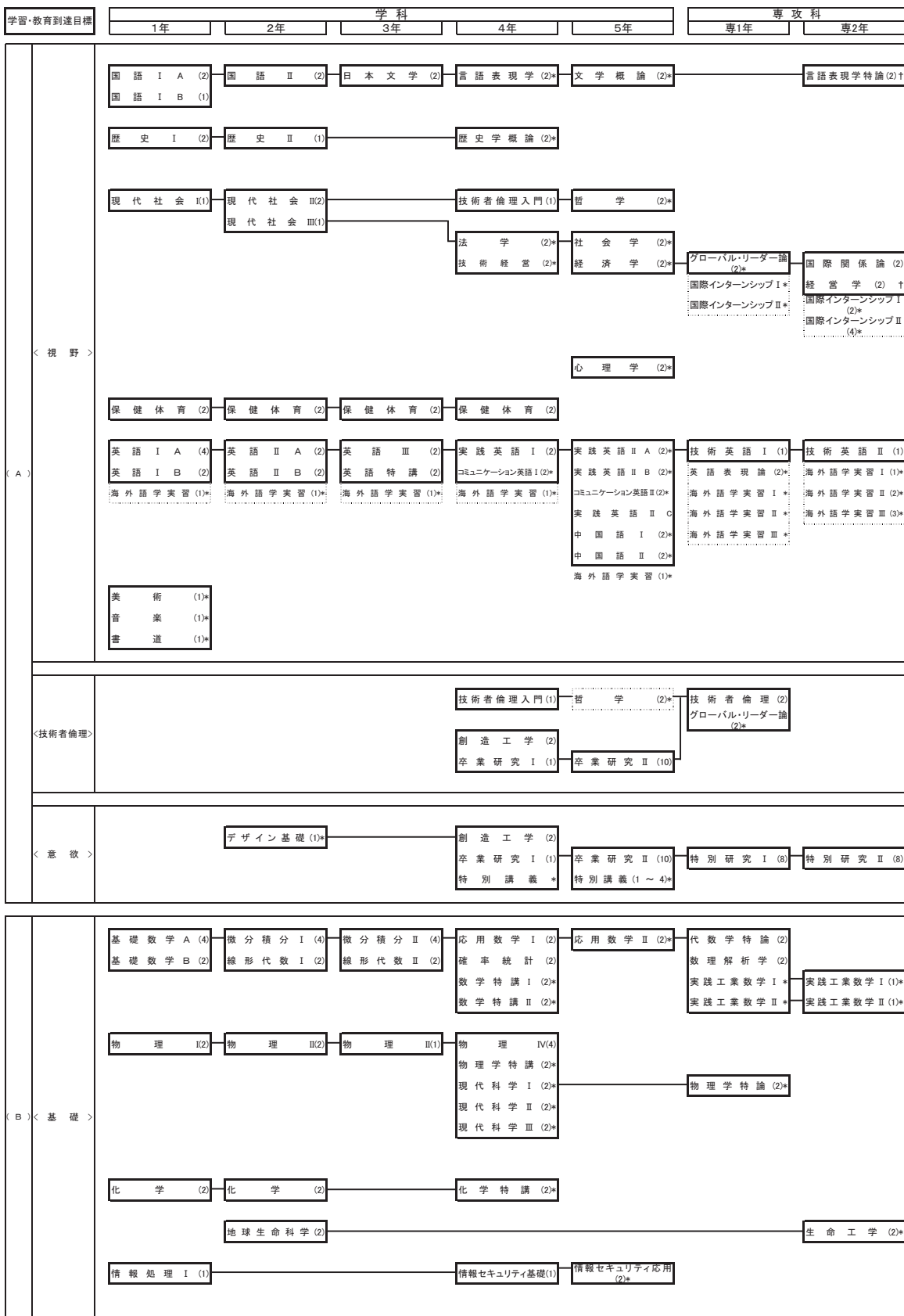


☐ 目標達成の証明科目
 ☐ 他の目標の証明科目
 無印: 必修科目
 †: 選択必修科目
 *: 選択科目

(次ページへ続く)



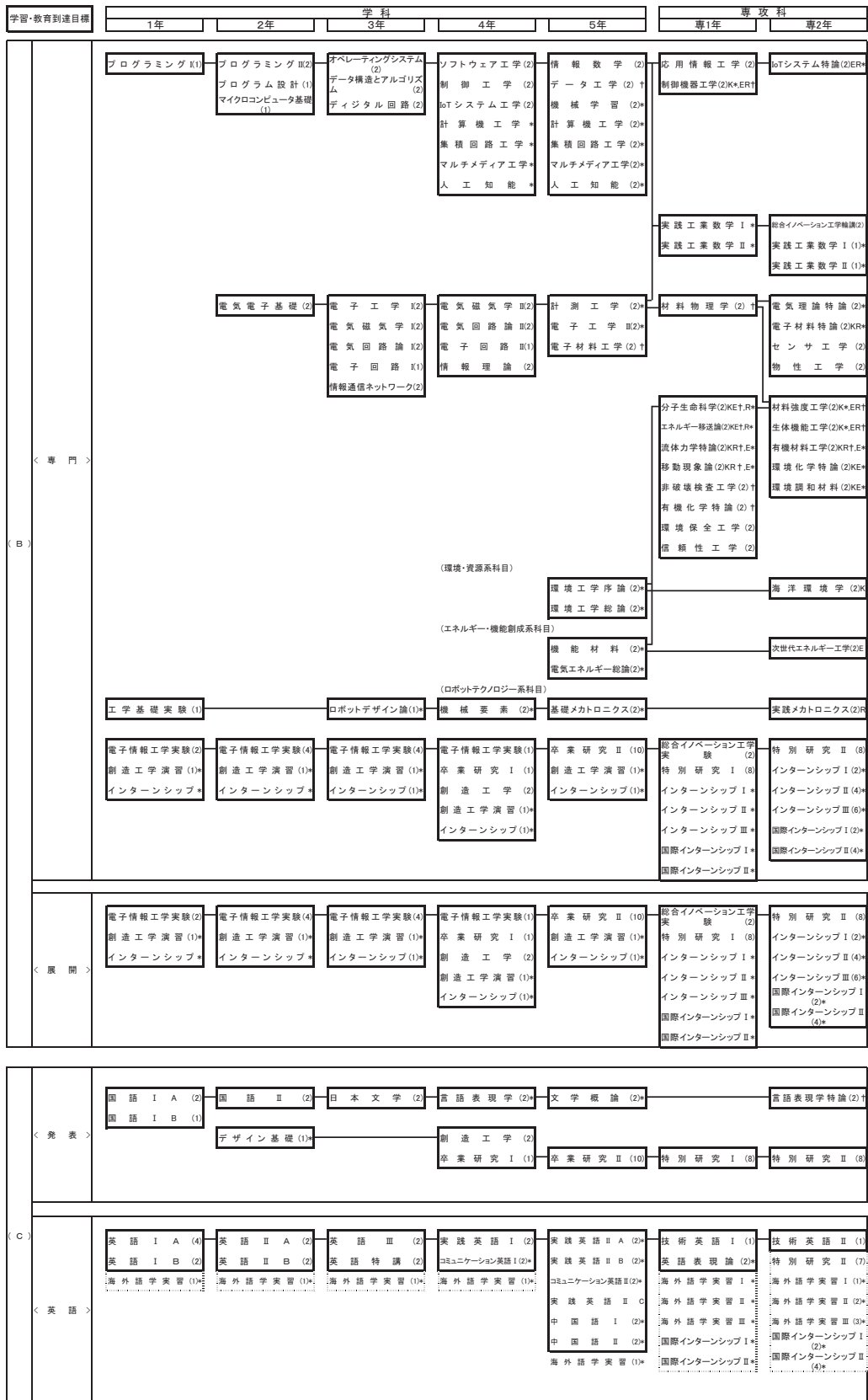
教育課程系統図
電子情報工学科1年～総合イノベーション工学専攻(学科R3年度, 専攻科R3年度カリキュラム)



 : 目標達成の証明科目
 : 他の目標の証明科目
 無印: 必修科目
 †: 選択必修科目
 *: 選択科目

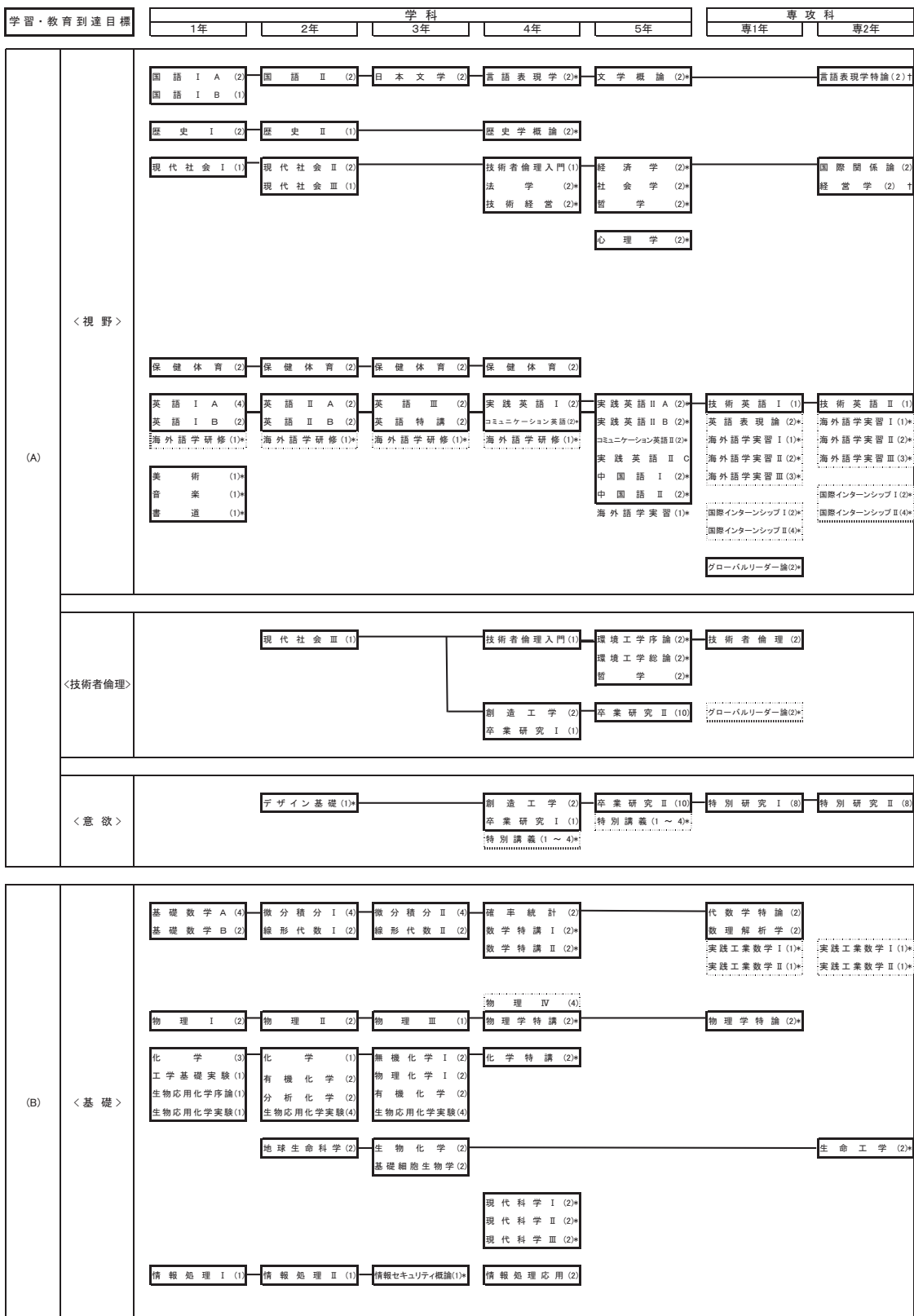
(次ページへ続く)

教育課程系統図
電子情報工学科1年～総合イノベーション工学専攻(学科R3年度、専攻科R3年度カリキュラム)(つづき)



 目標達成の証明科目
 他目標の証明科目
 無印：必修科目
 †：選択必修科目
 *：選択科目
 K：環境・資源コース
 E：エネルギー・機能創成コース
 R：ロボティクスコース

教育課程系統図
生物応用化学学科1年～総合イノベーション工学専攻(学科R3年度, 専攻科R3年度カリキュラム)



 : 目標達成の証明科目
 : 他の目標の証明科目
 無印: 必修科目
 †: 選択必修科目
 *: 選択科目

(次ページへ続く)

生物応用化学学科1年～総合イノベーション工学専攻(学科R3年度、専攻科R3年度カリキュラム)(つづき)

☐:目標達成の証明科目 ☐:他の目標の証明科目 無印:必修科目 †:選択必修科目 *:選択科目
 K:環境・資源コース E:エネルギー・機能創成コース R:ロボットテクノロジーコース

教育課程系統図

材料工学科 1 年～総合イノベーション工学専攻（学科 R3 年度、専攻科 R3 年度カリキュラム）

学習・教育到達目標		学 科					専 攻 科		
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	専1年	専2年	
(A)	<視 野>								
		国 語 I A (2) 国 語 I B (1)		国 語 II (2)	日 本 文 学 (2)	言 語 表 現 学 (2)*	文 学 概 論 (2)*	言語表現学特論 (2)*	
		歴 史 I (2)		歴 史 II (1)	歴 史 学 概 論 (2)*				
		現 代 社 会 I (1)	現 代 社 会 II (2) 現 代 社 会 III (1)	技 術 者 倫 理 入 門 (1) 法 学 (2)* 技 術 経 営 (2)*		経 済 学 (2)* 社 会 学 (2)* 哲 学 (2)* 心 理 学 (2)*	国 際 関 係 論 (2) 経 営 学 (2) *		
		保 健 体 育 (2)		保 健 体 育 (2)	保 健 体 育 (2)	保 健 体 育 (2)			
		英 語 I A (4) 英 語 I B (2) 海 外 語 学 実 習 (1)*	英 語 II A (2) 英 語 II B (2) 海 外 語 学 実 習 (1)*	英 語 III (2) 英 語 特 講 (2) 海 外 語 学 実 習 (1)*	実 践 英 語 I (2) コミュニケーション英語 I (2)* 海 外 語 学 実 習 (1)*	実 践 英 語 II A (2)* 実 践 英 語 II B (2)* コミュニケーション英語 II (2)* 実 践 英 語 II C 中 国 語 I (2)* 中 国 語 II (2)* 海 外 語 学 実 習 (1)*	技 術 英 語 I (1) 英 語 表 現 論 (2)* 海 外 語 学 実 習 I * 海 外 語 学 実 習 II * 海 外 語 学 実 習 III * 国際インターンシップ I (2)* 国際インターンシップ II (4)* グローバルリーダー論 (2)*	技 術 英 語 II (1) 海 外 語 学 実 習 I (1)* 海 外 語 学 実 習 II (2)* 海 外 語 学 実 習 III (3)* 国際インターンシップ I (2)* 国際インターンシップ II (4)*	
		英 術 (1)* 音 楽 (1)* 書 道 (1)*							
<技術者倫理>									
<意 義>									
(B)	<基 礎>								
		基 礎 数 学 A (4) 基 礎 数 学 B (2)		微 分 積 分 I (4) 線 形 代 数 I (2)	微 分 積 分 II (4) 線 形 代 数 II (2)	確 率 統 計 (2) 数 学 特 講 I (2)* 数 学 特 講 II (2)* 応 用 数 学 I (2)	応 用 数 学 II (1)*	実 践 工 業 数 学 I * 実 践 工 業 数 学 II * 代 数 学 特 論 (2) 数 理 解 析 学 (2)	実 践 工 業 数 学 I (1)* 実 践 工 業 数 学 II (1)*
		物 理 I (2)		物 理 II (2)	物 理 III (1)	物 理 学 特 講 (2)* 現 代 科 学 I (2)* 現 代 科 学 II (2)* 現 代 科 学 III (2)* 物 理 IV (4)	物 理 学 特 論 (2)*		
		化 学 (2)		化 学 (2)	化 学 特 講 (2)*				
		生 命 地 球 科 学 (2)				生 命 工 学 (2)*			
		情 報 処 理 I (1)	情 報 処 理 II (1)	情 報 セ キ ュ リ テ ィ 概 論 (1)*	情 報 処 理 応 用 (1)*				

□：目標達成の証明科目 □：他の目標の証明科目

*：選択科目

無印：必修科目

(次ページへ続く)

教育課程系統図									
材料工学科 1年～総合イノベーション工学専攻（学科R3年度・専攻科R3年度カリキュラム）（つづき）									
学習・教育到達目標		学 科					専 攻 科		
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	専1年	専2年	
(B)	< 専 門 >	情報処理Ⅰ (1)	情報処理Ⅱ (1)	情報セキュリティ概論 (1)	情報処理応用 (2)	応用情報工学 (2)		実践工業数学Ⅰ*	実践工業数学Ⅰ (1)*
								実践工業数学Ⅱ*	実践工業数学Ⅱ (1)*
					材料環境科学 (2)				
			(加 工)	(金 属 材 料)					
			機械工作法 (1)	金属材料 (2) 材料組織学 (2) 材料評価学 (2)	鉄鋼材料 (1)* 非鉄金属材料 (1)*	高分子工学 (1)* 材料保証学 (1)*	信頼性工学 (2)	生産設計工学 (2)*	
		材料工学序論 (1)	(材 料 物 性)	(無 機 材 料)			材料物理学 (2)†	物 性 工 学 (2)	
			基礎材料科学 (1)	無機材料 (2) 無機化学 (2) 物理化学 (2)	無機機能材料 (1)* 電気化学 (1)*	量子力学 (1)* 反応速度論 (1)*			
				(有 機 材 料)					
				有機材料 (2) 分析化学 (2) 有機化学 (2)	高分子科学 (1)* 有機反応化学 (1)* 有機化学 (2)	高分子物性 (1)* 先端高分子材料 (1)*	有機化学特論 (2)†	有機材料工学 (2)K†E*	
					(複 合 材 料 系) 複合先端マテリアル (2)				
(C)	< 発 表 >			(分 析 ・ 評 価)	材料力学 (2) 材料解析学 (2)	材料機器分析 (2)	破壊機械工学 (2)†	材料強度工学 (2)K†E†	
				(物 理 化 学)	熱力学 (2)	統計熱力学 (2)			
		(設計製図)	設計製図Ⅰ (1)	設計製図Ⅱ (2)	設計製図Ⅲ (2)	設計製図Ⅳ (2)			
		(環境・資源コース科目)							環境科学特論 (2)K†E†
							環境工学序論 (2)* 環境工学総論 (2)*	環境保全工学 (2) 分子生命化学 (2)K†E† 移動現象論 (2)K†E†	海洋環境学 (2)K 生体機能工学 (2)K†E† 細胞機能科学 (2)*
		(エネルギー・機能創成科目)					機能材料 (2)* 電気エネルギー総論 (2)*	エネルギー総論 (2)K†E† 流体力学特論 (2)K†E*	次世代エネルギー (2)E 電子材料特論 (2)† 電気回路特論 (2)*
		(ロボット技術/ロジ科目)		ロボットデザイン論 (1)*	機械要素 (2)* 電気電子要素 (2)*	基礎メカトロニクス (2)* 基礎組み込みシステム (2)*	制御機器工学 (2)K†E†	実践メカトロニクス (2)E センサ工学 (2)	
		(課題解決型科目)	材料工学実験 (1) インターンシップ*	材料工学実験 (2) ものづくり実習 (2) インターンシップ*	材料工学実験 (4) インターンシップ (1)*	材料工学実験 (2) 創造工学 (2) 卒業研究Ⅰ (4) インターンシップ (1)*	卒業研究Ⅱ (10) インターンシップ (1)*	特別研究Ⅰ (8) 総合イノベーション工学実験 (2) インターンシップⅠ* インターンシップⅡ* インターンシップⅢ* 国際インターンシップⅠ* 国際インターンシップⅡ*	特別研究Ⅱ (8) 総合イノベーション工学実験 (2) インターンシップⅠ (2)* インターンシップⅡ (4)* インターンシップⅢ (6)* 国際インターンシップⅠ (2)* 国際インターンシップⅡ (4)*
			工学基礎実験 (1) 材料工学実験 (1)	材料工学実験 (2) ものづくり実習 (2)	材料工学実験 (4)	材料工学実験 (2) 卒業研究Ⅰ (4)	卒業研究Ⅱ (10)	特別研究Ⅰ (8) 総合イノベーション工学実験 (2)	特別研究Ⅱ (8)
		< 展 開 >	創造工学演習 (1)*	創造工学演習 (1)*	創造工学演習 (1)*	創造工学 (2) インターンシップ (1)*	創造工学演習 (1)* インターンシップ (1)*	インターンシップⅠ* インターンシップⅡ* インターンシップⅢ* 国際インターンシップⅠ* 国際インターンシップⅡ*	インターンシップⅠ (2)* インターンシップⅡ (4)* インターンシップⅢ (6)* 国際インターンシップⅠ (2)* 国際インターンシップⅡ (4)*
(D)	< 発 表 >		国語ⅠA (2) 国語ⅠB (1)	国語Ⅱ (2)	日本文学 (2)	言語表現学 (2)*		言語表現学特論 (2)*	
							創造工学 (2) 卒業研究Ⅰ (4)		
							卒業研究Ⅱ (10)	特別研究Ⅰ (8)	特別研究Ⅱ (8)
		< 英 語 >	英語ⅠA (4) 英語ⅠB (2) 海外語学実習 (1)*	英語ⅡA (2) 英語ⅡB (2) 海外語学実習 (1)*	英語Ⅲ (2) 英語特論 (2) 海外語学実習 (1)*	実践英語Ⅰ (2) コミュニケーション英語Ⅰ (2)* 海外語学実習 (1)*	実践英語ⅡA (2)* 実践英語ⅡB (2)* コミュニケーション英語Ⅱ (2)* 実践英語ⅡC 中国語Ⅰ (2)* 中国語Ⅱ (2)* 海外語学実習 (1)*	技術英語Ⅰ (1) 英語表現論 (2)* 海外語学実習Ⅰ* 海外語学実習Ⅱ* 海外語学実習Ⅲ* 国際インターンシップⅠ* 国際インターンシップⅡ*	特別研究Ⅱ (7) 技術英語Ⅱ (1) 海外語学実習Ⅰ (1)* 海外語学実習Ⅱ (2)* 海外語学実習Ⅲ (2)* 国際インターンシップⅠ (2)* 国際インターンシップⅡ (4)*

☐：目標達成の証明科目 ☐：他の目標の証明科目 †：選択必修科目 *：選択科目 無印：必修科目
 K：環境・資源コース E：エネルギー・機能創成コース R：総合イノベーション工学コース

学習・教育到達目標の達成度評価基準

令和3年4月1日

教務主事 裁定

卒業認定に関する規則第2条第3号に基づき、次のとおり平成29年度機械工学科入学者用学習・教育到達目標の達成度評価基準を定める。

学習・教育到達目標		評価基準
(A) 技術者としての姿勢	<視野> 自己と世界の関係を理解し地球規模で物事を眺める。	教育課程系統図で定めた<視野>に関連する外国語を含む人文・社会系科目から、必修及び選択科目を含め44単位以上を修得する。
	<技術者倫理> 生産により生じる環境と社会への影響を認識し責任を自覚する。	「倫理・社会」に加え、「創造工学」の単位を修得する。
	<意欲> 習得した知識・技術・能力を超える問題に備えて、継続的・自律的に学習する。	「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「創造工学」の単位を修得する。
(B) 基礎・専門の知識とその応用力	<基礎> 数学、自然科学および情報技術の知識を習得している。	教育課程系統図で定めた<基礎>に関連する自然科学および専門科目から、必修及び選択科目を含め42単位以上を修得する。
	<専門> 機械主要分野の専門基礎知識、および機械分野の諸問題解決に必要な専門知識・技術を身に付けている。	教育課程系統図で定めた<専門>に関連する自然科学および専門科目から、必修及び選択必修科目を含め68単位以上を修得する。
	<展開> 習得した知識・技術をもとに創造性を発揮し、限られた時間内で仕事を計画的に進めまとめることができる。	「総合実習」「工学実験」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「創造工学」の単位を修得する。
(C) コミュニケーション能力	<発表> 自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。	「国語ⅠA」「国語ⅠB」「国語Ⅱ」「日本文学」「総合実習」「創造工学」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」の単位を修得する。
	<英語> 英語による基本的なコミュニケーションができる。	教育課程系統図で定めた<英語>に関連する外国語を含む人文・社会系科目から、必修及び選択科目を含め17単位以上を修得する。

学習・教育到達目標の達成度評価基準

令和3年4月1日

教務主事 裁定

卒業認定に関する規則第2条第3号に基づき、次のとおり平成29年度電気電子工学科入学者用学習・教育到達目標の達成度評価基準を定める。

学習・教育到達目標		評価基準
(A) 技術者としての姿勢	<視野> 地球人としての視野をもって自己と世界の関係を理解し、地球規模で物事を眺める。	教育課程系統図で定めた<視野>に関連する外国語を含む人文・社会系科目から、必修及び選択科目を含め44単位以上を修得する。
	<技術者倫理> 技術が人類・社会・自然におよぼす影響や生産により生じる環境と社会の変化を認識し責任を自覚する。	「倫理・社会」に加え、「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「創造工学」の単位を修得する。
	<意欲> 習得した知識・能力を超える問題に備えて、継続的・自律的に学習する。	「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「創造工学」の単位を修得する。
(B) 基礎・専門の知識とその応用力	<基礎> 数学、自然科学および情報技術の知識を習得している。	教育課程系統図で定めた<基礎>に関連する自然科学および専門科目から、必修及び選択科目を含め41単位以上を修得する。
	<専門> 電気・電子・情報通信分野の基礎理論、基礎技術の知識を習得している。	教育課程系統図で定めた<専門>に関連する自然科学および専門科目から、必修及び選択科目を含め38単位以上を修得する。
	<展開> 習得した知識をもとに創造性を発揮し、限られた時間内で仕事を計画的に進めまとめることができる。	「ものづくり実習」「電気電子工学実験」「電子回路設計」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「創造工学」を修得する。
(C) コミュニケーション能力	<発表> 自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。	「国語ⅠA」「国語ⅠB」「国語Ⅱ」「日本文学」「創造工学」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」の単位を修得する。
	<英語> 英語による基本的なコミュニケーションができる。	教育課程系統図で定めた<英語>に関連する外国語を含む人文・社会系科目から、必修及び選択科目を含め17単位以上を修得する。

学習・教育到達目標の達成度評価基準

令和3年4月1日

教務主事 裁定

卒業認定に関する規則第2条第3号に基づき、次のとおり平成29年度電子情報工学科入学者用学習・教育到達目標の達成度評価基準を定める。

学習・教育到達目標		評価基準
(A) 技術者としての姿勢	<視野> 自己と世界の関係を理解し地球規模で物事を眺める。	教育課程系統図で定めた<視野>に関連する外国語を含む人文・社会系科目から、必修及び選択科目を含め44単位以上を修得する。
	<技術者倫理> 生産により生じる環境と社会への影響を認識し責任を自覚する。	「倫理・社会」に加え、「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「創造工学」の単位を修得する。
	<意欲> 習得した知識・能力を超える問題に備えて、継続的・自律的に学習する。	「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「創造工学」の単位を修得する。
(B) 基礎・専門の知識とその応用力	<基礎> 数学、自然科学および情報技術の知識を習得している。	教育課程系統図で定めた<基礎>に関連する自然科学および専門科目から、必修及び選択科目を含め40単位以上を修得する。
	<専門> 電子情報工学と関連分野の知識を習得している。	教育課程系統図で定めた<専門>に関連する自然科学および専門科目から、必修及び選択科目を含め73単位以上を修得する。
	<展開> 習得した知識をもとに創造性を発揮し、電気・電子および情報・通信技術を融合し、新たな価値を生み出す能力を習得している。	「電子情報工学実験」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「創造工学」を修得する。
(C) コミュニケーション能力	<発表> 自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。	「国語ⅠA」「国語ⅠB」「国語Ⅱ」「日本文学」「創造工学」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」の単位を修得する。
	<英語> 英語による技術文書の記述・読解が出来る。	教育課程系統図で定めた<英語>に関連する外国語を含む人文・社会系科目から、必修及び選択科目を含め17単位以上を修得する。

学習・教育到達目標の達成度評価基準

令和3年4月1日

教務主事 裁定

卒業認定に関する規則第2条第3号に基づき、次のとおり平成29年度生物応用化学科入学者用学習・教育到達目標の達成度評価基準を定める。

学習・教育到達目標		評価基準
(A) 技術者としての姿勢	<視野> 自己と世界の関係を理解し地球規模で物事を眺める。	教育課程系統図で定めた<視野>に関連する外国語を含む人文・社会系科目から、必修及び選択科目を含め44単位以上を修得する。
	<技術者倫理> 生産により生じる環境と社会への影響を認識し責任を自覚する。	「倫理・社会」に加え、「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「創造工学」の単位を修得する。
	<意欲> 習得した知識・能力を超える問題に備えて、継続的・自律的に学習する。	「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「創造工学」の単位を修得する。
(B) 基礎・専門の知識とその応用力	<基礎> 数学、自然科学および情報技術の知識を習得している。	教育課程系統図で定めた<基礎>に関連する自然科学および専門科目から、必修及び選択科目を含め62単位以上を修得する。
	<専門> 応用化学・生物工学に関する専門知識・実験技術を習得している。	教育課程系統図で定めた<専門>に関連する自然科学および専門科目から、必修及び選択科目を含め33単位以上を修得する。
	<展開> 習得した知識をもとに創造性を発揮し、限られた時間内で仕事を計画的に進めまとめることができる。	「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「創造工学」を修得する。
(C) コミュニケーション能力	<発表> 自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。	「国語ⅠA」「国語ⅠB」「国語Ⅱ」「日本文学」「創造工学」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」の単位を修得する。
	<英語> 英語による基本的なコミュニケーションができる。	教育課程系統図で定めた<英語>に関連する外国語を含む人文・社会系科目から、必修及び選択科目を含め17単位以上を修得する。

学習・教育到達目標の達成度評価基準

令和3年4月1日

教務主事 裁定

卒業認定に関する規則第2条第3号に基づき、次のとおり平成29年度材料工学科入学者用学習・教育到達目標の達成度評価基準を定める。

学習・教育到達目標		評価方法
(A) 技術者としての姿勢	<視野> 自己と世界の関係を理解し地球規模で物事を眺めることができる。	教育課程系統図で定めた<視野>に関連する外国語を含む人文・社会系科目から、必修及び選択科目を含め43単位以上を修得する。
	<技術者倫理> 生産により生じる環境と社会への影響を認識し責任を自覚できる。	「倫理・社会」に加え、「技術者倫理入門」の単位を修得する。
	<意欲> 習得した知識・技術・能力を超える問題に備えて、継続的・自律的に学習できる。	「デザイン基礎」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「創造工学」の単位を修得する。
(B) 基礎・専門の知識とその応用力	<基礎> 数学、自然科学及び情報技術の知識の内容を習得し、それを活用できる。	教育課程系統図で定めた<基礎>に関連する自然科学および専門科目から、必修及び選択科目を含め34単位以上を修得する。
	<専門> 材料工学科と関連分野の専門基礎知識、専門知識・技術を習得している。	教育課程系統図で定めた<専門>に関連する自然科学および専門科目から、必修及び選択科目を含め70単位以上を修得する。
	<展開> 習得した知識をもとに創造性を発揮し、限られた時間内で仕事を計画的に進めまとめることができる。	「工学基礎実験」「材料工学実験」「ものづくり実習」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「創造工学」を修得する。
(C) コミュニケーション能力	<発表> 自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。	「国語ⅠA」「国語ⅠB」「国語Ⅱ」「日本文学」「創造工学」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」の単位を修得する。
	<英語> 英語による基本的なコミュニケーションができる。	教育課程系統図で定めた<英語>に関連する外国語を含む人文・社会系科目から、必修及び選択科目を含め17単位以上を修得する。

専攻科の修了認定に関する規則第2条に基づき、次のとおり令和2年度総合イノベーション工学専攻入学用学習・教育到達目標の達成度評価基準を定める。

学習・教育到達目標		評価基準	備考
(A) 技術者としての姿勢	<視野> 自己と世界の関係を理解し地球規模で物事を眺めることができる。	教養科目「国際関係論」、「経営学」、「言語表現学特論」から2科目以上を修得する。	
	<技術者倫理> 生産により生じる環境と社会への影響を認識し責任を自覚できる。	教養科目「技術者倫理」を修得する。	
	<意欲> 習得した知識・能力を超える問題に備えて、継続的・自律的に学習できる。	専門展開科目「特別研究Ⅰ」、「特別研究Ⅱ」を修得する。	
(B) 基礎・専門の知識とその応用力	<基礎> 数学、自然科学および情報技術の知識を習得し、それを活用できる。	コース共通科目「代数学特論」、「数理解析学」を修得する。	
	<専門> 基礎工学に加え、主となる専門分野において環境・資源、エネルギー・機能創成、ロボットテクノロジーの各コースに関する専門工学の知識を習得し、それを活用できる。	コース共通科目「環境保全工学」、「信頼性工学」、「応用情報工学」、「センサ工学」、「物性工学」を修得する。 専門展開科目「総合イノベーション工学輪講」を修得する。 各コースにおいて、コース必修から1科目を修得する。 各コースにおいて、選択から4科目以上を修得する。	
	<展開> 習得した知識をもとに創造性を発揮し、他者と協働しながら仕事を計画的に進めまとめることができる。	専門展開科目「総合イノベーション工学実験」、「特別研究Ⅰ」、「特別研究Ⅱ」を修得する。	
(C) コミュニケーション能力	<発表> 自らの取り組み課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。	専門展開科目「特別研究Ⅰ」、「特別研究Ⅱ」を修得する。	
	<英語> 英語による基本的なコミュニケーションができる。	教養科目「技術英語Ⅰ」、「技術英語Ⅱ」を修得する。 専門展開科目「特別研究Ⅰ」、「特別研究Ⅱ」を修得する。	

学生準則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この準則は、鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第40条の規定に基づき、本校の学生（専攻科の学生を除く。以下同じ。）の遵守すべき事項を定める。

(学則等諸規則の遵守義務)

第2条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第2章 誓約書及び保証人

(誓約書)

第3条 入学を許可された者は、所定の期日までに別記様式第1により在学中の保証人が連署した誓約書を提出しなければならない。

(保証人)

第4条 保証人となる者は、独立の生計を営む成年者で、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられた者
- (2) 破産者でいまだ復権しない者
- (3) 成年被後見人又は被保佐人

(保証人の変更)

第5条 保証人が死亡し、又は資格を失った場合は、直ちに校長に対して、新たに保証人となる者を定めて別記様式第2による保証人変更届を提出しなければならない。

第3章 学生証

(学生証の携帯)

第6条 学生は、本校において交付する学生証を常時携帯し、本校教職員の請求のあったときは、何時でもこれを提示しなければならない。

(返納)

第7条 学生は、学生証の有効期間が終了し、又は退学するときには、これを校長に返納しなければならない。

(再交付)

第8条 学生は、学生証を紛失し、又は毀損したときには、直ちに校長に届け出て、再交付を受けなければならない。

第4章 住居

(住居の届出)

第9条 学生（第4学年以上を除く）は、自宅又は学寮より通学することを原則とする。ただし、特別の事由がある者に対して、別に定める下宿取扱要領に基づき下宿して通学することができる。

2 学生は、自宅又は学寮以外に居住を定めたときは、別記様式第3によってその住所を校長に届け出なければならない。

3 学生が住所を変更したときは、前項に準じ、直ちに校長に届け出なければならない。

第5章 休学、退学、欠席等

(休学)

第10条 学生は、疾病その他の事由により、継続して3か月以上修学することのできない見込みのときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、別記様式第4による休学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(復学)

第11条 休学した者が、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、別記様式第5による復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第12条 学生が退学しようとするときは、別記様式第6による退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(改姓届)

第13条 学生は、改姓名その他一身上の異動があつたときは、直ちに別記様式第7による改姓届を校長に届け出なければならない。

(欠席届等)

第14条 学生は、欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、事前に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に届け出ができないときは、事後直ちに届け出なければならない。

(公的理由等による欠席)

第15条 学生は、就職試験、編入学試験、忌引、その他の公的理由等により欠席するときは、別記様式第8による公欠願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、クラブ活動及びプロジェクト活動に関する公欠は、クラブ部長及びプロジェクト責任者が「学生のクラブ活動等に係る対外試合参加、公欠について」を校長に提出し、願い出るものとする。

2 公的理由等による欠席の取扱いについては、別に定めるものとする。

第6章 通学等

(原則)

第16条 学生は、通学許可を得た場合を除き、原動機付自転車、自動二輪車及び自動車（以下「自動車等」という。）による通学を禁止する。

(通学許可)

第17条 学生（第2学年以下を除く。）が自動車等を使用して通学しようとするときは、別記様式第9又は別記様式第10による通学許可願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 自動車等による通学の許可基準は、別に定める。

(安全運転講習会)

第18条 自動車等で通学を許可された者は、年1回、安全運転講習会を受けなければならない。

(事故の届出)

第19条 学生は、道路交通に関する諸法令を遵守し、事故の防止に努めるとともに、事故が発生したときは直ちに校長に届け出なければならない。

第7章 服装等

(制服)

第20条 学生が登下校時及び授業を受ける場合は、別表に定める制服を着用するものとする。

ただし、第3学年以上の学生については、特に指定した場合を除き、学生としての品位を損なわない服装をすることができる。また、登下校時においては、学校が指定したジャージを着用することができる。

(徽章、襟章等)

第21条 徽章、襟章等については、別表のとおりとする。

第8章 健康診断

(健康診断)

第22条 学生は、毎年定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

(治療の命令)

第23条 校長は、必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

第9章 学生会等

(学生会)

第24条 本校に、本校の学生全員をもって構成する学生会を置くことができる。

2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

(学生会の目的)

第25条 学生会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、本校の教育目的達成に資することを目的とする。

(学生会の規約)

第26条 学生会は、規約を制定して校長に届け出るものとする。規約の変更についても同様とする。

2 規約には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 構成
- (4) 組織
- (5) 役員の種類、任務及びその任期
- (6) 総会、評議会の機能と権限
- (7) クラブ（同好会を含む。以下同じ。）の種類とそれらの権限
- (8) 会費に関する事。
- (9) 会計に関する事。
- (10) 指導教員に関する事。
- (11) 会議の招集に関する事。
- (12) クラブ活動の連絡調整に関する事。
- (13) 役員の選挙に関する事。
- (14) 会議に関する事。
- (15) 事業計画及び予算決算に関する事。
- (16) 規約の改正に関する事。

(17) 規約発効に関すること。

(事業及び予算の届出)

第27条 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について校長に届け出し、また事業報告書及び収支決算書を校長に提出するものとする。

(学生会の指導)

第28条 学生会の指導については、学生主事が総括する。

2 学生会のクラブにおける活動の指導助言は、教員が当たるものとする。

(校外団体加盟)

第29条 学生会は、その目的の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて校長が承認した場合にかぎり、校外団体に加盟することができる。

2 前項の承認を受けようとするときは、別記様式第11による校外団体参加願に当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添えて、校長に願い出るものとする。

3 学生会のクラブの単位をもって校外団体に参加しようとするときは、前2項の規定を準用する。

(校内団体結成)

第30条 学生が、本校の学生をもって会員とする学生会以外の団体を結成しようとするときは、団体の規約並びに会員の名簿を添え、代表責任者2名以上の署名捺印のうえ、校長に別記様式第12による学生団体結成願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の許可を与えるに当たっては、教員に当該活動の指導助言を当たらせるものとする。

第31条 前条に規定する団体が校外団体に参加しようとするときは、第29条の規定を準用する。

(校内団体解散)

第32条 第30条に規定する団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長がその解散を命ずることがある。

(学生主事経由)

第33条 第26条、第27条及び第29条から第31条までの規定により校長に提出する書類は、学生主事を経由するものとする。

第10章 集会、行事等

(集会、行事等)

第34条 学生及びその団体が、校内又は校外において、集会、催物その他の行事を行おうとする場合には、別記様式第13による集会等許可願を、1週間以前に、代表責任者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第35条 前条によって許可された行事について、本校学生の本分にもとめるような行為が認められるときは、校長はその中止を命ずることがある。

第11章 印刷物の発行及び掲示

(印刷物の発行、配布及び販売)

第36条 学生及びその団体が、校内又は校外において、雑誌、新聞、パンフレット等（以下「印刷物」という。）を配布し、又は販売しようとするときは、別記様式第14による印刷

物発行(配布・販売)願に原稿又は当該印刷物を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(掲示)

第37条 学生及びその団体が、校内又は校外において、ビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、別記様式第15による掲示願に当該掲示物又はその写を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項により許可を受けてビラ・ポスター類を掲示するときは、校内においては本校の定める掲示場に、学外においてはその許可を受けた場所に、それぞれ掲示しなければならない。

第12章 施設、設備の使用

(施設、設備の使用)

第38条 学生及びその団体が、本校の施設、設備を使用しようとする場合には、別記様式第16による施設・設備使用許可願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、第34条の規定により許可を得て、校内において集会のため施設、設備等を使用する場合、又は日常その使用を認められた施設・設備については、この限りでない。

2 学生及びその団体が、時間外に施設、設備を使用しようとする場合は、別記様式第17による施設時間外使用願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第13章 公序

(公序)

第39条 学生は、飲酒喫煙、不正受験、自動車等による無許可通学、自転車の無断使用、路上駐車等による迷惑行為、刑法犯罪、その他学生の本分に反する行為は、いかなる場所においてもこれを行ってはならない。

第14章 雑則

(雑則)

第40条 この準則に定めるもののほか、準則の施行に際して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この準則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第20条・第21条関係) 制服、徽章等の制式

制 服 指定の濃紺スーツ、スカート、スラックス、カッターシャツ、ベスト、セーター、ネクタイを適宜組み合わせて着用するものとする。

徽 章



襟 章 左側の襟に徽章を着用する。

校内章 学科、姓を明記した所定のものとし、校内において着用する。

履 物 学生は、登下校には品位をそこなわないような靴を着用するものとする。

学生心得

学生がその品位を高め、自主自律の精神にみちた行動により、健全な社会人としての人格形成や充実した学生生活を送るために心得ておくべき事項を以下に掲げる。

1 礼儀

- (1) 年長者、目上の人及び来訪者に対しては、挨拶とともに礼を失することのないよう努めること。
- (2) 学生間でも挨拶を励行し、お互いの人格や個性を尊重しなければならないこと。

2 身だしなみ

- (1) 頭髮は清潔端整を旨とすること。
- (2) 第1学年及び第2学年の学生は必ず制服を着用し、第3学年以上の学生は制服を着用しない場合でも学生としての品位ある服装着用を心がけること。
- (3) 実験実習にあっては実験衣又は実習衣、体育にあっては運動衣等、それぞれ学校が指定するものを着用すること。
- (4) 学校が指定した行事には制服又はスーツ等で出席すること。
 - ① 工場見学、インターンシップ、就職試験、編入学試験その他学外において団体又は個人として行動する場合
 - ② 卒業式、入学式、オリエンテーションその他学内における重要な行事の場合
- (5) 第4学年及び第5学年の学生及び留学生は、前項①若しくは②に掲げる場合又は特に指定した場合には、制服又はスーツ等を着用することができる。
- (6) 制服以外の服装を着用する際には、本校学生としての品位を保つよう留意すること。

3 通学

- (1) 交通経路を示した通学届を学生支援係に提出する。交通経路の変更（下宿生となった場合等）の際も同様とすること。
- (2) 交通規則を遵守し、事故防止に努めること。
- (3) 自転車で通学しようとする場合には、事前に所定の様式により学生支援係に届け出た上、自転車に本校指定のステッカーを貼り、施錠し、所定の場所に駐輪すること。
- (4) 自転車で通学する場合には、交通安全に努め、並列走行等の迷惑行為は厳に慎むこと。
- (5) 自動車等で通学しようとする場合には、事前に校長の許可を受けた上、指定の位置に本校指定のステッカーを貼り、所定の場所に駐車し、下校時まで使用しないこと。
- (6) 許可申請は、前期又は後期のいずれかで、期間内に申請すること。有効期間は、単年度で、翌年度には改めて申請すること。
- (7) 臨時に自動車で通学しようとする場合には、事前に指導教員の許可を受け、学生支援係に申請すること。臨時通学許可車に関しては臨時通学自動車許可書を見やすい場所（ダッシュボード上等）に置き、所定の場所に駐車すること。
- (8) 許可期間は、3日以内を限度とする。なお、長期休暇を含む休業日も同様の取扱いとする。
- (9) 自動車等による無許可通学、無許可駐車、又は路上駐車等による迷惑行為は厳に慎むこと。

4 校内生活

- (1) 学生及びその団体が、学生準則第38条に基づき施設設備の使用許可を受けた場合のほか、放課後に本校施設設備を使用したいときは、事前に「施設時間外使用願」に所要事項を記入し、指導教員又は監督者を経て校長の許可を得ること。この場合において、施設時間外使用願は、卒業研究、クラブ活動、その他の理由により、平日午後8時以降又は休日に施設を使用する場合には、所定の様式に必要事項を記入し、教務係に提出すること。
- (2) キャンパスクリーンデーへの参加をはじめ、教室内外の清掃と美化活動には誠意をもって実践すること。また節電節水を心がけ、環境にやさしい生活に努めること。
- (3) 施設設備等公共物を破損又は紛失させたときは、故意又は重過失の程度によりその全部又は一部を弁済すること。
- (4) 遺失物を発見又は拾得したときは、直ちに学生支援係に届け出ること。
- (5) 通学証明書、J R等の学生運賃割引証、その他の証明書の交付は、所定の様式により交付希望日の5日前までに学生支援係に申請すること。
- (6) 在学証明書、成績証明書の交付は、所定の様式により交付希望日の5日前までに教務係に申請すること。

5 アルバイト

- (1) 学生は、学業に専念し、アルバイトは自粛することを旨とするが、家庭の事情等によりアルバイトをする必要があるときは、所定の様式により学級担任を経て、学生主事の承認を受けること。
- (2) 第1学年及び第2学年の学生については、長期休業中以外のアルバイトは許可しないこと。
- (3) 職種は健全なものに限ること。
- (4) 寮生がアルバイトをする場合は、寮生の指導基準に従うこと。

6 その他

- (1) 学習面、生活面、対人関係などで不安や悩んでいることがあれば、気軽に学生支援室を利用すること。
- (2) 長期休業期間中は規律のある生活をする。成績不振の教科があればこの間に挽回するよう努めること。
- (3) 伝染病に罹患する等、本人、家人に重大な病気及び事故等があったときは、学級担任または学生支援係へ連絡すること。
- (4) 下宿を希望する学生は「下宿取扱要領」に従うこと。

附 記

この心得は、平成19年4月1日から実施する。

情報セキュリティ学生規程

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 情報システムの利用（第8条―第16条）
- 第3章 情報の取扱い（第17条）
- 第4章 教育（第18条）
- 第5章 情報セキュリティインシデント対応（第19条）
- 第6章 規程違反の取扱い（第20―21条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報セキュリティの維持向上のために情報システムを利用する学生が遵守すべき事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則（平成22年機構規則第98号）、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシーに係る情報格付規則（平成22年機構規則第99号）、並びに鈴鹿工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程（平成22年規程85号）の定めるところによる。

（適用範囲）

第3条 この規程は本校が扱う情報を対象とする。ただし、本校以外から知り得る情報は除く。

2 この規程は本校の情報システムを対象とする。

（適用対象）

第4条 この規程は本校の情報資産を利用する学生に適用する。

（一般的遵守事項）

第5条 学生は、この規程及び本校情報資産の利用に関する各実施手順等を遵守すると共に、その他関連規則を遵守しなければならない。

2 学生は、立ち入り制限がされている場所にみだりに立入らないこと。

（一般的禁止事項）

第6条 学生は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 差別、名誉毀損、誹謗中傷、人権侵害、ハラスメントにあたる情報の発信
- 二 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信
- 三 守秘義務に違反する情報の発信
- 四 著作権等の知的財産権や肖像権を侵害する情報の発信
- 五 公序良俗に反する情報の発信
- 六 本校の社会的信用を失墜させるような情報の発信
- 七 ネットワークを通じて行う通信の傍受等、通信の秘密を侵害する行為
- 八 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に定められたアクセス制御を免れる行為、またはこれに類する行為
- 九 過度な負荷等により円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- 十 その他法令に定められた禁止行為
- 十一 損害賠償等の民事責任を発生させる情報の発信
- 十二 上記の行為を助長する行為

(本校の情報システムの利用に係わる禁止事項)

第7条 学生は、本校の情報システムについて、予め情報処理センター長または指導教員など当該情報システム管理者から許可を得ている場合を除き、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利用を許可された以外の目的で利用すること、及び利用資格のない者に利用させること。
- 二 新たにソフトウェアインストールすること及びコンピューターの設定の変更を行うこと。
- 三 新たにコンピューターシステムを本校内に設置すること及び本校のネットワークに接続すること。
- 四 本校の情報システムを利用して情報公開を行うこと。
- 五 ネットワーク上の通信を監視し、または情報システムの利用情報を取得すること。

六 管理権限のないシステムのセキュリティ上の脆弱性を検知すること。

2 ファイルの自動公衆送信機能を持った P2P ソフトウェアについては、教育・研究目的以外にこれを利用してはならない。なお、当該ソフトウェアを教育・研究目的に利用する場合は情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。

第2章 情報システムの利用

(アカウントの申請)

第8条 情報システムを利用しようとする学生は、当該情報システム管理者に、情報システム利用申請を行い、アカウント(ユーザ ID およびパスワード)の交付を得なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報システム管理者が定めている場合はこの限りでない。

(ユーザーID の管理)

第9条 学生は、本校の情報システムに係わるユーザーID について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 自分に付与されたユーザーID 以外のユーザーID を用いて、本校の情報システムを利用しないこと。
- 二 自分に付与されたユーザーID を他者が情報システムを利用する目的のために付与及び貸与しないこと。
- 三 自分に付与されたユーザーID を、他者に知られるような状態で放置しないこと。
- 四 ユーザーID を利用する必要がなくなった場合は、当該情報システム管理者に届け出ること。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ当該情報システム管理者が定めている場合はこの限りでない。

(パスワードの管理)

第10条 学生は、本校の情報システムの利用認証に係わるパスワードについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 他者に知られないようにすること。
- 二 他者に教えないこと。
- 三 容易に推測されないものにすること。
- 四 パスワードを定期的に変更するように定められている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。
- 五 忘れないように努めること。
- 六 異なる識別コードに対して、共通のパスワードを用いないこと。
- 七 異なる情報システムに対して、識別コード及びパスワード情報の共通の組合せを用いない。(シングルサインオンを除く。)

2 前項のパスワードが他者に使用されまたはその危険が発生した場合は、直ちに当該情報システム管理者にその旨を報告しなければならない。

(情報システムの取扱と注意事項)

第11条 学生がPCを利用する場合は、当該PC及び扱う情報を適切に保護しなければならない。

第12条 学生は、利用するPCについて、情報セキュリティの維持を心がけるとともに、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

- 一 アンチウィルスソフトウェアを導入したPCを利用し、ウィルス感染を予防できるよう努めること。
- 二 インストールされているOSやアプリケーションソフトの脆弱性が通知された場合は、その真偽を確認の上、指示された修正プログラムのインストールまたは脆弱性回避措置を講じること。
- 三 前二項を実施する権限を持たない情報システムについては、第19条の「情報セキュリティインシデントの発生時における報告と応急措置」に従うこと。

第13条 学生が前条に係る以外の情報システムを利用する場合は、情報処理センター長の許可を得て、その指示に従って必要な措置を講じなければならない。

(電子メールの利用)

第14条 学生が電子メールを利用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。
- 二 利用を許可された以外の目的での通信を行わないこと。
- 三 電子メール使用上のマナーに反する行為を行わないこと。

(ウェブの利用)

第15条 学生がウェブブラウザを利用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。
- 二 利用を許可された以外の目的でのウェブの閲覧を行わないこと。

(本校支給以外の情報システムからの利用及び本校支給以外の情報システムの持込)

第16条 学生は、本校支給以外の情報システムから公開ウェブページ以外の本校情報システムへアクセスする場合または本校支給以外の情報システムを本校の情報システムに直接接続して利用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 事前に情報処理センター長の許可を得ること。
- 二 利用する当該情報システムには、可能な限り強固な認証システムを備えること。
- 三 当該情報システムにアンチウィルスソフトウェアがインストールされていること、及び最新のウィルス定義ファイルに更新されていることを確認すること。
- 四 当該情報システムで動作するソフトウェアがすべて正規のライセンスを受けたものであることを確認すること。

第3章 情報の取扱い

(情報の取扱い)

第17条 学生は、許可された以外の目的で、情報を利用してはならない。

2 学生は、許可された以外の目的で、情報を保存、複製、及び消去してはならない。

3 学生は、許可された以外の目的で、情報を運搬・送信、公表、及び提供してはならない。

第4章 教育

(情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第18条 学生は、入学時に本校情報資産の利用に関する教育を受講しなければならない。

第5章 情報セキュリティインシデント対応

(情報セキュリティインシデントの発生時における報告と応急措置)

第19条 学生が情報セキュリティに関する事故および事象（以下「インシデント」という。）を発見したときは、連絡窓口（総務課または情報処理センター）に連絡すること。

- 2 当該インシデントが発生した際の対処手順の有無を確認し、当該対処手順を実施できる場合は、その手順に従うこと。ただし、当該インシデントについて対処手順がない場合または実施できない場合は、その対処についての指示を受けるまで被害の拡大防止に努めるものとし、指示があった時にその指示に従うこと。

第6章 規程違反の取扱い

(セキュリティ確保に関する義務)

第20条 学生が、情報セキュリティ関連法令、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の基本方針または実施規則、若しくは本校の情報セキュリティ実施規程または実施手順への重大な違反を知った場合は、連絡窓口（総務課と情報処理センター）にその旨を報告しなければならない。また、緊急性が低い場合は、校長意見箱への投稿に替えることができる。

(違反者の取扱い)

第21条 情報セキュリティ関連法令、機構の基本方針または実施規則、若しくは本校の情報セキュリティ実施規程に違反した学生は、違反した内容に応じて本校情報システムの一部または全部の利用を不許可とする。

- 2 情報システムの利用を不許可とされた学生の不許可理由が解消された場合は、当該情報システム管理者に利用許可を申請することができる。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

下宿取扱要領

学生準則（平成16年規則第71号）第9条に基づき、特別の事由がある学生に対しては、下宿して通学するための要領を下記のとおり定める。

- 1 第1学年から第3学年の学生については、自宅からの通学が困難で、病気や怪我等の身体的な都合によって学寮での共同生活を営むことが困難な場合、又は学寮運営のために定められた諸規則になじめない場合、その他やむを得ない事由があると認められる場合には、保護者からの申出により下宿することを認めることがある。この場合、該当学生は、所定の下宿許可願を学級担任を経て学生主事に提出しなければならない。
- 2 下宿する学生の校外における生活上の責任は、保護者がすべて負うものとする。
- 3 下宿を変更する場合は、その都度下宿変更願を提出するものとする。

附 記

この要領は、平成17年1月17日から実施する。

学生の自転車使用に関する要項

（目的）

第1条 この要項は、学生が通学または寮生活において安全に自転車を使用するために、学生が遵守すべき事項を定めるものである。

（自転車の使用手続き）

第2条 通学または寮生活のために自転車を使用しようとする学生は、自転車使用許可願を学生支援係（学生主事）に提出し、許可を得なければならない。

（許可申請の条件）

第3条 前条に規定する許可願を提出する際には、以下の各号に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- （1） 使用しようとする自転車について防犯登録を行っていること。
- （2） 加害事故を起こした場合に対応できる賠償責任保険に加入していること。

（自転車使用の許可）

第4条 自転車使用の許可について、以下の各号のとおりとする。

- （1） 許可期間は、毎年4月から卒業（修了）までとする。年度途中から許可を受ける場合も卒業（修了）までとする。
- （2） 自転車使用の許可は学生支援係からの「ステッカー」の交付をもって行う。
- （3） ステッカーが汚損、紛失した場合には、自転車使用許可願を学生支援係に再提出しなければならない。
- （4） 自転車使用を許可された学生が、使用する自転車を変更する場合には自転車使用許可願を学生支援係に再提出しなければならない。
- （5） 自転車使用を許可された学生が、自転車を使用しなくなった場合には学生支援係に報

告しなければならない。

(自転車使用者の遵守事項)

第5条 自転車使用を許可された学生は、以下の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法を遵守して運転すること。
傘差し運転、二人乗り、携帯通信機器を使用しながらの運転、周囲の音が聞こえない状態での運転、並列走行等はしてはならない。
- (2) 交付されたステッカーを車体の見やすい位置に必ず貼付すること。
- (3) 車体を整備すること。(ブレーキ、前照灯、尾灯または後部反射器材、警音器および鍵は必須とする)
- (4) 校内では、所定の駐輪場に置き、鍵(ツーロックを推奨)をかけること。
- (5) 校外に自転車を放置しないこと。長期休業期間中は自宅に持ち帰るか、校内に置くこと。
- (6) 自転車使用許可期間を過ぎた場合、または卒業等で学校を離れる場合には、必ず自転車を自宅に持ち帰ること。
- (7) 寮における自転車使用の規定については、寮務主事の指示のもとで別に定める。

(違反の取扱い)

第6条 前条での規定に違反した学生は、学生主事が自転車使用許可を取り消す。

附 記

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

自動車等による通学許可基準

学生準則(平成16年規則第71号)第17条第2項に基づき、通学許可基準を定める。

1 二輪車による通学許可基準

(1) 3学年以上の学生に対する通学許可基準

次の条件を満たす学生に対しては、申請があれば学生委員会が審議し、校長が二輪車による通学を許可することがある。

- ① 学校から直線距離で3km以上20km以下の範囲であること。
- ② 自動車任意保険(対人賠償保障額が無制限)に加入していること。
- ③ 保護者の承諾を得ていること。(保証人誓約書を提出)
- ④ 通学に利用する二輪車は排気量125cc以下であること。
- ⑤ 通学許可者安全運転講習会を受講すること。(公欠に該当するような理由でない限り欠席は認めない。)
- ⑥ 過去6ヵ月の間に交通違反、交通事故及び無許可通学をしていないこと。

2 自動車による通学許可基準

公共の交通機関を利用して通学する学生のうち、その経路が迂回あるいは運行回数もしくは乗り継ぎ等で通学に長時間を要する者であって、自動車で通学することにより、大幅に通

学条件が改善されると認められる者については、次の条件を満たした場合に、申請があれば学生委員会が審議し、校長が自動車による通学を許可することがある。

- (1) 4 学年以上の学生であること。
- (2) 自宅又は下宿から本校までの距離が直線距離で 10 km 以上 25 km 以下にあり、近鉄名古屋線の最寄り駅から直線距離で 3 km 以上離れていること。
ただし、近鉄（湯の山線）、四日市あすなろう鉄道及び三岐鉄道（三岐線）については、最寄り駅から直線距離で 1 km 以上離れていること。
- (3) 公共交通機関を利用して通学した場合 60 分以上を要すること。
- (4) 公共交通機関を利用して通学した場合に比べ所要時間が大幅に短縮されること。
- (5) 過去 6 ヶ月の間に交通違反、交通事故及び無許可通学をしていないこと。
- (6) 違法改造車でないこと。
- (7) 自動車任意保険（対人賠償保障額が無制限）に加入していること。
- (8) 保護者の承諾を得ていること。（保証人誓約書を提出させる。）
- (9) 通学許可者安全運転講習会を受講すること。（公欠に該当するような理由でない限り欠席は認めない。）
- (10) やむを得ない事情があると認められる学生については、申請により臨時に許可することがある。

3 学生同士の同乗による通学は、原則として認めない。

附 記

この基準は、平成30年2月1日から実施する。

授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における授業科目の履修、単位の修得及び課程修了の認定は、この規則の定めるところによる。

(授業科目の履修・単位の修得の特例)

第2条 第4学年及び第5学年の学生は、別に定めるところにより、他学科の授業科目を履修し単位を修得することができる。

第3条 第5学年の学生は、当該学科の開設する第4学年の授業科目中履修しなかった科目又は修得できなかった科目を5単位まで修得することができる。

(大学等における学修申請等)

第4条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第29条の規定のうち、大学の学修を本校における授業科目の履修とみなし、単位の認定を受けようとする者は、大学の授業を履修する前に別に定める大学における学修申請書を学科長の同意を得た上で、学生課教務係に提出し、教務主事の了解を得なければならない。単位修得後は別に定める大学における学修単位認定申請書を同係に提出しなければならない。

2 前項における学修単位認定申請については、教務委員会で審議するものとする。ただし、当該学科において同一内容の授業科目が開講されている場合については、申請した学修単位は認められないこともある。

(学業成績の評価)

第4条の2 学業成績の評価については、別に定める評価基準によるものとする。

(単位の修得)

第5条 履修した授業科目の単位の修得は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 履修した授業科目の評価が60点以上であること。
- (2) 履修した授業科目の欠席時数が授業時数の5分の1を超えないこと。

(課程修了)

第6条 課程修了は、次の各号に該当するものについて認定する。

- (1) 教育課程に定める学年の授業科目につき所定の単位を修得していること。
- (2) 次表に掲げる学年に対応した単位数を修得していること。

学年	修 得 単 位 数
1	必修科目の全単位
2	必修科目の全単位
3	必修科目の全単位
4	第1学年から第4学年の必修科目の全単位、選択必修科目の所定の単位及び選択科目の単位の合計が134単位以上
5	第1学年から第5学年の必修科目の全単位、選択必修科目の所定の単位及び選択科目の単位の合計が167単位以上 (専門科目82単位以上を含む。)

(3) 特別活動の履修状況が良好であること。

(課程修了の認定)

第7条 前条の認定は、専任の授業担当教員で構成する修了認定会議の意見を聞いて、校長が行う。

第8条 前条により当該学年の課程の修了を認定された者は、進級又は卒業ができるものとする。

2 当該学年の課程の修了を認定されない者は原学年に留まり、第1学年から第3学年に留められた者（当該年度末に退学を申し出た場合を除く。）は当該学年の定められた修得単位数（第3学年は前年度に学業成績「優」の評価を得た単位を除く。）、第4学年及び第5学年に留められた者は当該学年の定められた修得単位数のうち修得できなかった単位を修得するものとする。この場合において、第4学年に留められた者は第5学年の単位(選択科目及び選択必修科目に限る。)を修得できるものとし、第5学年に留められた者は卒業研究については再度修得するものとする。

3 (削除)

(追認試験)

第9条 追認試験は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 追認試験の結果によって課程修了の認定ができること。

(2) 履修した授業科目のうち、第5条に掲げる要件の第2号を満たすこと。ただし、実技、作品、報告書及び論文等により学業成績を評価する授業科目については、含めないものとする。

(3) 第1学年から第3学年にあつては2科目又は4単位を超えないこととし、第4学年及び第5学年にあつては4単位を超えないこととする。

2 追認試験の結果により、当該科目の単位を認定することができる。

3 その他追認試験に関する事項については、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

学業成績評価基準

(趣旨)

第1条 授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則第4条の2の規定に基づき、学業成績については、この基準によって評価する。

(原則)

第2条 学業成績は、試験の結果又は課題・レポート等の結果に基づき評価する。

(試験)

第3条 本校教育の成果をはかり、適正な授業運営の資料とし、あわせて学生の学習効果を確かめ、その指導に資するため試験を行う。

2 学生は、試験を受けなければならない。

3 試験は、平常の試験、中間試験及び定期試験とする。

(平常の試験)

第4条 授業担当教員は、当該科目について随時に、適宜の方法で試験（平常の試験という。）を行うことができる。

(中間試験)

第4条の2 中間試験は、前期後期それぞれの中間に校長が一定の期日を定めて、原則として全校一斉に行う。ただし、授業担当教員は教科の性質又は授業の進捗等によって、これを行わないことができる。

2 中間試験の期日・時間割等は2週間前に告示する。

(定期試験)

第5条 定期試験は、各学期末に校長が期日を定めて、原則として全校一斉に行う。

2 定期試験は、筆答試験によることを通例とする。ただし、授業科目の特質により実技を課し、又は作品・報告書等の提出をもって筆答試験にかえることができる。

3 授業担当教員は、前項のほか授業上必要と認めるときは報告書・論文等の提出をもって筆答試験にかえることができる。

4 授業担当教員は、第2項ただし書及び第3項により筆答試験によらないで定期試験を行うときは、あらかじめ校長の承認を得なければならない。

5 定期試験の期日・時間割等は2週間前に告示する。

(定期試験を受けられない場合の取扱い)

第6条 病気その他の理由によって定期試験を受けることができない者は、あらかじめ事由を付して(病気による場合は、医師の診断書を添付すること)校長に届出なければならない。

2 前項の者に対しては、校長の定めるところにより追試験を行うものとする。

(再試験)

第6条の2 定期試験及び中間試験の評価で60点に達していない授業科目については、再試験を行うことができる。

2 再試験における試験科目の点数については、60点を上限とする。

3 不正行為者の当該試験における全ての科目の再試験は行わない。

(不正行為の取扱い)

第7条 第3条第3項、第6条第2項及び第6条の2第1項に規定する試験において、不当な方法により当該試験の有効性を損なう行為（以下「不正行為」という。）が発覚した場合は、次の各号において定めるいずれかの取扱いによるものとする。

(1) 中間試験、定期試験、追試験及び再試験において、不正行為が発覚した場合は、当該試験期間中に試験を実施した全科目の点数は0点とする。また、試験期間中に発覚した場合は、当該科目以降に実施する試験科目の受験は許可しない。

(2) 平常の試験において、不正行為が発覚した場合は、当該科目の平常の試験における当該期の評価を0点とする。

(3) 筆答試験以外の方法で行われる定期試験において、不正行為が発覚した場合は、当該科目の点数を0点とする。

(学業成績の評価及び報告)

第8条 授業担当教員は、定期試験終了後速やかに担当科目について当該学期間の成績を評価し、校長に報告するものとする。ただし、前期後期を通じて授業を行う科目については学年

末においては、一年間の成績を評価してこれを報告するものとする。

- 2 前期又は後期のみに授業を行う科目については、当該学期の成績をもって学年の成績とする。

(評価等)

第9条 中間試験を実施した授業担当教員は、試験終了後速やかに担当教科について各学期の初めから中間試験までの間の成績を評価し、校長に報告するものとする。

第10条 第8条及び前条の評価は、定期試験等の成績を基に評価するものとする。ただし、低学年(第1・2学年)については、平常の授業に対する取組姿勢を加味することもある。

- 2 前項の取組姿勢を加味する場合にあっては、シラバスに明記しなければならない。

- 3 評価は、100点法によってこれを表す。

第11条 (削除)

(学業成績の記録)

第12条 学業成績は、点数に次の評語を付して学籍簿に記載する。ただし、「不可」については、この限りでない。

評 語	学業成績の点数
優	100点－80点
良	79点－65点
可	64点－60点
不可	59点以下

(学業成績の利用)

第13条 学業成績は、各学期及び一年間の評価確定後速やかに学生及び保護者に通知する。ただし、学年末においては全学年の成績のみを通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知のほか、学級担任が学生指導上必要があると認めたときは、学生に対して点数を内示することができる。
- 3 就職、進学、その他学生の身分上のことで学業成績を報告し、又は証明書を発行する場合は、評語によることとし、各学年末の成績のみについて、これを行う。

附 記

この基準は、平成25年12月1日から実施する。

成績順位の付け方に関する取扱いについて

1 学年末の成績順位

学年	成 績 順 位 の 付 け 方
1	各学科ごとに各学年で履修した必修科目の平均点による。
2	
3	
4	各学科ごとに4学年で履修した必修科目(選択必修科目を除く)の平均点による。

5	各学科ごとに4・5学年で履修した次の①～③の科目の合計点による。ただし、1単位の科目の得点については、0.5を乗じて取り扱う。 ① 必修科目 ② 選択必修科目のうち、所定の単位数まで高得点順に計上した科目 ③ ②以外の選択必修科目と選択科目を合わせた科目で、①②との合計が62単位になるまで高得点順に計上した科目 この場合において、創造工学演習、インターンシップについては、それぞれ優を80点、良を70点、可を60点に換算して取り扱う。
---	---

(注) 学年末の追認試験によって成績を修正(60点)されても順位は変えない。

平均点は、合計点数を科目数で除して求める。

2 前期末及び中間試験の成績順位

必修科目と履修申請をした選択必修科目・選択科目の全科目の平均点

附 記

この取扱いは、平成30年4月1日から実施する。

他学科の授業科目の履修及び単位の修得に関する規則

(趣旨)

第1条 授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則第2条の規定に基づき、第4～5学年生が他学科の授業科目を履修し単位を修得する場合は、この規則の定めるところによる。

(他学科の授業科目の履修及び単位の修得)

第2条 第4～5学年生は、他学科の開設する授業科目を次のとおり履修することができるものとする。

(1) 他学科の専門科目(選択科目に限る。)

ただし、同一科目が学生の所属する学科において開設されている場合は他学科の当該科目は履修できない。

(2) 当該学年の科目及び下位と上位の学年の科目

(3) 前期又は後期に開設される科目(通年開設科目は対象外)

(4) 各年度5単位まで

(他学科の授業科目の申請)

第3条 他学科の科目の履修を希望する学生は、各学期ごとに、別に定める様式の書類によって申請するものとする。この場合において、実験・演習を伴う科目では、設備・機器の数量等から履修を認めない場合がありうるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

学則第 29 条に規定する「文部科学大臣が別に定める学修」による単位認定等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則(平成 16 年学則第 1 号)第 29 条に基づき、文部科学大臣が別に定める学修を独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校(以下「本校」という。)における授業科目の履修と見なした場合の単位認定等に関することについて定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、文部科学大臣が別に定める学修とは、平成 3 年文部省告示第 85 号(高等専門学校設置基準第 20 条第 1 項の規定による高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修)により定められ、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めた別表 1 及び別表 2 の知識及び技能に関する審査における成果に係る学修(以下「技能審査に係る学修」という。)で、本校在学期間中に学修されたものをいう。

(申請)

第 3 条 前条の学修による単位認定及び成績評価を求める者は、別に定める技能審査に係る学修による単位認定申請書に、技能審査に係る学修を修了したことを証する書類を添えて、校長に申請するものとする。

(単位認定)

第 4 条 前条により認定をする単位は、別表 1 又は別表 2 に定める単位数とし、教務委員会の議を経て校長が行う。

2 前項の場合において、認定する科目名は別表 1 又は別表 2 の技能審査等の名称をもって科目名とする。

(単位の取扱い)

第 5 条 技能審査に係る学修により単位を修得した学生が、同種の学修において上位の等級等に合格又はスコアに達した場合に認定される単位数は、当該技能審査の単位数と既修得単位数との差を認定するものとする。

2 TOEIC による学修、実用英語技能検定による学修、IELTS による学修及び TOEFL iBT による学修による単位を複数認定することはできない。複数の学修を習得した者は、規定する単位数の多い学修を単位認定するものとする。CAD 利用技術者試験による学修及び 3 次元 CAD 利用技術者試験による学修に伴う単位認定も同様に取り扱うものとする。

(成績評価)

第 6 条 技能審査に係る学修による成績評価は、学業成績評価基準(平成 16 年 4 月 1 日校長裁定)第 12 条に定める「優」と評価することができる。

附 則

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 31 年度以前入学生については、第 5 条「TOEIC による学修、実用英語技能検定による学修、IELTS による学修及び TOEFL iBT による学修」を「TOEIC による学修及び実用英語技能検定による学修」と読み替えるものとする。

別表 1 (平成 31 年度以前入学)

区分	技能審査等の名称	等級、 スコア等	単位数	備 考
一 般 科 目	実用数学技能検定	1 級	4	
		準 1 級	2	
		2 級	1	
	TOEIC	860～	6	
		790～859	5	
		730～789	4	
		600～729	3	
		470～599	2	
		425～469	1	
	実用英語技能検定	1 級	6	
		準 1 級	4	
		2 級	2	
		準 2 級	1	
	実用フランス語技能検定試験	1 級	6	
		2 級	4	
		3 級	2	
		4 級	1	
	スペイン語技能検定	1 級	6	
		2 級	4	
		3 級	2	
		4 級	1	
	ドイツ語技能検定	1 級	5	
		準 1 級	4	
		2 級	3	
		3 級	2	
		4 級	1	
	中国語技能検定	1 級	5	
		準 1 級	4	
		2 級	3	
		3 級	2	
		4 級	1	
	日本漢字能力検定	1 級	3	
		準 1 級	2	
		2 級	1	
	日本語能力試験	N 1	2	外国人留学生対象
		N 2	1	

専 門 科 目	技術英語能力検定 (工業英語能力検定)	プロフェッショナル (1 級)	6	() 内は令和元年度以前の名称、等級
		準プロフェッショナル (2 級)	3	
		1 級 (準2 級)	2	
		2 級 (3 級)	1	
	危険物取扱者試験	甲 種	2	甲種は生物応用化学科、材料工学科対象 乙種 (6 つの類) は生物応用化学科を除く 甲種は乙種の上位の資格
		乙種 (6 つの類)	2	
		乙種 (3 つ以上の類)	1	
	C A D利用技術者試験	1 級	3	2 種類の試験は上段から順に上位の資格
		2 級	1	
	3 次元C A D利用技術者試験	1 級	3	3 種類の試験は上段から順に上位の資格
		準1 級	2	
		2 級	1	
	電気主任技術者試験	2 種	4	
		3 種	2	
	陸上無線技術士試験	1 級	4	
		2 級	2	
	電気通信主任技術者試験		4	
	電気工事士試験	1 種	2	
		2 種	1	
	工事担任者試験	A I ・D D総合種	4	1 種は2 種の上位の資格 上限4 単位
		A I 第1 種	2	
		D D第1 種	2	
		A I 第2 種	1	
		D D第2 種	1	
	ラジオ・音響技能検定	1 級	2	
		2 級	1	
	デジタル技術検定	1 級	2	
		2 級	1	
	情報処理技術者試験、情報 処理安全確保支援士試験	応用情報技術者試験	3	2 種類の試験は上段から順に上位の資格
		基本情報技術者試験	2	
		情報セキュリティマネジメント試験	2	2 種類の試験は上段から順に上位の資格
		I Tパ ー ト試験	1	
		上記以外		その都度審査
	C Gエンジニア検定	エキスパート	1	
	画像処理エンジニア検定	エキスパート	1	
	毒物劇物取扱者試験	一 般	1	
	高圧ガス製造保安責任者試験	甲種化学・機械	2	甲種は乙種の上位の資格

験	乙種化学・機械	1	
エネルギー管理士試験		2	
放射線取扱主任者試験	1 種	2	1 種は 2 種の上位の資格
	2 種	1	
公害防止管理者試験	大気 1 種	2	
	水質 1 種	2	
	粉 塵	1	
	騒音振動	1	
	ダイオキシン	1	
溶射管理士試験		1	
防錆管理士試験		1	
技術第一次試験	各技術部門	6	
知的財産管理技能士検定	2 級	2	
	3 級	1	
ボイラー技士試験	2 級	1	
技能検定	機械加工（普通旋盤作業）2 級以上	2	
	機械加工（普通旋盤作業）3 級	1	

別表 2（令和 2 年度以降入学）

区分	技能審査等の名称	等級、 スコア等	単位数	備 考
一 般 科 目	実用数学技能検定	1 級	4	
		準 1 級	2	
		2 級	1	
	TOEIC	860～	5	
		790～859	4	
		730～789	3	
		600～729	2	
		470～599	1	
	実用英語技能検定	1 級	6	
		準 1 級	4	
		2 級	2	
	IELTS	7 以上	5	
		6.5	4	
		6	3	
		5.5	2	
		4.5～5	1	
	TOEFL iBT	94～	5	
		79～93	4	

		60～78	3	
		46～59	2	
		32～45	1	
		1 級	6	
		2 級	4	
		3 級	2	
		4 級	1	
		1 級	6	
		2 級	4	
		3 級	2	
		4 級	1	
		1 級	5	
		準 1 級	4	
		2 級	3	
		3 級	2	
		4 級	1	
		1 級	5	
		準 1 級	4	
		2 級	3	
		3 級	2	
		4 級	1	
		1 級	3	
		準 1 級	2	
		2 級	1	
	日本語能力試験	N 1	2	外国人留学生対象
		N 2	1	
専 門 科 目	技術英語能力検定	プロフェッショナル	6	
		準プロフェッショナル	3	
		1 級	2	
		2 級	1	
	危険物取扱者試験	甲 種	2	甲種は生物応用化学科、材料工学科対象 乙種（6つの類）は生物応用化学科を除く 甲種は乙種の上位の資格
		乙種（6つの類）	2	
		乙種（3つ以上の類）	1	
	C A D利用技術者試験	1 級	3	2種類の試験は上段から順に上位の資格
		2 級	1	
	3次元C A D利用技術者試験	1 級	3	3種類の試験は上段から順に上位の資格
		準 1 級	2	
		2 級	1	
	電気主任技術者試験	2 種	4	

	3 種	2	
陸上無線技術士試験	1 級	4	
	2 級	2	
電気通信主任技術者試験		4	
電気工事士試験	1 種	2	
	2 種	1	
工事担任者試験	A I ・ D D 総合種	4	1 種は 2 種の上位の資格 上限 4 単位
	A I 第 1 種	2	
	D D 第 1 種	2	
	A I 第 2 種	1	
	D D 第 2 種	1	
ラジオ・音響技能検定	1 級	2	
	2 級	1	
デジタル技術検定	1 級	2	
	2 級	1	
情報処理技術者試験、情報 処理安全確保支援士試験	応用情報技術者試験	3	2 種類の試験は上段から順に上位の資格
	基本情報技術者試験	2	
	情報セキュリティマネジメント試験	2	2 種類の試験は上段から順に上位の資格
	I T パ ス ー ト 試験	1	
	上記以外		その都度審査
C G エンジニア検定	エキスパート	1	
画像処理エンジニア検定	エキスパート	1	
毒物劇物取扱者試験	一 般	1	
高圧ガス製造保安責任者試験	甲種化学・機械	2	甲種は乙種の上位の資格
	乙種化学・機械	1	
エネルギー管理士試験		2	
放射線取扱主任者試験	1 種	2	1 種は 2 種の上位の資格
	2 種	1	
公害防止管理者試験	大気 1 種	2	
	水質 1 種	2	
	粉 塵	1	
	騒音振動	1	
	ダイオキシン	1	
溶射管理士試験		1	
防錆管理士試験		1	
技術第一次試験	各技術部門	6	
知的財産管理技能士検定	2 級	2	
	3 級	1	
ボイラー技士試験	2 級	1	
技能検定	機械加工（普通旋盤作業）2 級以上	2	
	機械加工（普通旋盤作業）3 級	1	

課題研究の取扱いについて

(定義)

- 1 課題研究は、教員の指導のもと、学生の知的好奇心と多様な分野の学問への関心を喚起させ、勉学への意欲を向上させるために、教員が提示する講義、実習又はフィールドワーク等で行う学修とする。

(開講手順及び要件)

- 2 課題研究を開講する指導教員は、開講計画書（別紙様式1）を校長に提出し、教務委員会に諮り承認を得るものとする。なお、提出時期については、別途行う通知による。
- 3 課題研究は、次の要件を充たすこととする。
 - (1) 30時間以上の学修等を行うこと。
 - (2) 内容は、指導教員が教授できる高専の学習、授業、実習等の範囲内であること。
 - (3) レポート等を作成させること。

(履修申請)

- 4 課題研究の履修申請は、次のとおりとする。
 - (1) 履修を希望する学生は、所定の期日までに課題研究履修申請書（別紙様式2）を、当該学生の所属する学級担任の許可を受け、指導教員に届け出るものとする。
 - (2) 指導教員は、申請等の調整を行い受講者を選考するものとする。

(成績評価)

- 5 学生は、研究成果の報告書を指導教員に提出し、評価を受けるものとする。
- 6 指導教員は、研究成果の報告書及び認定報告書（別紙様式3）を校長に提出し、教務委員会に諮り承認を得るものとする。教務委員会は、研究成果の報告書の内容が不充分と判断した場合、指導教員に追加の指導を要請することができる。
- 7 評価は、試験又はレポートにより1単位に相当する内容と認められるものとする。
- 8 課題研究による学修の評価は、学業成績評価基準第12条による評語とする。
- 9 当該年度内の修得が充分でない場合は、次年度に持ち越すことができる。

(単位の認定)

- 10 課題研究により認定する単位数は、年間1単位とし、同じ内容で修得できる単位は1単位とする。

(その他)

- 11 その他課題研究の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 記

この取扱いは、令和2年4月1日から実施する。

特別講義の取扱いについて

(趣旨)

- 1 各学科における専門科目の「特別講義」について、必要な事項を次のとおり定める。

(開講手順)

- 2 特別講義を開講する指導教員は、開講計画書（別紙様式1）を3月末日までに校長に提出し、教務委員会に諮り承認を得るものとする。ただし、6月までの提出についてはその都度諮るものとする。

(要件)

- 3 特別講義は、次の要件を充たすこととする。
 - (1) 本校教育理念に基づき、創造性豊かな実践的技術者として将来活躍するための基礎的な知識と技術及び生涯にわたり学修する力を身に付けた人材を養成する授業であること。
 - (2) 単位数については、学則第26条第2項により、30単位時間の履修を1単位として計算し、第4学年から第5学年の2年をとおして4単位とする。ただし、同じ内容で重複して単位を修得することはできない。
 - (3) 授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
 - (4) 授業を学則第12条に規定する休業期間中に集中講義形式で行うことができる。なお、集中講義形式にて行う場合は、2限連続の90分授業を15回実施するものとする。
 - (5) 前号の規定により、学年末休業期間中に特別講義を開始する場合は、特別講義の単位を含めることなく課程修了が認められる場合に限られるものとし、単位修得の学年は、当該学年とする。

(授業の方法)

- 4 授業は、学則第27条第1項により、多様なメディアを高度に利用して、教室以外の場所で行うことができるものとする。

(履修申請)

- 5 特別講義の履修申請は、次のとおりとする。
 - (1) 学生は所定の期日までに特別講義履修申請書（別紙様式2）を学生課教務係に提出するものとする。
 - (2) 履修申請に基づき、指導教員が受講者を選考する。

(成績評価)

- 6 成績評価は、学業成績評価基準により行う。

(その他)

- 7 その他特別講義の実施に必要な事項は、校長が別に定める。

附 記

この取扱いは、令和2年4月1日から実施する

創造工学演習の取扱いについて

- 1 創造工学演習の授業設計は、次のとおりとする。
 - (1) 演習課題は、独自性のある工作、実験、調査等であること。
 - (2) 演習内容は、新規機能、新データ解析、手法、考察等を含むこと。
- 2 創造工学演習の履修手続は、次のとおりとする。
 - (1) 履修を希望する学生は、別記様式第 1 の申請書を当該学生の所属する学級担任に提出すること。
 - (2) 学級担任は、指導教員を選定し、別記様式第 1 により指導教員の了承を得て、学生に指導教員の氏名を周知すること。
 - (3) 指導教員は、別記様式第 1 の申請書に記名押印し、学生課教務係へ提出すること。
- 3 創造工学演習の成績評価及び単位認定は、次のとおりとする。
 - (1) 学生は、所定の期日までに成果報告書を提出するとともに、成果発表会において口頭により発表を行うものとする。
 - (2) 成果発表会は、教務主事又は教務主事補を座長とし、指導教員及び教務委員会委員で構成すること。
 - (3) 成果発表会の出席者は、成績評価と単位の認定を行うこと。
 - (4) 座長は、別記様式第 2 の成績評価・単位認定報告書を学級担任及び学生課教務係へ提出すること。
 - (5) 成績評価は、学業成績評価基準第 12 条による評語とする。
- 4 その他創造工学演習の実施に必要な事項は、校長が別に定める。

附記

この取扱いは、平成 19 年 5 月 7 日から実施し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

インターンシップの履修に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学科及び専攻科の学生に係るインターンシップの履修に関し必要な事項を定める。

(実習機関の決定)

第 2 条 インターンシップ先となる企業又は公共団体等の機関(以下「実習機関」という。)は、別に定めるインターンシップ実施要項(以下「実施要項」という。)の目的に沿うものとし、教務委員会が決定する。

(インターンシップ学生調書等の提出)

第 3 条 インターンシップを履修する学生は、本校所定の様式によるインターンシップ学生調書又は実習機関が定める同様の調書を実習機関に提出しなければならない。

(インターンシップの責務)

第 4 条 学生は、実習機関の定める諸規則及び実習指導責任者の指示に従わなければならない。

(インターンシップ日報及びインターンシップ報告書の提出)

第 5 条 学生は、インターンシップ終了後、担当教員にインターンシップ日報及びインターン

シップ報告書を提出しなければならない。

(インターンシップの期間及び時間)

第6条 インターンシップの期間については、実施要項の実施時期及び期間によるものとし、時間については、実習機関において定められたものとする。

(インターンシップ期間中の休日の取扱い)

第7条 インターンシップ期間中の休日は、実習機関において定める休日とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

インターンシップ実施要項

1 目的

学科にあっては社会との密接な接触を通じて、技術者として必要な資質と実践的技術感覚を体得し、専攻科にあっては技術者が経験する実務上の問題点と課題を体験することを目的とする。

2 実施時期及び期間

(1) 実習時期は、学則第12条に規定する春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業期間中とし、実習期間は、学科においては実働5日以上、専攻科においては実働10日以上でなければならない。

(2) 実習期間中は、授業に支障をきたしてはならない。

3 修得単位

(1) 学科においては、第1学年から第3学年は3年をとおして1単位とし、第4学年及び第5学年はそれぞれ1単位とする。

(2) 専攻科においては、各実習期間により、それぞれ2単位、4単位及び6単位とする。この場合における各実習期間は、2単位においては実働10日以上19日以下、4単位においては実働20日以上29日以下、6単位においては実働30日以上とする。

(3) 前項及び前二号の規定により学年末休業期間中にインターンシップを開始する場合は、インターンシップの単位を含めることなく課程修了が認められる場合に限るものとし、単位修得の学年は、当該学年とする。

4 インターンシップの内容

学生が従事する実務は、インターンシップの目的にふさわしいものとする。

5 インターンシップ実施機関

インターンシップ先となる企業又は公共団体等の機関（以下「実習機関」という。）は、インターンシップの履修に関する規則第2条によることを原則とするが、第5学年又は専攻科2年次の就職内定者については、内定先企業等における実習を優先することとする。

6 実施のための組織

教務委員会又は専攻科分科会において、インターンシップの実施に必要な具体的事項を取り扱う。

7 指導

(1) 担当教員が、実習機関との連絡調整に当たるとともに、学生の実習状況を確認し、必要

に応じて指導する。

- (2) 実習期間中における実習機関への巡回指導については、担当教員が行う。
- (3) 学生は、インターンシップ日報及びインターンシップ報告書を作成し、実習指導責任者の検印を受けて、担当教員に提出する。

8 成績の評価

担当教員は、実習機関の作成したインターンシップ評定書、学生から提出のあったインターンシップ報告書及びインターンシップ報告会による発表の内容に基づいて、インターンシップ調査書にて評価を行い、その結果を校長に報告する。

附 記

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

海外語学実習実施要項

1 目的

海外においてグローバルな視野を養い、語学能力の向上を図ることを目的とする。

2 実施時期及び期間

- (1) 実習時期は、学則第 12 条に規定する春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業期間中とし、実習期間は 8 日以上でなければならない。ただし、当該日数に公的理由等による欠席の日数は含まないこととする。
- (2) 実習期間中は、授業に支障をきたしてはならない。

3 修得単位

- (1) 学科においては、各学年それぞれ 1 単位とする。
- (2) 専攻科においては、1 単位、2 単位及び 3 単位とする。この場合における各実習期間は、1 単位においては 8 日以上 15 日以下、2 単位においては 16 日以上 23 日以下、3 単位においては 24 日以上とする。
- (3) 前項及び前二号の規定により学年末休業期間中に海外語学実習を開始する場合は、海外語学実習の単位を含めることなく課程修了が認められる場合に限るものとし、単位修得の学年は、当該学年とする。

4 海外語学実習の対象となるプログラム

履修を認める海外語学実習の対象となるプログラム（以下「実習プログラム」という。）は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校、他の高等専門学校、独立行政法人国立高等専門学校機構及び営利団体又は公共団体等の機関が主催する実習プログラムとする。営利団体又は公共団体等の機関が主催する実習プログラムの場合は、教務委員会に諮り承認を得るものとする。

5 日報、報告書及び実習プログラム修了証の提出

学生は、日報及び報告書を作成し、海外語学実習終了後、実習プログラム修了証と併せて、学科にあってはクラス担任、専攻科にあっては担当教員に提出しなければならない。

6 成績の評価

成績は、日報、報告書及び報告会による発表の内容に基づき、学科にあつてはクラス担任、専攻科にあつては担当教員が、別に定める評定書により評価する。

附 記

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

卒業認定に関する規則

(趣旨)

第 1 条 卒業の認定は、この規則の定めるところによる。

(卒業認定の基準)

第 2 条 第 5 学年を修了した者について、次の各号に該当する場合は卒業を認定する。

- (1) 各学年において、所定の単位を修得していること。
- (2) 全学年において修得した単位は 167 単位以上(そのうち、一般科目については 75 単位以上、専門科目については 82 単位以上とする。)であること。
- (3) 別に定める各学科の学習・教育到達目標の達成度評価基準を満たしていること。

(卒業認定)

第 3 条 前条の認定は、専任の授業担当教員で組織する卒業判定会議の意見を聞いて校長がこれを行う。

(卒業証書の授与)

第 4 条 前 2 条により卒業を認定した者には卒業証書を授与する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

追認試験に関する規則

(趣旨)

第 1 条 授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則（平成 16 年規則第 8 号）第 9 条の規定に基づく追認試験については、この規則の定めるところによる。

(追認試験の実施)

第 2 条 追認試験は、第 1～4 学年については修了認定会議終了後、第 5 学年については卒業判定会議終了後の定められた日に実施する。

(追認試験を受けられない場合の取扱い)

第 3 条 病気又はやむを得ない事由により追認試験を受けることができない者は、事由を付して(病気の場合は医師の診断書を添付する。)校長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する追認試験は、当該事由等の状況を踏まえ適切な時期に実施することができる。

- 3 正当な事由なくして追認試験を受けない者は追認試験を放棄したものとみなし、当該授業科目の単位の未修得が確定する。

(不正行為の取扱い)

第4条 追認試験中に不当行為を行った者は、その時以後の試験を受験することができない。

また、追認試験全ての科目の成績は0点となり、未修得が確定する。

(追認試験の事務)

第5条 追認試験に関する事務は学生課教務係が担当する。

附 則

この規則は、平成28年1月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

卒業研究報告要領

- 1 卒業研究の成果は、論文を作成して提出するとともに、研究発表会において、これを発表するものとする。
- 2 論文は、正本1部、副本2部及び別に学科長が指定する部数の論文を要旨とし、所定の期日までに指導教員に提出するものとする。
- 3 論文の作成要領は、次のとおりとする。

- (1) 論文はA4の用紙を用い、左横書きとすること。
- (2) 論文の枚数は制限しないこと。
- (3) 論文の第1頁には、別に示す例に従い、標題、本人の所属学科、氏名、共同研究者のあるときは共同研究者氏名、指導教員、提出年月日を記載し、次の頁に必ず目次を付すること。
- (4) 本文の項目は、次の順序とすること。

- a 標題(内容を簡潔に明示するよう工夫し、必ず欧文の標題を付記すること。)
- b 欧文摘要(研究の目的、内容、結論等を要約したものとし、200語程度とすること。)
- c 緒言(研究の目的、文献の検討等)
- d 本文(理論解析、実験の方法及びその結果、結果の解釈と考察等)
- e 結言(研究の成否と感想、今後の課題又は改善、意見、指導者、協力者に対する謝辞等)
- f 参考文献

卒業論文

標 題
欧 文 標 題

鈴鹿工業高等専門学校

〇〇〇学科 〇〇〇〇

共同研究者 〇〇〇〇

〇〇〇〇

指導教員〇〇〇〇教授

平成 年 月 日提出

- (5) 論文の文体は口語体とし、漢字は当用漢字、仮名は平仮名を用い、新仮名づかいによること。

外国語で我が国にあまり知られていない用語及び固有名詞は、原語のままで差し支えないこと。

- (6) 用語は、できるだけ平易なものを用い、専門用語は文部科学省学術用語に従うこと。

- (7) 参考文献の表示は
- a 学会誌、論文等については、著者、雑誌名、巻号、頁
 - b 単行本等については、著者、書名、出版社、版地、出版年、頁、その他の順序とすること。
- (8) 論文の全文を欧文で記述する場合も、前各号に準じること。
- (9) 論文の正本は、必ずワープロ又は黒のインクで丁寧に清書すること。
副本は、コピーでも差し支えない。なお、同じ標題の研究が2人以上の学生によって報告される場合は、いずれか1部の正本を浄書し、他の正本はコピーによる複写でも差し支えないこと。
- (10) 論文は、本校所定の表紙を用いて製本して提出すること。
- 4 論文の要旨は、研究発表会において発表する際に審査教員及び出席者に配布し、その研究の目的、内容、結論等の要点を、本論文を参照することなく理解できる程度に記述するものとする。
- 5 卒業研究発表会は、原則として次の要領による。
- (1) 発表会は、学科長の定めるところにより学科毎に行うこと。
 - (2) 発表者は、審査担当の全教員、第5学年の学生全員の出席のもとに行うこと。ただし、学科長の裁量により、研究補助員又は第4学年の学生を参会させることができること。
 - (3) 発表報告は、質疑応答を含めて1人約10分程度とすること。
- 6 研究担当者は、発表会において指摘された重要事項について、指導教員の助言を得て、既に提出した論文を訂正し、又は補述を行わなければならない。

附 記

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

公的理由等による欠席の取扱基準

- 1 学生準則（平成 16 年規則第 71 号）第 15 条に定める学生の公的理由等による欠席の扱いについては、この基準の定めるところによる。
- 2 学生が次表の左欄に掲げる事由により欠席又は欠課するときは、それぞれ同表右欄に掲げる期間についてはこれを授業日数（授業時数）から除算し、欠席日数（欠席時数）に算入しない。

欠 席（欠 課） の 事 由	公 欠 扱 い 期 間
1 忌引の場合	父母 7 日、祖父母・兄弟姉妹 3 日、曾祖父母・伯叔父母 1 日
2 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条に規定する感染症により出席を停止されたとき（感染症の種類は別表のとおり）	学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 19 条に定める期間
3 風水害等の災害を受け、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の対象となったとき	原則として 7 日以内
4 交通機関の事故の場合	事故により影響のあった日数（時数）
5 公民権を行使する場合	公民権の行使に要する日数（時数）
6 学生会におけるクラブが学校の承認を得て登録又は加盟している体育団体等の主催する競技会等に参加する場合（国民体育大会、県民体育大会、市民体育大会等も含む。）	試合に要する日数（時数）
7 就職試験を受ける場合	受験に要する日数（時数）（受験日の前後 1 日の範囲を限度とする）
8 編入学試験を受ける場合	受験に要する日数（時数）（受験日の前後 1 日の範囲を限度とする）
9 学会等にて発表する場合（発表の登壇者であり、学会等のプログラムがある場合に限る）	発表に要する日数（時数）（発表日の前後 1 日の範囲を限度とする）
10 その他校長が適当と認める場合	必要と認められる日数（時数）

- 3 前項の表中第 2 号から第 4 号に掲げる事由により欠席（欠課）する者は、所定の公欠願のほか、原則として当該欠席の事実を証明する文書を添えなければならない。

附 記

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第2項の表第2号）

1

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎*1、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号において同じ。）
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹*2、流行性耳下腺炎*3、風しん*4、水痘*5、咽頭結膜熱*6、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症*7、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎*8、急性出血性結膜炎その他の感染症

*1 ポリオ、 *2 はしか、 *3 おたふく風邪、 *4 3日はしか、

*5 水ぼうそう、 *6 ブール熱、 *7 O157、 *8 はやり目

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第1種の感染症とみなす。

学生工場見学実施要領

1 目的

教育課程の一環としての特別教育活動の効果を更に高めるために各企業の実態を広く知らしめ、かつ専門教育と連携し、将来有為な技術者となるときに基礎育成を図ることを目的とする。

2 実施時期及び回数

- (1) 工場見学は、第1～第2学年において1回、第3～第4学年において1回実施する。なお、工場見学は日帰りとするが、第3～第4学年においては、学科ごとに1泊2日で実施することができる。
- (2) 第1学年～第5学年の各学年において、前号以外に、必要に応じて年1回程度工場見学を実施することができる。

3 計画

教務主事の管掌のもとに、学級担任が各専門学科の協力を得て別記様式第1により計画し、それぞれ校長の許可を得て実施する。

4 事前指導

学級担任は、工場見学に際しての事前指導を十分に行うものとする。

5 引率指導

- (1) 引率教員は、学級担任があたる。なお、必要に応じ担任補佐等が付添うことができる。

- (2) 第3～第4学年において1泊2日で工場見学を実施する場合は、学級担任及び当該学科の教員が当たる。

6 経費

見学に要する経費は学生の負担とする。ただし、計画の内容によって必要と認めたときは、一部補助することがある。また、工場見学には、原則として学校のバスを利用する。

7 結果報告

見学実施後は、その結果を引率者から別記様式第2により校長に報告するものとする。

8 その他

事務は、学生課教務係が処理にあたる。

附 記

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

台風等の場合における休業の取扱いについて

- 1 台風が本県を通過するおそれがあり、気象官署から鈴鹿市に暴風警報又は特別警報（以下、「暴風警報等」という。）が発表された場合、学生が在籍している時は授業等を中止し、待機、下校又避難等を指示すること。

- 2 朝6時の時点で鈴鹿市に暴風警報等が発表されている場合は、同日は臨時休業とし、授業予備日等に振替授業を行う。

朝6時の時点で、鈴鹿市に暴風警報等が発表されていないが、居住する市町村に発表されている場合は、自宅で待機すること。その後、暴風警報等が解除された場合は、安全に留意した上で速やかに登校すること。なお、この場合の自宅待機については「公的理由等による欠席の取扱基準」により取扱うものとする。

登校又は下校の途中に暴風警報等が発表された場合は、状況を判断して、帰宅するか、登校して校舎内で退避するか臨機の処置を取ること。（登校して校舎内で退避する場合は、その旨教務係に届出ること。登校途中で帰宅も出来ない、登校も出来ないような場合は、安全と思われる方法で避難した後、なるべく早い方法で自宅又は学校にその旨を連絡すること。）

附 記

この取扱いは、令和3年4月1日から実施する。

転科の許可に関する規則

（趣旨）

第1条 鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号）第24条に定める転科の許可については、この規則の定めるところによる。

（転科許可の申請資格）

第2条 転科許可の申請を行うことができる者は、本校学科の第1学年及び第2学年に在学する者とする。

（申請手続き）

第3条 転科を希望する者は、転科申請書（別記様式）を学級担任を経て、校長あて提出しなけ

ればならない。

2 前項の転科申請書は、毎年2月20日から2月末日までの間に提出するものとする。

(転科の許可)

第4条 転科の許可は、教務委員会の議を経て、校長が行う。

(転科許可の要件)

第5条 転科許可の要件は、次のとおりとする。

(1) 学年の学業成績が、申請者の属する学級の上位3割の範囲内にあること。

(2) 面接など選考試験に所定の成績を上げること。

(選考試験の実施)

第6条 前条第2項の選考試験は、申請者の転科希望先の学科が実施する。

2 前項の選考試験は、当該学年の学業成績が確定した後に実施する。

(教務委員会の審査)

第7条 教務委員会は、申請者の学業成績等に基づき、転科許可の可否について審査を行い、その結果を校長に具申する。

(不許可の特例)

第8条 校長は、申請者が第5条に掲げる転科許可の要件を満たしている場合においても、学級の授業に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、転科の許可を行わないことができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

学生支援室規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校運営規則（平成16年学則第2号。以下「運営規則」という。）第2条の2第3項の規定に基づき、学生支援室（以下「支援室」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学習上の相談及び助言に関すること。
- (2) 進路の相談及び助言に関すること。
- (3) 精神衛生上の相談及び助言に関すること。
- (4) 学生生活に関する個人的諸問題の相談及び助言に関すること。
- (5) 学生のハラスメントに関する苦情相談に関すること。
- (6) 学生相談の業務に必要な資料の収集及び保存に関すること。
- (7) その他支援室の運営に必要な事項

(室長及び副室長)

第3条 支援室に室長を置き、必要に応じて副室長を置くことができるものとし、それぞれ校長が指名する。

2 室長は、校長の命を受けて支援室の業務を掌理する。

3 副室長は、室長の業務を補佐する。

(支援室相談員)

第4条 支援室に次の教職員及びカウンセラーで構成する学生支援室相談員を置く。

- (1) 教養教育科及び学科の教員 各1人
- (2) 看護師
- (3) カウンセラー
- (4) その他校長が必要と認めた者

2 支援室相談員は、室長の命を受けて支援室の業務を処理する。

(支援室運営協力会議)

第5条 支援室の運営、業務の企画立案及び連絡調整並びにその実施を図るため、支援室運営協力会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議の構成員は、室長及び副室長、学生主事、学生課長並びに学生支援室相談員をもって充て、校長が指名する。

3 会議は、鈴鹿工業高等専門学校いじめ防止等基本方針（平成29年12月6日校長裁定。以下「基本方針」という。）第5に定める「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、基本方針に定める業務を行う。

4 室長は、必要に応じ会議を開催し、その議長となる。

(学年主任等との連携)

第6条 支援室は、学年主任、学級担任、担任補佐及びその他相談業務に係る関係教職員との緊密な連携及び協力の下に業務を行うものとする。

(秘密の保持)

第7条 学生支援室相談員の業務を処理するに当たっては、個人の秘密が厳守されなければならない。

(庶務)

第8条 支援室に関する庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、支援室の運営その他必要な事項は、学生委員会等の議を経て、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年12月6日から施行する。

鈴鹿工業高等専門学校いじめ防止等基本計画

鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定。最終改定平成 29 年 3 月 14 日。以下「国の基本方針」という。）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）いじめ防止等対策ポリシー（令和 2 年 4 月 30 日理事長裁定。以下「機構ポリシー」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン（令和 2 年 4 月 30 日理事長裁定。以下「機構ガイドライン」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあると認識し、本校におけるすべての学生の尊厳が保持され安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、事案対処をいう。以下、同じ。）のための対策に関する基本的な方針として「鈴鹿工業高等専門学校いじめ防止等基本計画」（以下「本計画」という。）を定める。

【基本計画】

（いじめの定義）

第 1 本計画において「いじめ」とは、本校の学生に対して、本校に在籍している等、当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断を行う。

（いじめの禁止）

第 2 学生は、いじめを行ってはならない。また本校は、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を醸成するよう努める。

（基本的姿勢）

第 3 いじめは、どの学生にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行

われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。

- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、機構、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- 4 本校の教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、学校として組織的な対応を行う。

（本校及び教職員の責務）

- 第4 本校及び本校の教職員は、法及び国の基本方針に定めるところにより、学生の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- 2 本校の全ての教職員は、本計画を通じてこれらの内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。
- 3 校長は、自らが学校のいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなければならない。
- 4 本校の教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

【いじめの防止】

（いじめ防止等対策委員会の設置）

- 第5 法第22条に基づき、複数の教職員、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」である「いじめ防止等対策委員会」を設置する。
- 2 「いじめ防止等対策委員会」は、必要に応じて学生委員会、学生支援室などの学内組織と情報を共有し、組織的に対応する。

（人権意識や対人交流能力の育成）

- 第6 本校の教育活動全体を通じた人権教育の充実、読書活動や体験活動などの推進により、学生の社会性を育むとともに、幅広い社会体験や生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共

感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する対人交流能力を養う。

2 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、学生が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

3 インターネット等によるいじめが、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため学生が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

（自己有用感や自己肯定感の育成）

第7 本校の教育活動全体を通じ、学生が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての学生に提供し、学生の自己有用感を高めるよう努める。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

（家庭や地域住民、関係機関との連携）

第8 本計画について学生の保護者や地域の理解を得ることで、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。また、保護者懇談会などを通じて家庭との緊密な連携協力関係を構築するとともに、本校と教育後援会や地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

（資質向上のための研修の実施）

第9 資質向上のため、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修及び学生指導上の諸問題等に関する研修を行う。

（いじめ防止プログラムの策定）

第10 いじめを未然に防止するため、本校におけるいじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に示す「いじめ防止プログラム」を策定し、これを遅滞なく実施する。

（点検と見直し）

第11 本校は、より実効性の高い取組を実施するため、本計画が実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。

【いじめの早期発見】

(教職員による観察)

第12 教職員は、いじめの早期発見に努めるため、学生の日常生活における変化や危険信号を見逃さないよう、常に学生を見守るとともに、教職員相互が積極的に学生の情報交換を行い、情報を共有する。

(定期的ないじめ調査や教育相談の実施)

第13 いじめを早期に発見するため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、学生がいじめを訴えやすい体制を整える。

(いじめに係る相談体制)

第14 法第16条に基づき整備する「学生及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談ができる体制」は、本校においては、臨床心理士、カウンセラーなど様々な専門性を持つ外部人材（非常勤職員）を相談員としている学生支援室の組織をもって充てる。

2 本校以外の相談窓口についても学生へ適切に周知する。

【いじめ事案への対処（実際の対応）】

(いじめの発見や通報を受けたときの対応)

第15 いじめを発見し、又はいじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止等対策委員会と直ちに情報を共有し、いじめ防止等対策委員会は、速やかに関係学生から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(継続的な支援及び助言)

第16 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめ防止等対策委員会の指示に基づき、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

2 いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援や助言を行う。

(いじめを受けた学生への支援)

第17 いじめを受けた学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った学生を別室において指導することとするなど、いじめを受けた学生が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(いじめを行った学生への指導)

第18 いじめを行った学生への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめの状況に

応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。

(いじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者への対応)

第19 教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた学生の保護者といじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることのないよう、事実関係を聴取したら、まず迅速に双方の保護者に連絡する。次に、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、本校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(いじめが起きた集団への働きかけ)

第20 いじめを見ていた学生に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。また、はやしたてなど同調していた学生に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(インターネット上のいじめへの対応)

第21 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、法務局又は地方法務局の協力により、インターネット接続業者に対して、違法な情報発信の停止や情報の削除を求めることができることについて、いじめを受けた学生又はその保護者に伝える。

(高専機構への報告)

第22 いじめに関する高専機構への報告は、いじめの事実が確認された後24時間以内に「学生に係る事件・事故等の報告について」(平成29年7月7日付29高機学第53号)及び電話連絡等により行う。

(所轄警察署との連携)

第23 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、速やかに所轄警察署と連携してこれに対処する。

2 学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(いじめを行った学生に対する措置)

第24 教育上必要があると認めるときは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第11条の規定及び本校懲戒基準に基づき、適切に、いじめを行った学生に対して懲戒を加える。

2 いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った学生が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(いじめの解消)

第25 いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし、その場合にあっては、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導に努める。

(重大事態への対処)

第26 いじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、並びにいじめにより学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として対処する。

- 2 いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で、機構の承認を得たうえ、質問票の使用その他の適切な方法により調査を開始し、随時その状況を機構に報告し、機構と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応する。
- 3 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復(その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。)を図るとともに、当該重大事態に関する機構又は本校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査(以下「重大事態調査」という。)を行う。
- 4 いじめを受けた学生及びその保護者に対し、重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう説明を行うとともに、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- 5 学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあっては、いじめを受けた学生及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。
- 6 重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者に対する報告並びにインターネットによる公表を行う。

(実効的なPDCAサイクルの確保並びに点検及び評価における留意事項)

第27 学校いじめ防止等基本計画に定める対策の実施状況及び当該対策の実施が、学生の視点・立場においていじめが起きにくい・いじめを許さない環境の形成等の成果を生じているかについて、PDCAサイクルに基づき、学生に対するアンケートの実施等によって適切に把握し、これを評価するとともに必要な改善のための措置を講じる。

- 2 前項の評価及び改善のための措置は、毎年度、インターネットにより公表する。

- 3 自ら点検及び評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの積極的な認知など実態の把握及びいじめに対する適切な情報共有、組織的な対応等が適切に行われるよう、いじめの防止等に関する適切かつ最大限の取組、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。

(文書の取扱い)

- 第28 いじめの防止等の対策のために作成した資料及び収集した資料について、誤った廃棄等が行われることがないよう、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則第107号）に基づき、適切に取り扱うものとし、そのために必要な措置を講じる。

(ホームページ等による本計画の公表)

- 第29 本計画は、学生及び学生の保護者への周知とともに、誰もがその内容を容易に確認できるようにするため、ホームページ等により公表する。

附 記

- 本計画は、令和2年7月1日から実施する。

学寮運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号）第45条第2項の規定に基づき、学寮の運営その他必要な事項を定める。

(学寮の目的)

第2条 学寮は、規律正しい生活訓練を通じて、学生の人間形成を助長し、かつ学生の学習の便宜を与え、教育目標達成に資する教育施設とする。

(施設名称等)

第3条 学寮は青峰寮と称し、寮棟ごとに第1寮、第2寮、第4寮及びA寮とする。

2 第1寮を女子寮とする。

(寮監)

第4条 学寮に寮監を置く。

2 寮監は教員のうちから校長が命ずる。

3 寮監は、学寮における寮生の生活指導及び学寮の宿日直を担当する。

(入寮)

第5条 学寮に入寮できる者は本校の学科又は専攻科に在学する学生に限る。

2 入寮を希望する者は、入寮許可願（別記様式第1）を提出して、校長の許可を受けなければならない。

3 前項により校長の許可を得た者は、誓約書（別記様式第2）を提出しなければならない。

4 入寮の許可は当該年度限りとし、翌年度も引き続き入寮を希望する者でも前項の手続を行わなければならない。

5 入寮の時期は、原則として学年の始めとする。

6 入寮募集及び選考に関し必要な事項は別に定める。

(退寮)

第6条 退寮を希望する者は、退寮許可願（別記様式第3）を提出して、校長の承認を受けなければならない。

(生活の記録と評価)

第7条 学科に在学する寮生については、学寮における生活の記録に基づき、学期末ごとにその評価を行う。

(外泊の許可)

第8条 学科に在学する寮生が帰省（外泊を含む。以下同じ。）しようとするときには、帰省（外泊）願（別記様式第4）を提出し、学級担任又は寮監の許可を受けなければならない。

2 学級担任が前項の許可を与えたときは、その旨を速やかに寮監に連絡するものとする。

3 第1項の許可を得て外泊した寮生が帰寮したときは、帰寮届（別記様式第5）を寮監に提出しなければならない。

(日課)

第9条 第2条に定める方針に基づく学寮運営の実現に資するため、学科に在学する寮生については学寮における寮生の日課を設ける。

2 前項の日課は別に示す。

(部屋割り)

第10条 寮生の部屋割りは学期ごとに寮務主事が行う。

(施設の利用)

第11条 寮生でない者は、宿泊、集会などのために学寮施設を利用することはできない。ただし、特別な事情のある場合は、校長がこれを許可することがある。

(寮における厚生補導)

第12条 学寮においては、学科寮生の厚生補導のため寮監主催による懇談会又は教養講座等の催し物を必要に応じ開催するものとする。

(退寮の命令)

第13条 学寮の秩序を乱し、他の寮生の生活指導に妨げがあると認められる場合には、その者に対し校長は退寮を命ずることがある。

2 前項の規定により退寮させられた者は、原則として再入寮を許可しない。

(寄宿料)

第14条 寮生は別に定める寄宿料を、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで、毎月15日までにその月の分を納入しなければならない。ただし、長期休業中の寄宿料は、当該休業の開始前の別に定める日までに納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、寄宿料は寮生からの申出により、学期分ごとにまとめて納入することができる。

(光熱水料等の負担)

第15条 食費その他寮生が私生活に消費する光熱水料等は、寮生の負担とする。

2 前項の光熱水料等の額は別に定める。その納入については第14条の規定を準用する。

(細目)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

学科寮生心得

学科に在学する寮生（以下「学科寮生」という。）は、この心得及び別途「学寮のしおり」に従い、相互に啓発して自己の研鑽に努めるとともに学寮における共同生活の向上充実に努めなければならない。

(違反事項)

学科寮生は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- 1 重大な学則違反
- 2 寮内における飲酒・喫煙
- 3 異性が居住する領域への立ち入り
- 4 深夜外出・無断外出・外泊
- 5 不正在寮
- 6 点呼欠席・整理整頓不良

- 7 寮生以外の学生を寮監の事前許可なしに入室させたり、宿泊させたりすること
- 8 禁止品の持ち込み
- 9 自動車、原動機付自転車及び自動二輪車の持ち込み
- 10 公共物の破損・汚損
- 11 虚偽の申請または報告
- 12 その他、規則・心得違反

(遵守事項)

学科寮生は、学寮における共同生活を規律あるものにするため、次に掲げる事項を遵守するように努めなければならない。

1 日 課

学科寮生は別途「学寮のしおり」などに従い生活することを原則とすること。

(1) 点 呼

点呼は学科寮生の事故の有無を把握する最も基本的な行事であるので、怠業しないこと。

(2) 清 掃

指定された特別区域及び自室の清掃に心がけ、清潔で快適な環境を保つこと。

(3) 自習時間

自習時間は学科寮生全員に課せられた勉強時間であるので、他の寮生の迷惑とならないようにするとともに、有効に使うこと。

(4) 消 灯

定められた消灯時刻を守ること。

(留意事項)

学科寮生は、次に掲げる事項に留意して学寮の共同生活が円滑にいくように努めなければならない。

- 1 火災防止に注意を払うこと。
- 2 急病人がいた場合には、直ちに寮監に連絡し指示を受けること。
- 3 使用を許可された自転車は指定された場所に保管し、適切に管理すること。
- 4 施設等の破損箇所を見つけた場合、寮務係に直ちに連絡すること。
- 5 その他学科寮生が、その責に帰すべき事由により、学寮の施設設備を滅失、損傷又は汚損したときには、遅延なくこれを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(学寮の運営組織)

学寮における共同生活が、学科寮生の自主的・自立的努力により、円滑に営めるようにするため、学寮の運営の組織を次のように定める。

1 役 員

(1) 学寮に次の役員を置く。

寮長、副寮長、指導寮生

(2) 役員の任命

- ① 寮長及び副寮長は寮務委員会の推薦により、校長が任命する。
- ② 指導寮生は寮務主事が任命する。

(3) 役員の任期

役員の任期は、任命の日の属する学期の期間とする。

- (4) 役員の任務等は別に示す「役員心得」によるものとする。
- (5) 役員は互いに協力し、その任務をまっとうするとともに先輩寮生として、後輩の学科寮生の学活に関し、指導、助言及び援助を与えるよう努めなければならない。

2 各種委員会

- (1) 各種の行事などを行うために次の委員会を置く。

総務委員会、環境整備委員会、広報委員会、レクリエーション委員会、厚生委員会、選挙管理委員会及び会計監査

- (2) 各種委員会の委員長は、寮務委員会の推薦により、校長が任命する。
- (3) 各種委員会の委員長及び委員の任期は、任命の日の属する学期の期間とする。
- (4) 各種委員会の委員長及び委員の任務は別に示す「役員心得」によるものとする。

3 週 番

- (1) 学寮に学科寮生の輪番制による週番を置く。
- (2) 週番の任務等は別に示す「週番心得」によるものとする。
- (3) 週番は、その任務を忠実に果たさなければならない。

4 会 議

- (1) 学寮においては、長期休業中を除き定期的に次の会議を開催することを原則とする。

月例役員会（原則として月 1 回）、週番引き継ぎ

- (2) 会議開催の要領は、月例役員会にあっては、「月例役員要領」、週番引き継ぎにあっては「週番心得」に示す。

図書館利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校図書館規則（平成17年規則第73号）第4条の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）の図書館の利用及びその手続に関する必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本校の学生及び教職員
- (2) 図書館の利用を申し出た一般の利用者（以下「一般利用者」という。）

(休館日)

第3条 休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、休日等が授業実施日となる場合は、開館するものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 12月28日から1月4日まで
- (4) 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号）第12条に規定する春季休業、夏季休業、冬季休業、学年末休業、臨時の休業日（以下「春季休業等」という。）における土曜日
- (5) 蔵書点検等のため図書館長が必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めるときは、臨時に休館又は開館することがある。

(開館時間)

第4条 開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平日 9時から20時30分まで
- (2) 土曜日 9時から17時まで

2 前項第1号の規定にかかわらず、春季休業等における平日の開館時間は、9時から17時までとする。

(閲覧及び貸出)

第5条 図書館資料の閲覧及び貸出の手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開架の図書館資料は、書架から取り出して閲覧することができる。この場合において、閲覧後は元の位置又は図書館受付（以下「受付」という。）に返却しなければならない。
- (2) 開架の図書館資料の貸出を希望する場合は、学生にあっては学生証を、教職員にあっては教職員証を、一般利用者にあってはリブレカード（以下「利用者カード」という。）を受付に提出しなければならない。
- (3) 閉架の図書館資料の閲覧又は貸出を希望する場合は、受付に申し出るものとする。
- (4) 図書館資料の文献複写を希望する者がある時は、これに応ずることができる。
- (5) 前号に規定する文献複写の手続は、校長が別に定める。

2 図書館資料の貸出できる冊数及び期間は、次のとおりとする。ただし、学生の卒業研究又

は特別研究を目的とし、指導教員及び図書館長が特に必要と認める場合には、所定の冊数及び期間を超えて貸し出すことができる。

学 生	5冊以内	14日以内
教 職 員	5冊以内	14日以内
一般利用者	3冊以内	14日以内

- (1) CD及びカセットテープの貸出は、1人1点、14日以内とする。ただし、図書館資料に付属のCDはこの限りではない。
- (2) 新聞、雑誌の最新号、ビデオテープ、DVD及び禁帯出のラベル貼付の図書の貸出は、原則として行わない。ただし、図書館長が特に必要と認める場合には、この限りではない。
- (3) 貸出した図書館資料は、所定の期間内に返却しなければならない。ただし、同一の図書館資料を所定の期間を超えて貸出を希望する者は、当該期間内に、継続の手続きをとらなければならない。その場合の同一の図書館資料の継続貸出は、原則1回限りとする。
- (4) 貸出した図書館資料は、責任をもって保管し、他人に転貸してはならない。
- (5) 図書館長は、春季休業等の期間中は、学生に限り図書館資料の貸出できる冊数及び期間を延長することができる。

(視聴覚機器の利用)

第6条 視聴覚機器の利用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 視聴覚機器の利用を希望する者は、受付に申し出るものとする。
- (2) 視聴覚機器の利用時間は開館時間内とし、視聴覚機器の貸出は原則として行わない。ただし、図書館長が特に必要と認める場合には、この限りではない。
- (3) 視聴覚機器で利用できる資料は、図書館資料及び各学科に備え付けの資料に限るものとする。ただし、図書館長が特に必要と認める場合には、この限りではない。

(一般利用者の利用手続)

第7条 一般利用者が、本校の図書館を利用しようとする場合には、利用者カードの発行を受付に申請するものとする。この場合において、当該者の氏名、連絡先等の本人確認ができるものを提示するものとする。

2 利用者カード発行の手続きに必要な事項は、図書館長が別に定める。

(館内規律)

第8条 図書館の利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 飲食等をしないこと。
- (3) 図書館資料、設備及び施設等を汚損、破損しないこと。
- (4) 館内では係員の指示に従うこと。

(弁償)

第9条 利用者は、図書館資料、設備及び施設等を亡失又は破損したときは、直ちにその旨を受付に報告しなければならない。

2 利用者が故意又は重過失により図書館資料、設備及び施設等を亡失又は破損した場合には、一部又は全部の費用を弁償するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に当たって必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年3月16日から施行し、平成27年11月1日から適用する。

青峰会館使用心得

青峰会館（以下「会館」という。）を学生の課外活動並びに学生及び教職員の福利厚生のために使用する場合は、次の事項を厳守すること。

- 1 会館を使用する場合は、学生課で手続きを行い、校長の許可を受けること。
- 2 使用できる部屋は、次のとおりとする。
 - (1) 1F第1セミナー室
 - (2) 1F軽食堂
 - (3) 2F第2セミナー室
 - (4) 2F第3セミナー室
 - (5) 2F第4セミナー室
 - (6) 2F第5セミナー室
 - (7) 2F暗室
 - (8) 2F和室
- 3 会館を使用することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 本校教職員
 - (2) 本校学生
 - (3) その他校長が許可した者
- 4 会館を使用できる時間は、原則として次のとおりとする。

平日 9時から18時30分まで
- 5 会館を使用しようとする者は原則として使用日の1月以前に、別記様式による施設使用願（学生にあっては学生主事を経て）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

ただし、学生が学生準則（平成16年規則第71号）第34条の規定又はクラブ活動により許可を得て使用する場合は、この限りでない。
- 6 会館の使用は、1日毎に許可するものとする。ただし、校長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。
- 7 会館を使用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用許可書を携行すること。
 - (2) 許可された用途以外に使用しないこと。
 - (3) 使用のための準備は、すべて使用者が行うこと。
 - (4) 使用時間は厳守すること。
 - (5) 転貸しないこと。
 - (6) 火気の取扱いには十分注意すること。

- (7) みだりに備品を移動させないこと。
 - (8) 所定の場所以外に掲示その他これに類する行為をしないこと。
 - (9) 他の者の使用を妨げ、又は不快を感じさせるような行為をしないこと。
 - (10) 清潔、整頓に心掛けること。
 - (11) 使用後は、室内を清掃し、備品等を原状に復するとともに、火気点検及び戸締りを確実にすること。
- 8 前項の事項を守らないときは、使用許可の取消し又は以後の使用を許可しないことがある。
- 9 使用者が、施設、設備及び備品を破損又は亡失した場合は、すみやかに、その旨を学生課に報告しなければならない。
- 10 使用者が、施設、設備及び備品を故意もしくは重大な過失により破損又は亡失した場合は、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。

附 記

この心得は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

クリエーションセンター利用内規

本校クリエーションセンター（以下「センター」という）の利用に際し、必要な事項を次のように定める。

（センター内の区画）

1. センター内は、別図に示すとおり、運営上次の 3 つの区画（ゾーン）に区分する。
- ① 実習ゾーン
 - ② 共同利用ゾーン
 - ③ 工学実験・顕微鏡室ゾーン

（使用時間）

2. センターの利用時間は、次のとおりとする。

（1）時間内利用

・平日 8:45 ～ 17:00 （① 実習ゾーン ② 共同利用ゾーン ③ 工学実験・顕微鏡室ゾーン）

（2）時間外利用

- ・平日
 - ① 実習ゾーン 17:00 ～ 18:00
 - ② 共同利用ゾーン 17:00 ～ 21:00
 - ③ 工学実験・顕微鏡室ゾーン 17:00 ～ 21:00
- ・休日
 - ① 実習ゾーン 使用不可。但し、センター職員の監督下にある場合を除く。
 - ② 共同利用ゾーン 9:00 ～ 21:00
 - ③ 工学実験・顕微鏡室ゾーン 9:00 ～ 21:00

（利用の申請及び承認）

3. センターの利用者は、事前に次に定める手続きを行うものとする。

(1) 時間内の利用

時間割に組み込まれている授業時間帯を除き、別記様式第1の「クリエーションセンター 施設使用許可願」を、センターへ提出するものとするものとする。またその際に、実習ゾーンに設置してある機器類を使用する場合は、別記様式第2の「クリエーションセンター 機械使用許可願」をセンターへ提出し、許可を得なければならない。

(2) 時間外の利用

①別記様式第1の「クリエーションセンター 施設使用許可願」を、次に示す期日までにセンターへ提出するものとする。

a. 次週の1週間分がわかっている場合

1週間分をまとめて前週金曜日（金曜日が休日の場合にはその前日というように、休日が始まる前の平日）17:00まで。

b. 上記 a 以外

- ・平日の 17:00 以降に利用しようとする場合は、当日 17:00 まで。
- ・休日中に利用しようとする場合は、その休日が始まる前の平日 17:00 まで。

なお、実習ゾーンに設置してある機器類を使用する場合（平日 17:00 ～ 18:00）は、前号と同様に別記様式第2の「クリエーションセンター 機械使用許可願」も併せて提出し、許可を得るものとする。

②上記(1)の許可願提出後に変更が生じた場合には、その理由を添えて新たに許可願をセンターへ提出し、許可を得なければならない。

③時間外にセンターを利用する場合、学生準則及び専攻科学生準則の規則により「施設時間外使用願」も教務係へ提出しなければならない。

(3) 教育課程に基づく授業以外の利用

①教育課程に基づく授業以外でセンターを利用する場合は、時間内・時間外を問わず、指導教員を通じて上記3(2)に基づき手続きを行うものとする。

②教育課程に基づく授業であっても、卒業研究及び特別研究でセンターを利用する場合は、時間内・時間外を問わず、指導教員を通じて上記3(2)に基づき手続きを行うものとする。

(共同利用ゾーンの年間利用申請とその承認)

4. 共同利用ゾーンの利用に際しては、共有性ならびにその時々ニーズに応じた柔軟性が必要であることを考慮して、使用期間を各年度単位とし、次のように定める。

(1) 年間を通じて共同利用ゾーンの使用を希望する者は、その前年度の2月末日までに別記様式第3の「クリエーションセンター 共同利用ゾーン長期使用許可願」をセンター長へ提出し、承認を得なければならない。その承認については、センター運営協力会議にて可否を審議し、センター長が決定する。

(2) 年度の途中で共同利用ゾーンの使用を希望する必要がある者は、使用希望日の1ヶ月前までに別記様式第3の「クリエーションセンター 共同利用ゾーン長期使用許可願」をセンター長へ提出する。使用可能なスペースがある場合、センター長はこれを許可することがある。

(利用の制限)

5. センター長は、次のいずれかに該当する時は使用を認めないものとする。

- (1) 使用の内容がセンターの業務の範囲外である時。
- (2) 施設設備の維持・保守及び安全管理上、支障がある時。
- (3) 他の者による利用又は故障などのため、その設備が利用できない時。
- (4) その他、利用が深夜に及ぶなど、運営上特に支障があると認めた時。

(利用者の留意事項)

6. センターの利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 作業服、作業靴、作業帽、保護メガネを着用すること。サンダル等でのセンター内への立入りは禁止する。
- (2) 安全に関する注意事項を遵守すること。
- (3) センター職員・スタッフの指示を遵守すること。
- (4) 作業終了後は、使用した機械及びセンター内の清掃を行い、原状に復すること。

(経費の負担)

7. 利用者及び製作（修理）依頼者は、当該利用または製作（修理）に要した材料費を負担するものとする。

(その他)

8. 利用者が、その責に帰すべき事由により、センターの施設・設備を滅失又は損傷したときは、これを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。ただし、利用者がその職務を適正に遂行している間に生じたものについては、この限りではない。

付 記

実習センター規則（平成16年規則第33号）は、廃止する。

情報処理センター利用内規

情報処理センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を次のように定める。

(使用時間)

1 センターの使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 春期休業、夏期休業、冬期休業及び臨時休業の日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く期間

平 日 8:45～20:00

- (2) 春期休業、夏期休業、冬期休業及び臨時休業の日

平 日 8:45～17:00

(利用の制限)

2 センター長は、次のいずれかに該当する場合は使用を認めない。

- (1) 使用の内容がセンターの業務の範囲外であるとき。
 - (2) 施設設備の維持・保守及び安全管理上、支障があるとき。
 - (3) 他の者による利用又は故障などのため、その設備が利用出来ないとき。
 - (4) その他利用が深夜に及ぶなど、運営上特に支障があると認めたとき。
- (利用者の留意事項)
- 3 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) センターの備品、書類その他の物件に許可無く触れないこと。
 - (2) センター員が禁止する操作、行為等を行わないこと。
 - (3) 計算機の操作には、細心の注意を払うこと。
 - (4) 利用中に機器の故障又は障害が発生したときは、直ちにセンター員に報告すること。
- (ネットワーク利用者の留意事項)
- 4 インターネット等ネットワークの利用者は、次の事項を厳守しなければならない。
- (1) いかなる違法行為、及び公序良俗に反する行為を行わないこと。
 - (2) ネットワークを利用した営利行為を行わないこと。
 - (3) 本校の品位を傷つける行為を行わないこと。
- (経費の負担)
- 5 センター長は、利用者に必要な経費を負担させる場合がある。
- (その他)
- 6 利用者は、センターの施設・設備を滅失又は損傷したときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、利用者が適正な使用上において生じたものについては、この限りではない。

附 記

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

共同研究推進センター利用内規

共同研究推進センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を次のように定める。

(使用できる範囲)

- 1 センターは、民間等との共同研究等（近い将来に民間等との共同研究に発展する可能性が明確であるものを含む。）、学内共同研究、技術相談及び共同研究等に係る講演会等並びに共同研究等に関係する学生の卒業研究及び特別研究に限り利用することができる。

ただし、材料分析室にあつては、教員の研究並びに学生の教育指導及び研究指導として利用することができる。

(使用できる時間)

- 2 センターは、24 時間利用することができる。

ただし、材料分析室にあつては、原則として次のとおりとする。

月曜日～金曜日 8:45～18:00

(使用の申請及び承認)

3 センターは、次の区分により使用することができる。

(1) 施設を使用しようとする場合

(イ) 外部資金を活用した民間等外部との共同研究等を実施する場合は、申請・承認を受けてその研究期間において優先して使用することができる。また、外部資金が継続することになった場合は、再申請により継続して使用できる。

(ロ) 学内資金（寄附金を含む）を利用した共同研究等は、申請・承認を受けて使用できる。1研究につきその年度の3月末までとし、再申請・承認により継続して使用することができる。

(ハ) 学内資金等を利用した共同研究等に伴う施設の使用については、共同研究推進センター運営協議会の議を経て、センター長が決定する。

(2) 材料分析室の設備を使用しようとする場合

(イ) 設備を利用しようとする者は、別記様式第3の「材料分析室設備使用承認願」を保守責任者（学生にあっては指導教員）の確認を得た上で、センター長又は副センター長に提出し、承認を受けなければならない。

承認を受けた者は、ネットワーク上の予定表に記入の上、使用することができる。

(ロ) 民間等との共同研究等により、民間の者が使用する場合にあっては、本学の教員が立ち会う。

(ハ) 学生が使用する場合にあっては、指導教員がその取り扱い及び技術の指導並びに使用に当たっての留意事項について全責任をもつ。

（使用の制限）

4 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは使用を認めないものとする。

(1) 使用の内容がセンターの業務の範囲外であるとき。

(2) 施設設備の維持・保守及び安全管理上、支障があるとき。

(3) 他の者による利用又は故障等のため、その設備が利用できないとき。

(4) 学生が時間外に使用する場合に、学生準則及び専攻科学生準則に規定する「施設時間外使用願」を提出しなかったとき。

(5) その他運営上特に支障があると認めたとき。

5 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、共同研究推進センター運営協力会議の議を経て、使用の中止を命じることができる。

(1) 使用の内容がセンターの業務の範囲外であったとき。

(2) 施設設備の維持・保守及び安全上、支障があると判断したとき。

(3) 各使用承認願又は使用願の記載に虚偽を発見したとき。

(4) 次項の「留意事項」を厳守しなかったとき及び他人に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。

（留意事項）

6 センターを使用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された目的以外に使用しないこと。

(2) 火気の取り扱いには十分注意すること。

(3) 高圧ガスに係る設備を使用するに当たっては、「高圧ガス危害予防規程（昭和61年3月15日制定）」に従うこと。

(4) みだりに物品を移動させないこと。

- (5) 使用のための準備は、すべて利用者が行うこと。
- (6) 利用者は、整理整頓（清掃を含む。）に努めること。
- (7) 使用終了後（継続使用の場合は、継続使用終了後）は、現状復帰すること。
- (8) 利用者は、毎日、利用日誌に記載すること。
- (9) センターの玄関入り口の鍵は、教養教育科及び各学科で責任をもって管理すること。

（経費の負担）

7 設備使用の際必要な材料等の経費は、次の各号に掲げる区分により負担する。

- (1) 教員の研究の場合にあつては、利用者が負担する。
- (2) 民間等との共同研究等の場合にあつては、共同研究経費により負担する。
- (3) 学生の場合にあつては、各学科又は指導教員が負担する。

（その他）

8 利用者が、その責に帰すべき事由により、センターの施設・設備を滅失又は損傷したときは、これを現状に復帰し、又は、その損害を賠償しなければならない。ただし、利用者がその職務を適正に遂行している間に生じたものについては、この限りでない。

附 記

この内規は、平成 30 年 3 月 7 日から実施する。

学生会規約

(名称)

第1条 本会は、鈴鹿工業高等専門学校学生会と称する。

(目的)

第2条 本会は、学校の指導のもと、会員の自発的な活動を通してその人間形成を促し、すぐれた社会人としての資質を養うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、会員相互の親睦をはかり、その教養を高め、文化の向上及び体育の振興に資するための事業を行なう。

(会員)

第4条 本校の学科学生は、すべて本会の会員となる。

第5条 本会の会員は、次の権利及び義務を有する。

(1) 本会の目的を達成するために行う事業に参加すること。

(2) 本規約に基づいて役員を選出すること。

(3) 本会の会費を納入すること。

(4) 学則、学生準則及び本会規約に基づく一切の定めを遵守すること。

2 本会の会員は、前項に定める諸権利を濫用したり、義務を怠つてはならない。

(組織)

第6条 本会に総会、評議会、役員会及びクラブを置く。なお、クラブに準ずる団体として、別に定める規約に従って同好会を置くことができる。

(総会)

第7条 総会は全会員をもって構成し、本会における最高決議機関である。

2 定例の総会は、毎年5月末日までに会長が召集する。但し、評議員の2分の1以上の要請があつたとき及び会長が必要と認めたときは、臨時に総会を召集することができる。

3 総会は、全会員の2分の1以上の出席（委任状も含む）がなければ開くことができない。

第8条 総会の議長は、評議員の互選により選出される。

第9条 総会は次の事項を審議し議事は出席会員の過半数の承認によって決定される。

(1) 規約の改廃に関すること。

(2) 会費に関すること。

(3) 本会の事業計画及び予算、決算に関すること。

(4) 全会員の10分の1以上の連署をもって申し出された事項に関すること。

(5) その他本会の目的に添う、会長の承認等重要な事項に関すること。

(評議会)

第10条 評議会は、役員及び各学級・クラブより各1名選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関する事項を役員会とともに審議する。

2 同好会は、評議員を選出する権利を持たない。

第11条 定例の評議会は、4月と12月に会長が召集する。但し、会長が必要と認めたときは臨時に召集することができる。

2 会長は、次の場合は、臨時に評議会を召集しなければならない。

- (1) 本会役員会の要請があったとき。
- (2) 評議員総数の3分の1以上の要請があったとき。
- (3) 全会員の10分の1以上の要請があったとき。

3 クラブに関する事項の審議については、各クラブの評議員のみによって評議会を構成することができる。ただし、審議の結果については、会長は全評議員に通知しなければならない。

第12条 評議会は、全評議員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第13条 評議会の議長は、会長がこれを務める。または、評議員の互選により選出する。

2 評議会の事務は、学生会の書記がこれを処理する。

第14条 評議会は、学生会の運営に関する次の事項を審議する。

- (1) 総会で審議すべき事項
- (2) 評議員から提出された事項
- (3) 役員会から提出された事項
- (4) 会計監査委員から提出された事項
- (5) その他必要な事項

第15条 評議会は、必要があるときは、会員一般の意見を求めることができる。

第16条 各学級・クラブより選出された評議員は、評議会の議決事項を、その学級・クラブの会員に伝達しなければならない。

第17条 評議員の任期は1年とし、毎年度の始めに選出される。ただし、補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とし、その都度選出される。

(役員会)

第18条 本会の業務を執行するため、役員として会長1名、副会長1名、書記1名、会計長1名及び役員若干名をおき、役員会を構成する。

2 会長及び会計長は評議会に於いて互選する。他の役員は会長の推薦にもとづいて選出され、評議会で承認された者とする。

第19条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員は任期終了後といえども次期役員が選出され、引き継ぎが行なわれるまでその業務を執行する。但し、5年生の役員については、卒業式までを任期とする。この場合においては、5年生の役員の業務代行者は会長が指名する。

第20条 会長は、本会を代表し、総会並びに評議会で議決された一切の事項の執行に関する権限と責任を負う。

2 会長は、総会並びに評議会に提出する議案を作成する。

3 会長は、総会及び評議会で議決された事項について、校長に報告するものとする。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在又は事故のあったとき、その職務を代行する。

5 書記は、本会に係る各種名簿、会議録並びに通信文等の作成及びその保持に当たる。

6 会計は、本会の財政一般を処理する。

(各種委員会)

第21条 会長は、評議会の議を経て本会の事務を行うため各種委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員長は、第18条第1項の役員のなかから会長が任命するものとする。

但し、財政に関する委員会の長は、会計の代表者がこれに当たる。

3 その他委員会の設置及び運営に関する必要な事項は、評議会が別に定める。

(クラブ)

第22条 本会のクラブの種類は評議会において別に定める。

2 クラブに主将（キャプテン）又は部長を置く。主将、又は部長はクラブ員が互選する。

3 学生は、その希望のクラブに所属することができる。

4 クラブの運営にあたっては、校長の任命する教員（クラブ指導部長という。）の指導をうけるものとする。

5 クラブは、クラブ指導部長の助言を受けることができる。

(財政)

第23条 本会の経費は、入会金・会費・臨時会費・寄附金・補助金及びその他の収入をもつて充てる。

第24条 本会の予算は、会長及び会計長が予算案を作成し、評議会の議を経たのち総会の承認を得て執行する。

2 部会に関する予算案の作成については、別途定める。

第25条 すべての経費は、予算の定めるところに従い、会長の承認を経て会計が支出する。

第26条 会計は年1回（4月最初の評議会とする）前年度の決算について評議会に報告しなければならない。

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

第28条 会員は入会の際、入会金として3,000円を、年会費として前期はじめに7,200円を納入しなければならない。

2 会費納入等の手続き等については、評議会で定める。

3 会長は、必要と認めたときは、評議会の議を経たのち総会の承認を経て、臨時会費を徴集することができる。

(監査)

第29条 会計の監査は、年1回（3月末日とする）監査委員がこれを行う。

2 監査委員は学生2名を評議会において人選し、総会の承認を経てその都度選任する。また、学生課職員1名を監査委員とする。

3 監査委員は、監査報告書を作成して、これを総会に報告しなければならない。

4 会長が必要と認めたときは、外部の団体に監査を依頼することができる。この場合、監査に当たった者を監査委員とする。

(罷免及び辞任)

第30条 総会において出席会員の3分の2以上をもって役員の不信任の議案を可決し、又は信任の議案を否決されたときは、役員は辞任する。

2 前項によって役員が辞任したときは、直ちに新役員を選出しなければならない。

3 前項によって選任された役員の任期は、前役員の残任期間とする。

第31条 役員及び評議員は、総会又は評議会において正当な理由があると認められなければ辞任することができない。

2 役員及び評議員が辞任したときは、その後任については前条第2項及び第3項を準用する。

(規約の改正)

第32条 本会の規約の改正は、評議会で出席議員の3分の2以上で可決したのち、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(学校への報告)

第33条 本会の運営について、次の事項は、校長に報告するものとする。

- (1) 規約の改廃に関する事。
- (2) 事業計画及び収支予算書に関する事。
- (3) 事業報告及び収支決算書に関する事。
- (4) クラブの設置・廃止に関する事。
- (5) 校外団体との交渉に関する事。
- (6) その他本会の運営に関する事。

同好会規約

第1条 学生準則第30条第1項及び学生会規約第6条の規定に基づき、同好会を置く。

第2条 同好会は学校の指導のもとに学生会のクラブに準ずる活動を行なうものとする。

第3条 学生が同好会を結成しようとするときは、学生団体結成願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第4条 同好会は同会の趣旨に賛同する学生若干名をもつて構成する。

第5条 同好会の運営にあたっては、校長の任命する指導教員の指導を受けるものとする。

第6条 同好会は10名以上の会員を有し、かつ3年以上の活動実績があるときは、次に掲げる書類をもつて学生会クラブの結成を申請することができる。

- (1) 同好会会員名簿
- (2) 同好会指導教員の推薦書
- (3) 実績報告書(活動状況及び経費の概要)

第7条 前条の結成については、学生会評議会及び総会の議を経て校長の承認を受けなければならない。

専攻科学生準則

(趣旨)

第1条 この準則は、鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第58条の規定に基づき、専攻科の学生（以下「専攻科学生」という。）の遵守すべき事項を定める。

(学則等諸規則の遵守義務)

第2条 専攻科学生は、学則、専攻科学生準則その他の規則を遵守し、本校専攻科学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

(誓約書及び保証人)

第3条 入学許可された専攻科学生における誓約書及び保証人については、学生準則（平成16年規則第 号。以下同じ。）第3条、第4条及び第5条の規定を準用する。

(学生証)

第4条 専攻科学生における学生証の取扱いについては、学生準則第6条、第7条及び第8条の規定を準用する。

(住居)

第5条 専攻科学生における住居の取扱いについては、学生準則第9条の規定を準用する。

(休学、退学、欠席等)

第6条 専攻科学生における休学、復学、退学、改姓届、欠席届及び公的等理由による欠席の取扱いについては、学生準則第10条から第15条までの規定を準用する。

(通学届等)

第7条 専攻科学生が通学に使用する原動機付自転車又は自動二輪車及び自動車の取扱いについては、学生準則第17条の規定を準用する。

2 専攻科学生は、道路交通に関する諸法令を遵守し、事故の防止に努めるとともに、事故が発生したときは直ちに校長に届け出なければならない。

(健康診断等)

第8条 専攻科学生における健康診断の取扱いについては、学生準則第22条及び第23条の規定を準用する。

(校内団体の結成等)

第9条 専攻科学生が校内において団体を結成しようとするときは、学生準則第30条から第33条までの規定を準用する。

(集会、行事等)

第10条 専攻科学生及びその団体における集会、行事等の取扱いについては、学生準則第34条及び第35条の規定を準用する。

(印刷物の発行、掲示)

第11条 専攻科学生及びその団体における印刷物の発行、配布及び販売並びに掲示の取扱いについては、学生準則第36条及び第37条の規定を準用する。

(施設、設備の使用)

第12条 専攻科学生及びその団体の本校の施設、設備の使用については、学生準則第38条の規定を準用する。

(様式の読替え)

第13条 学生準則に規定する別表左欄に掲げる様式は、同表の右欄に掲げる様式にそれぞれ読替えるものとする。

(雑則)

第14条 この専攻科学生準則に定めるもののほか、専攻科学生準則の施行に際して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この準則は、平成17年1月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

別表(第13条関係)

学生準則の別記様式	専攻科学生準則の別記様式
別記様式第1〔誓約書〕	別記様式専第1
別記様式第2〔保証人変更届〕	別記様式専第2
別記様式第3〔住所(変更)届〕	別記様式専第3
別記様式第4〔休学願〕	別記様式専第4
別記様式第5〔復学願〕	別記様式専第5
別記様式第6〔退学願〕	別記様式専第6
別記様式第7〔改姓届〕	別記様式専第7
別記様式第8〔公欠願〕	別記様式専第8
別記様式第9〔二輪通学許可願〕	別記様式専第9
別記様式第10〔四輪通学許可願〕	別記様式専第10
別記様式第12〔学生団体結成願〕	別記様式専第12
別記様式第13〔集会等許可願〕	別記様式専第13
別記様式第14〔印刷物等発行(配布・販売)願〕	別記様式専第14
別記様式第15〔印刷物等掲示許可願〕	別記様式専第15
別記様式第16〔施設・設備使用願〕	別記様式専第16
別記様式第17〔施設時間外使用願〕	別記様式専第17

専攻科学生心得

専攻科学生は、未成年である学科学生とキャンパスを共にすることを十分自覚し、専攻科学生としての品位を損なうことのないよう心得ておくべき事項を以下に掲げる。

- 1 校内における飲酒及び喫煙は、禁止する。
- 2 入学式、修了式の式典には、スーツの着用を心がけること。
- 3 学校における服装は、華美に過ぎるものの着用を控えること。

附 記

この心得は、平成17年1月17日から実施する。

鈴鹿工業高等専門学校専攻科の修了認定に関する規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）専攻科（以下「専攻科」という。）の修了認定に関する事項は、この規則の定めるところによる。

2 本校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第4条第3項第4号に規定する先端融合テクノロジー連携教育プログラムコースの修了認定に関する事項は、別に定める。

(修了認定)

第2条 専攻科の修了認定は、別に定める学習・教育到達目標の達成度評価基準を満たしている者のうち、学則（第4条第4項に規定する主たるコース（以下「主コース」という。）を修了した者に対して行う。主コースの修了認定は、専攻科に2年以上在学し、次表に定める単位数を修得している者に対して行う。

区 分		修得単位数	備 考
教養科目	必修	6 単位	
	選択	2 単位以上	
コース共通科目	必修	14 単位	
専門展開科目	必修	20 単位	
	コース必修	2 単位	
	選択	8 単位以上	
合 計		62 単位以上	

第3条 主コース以外のコースの修了認定は、前条の規定を満たす者のうち、専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則第12条に規定する授業科目を8単位修得している者に対して行う。

第4条 第2条及び第3条の修了認定は、専攻科の授業科目担当教員で組織する修了認定会議の意見を聞いて、校長がこれを行う。

第5条 校長は、第2条の規定を満たす者に対し、所定の修了証書を授与する。

附 則

この規則は、平成24年2月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年2月25日から施行し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、平成29年度専攻科入学生から適用し、平成28年度以前専攻科入学生については、なお従前による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、令和2年度専攻科入学生から適用し、平成31年度以前専攻科入学生については、なお従前による。

鈴鹿工業高等専門学校専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）専攻科（以下「専攻科」という。）における授業科目の履修及び単位修得に関する事項は、この規則の定めるところによる。

2 前項にかかわらず、本校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第4条第3項第4号に規定する先端融合テクノロジー連携教育プログラムコースについては、別に定める。

(授業科目)

第2条 授業科目は、講義、外国語（語学に限る。以下同じ。）、輪講、実験及び特別研究に分類する。ただし、副コースの授業科目は講義のみとする。

(1 単位当たりの履修時間)

第3条 1単位当たりの履修時間は、次表のとおりとする。

講	義	15	時	間
外	国	30	時	間
輪	講	30	時	間
実	験	45	時	間
特	別	45	時	間
研	究			

(履修届)

第4条 学生は、学期毎に履修届を学生課教務係へ提出するものとする。なお、学生は学則第4条第4項に規定する主たるコース（以下「主コース」という。）以外のコース（以下「副コース」という。）を選択する場合は、専攻科1年次前期提出の履修届に、選択した副コースを記入しなければならない。

(試験)

第5条 試験は、定期試験及び追試験とする。

2 試験は、特別の事情がない限り、その授業の終了する学期末に実施する。

3 定期試験の科目、日時その他の必要な事項は、試験開始日の2週間前（追試験にあつては、1週間前）までに公示する。

なお、学期中間の講義中に中間試験を原則として行う。

4 試験を受けることができる者は、当該学期における当該授業科目を履修した者とする。

5 欠席時数が講義時間数の5分の1を超える者については、定期試験を受験した場合であっても、その科目の単位を認めない。ただし、授業科目の欠席時数が3分の1以内で、その欠席時数が主として長期の疾病に起因する場合に限り考慮することがある。

(追試験)

第6条 追試験は、次の各号の一に該当することにより、定期試験が受けられなかったときに限って受けることができる。

(1) 病気

(2) 事故

(3) 2つ以上の科目の試験時間が重複する場合

(4) その他やむを得ない事情と認められる場合

(再試験)

第7条 定期試験及び中間試験の評価で60点に達していない授業科目については、再試験を行うことができる。

2 再試験における試験科目の点数については、60点を上限とする。

3 不正行為者の当該試験における全ての科目の再試験は行わない。

(不正行為の取扱い)

第8条 第5条第1項に規定する試験及び中間試験において、不当な方法により当該試験の有効性を損なう行為（以下「不正行為」という。）が発覚した場合は、次に定める取扱いによるものとする。

一 定期試験、追試験及び中間試験において、不正行為が発覚した場合は、当該試験期間中に試験を実施した全科目の点数は0点とする。また、試験期間中に発覚した場合は、当該科目以降に実施する試験科目の受験は許可しない。

(成績の評価)

第9条 授業科目の成績評定記号は、「優」、「良」、「可」又は「不可」とする。

2 評定は、試験結果を100点法によって行い、次の点数基準により表す。

優 100点 — 80点

良 79点 — 65点

可 64点 — 60点

不可 59点以下

(単位の認定)

第10条 前条の「優」、「良」又は「可」の評定記号を得たものを単位修得として認定する。

(単位の再認定)

第11条 前条の単位が認定されなかった授業科目については、第5条第4項の規定にかかわらず、次年度に限り当該授業科目を履修することなく試験を受け、単位の再認定を求めることができる。

2 前項により単位の再認定を求める者は、授業科目担当教員の許可を受けた上で、別記様式第2に定める再認定希望届を学生課教務係へ提出しなければならない。

(大学等における授業科目の履修等)

第12条 学則第52条の規定により、大学等における学修等を本校における授業科目の履修とみなし、単位の認定を受けようとする者は、他大学等の授業を履修する前に別記様式第3に定める大学等における学修申請書を学生課教務係に提出し、履修後は別記様式第4に定める大学等における学修単位認定申請書を同係に提出しなければならない。

2 前項の規定により認定を受けた単位のうち、修了認定に係る単位数は、別に定める。

(副コースにおける授業科目の履修)

第13条 副コースにおける授業科目の履修は、選択した副コースに対応する専門展開科目の選択に限る。

2 前項により授業科目を履修する学生が、副コースにおける履修を主コースにおける履修としようとするときは、当該授業科目が主コースに対応する場合に限り、履修届提出時に変更することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

先端融合テクノロジー連携教育プログラムの実施に関する規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第4条第5項の規定に基づき、本校専攻科（以下「専攻科」という。）と国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「大学」という。）が連携して実施する先端融合テクノロジー連携教育プログラム（以下「連携教育プログラム」という。）の本校における実施方法について、次のように必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「連携教育プログラム」とは、専攻科と大学がそれぞれの強みをもつ教育資源を有効に活用しつつ、教育内容の高度化を図り、実践的・創造的能力を備えた指導的技術者の養成を目的として、連携して実施する連携教育プログラムをいう。

(実施方針)

第3条 連携教育プログラムは、連携の相手方となる大学との協議に基づき、学則第4条第2項に定める入学定員の内数で実施する。

(連携教育プログラムの教育課程及び実施方法)

第4条 連携教育プログラムは、専攻科の課程及び大学の学士課程の並行履修であり、双方に在籍する学生（以下「連携教育プログラム履修学生」という。）が、本校と大学が定めた連携教育プログラムの教育課程を履修するものとする。

2 授業科目及びその単位数は学則別表第3－2のとおりとする。

3 連携教育プログラムを修了した者は、専攻科から修了証書を授与すると共に、大学の課程を修了した者には、大学から学位が授与される。

(入学科及び授業料の額)

第5条 連携教育プログラム履修学生に係る入学科及び授業料については、大学が定める額及び方法により納付する。

(授業科目)

第6条 授業科目は、講義、外国語（語学に限る。以下同じ。）、輪講、実験及び特別研究に分類する。

(1単位当たりの履修時間)

第7条 1単位当たりの履修時間は、次表のとおりとする。

講	義	15	時	間
外	国	30	時	間
輪	講	30	時	間
実	験	45	時	間
特	別	45	時	間
研	究			

(履修届)

第8条 連携教育プログラム履修学生は、学期毎に履修届を学生課教務係へ提出するものとする。

(試験)

第9条 試験は、定期試験及び追試験とする。

2 試験は、特別の事情がない限り、その授業の終了する学期末に実施する。

3 定期試験の科目、日時その他の必要な事項は、試験開始日の2週間前(追試験にあつては、1週間前)までに公示する。

なお、学期中間の講義中に中間試験を原則として行う。

4 試験を受けることができる者は、当該学期における当該授業科目を履修した者とする。

5 欠席時数が講義時間数の5分の1を超える者については、定期試験を受験した場合であっても、その科目の単位を認めない。ただし、授業科目の欠席時数が3分の1以内で、その欠席時数が主として長期の疾病に起因する場合に限り考慮することがある。

(追試験)

第10条 追試験は、次の各号の一に該当することにより、定期試験が受けられなかったときに限って受けることができる。

(1) 病気のとき

(2) 事故のとき

(3) 2つ以上の科目の試験時間が重複する場合

(4) その他やむを得ない事情と認められる場合

(再試験)

第11条 定期試験及び中間試験の評価で60点に達していない授業科目については、再試験を行うことができる。

2 再試験における試験科目の点数については、60点を上限とする。

3 不正行為者の当該試験における全ての科目の再試験は行わない。

(不正行為の取扱い)

第12条 第9条第1項及び第3項に規定する試験及び中間試験において、不当な方法により当該試験の有効性を損なう行為(以下「不正行為」という。)が発覚した場合は、次に定める取扱いによるものとする。

一 定期試験、追試験及び中間試験において、不正行為が発覚した場合は、当該試験期間中に試験を実施した全科目の点数は0点とする。また、試験期間中に発覚した場合は、当該科目以降に実施する試験科目の受験は許可しない。

(成績の評価)

第13条 授業科目の成績評定記号は、「優」、「良」、「可」、又は「不可」とする。

2 評定は、試験結果を100点法によって行い、次の点数基準により表す。

優 100点 — 80点

良 79点 — 65点

可 64点 — 60点

不可 59点以下

(単位の認定)

第14条 前条の「優」、「良」、又は「可」の評定記号を得たものを単位修得として認定する。

(単位の再認定)

第15条 前条の単位が認定されなかった授業科目については、第9条第4項の規定にかかわらず、

次年度に限り当該授業科目を履修することなく試験を受け、単位の再認定を求めることができる。

- 2 前項により単位の再認定を求める者は、授業科目担当教員の許可を受けた上で、別記様式第2に定める再認定希望届を学生課教務係へ提出しなければならない。

(修了認定)

第16条 連携教育プログラムの修了認定は、別に定める学習・教育到達目標の達成度評価基準を満たしている者のうち、学則第4条第3項第4号に規定するコースに2年以上在学のうえ、次表に定める専攻科修了要件の単位数を修得した者に対して行う。

区 分		修得単位数	備 考
教養科目	選択	2単位以上	
実践力強化科目	必修	22単位	大学との共同開設科目
専門科目	選択	2単位以上	
専門展開科目	選択	2単位以上	
合 計		62単位以上	

- 2 前項の修了認定は、専攻科の授業科目担当教員で組織する修了認定会議の意見を聞いて、校長がこれを行う。

- 3 校長は、第1項の規定を満たす者に対し、所定の修了証書を授与する。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、連携教育プログラムについて必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

専攻科成績順位の付け方に関する取扱いについて

- 1 取得した単位ごとに、優を3点、良を2点、可を1点として点数を合計し、順位を付ける。
但し、外国語については、優を6点、良を4点、可を2点とする。

附 記

- 1 この取扱いは、平成30年3月7日から実施し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の取扱いは、平成29年度専攻科入学生から適用し、平成28年度以前専攻科入学生については、なお従前による。

専攻科学生に係る公的理由等による欠席の取扱いについて

学科学生に係る「公的理由等による欠席の取扱基準」を準用する。

グローバルエンジニアプログラム規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）のグローバルエンジニアプログラム（以下「GEプログラム」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(修業年限及び履修)

第2条 GEプログラムの修業年限は、学科第1学年から専攻科2年次までの7年間とする。

2 GEプログラムは、学科第1学年から履修するものとする。ただし、学科第4学年以降の履修については、別に定める基準に基づき履修希望者から選抜するものとする。

(履修選抜基準)

第3条 GEプログラムの履修選抜基準は、団体特別受験制度を含む国際コミュニケーション英語能力テスト（以下「TOEIC」という。）スコア及び所属学科の学業成績による。

(修了)

第4条 本校専攻科の修了時において、別に定める授業科目の単位を修得し、TOEIC スコアの基準を満たした者に対してGEプログラム修了証を授与する。

(他の教育機関からの入学者等)

第5条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第21条の規定による編入学生、学則第22条の規定による転入学生、学則第61条の規定による外国人留学生及び本校以外の高等専門学校からの本校専攻科1年次への入学生については、本規則を適用することができる。

(事務)

第6条 GEプログラムに関する事務は、学生課教務係で処理する。

(実施規定)

第7条 この規則の実施のための手続その他実施について必要な事項は、校長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度以前学科入学生に係る、修業年限については、第2条の規定を満たしたものとみなす。

グローバルエンジニアプログラム取扱規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）が実施するグローバルエンジニアプログラム（以下「GEプログラム」という。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校グローバルエンジニアプログラム規則（平成29年規則第103号。以下「GEプログラム規則」という。）の定めるもののほか、

この規則の定めるところによる。

(修業年限)

第2条 GEプログラム規則第5条の規定に該当する学生（以下「編入学生等」という。）について、GEプログラム規則第2条第1項に規定する修業年限を適用し、次の各号に掲げる未修業期間を修業したものとみなす。

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第21条の規定により編入を許可された学生（以下「編入学生」という。）については、学科第1学年から編入学する学年までの年限
- (2) 学則第22条の規定により転入学が許可された学生（以下「転入学生」という。）については、学科第1学年から転入学する学年までの年限
- (3) 学則第61条の規定により入学が許可された外国人留学生（以下「留学生」という。）については、学科第1学年から入学する学年までの年限
- (4) 本校以外の高等専門学校から本校専攻科1年次に入学が許可された学生（以下「入学生」という。）については、学科第1学年から第5学年の5年間

2 学則第32条の規定により、3ヶ月以上継続して修学することができない学生の修業年限については、学則第34条の規定による復学が許可されるまでの当該期間を加算しないものとする。

(履修選抜基準)

第3条 学科第4学年以降は、学業成績が所属学科の上位20パーセント以内であり、次に掲げる基準を満たす者を、履修者として選抜する。

- (1) 学科第4学年進級時において、団体特別受験制度を含む国際コミュニケーション英語能力テスト（以下「TOEIC」という。）スコアが400以上の者とする。この場合におけるTOEICスコアは、Global Test of English CommunicationスコアのTOEIC換算スコアに読み替えることができる。
- (2) 本校専攻科に推薦による入学試験を合格し、入学した者のうち、前号の規定に該当しない者であって、本校卒業時にTOEICスコアが500以上の者とする。

2 GEプログラムの履修を希望する編入学生等は、編入学、転入学及び入学（以下「入学等」という。）学年に進級したものとみなし、前項第1号の規定を適用する。ただし、学科第5学年以降の編入学生等は、最終出身学校が定める学業成績が上位20パーセント以内であり、次に掲げる基準を満たす者を、履修者として選抜する。

- (1) 学科第5学年編入学生等においては、TOEICスコアが450以上である者とする。
- (2) 本校専攻科入学学生においては、TOEICスコアが500以上である者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、校長が同等の能力を有していると認める者とする。

(修了要件)

第4条 GEプログラムの修了は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 本校専攻科を修了していること。
- (2) 次に掲げる授業科目を履修し、単位を修得していること。
 - (ア) コミュニケーション英語Ⅰ
 - (イ) コミュニケーション英語Ⅱ
 - (ウ) 英語表現論
 - (エ) グローバル・リーダー論

(オ) 国際関係論

(カ) 国際インターンシップ

(3) TOEIC スコア 650 以上であること。

- 2 編入学生等の前項第2号の単位の認定については、修得したものとみなす。ただし、学科第3学年以前の入学等についてはこの限りではない。

(認定機関)

第5条 GEプログラムに関する所掌は教務委員会とし、GEプログラム規則及び本規則に基づき、GEプログラムの適切な運営に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年度以前学科入学生に係る、第3条及び第4条の規定については、次のとおりとする。

(1) 第3条関係

ア 平成28年度学科第1学年から第3学年学生については、第3条第1項第1号の規定を適用する。

イ 平成28年度学科第4学年学生については、第3条第1項第1号の規定を、学科第5学年進級時において、TOEIC スコアが450以上である者と読み替える。

ウ 平成28年度学科第5学年学生については、第3条第1項第1号の規定を、本校専攻科入学時において、TOEIC スコアが500以上である者と読み替える。

エ 平成28年度以前専攻科入学生については、適用しない。

(2) 第4条関係

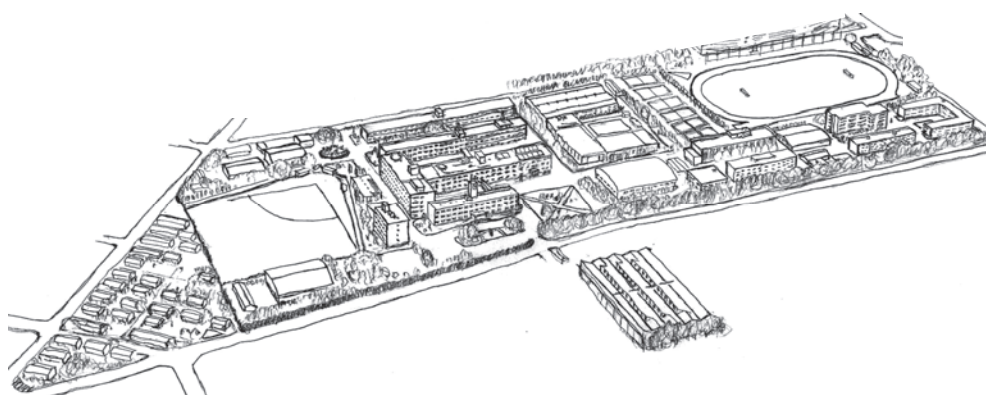
ア 平成28年度以前学科入学生については、第4条第1項第2号(ア)の規定を適用しないものとし、同条同項同号(イ)については、英語Ⅴ(学科第5学年)の単位修得で、コミュニケーション英語Ⅱを修得したものとみなす。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 改正後の規則は、令和2年度専攻科入学生から適用し、平成31年度以前専攻科入学生については、なお従前による。

鈴鹿高専の沿革と組織等



1 沿 革

昭和37年 4月 1日	国立高等専門学校第1期校として機械工学科、電気工学科および工業化学科の3学科で発足	平成 3年10月 9日	カナダ、ジョージアン技術大学と学術文化交流協定締結
昭和37年 4月28日	仮校舎（旧NTT鈴鹿研修センター）において開校式および第1期生入学式を挙行、同日を開校記念日と制定	平成 4年 4月28日	創立30周年記念式典を挙行（「工学の華」の碑を建立）
昭和38年 3月25日	校舎の一部完成、現在地に移転	平成 5年 3月 5日	寄宿舎（青峰寮A）を竣工
昭和38年 6月22日	校歌および校旗を制定	平成 5年 4月 1日	専攻科（電子機械工学専攻、応用物質工学専攻）設置
昭和38年11月16日	陸上競技場が完成	平成 5年 4月20日	専攻科第1期生（24名）の入学式を挙行
昭和39年 3月10日	第2期工事（工業化学科実験棟、電気工学科実験棟、機械実習工場等）を竣工	平成 6年12月15日	専攻科棟を竣工
昭和39年12月10日	テニスコートを竣工	平成 7年 1月25日	推薦入学制度導入
昭和40年 3月24日	第3期工事（機械工学科実験棟、体育館、剣道場、弓道場等）を竣工	平成 9年 4月 1日	工業化学科を生物応用化学科に改組
昭和40年 8月10日	野球場が完成	平成 9年 4月 1日	全寮制から任意寮制へ移行
昭和40年11月20日	校舎等落成式を挙行	平成13年 1月30日	マルチメディア棟竣工
昭和41年 4月 1日	金属工学科設置	平成14年 4月 1日	創立40周年記念式典を挙行
昭和42年 3月20日	第2機械実習工場を竣工	平成15年 4月 1日	電気工学科を電気電子工学科に名称変更
昭和42年 4月 8日	全寮制施行	平成16年 4月 1日	国（文部科学省）から独立行政法人国立高等専門学校機構へ移管
昭和44年 3月25日	柔道場を竣工	平成16年 5月10日	技術者教育プログラム「複合型生産システム工学」がJABEEから認定
昭和45年 3月16日	図書館を竣工	平成18年 3月20日	高等専門学校機関別認証評価基準を充足
昭和47年 3月15日	水泳プールを竣工	平成18年 4月18日	中国、常州信息職業技術学院と学術交流協定締結
昭和47年11月25日	創立10周年記念式典を挙行（「校歌の碑」建立）	平成19年 4月 1日	45時間学修単位制を導入
昭和47年12月 4日	電子計算機室を竣工	平成21年 4月23日	技術者教育プログラム「複合型生産システム工学」がJABEEから継続認定
昭和55年 2月28日	第2体育館を竣工	平成24年11月 3日	創立50周年記念式典を挙行
昭和56年 3月23日	青峰会館を竣工	平成25年 3月27日	高等専門学校評価基準を大学評価・学位授与機構から認証
昭和57年 4月28日	創立20周年記念式典を挙行（「知徳体の碑」建立）（記念レリーフを設置）	平成29年 4月 1日	専攻科（電子機械工学専攻、応用物質工学専攻）を1専攻（総合イノベーション工学専攻）に改組
昭和61年 3月19日	材料科学研究センターを竣工	平成29年11月10日	ドイツ、ハノーファー大学電気工学及びコンピュータ科学部と学術交流協定締結
昭和61年 4月 1日	金属工学科を材料工学科に改組	平成31年 3月27日	高等専門学校評価基準を大学改革支援・学位授与機構から認証
平成元年 4月 1日	電子情報工学科設置	令和 3年 2月25日	ロシア、ハバロフスク地方教育発展研究所と協力協定締結
平成 2年 6月 5日	アメリカ、オハイオ州立大学工学部と学術交流協定締結		
平成 3年 3月28日	電子情報工学科棟を竣工		

2 令和3年度 校務分担

役職名	所属	氏名
校長		竹 茂 求
副校長	機械工学科	末 次 正 寛
(校長補佐) 教務主事	材料工学科	下 古 谷 博 司
(校長補佐) 学生主事	教養教育科	仲 本 朝 基
(校長補佐) 寮務主事	教養教育科	林 浩 士
(校長補佐) 研究主事	生物応用化学科	平 井 信 充
(校長補佐) 専攻科長	電子情報工学科	田 添 丈 博
機械工学科長	機械工学科	藤 松 孝 裕
電気電子工学科長	電気電子工学科	横 山 春 喜
電子情報工学科長	電子情報工学科	飯 塚 昇
生物応用化学科長	生物応用化学科	船 越 邦 夫
材料工学科長	材料工学科	和 田 憲 幸
教養教育科長	教養教育科	船 越 一 彦
副専攻科長 専攻科長補佐（2年担当）	機械工学科	近 藤 邦 和
専攻科長補佐（1年担当）	生物応用化学科	山 口 雅 裕
教科責任者（人文社会）	教養教育科	石 谷 春 樹
教科責任者（自然科学（数学））	教養教育科	伊 藤 清
教科責任者（自然科学（理科））	教養教育科	丹 波 之 宏
教科責任者（外国語）	教養教育科	古 野 百 合
教科責任者（体育）	教養教育科	宝 来 毅
図書館長	電子情報工学科	伊 藤 明
クリエーションセンター長	機械工学科	白 木 原 香 織
情報処理センター長	電子情報工学科	青 山 俊 弘
共同研究推進センター長	生物応用化学科	平 井 信 充
教育研究支援センター長	機械工学科	末 次 正 寛
イノベーション交流プラザ長	機械工学科	末 次 正 寛
男女共同参画室長	機械工学科	白 木 原 香 織
男女共同参画室副室長	生物応用化学科	山 本 智 代
広報室長	機械工学科	末 次 正 寛
広報室副室長	材料工学科	万 谷 義 和
広報室副室長	材料工学科	黒 田 大 介
国際交流室長	教養教育科	日 下 隆 司
国際交流副室長	電気電子工学科	川 口 雅 司
学生支援室長	生物応用化学科	山 本 智 代
学生支援室副室長	教養教育科	大 貫 洋 介
学生支援室相談員（庶務担当）	学生課	毛 利 好 子
学生支援室相談員	学外カウンセラー	早 川 武 彦
学生支援室相談員	学外カウンセラー	山 本 道 子
学生支援室相談員	学外カウンセラー	樋 元 陽 子

役職名	所属	氏名
学年主任（第1学年）	教養教育科	日 下 隆 司
学年主任（第2学年）	教養教育科	山 崎 賢 二
学年主任（第3学年）	生物応用化学科	下 野 晃
学年主任（第4学年）	機械工学科	民 秋 実
学年主任（第5学年）	電子情報工学科	伊 藤 明
学級担任（第1学年M科）	教養教育科	川 本 正 治
学級担任（第1学年E科）	教養教育科	熊 澤 美 弓
学級担任（第1学年I科）	教養教育科	飯 島 和 人
学級担任（第1学年C科）	教養教育科	宝 来 毅
学級担任（第1学年S科）	教養教育科	三 浦 陽 子
学級担任（第2学年M科）	教養教育科	桑 野 一 成
学級担任（第2学年E科）	教養教育科	伊 藤 清
学級担任（第2学年I科）	教養教育科	長 井 み ゆ き
学級担任（第2学年C科）	教養教育科	堀 江 太 郎
学級担任（第2学年S科）	教養教育科	松 尾 江 津 子
学級担任（第3学年M科）	機械工学科	正 木 彰 伍
学級担任（第3学年E科）	電気電子工学科	西 村 一 寛
学級担任（第3学年I科）	電子情報工学科	岡 芳 樹
学級担任（第3学年C科）	生物応用化学科	下 野 晃
学級担任（第3学年S科）	材料工学科	黒 飛 紀 美
学級担任（第4学年M科）	機械工学科	民 秋 実
学級担任（第4学年E科）	電気電子工学科	生 田 智 敬
学級担任（第4学年I科）	電子情報工学科	森 育 子
学級担任（第4学年C科）	生物応用化学科	高 倉 克 人
学級担任（第4学年S科）	材料工学科	小 俣 香 織
学級担任（第5学年M科）	機械工学科	打 田 正 樹
学級担任（第5学年E科）	電気電子工学科	柴 垣 寛 治
学級担任（第5学年I科）	電子情報工学科	伊 藤 明
学級担任（第5学年C科）	生物応用化学科	今 田 一 姫
学級担任（第5学年S科）	材料工学科	黒 田 大 介
担任補佐（第1学年）	教養教育科	大 貫 洋 介
担任補佐（第1学年）	教養教育科	松 岡 信 之
担任補佐（第2学年）	教養教育科	久 留 原 昌 宏

令和3年度 クラブ・同好会・創造活動プロジェクト指導教員分担

(学生会文化部門)

音 楽 部	クラブ部長	平 井 信 充
	クラブ部長補佐	伊 藤 明
E S S	クラブ部長	日 下 隆 司
写 真 部	クラブ部長	森 育 子
美 術 部	クラブ部長	下古谷 博 司
文 芸 部	クラブ部長	久留原 昌 宏
	クラブ部長補佐	田 添 丈 博
囲 碁 将 棋 部	クラブ部長	堀 江 太 郎
茶 道 部	クラブ部長	石 谷 春 樹
アコースティックギター部	クラブ部長	三 浦 陽 子

(学生会体育部門)

陸 上 競 技 部	クラブ部長	舩 越 一 彦
	クラブ部長補佐	黒 田 大 介
バドミントン部	クラブ部長	板 谷 年 也
	クラブ部長補佐	今 田 一 姫
	クラブ部長補佐	丹 波 之 宏
硬 式 野 球 部	クラブ部長	藤 松 孝 裕
	クラブ部長補佐	河 合 里 紗
	クラブ部長補佐	和 田 憲 幸
ソフトテニス部	クラブ部長	大 貫 洋 介
	クラブ部長補佐	岡 芳 樹
	クラブ部長補佐	熊 澤 美 弓
テ ニ ス 部	クラブ部長	藤 野 月 子
	クラブ部長補佐	柴 垣 寛 治
	クラブ部長補佐	西 村 一 寛
	単純引率要員	甲 斐 穂 高
バスケットボール部	クラブ部長	川 本 正 治
	クラブ部長補佐	下 野 晃
	クラブ部長補佐	幸 後 健
W ・ V 部	クラブ部長	辻 琢 人
	クラブ部長補佐	山 口 雅 裕
柔 道 部	クラブ部長	高 倉 克 人
	クラブ部長補佐	仲 本 朝 基
剣 道 部	クラブ部長	南 部 智 憲
	クラブ部長補佐	川 口 雅 司
	クラブ部長補佐	長 井 みゆき
男子バレーボール部	クラブ部長	淀 谷 真 也
	クラブ部長補佐	宝 来 毅
女子バレーボール部	クラブ部長	林 浩 士
	クラブ部長補佐	古 野 百 合
弓 道 部	クラブ部長	飯 島 和 人
	クラブ部長補佐	末 次 正 寛
	クラブ部長補佐	万 谷 義 和
卓 球 部	クラブ部長	松 尾 江津子
	クラブ部長補佐	松 岡 信 之

(学生会体育部門)

空 手 道 部	クラブ部長	伊 藤 清
	クラブ部長補佐	鬼 頭 みずき
ハンドボール部	クラブ部長	山 崎 賢 二
	クラブ部長補佐	小 俣 香 織
	クラブ部長補佐	小 川 亜希子
サ ッ カ ー 部	クラブ部長	民 秋 実
	クラブ部長補佐	正 木 彰 伍
	クラブ部長補佐	生 田 智 敬
水 泳 部	クラブ部長	村 松 愛梨奈
	クラブ部長補佐	桑 野 一 成
	クラブ部長補佐	黒 飛 紀 美
	単純引率要員	下 野 晃
	単純引率要員	山 本 智 代

(同好会)

ビ ア ノ	指導教員	白木原 香 織
カ ー ド	指導教員	久留原 昌 宏
ソ ー ラ ン	指導教員	甲 斐 穂 高
ソフトボール	指導教員	山 本 智 代
動画同好会	指導教員	橋 本 良 介
鈴鹿総合工学同好会	指導教員	白 井 達 也
華道同好会	指導教員	石 谷 春 樹
ラグビー同好会	指導教員	船 越 邦 夫
ラグビー同好会	指導教員	幸 後 健
生物同好会	指導教員	今 田 一 姫

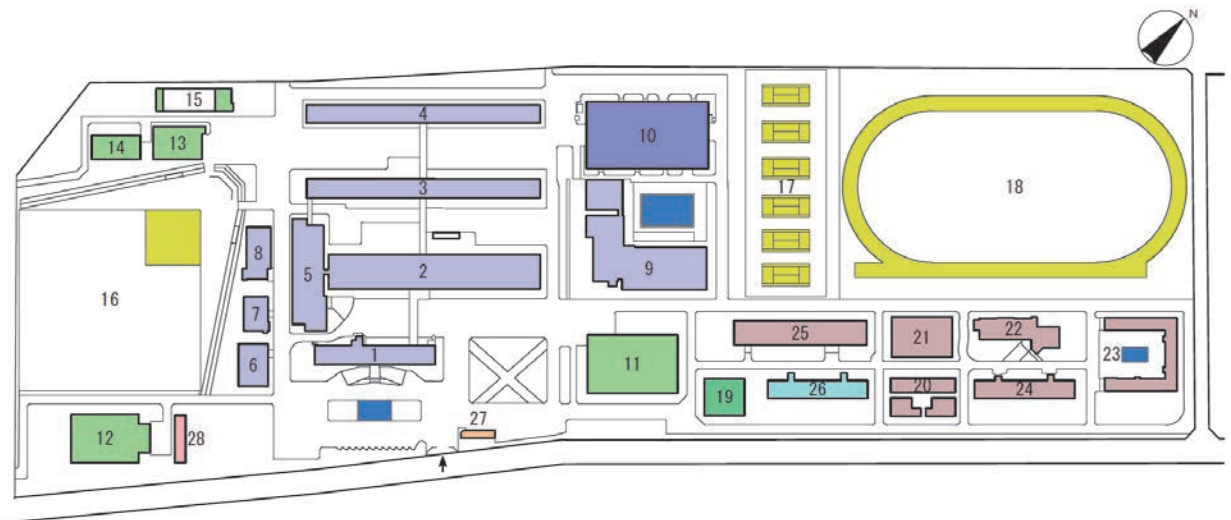
(創造工学プロジェクト)

ロボコン	責任者	白 井 達 也
	副責任者	打 田 正 樹
プロコン	責任者	青 山 俊 弘
	副責任者	田 添 丈 博
エコカー	責任者	正 木 彰 伍
	副責任者	近 藤 邦 和
デザコン	責任者	伊 藤 清
	副責任者	堀 江 太 郎

校内 教員室等配置図(略図)

令和3年4月1日現在

- | | | |
|--------------------------|------------|----------------|
| ① 事務・教養棟(総務課・学生課・教養教育科) | ⑪ 第1体育館 | ⑳ 寮管理部 |
| ② 生物応用化学科・教室 | ⑫ 第2体育館 | ㉑ 寮食堂 |
| ③ 電気電子工学科・材料工学科 | ⑬ 剣道場(修道館) | ㉒ 青峰寮A |
| ④ 機械工学科・教室 | ⑭ 柔道場(弘道館) | ㉓ 第1青峰寮 |
| ⑤ 電子情報工学科・教室 | ⑮ 弓道場(志誠館) | ㉔ 第2青峰寮 |
| ⑥ 専攻科 | ⑯ 野球場 | ㉕ 第4青峰寮 |
| ⑦ 共同研究推進センター(材料分析室) | ⑰ テニスコート | ㉖ イノベーション交流プラザ |
| ⑧ 共同研究推進センター | ⑱ 陸上競技場 | ㉗ 守衛室 |
| ⑨ マルチメディア棟(図書館・情報処理センター) | ⑲ 青峰会館 | ㉘ くらぶハウス |
| ⑩ クリエーションセンター | | |



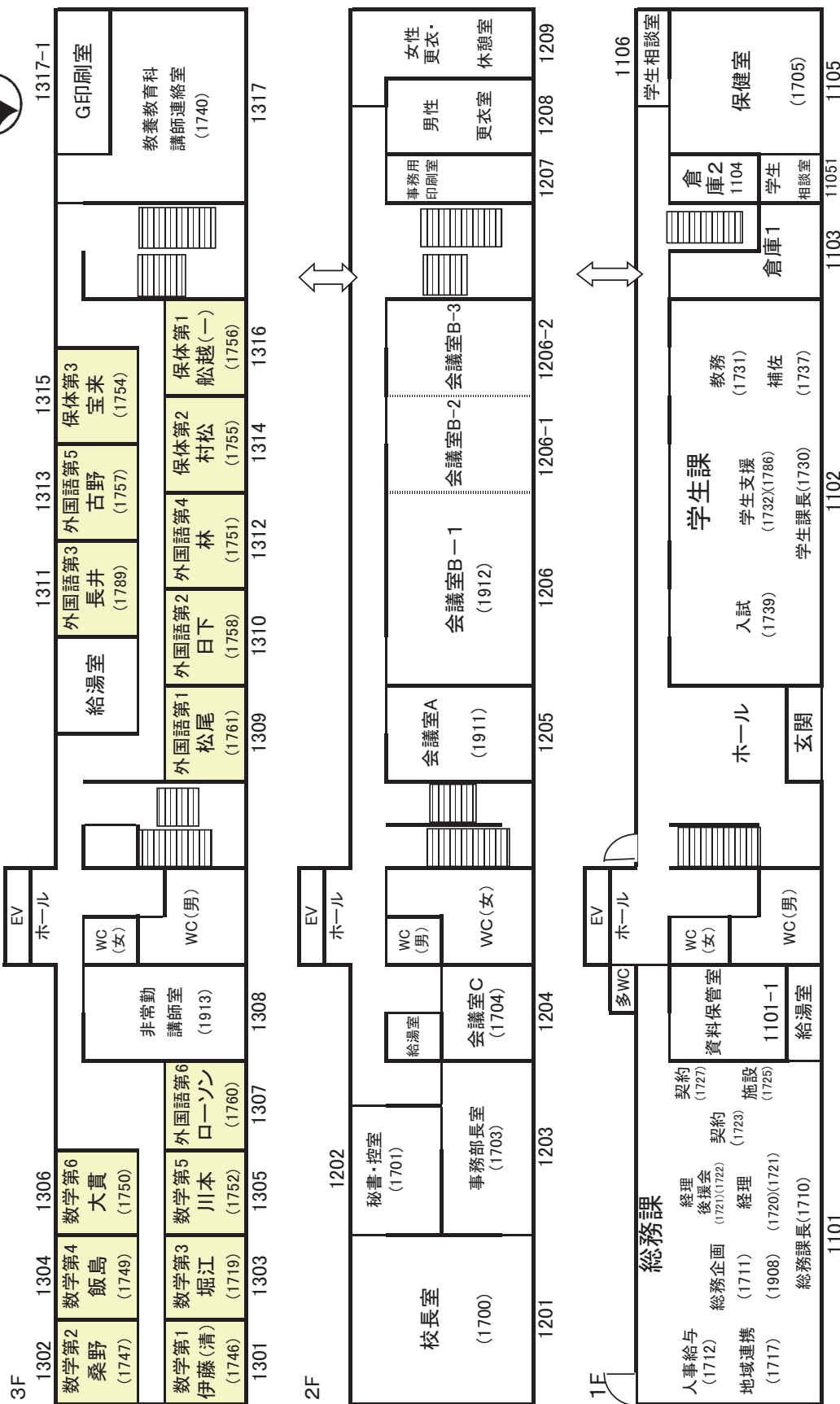
配置図について

- | | | |
|--------|--|--------------|
| はしご線 | | = 階段を表す |
| 塗り潰し | | = 当該教員研究室を表す |
| ブロック矢印 | | = 渡り廊下を表す |

- ()なし = 部屋番号
()あり = 内線番号

※縮尺は正確ではない

事務・教養棟(1号館)



生物応用化学科教室棟(2号館)



3F

2316	2314	2312	2310	2307	2305	2304	2318	2319	2321	2323	2325	2326
データ処理室	生物応用化学科セミナー室	生物応用化学第10実験室	物理化学実験室	第3計測実験室	第2計測実験室	第1計測実験室	WC (男)	女子更衣室	人文第2教員研究室 磯野 (1742)	4Sクラス	物理第4教員研究室 仲本 (1767)	第3合併講義室
生物応用化学第12実験室 甲斐	生物応用化学第11実験室 平井	生物応用化学第10教員研究室 平井 (1823)	第9教員研究室 下野 (1831)	第8教員研究室 甲斐 (1821)	生物応用化学第9実験室 高倉	生物応用化学第8実験室 下野	第7教員高倉 (1830)	2Cクラス	2Sクラス	5Sクラス	物理第3教員研究室 田村 (1764)	
生物応用化学第11実験室 伊東・中川(元) (1820)	生物応用化学第10実験室 伊東・中川(元) (1820)	生物応用化学第10教員研究室 平井 (1823)	第9教員研究室 下野 (1831)	第8教員研究室 甲斐 (1821)	生物応用化学第9実験室 高倉	生物応用化学第8実験室 下野	第7教員高倉 (1830)	2Cクラス	2Sクラス	5Sクラス	物理第3教員研究室 田村 (1764)	

I科棟

2F

2214	2213	2211	2209	2204	2203	2202	2216	2217	2219	2221	2223	2224
培養実験室	生物応用化学第7実験室 今田	微生物工学実験室	基礎化学実験室	天秤室	無機合成実験室 下野	WC (女)	物理実験室 1	物理実験準備室 (1765)	物理実験2	2Iクラス	物理第1教員研究室 三浦 (1763)	吹抜
培養工学実験室	生物応用化学第6実験室 今田 (1834)	第6教員研究室 今田 (1834)	第12教員研究室 淀谷 (1822)	第5教員研究室 (1825)	第4教員研究室 (1824)	生物応用化学第4実験室	学生控室	1Eクラス	2Mクラス	2Eクラス	物理第2教員研究室 丹波 (1748)	第2講義室
生物応用化学第6実験室	生物応用化学第6教員研究室 今田 (1834)	第6教員研究室 今田 (1834)	第12教員研究室 淀谷 (1822)	第5教員研究室 (1825)	第4教員研究室 (1824)	生物応用化学第4実験室	生物応用化学準備室	1Eクラス	2Mクラス	2Eクラス	物理第2教員研究室 丹波 (1748)	

I科棟

1F

2113	2112	2110	2108	2106	2103	2102	2115	2117	2118	2120	2122	2124
遺伝子工学実験室	生物応用化学第3実験室 山口	低温実験室	精密合成化学実験室	生物応用化学第2実験室 小川	第11教員研究室 小川 (1768)	NMR室 (1833)	化学実験室	化学実験準備室	化学教員研究室 山崎 (1832)	10クラス	教員研究室 (1766)	第2合併講義室
細胞工学実験室	第3教員研究室 山口 (1835)	第4計測実験室 (1826)	化学工学実験室	生物応用化学第1実験室 山本 (1827)	第11教員研究室 小川 (1768)	NMR室 (1833)	化学実験室	化学実験準備室	化学教員研究室 山崎 (1832)	10クラス	教員研究室 (1766)	
細胞工学実験室	第3教員研究室 山口 (1835)	第4計測実験室 (1826)	化学工学実験室	生物応用化学第1実験室 山本 (1827)	第11教員研究室 小川 (1768)	NMR室 (1833)	化学実験室	化学実験準備室	化学教員研究室 山崎 (1832)	10クラス	教員研究室 (1766)	

I科棟



電子情報工学科棟(5号館)

C科側

E科側

第8教員 研究室 (1809)	第7教員 研究室 (1811)	第6教員 研究室 (1807)	第5教員 研究室 (1803)	第4教員 研究室 (1805)	第3教員 研究室 (1804)	M.WC	LWC	第1教員 研究室 (1802)	第2教員 研究室 (1812)	飯塚 (1802)	久留原 (1808)	石谷 (1744)	熊澤 (1743)	人文第1 教員室 松岡 (1741)
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------	-----	-----------------------	-----------------------	--------------	---------------	--------------	--------------	-----------------------------

情報伝送実験室	電子装置実験室	電子物性実験室	会議室	留学生語学演習室	第10教員 研究室 (1813)	画像 処理 実験室	事務・ 教養棟
---------	---------	---------	-----	----------	------------------------	-----------------	------------

情報機器 実験準備室 板谷 (1806)	情報機器実験室 飯塚 (1829)	工作室	LWC	M.WC	ラウンジ (吹抜)	パソコン室 青山	4Cクラス
-------------------------------	-------------------------	-----	-----	------	--------------	-------------	-------

情報処理実験室 (1818)	情報処理 実験準備室 (1815)	画像工学実験室 田添 (1838)	5Cクラス	大講義室
-------------------	-------------------------	-------------------------	-------	------

第2基礎実験室 (1810)	電子制御実験室 (1837)	LWC	M.WC	ラウンジ (吹抜)	女子更衣室	3Iクラス
-------------------	-------------------	-----	------	--------------	-------	-------

第1基礎実験室	第1講義室	5Iクラス	電子制御 実験 準備室	4Iクラス
---------	-------	-------	-------------------	-------

分散システム 実験室 板谷	電気室	多機能 WC	LWC	M.WC	ポーチ	3Cクラス
---------------------	-----	-----------	-----	------	-----	-------

情報システム 実験室 板谷	電子計測実験室 伊藤(明) (1814)	5Eクラス	4Eクラス	3Eクラス
---------------------	----------------------------	-------	-------	-------

EV

33332

EV

3221

EV

3118

機械工学科棟(4号館)



2F

4201	末次 第1 教員室 多目的室 (1781)	4202	陳 第2 教員室 多目的室 (1772)	4203	産学官 協働 研究室 (兼月) セミナー 室 (1774)	4204	白木原 第4 教員室 多目的室 (1776)	4205	近藤(邦) 第5 教員室 多目的室 (1777)	4206	藤松 第6 教員室 多目的室 (1783)	4207	鬼頭 第7 教員室 多目的室 (1779)	4208	正木 第8 教員室 多目的室 (1771)	4209	民秋 第9 教員室 多目的室 (1780)	4210	打田 第10 教員室 多目的室 (1773)	4211	白井 第11 教員室 多目的室 (1775)	4212	谷川 中川(明) 事務室 (1628)		会議室 調査 資料室		WC (男)		WC (女)		5Mクラス	4214	4Mクラス	4215	製図室	4216	3Mクラス	4217	モノ創り工房	4218
------	-----------------------------------	------	----------------------------------	------	---	------	------------------------------------	------	--------------------------------------	------	-----------------------------------	------	-----------------------------------	------	-----------------------------------	------	-----------------------------------	------	------------------------------------	------	------------------------------------	------	------------------------------	--	------------------	--	-----------	--	-----------	--	-------	------	-------	------	-----	------	-------	------	--------	------

1F

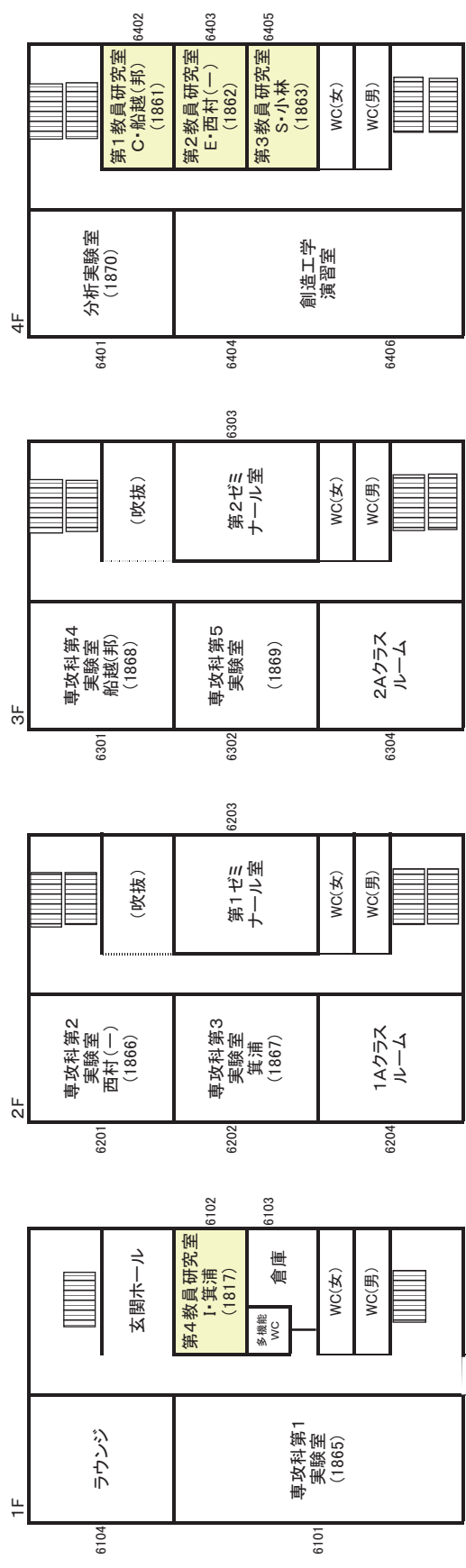
4101	材料 力学 実験室 (1)	4102	(2) 末次	4103	第1共有 実験室	4104	数理工学 実験室	4105	デザイン 工房	4106	材料評価学 実験室 白木原	4107	流体工学実験室 近藤(邦)		WC (男)		WC (女)		熱工学 実験室 藤松	4108	第2共有 実験室	4109	伝熱工学 実験室 鬼頭	4110	材料強度学 実験室 陳	4111	機械力学 実験室 民秋	4112	機械制御 工学実験室 打田	4113	知能機械 システム 実験室 白井	4114
------	------------------------	------	-----------	------	-------------	------	-------------	------	------------	------	---------------------	------	------------------	--	-----------	--	-----------	--	------------------	------	-------------	------	-------------------	------	-------------------	------	-------------------	------	---------------------	------	---------------------------	------

電気電子工学科棟

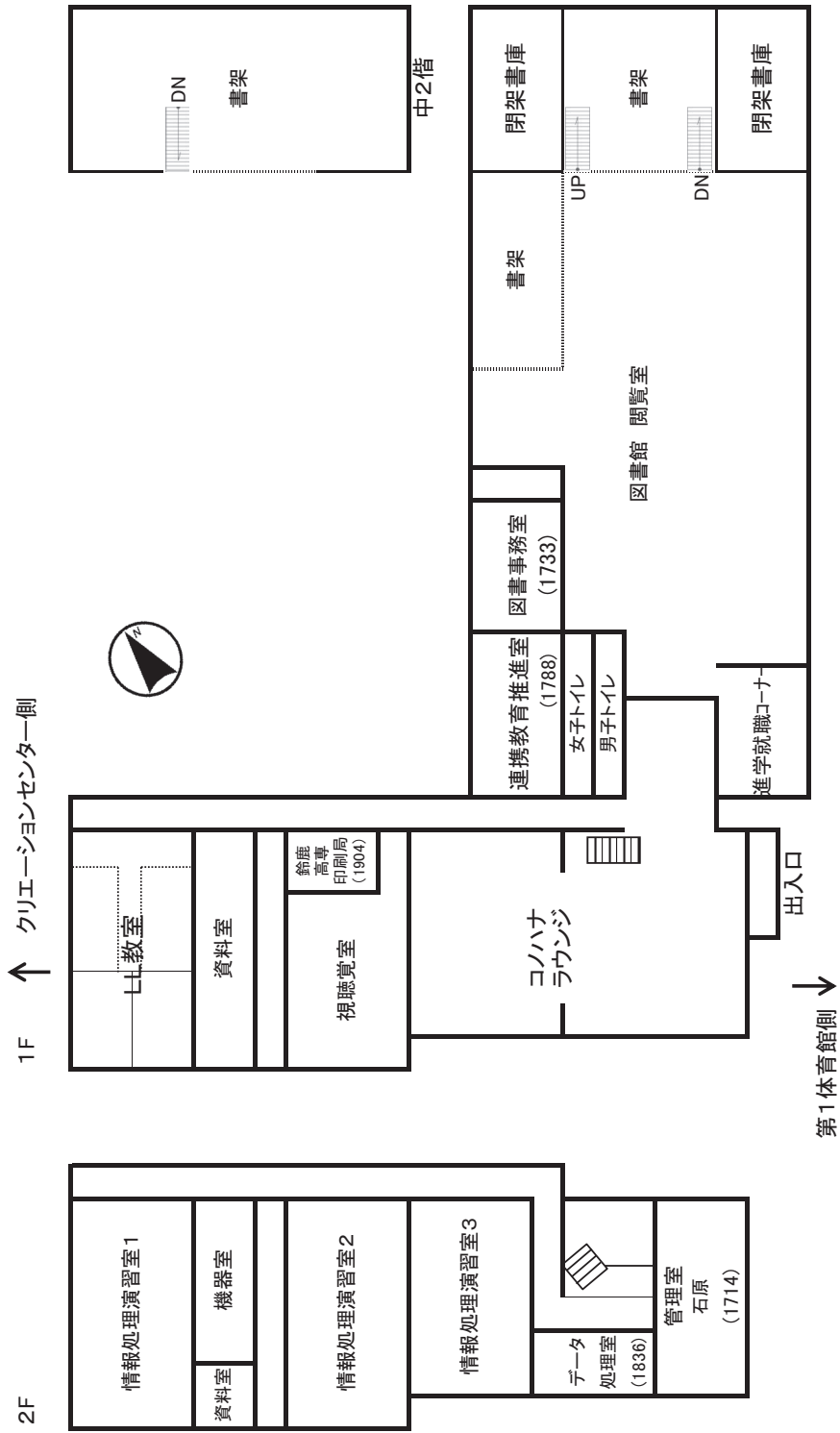
専攻科棟(6号館)



共同研究推進
センター側
↑
事務・教養棟側
→



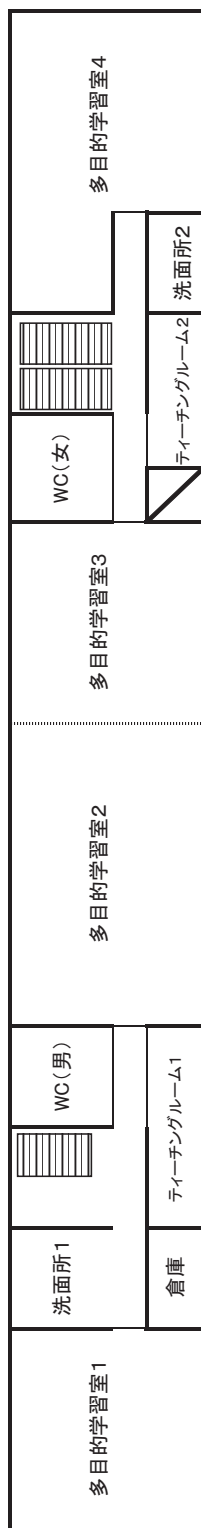
マルチメディア棟



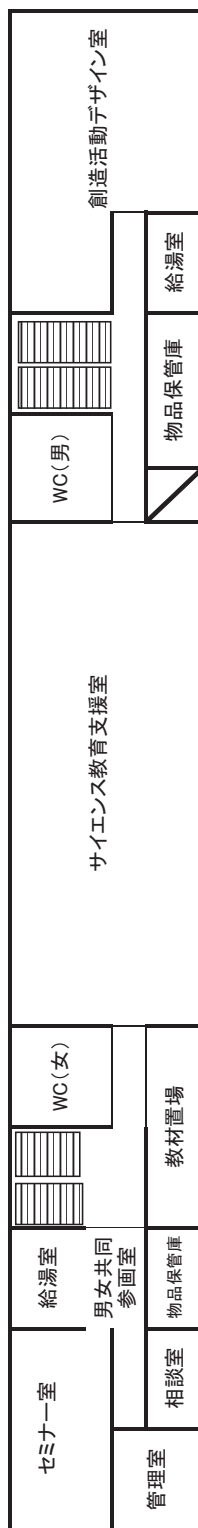
イノベーション交流プラザ



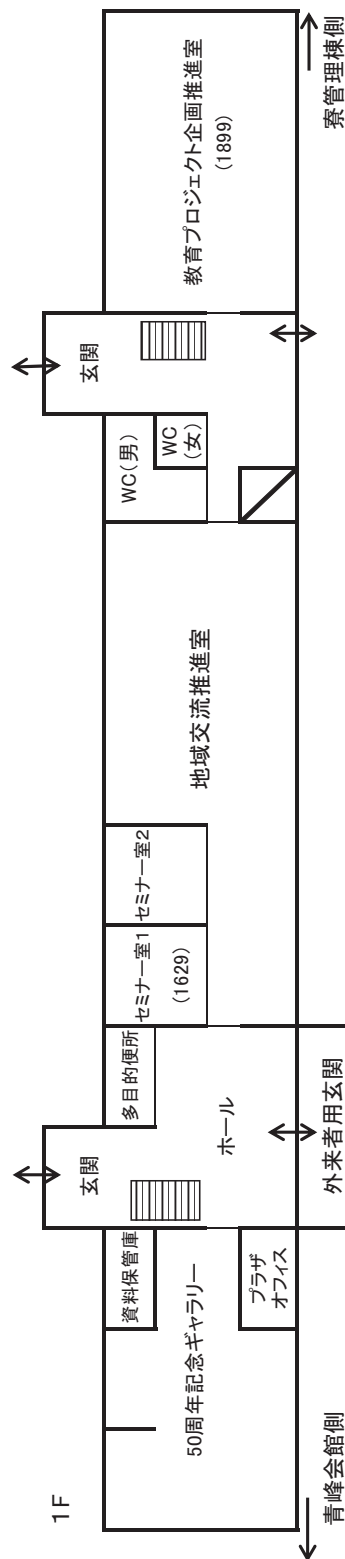
3F



2F



1F



製作実習
ルーム
7231

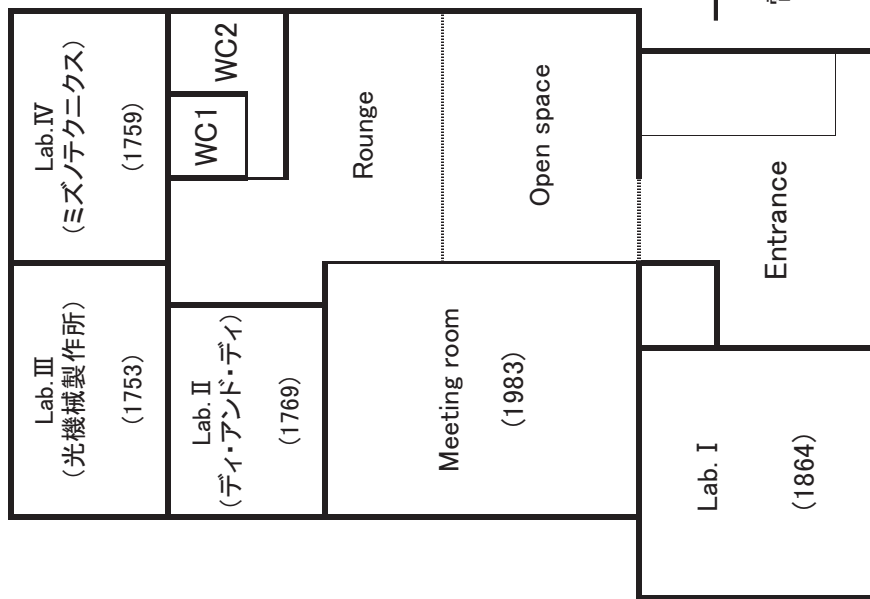
溶接演習
ルーム
7212

管理室
中村
西森
(1713)
7211

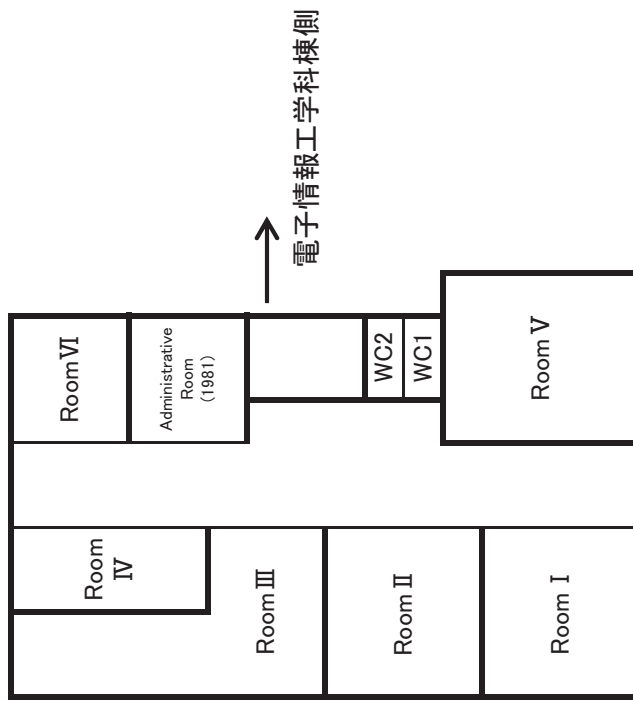
男子便所	女子便所	休憩ルーム 7132	創造活動実践教育エリア 7133	マテリアル創製実験室 7134
洗面所	マンデージン	多目的倉庫1 便所 7131		
廊下				
エントランスホール			NCワークルーム 7121	NCプログラミングミングルーム 7122
			機械及び保管室 7123	鑄造エリア 7124
				ガス炉
機械工作エリア 7111			溶接エリア 7112	
			倉庫2 7113	
			休憩室	
			倉庫 7114	
			控室 7114-1	

↓ プール側

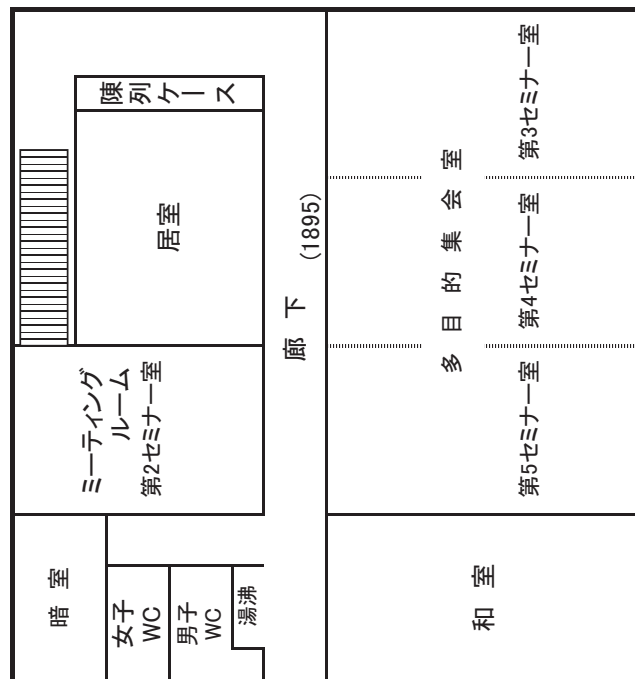
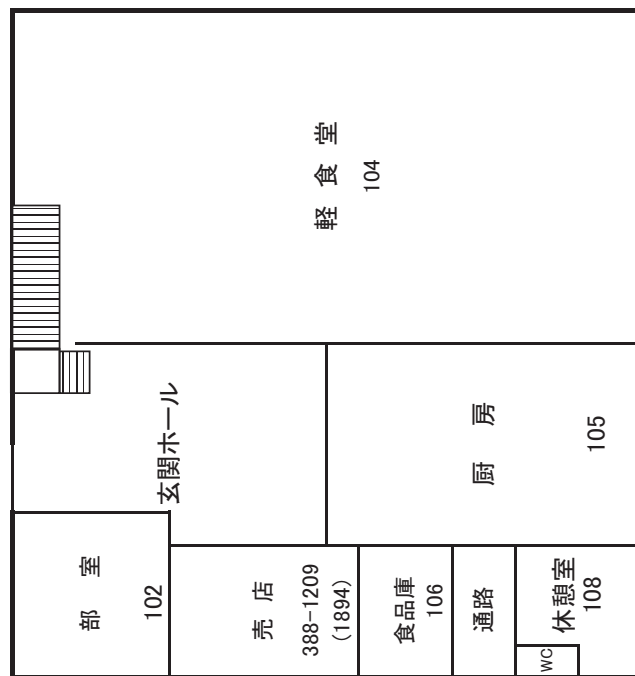
共同研究推進センター



材料分析室



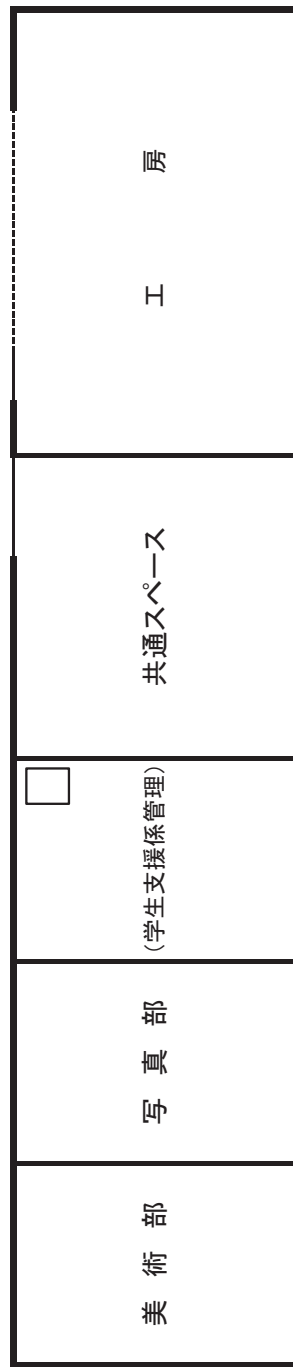
2F



↑
イノベーション
交流プラザ側

第1 体育館側

くらぶハウス



第2体育館側
↓

令和3年度 学生便覧 （令和3年3月発行）

編集・発行 鈴鹿工業高等専門学校 学生課
〒510-0294 三重県鈴鹿市白子町

学生課	教務係	059-368-1731
	入試係	059-368-1739
	学生支援係	059-368-1732
	寮務係	059-368-1734
	図書係	059-368-1733

表紙デザイン	箕浦弘人（電子情報工学科 准教授）
扉イラスト	近藤一之（電気電子工学科 教授）

ホームページ <http://www.suzuka-ct.ac.jp/>



校章の由来

昭和三十七年十月制定された。
頂く山は鈴鹿の峰、
文字のバックは伊勢の海、
エリートを象徴するオリーブ、
その果実は研鑽の稔り^{みの}を
それぞれ表している。

A decorative graphic consisting of numerous white, five-pointed stars of varying sizes, arranged in a curved, arc-like pattern across the upper and right portions of the page. The stars are set against a solid light blue background.

National Institute of Technology (KOSEN), Suzuka College